

第397回須崎市議会3月定例会会議録

---

須崎市告示第4号

平成22年3月3日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

平成22年2月24日

須崎市長 笹岡 豊徳印

---

議事日程

平成22年3月3日（水曜日）午前10時開議

- 第1. 会期の決定について
  - 第2. 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
  - 第3. 市議案第1号～第34号
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

---

出席議員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森田 幹夫君  | 2番 佐々木 学君  |
| 3番 大崎 宏明君  | 4番 西村 泰一君  |
| 5番 山崎 旭郭君  | 6番 高橋 立一君  |
| 7番 吉野 寛招君  | 8番 浜 憲司君   |
| 9番 北沢 一男君  | 10番 海地 雅弘君 |
| 11番 大崎 稔君  | 12番 竹下 雅典君 |
| 13番 横山 倫雄君 | 14番 植村 俊一君 |
| 15番 寺村 昇君  | 16番 堅田 健一君 |
| 17番 豊島美代子君 | 18番 森光 英二君 |
- 

説明のため出席した者

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 市 長 笹岡 豊徳君      | 副 市 長 高橋 道雄君      |
| 会 計 管 理 者 石川 強君 | 総 務 課 長 中谷 卓也君    |
| 企 画 課 長 細木 忠憲君  | 人権交流センター所長 山崎 洋子君 |

税 務 課 長 兼

嶋崎 昭君

市 民 課 長 近藤 富史君

固 定 資 産 評 価 員

健 康 福 祉 課 長 岡崎 和雄君

環 境 保 全 課 長 和田 孝二君

産 業 課 長 堅田 幸男君

建 設 課 長 西森 央君

住 宅 課 長 梅原 康司君

福 祉 事 務 所 長 植田 裕次君

水 道 課 長 岡田 要助君

教 育 委 員 会 委 員 長 古谷 好弘君

教 育 長 小野 廣行君

学 校 教 育 課 長 高和 佳夫君

生 涯 学 習 課 長 土居 信一君

---

事務局職員出席者

局 長 田部 孝君

次 長 秋沢美津子君

主 幹 谷脇 弘君

---

午前10時 開会

○議長（森光英二君） ただいまから第397回須崎市議会3月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会期の決定

○議長（森光英二君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森光英二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番大崎宏明さん、4番西村泰一さん、5番山崎旭郭さん、以上3名の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（森光英二君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 田部孝君登壇〕

○事務局長（田部孝君） おはようございます。御報告を申し上げます。

市長より、今期定例会に付議するため市議案第1号から第34号までの34議案の提出があり、過日お手もとに配布いたしております。

今期定例会に説明員として、議長より、市長と教育委員会委員長並びにその委任を受けた者に対しましては今議会中、農業委員会会長には一般質問の期間中、それぞれ出席を要請いたしております。

監査委員より、平成21年11月と12月、22年1月分の例月出納検査の報告がありました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正であるとの報告でございます。

また、地方自治法第180条第2項に基づく専決処分の報告もあっております。

次に、意見書の処理結果の報告です。第396回12月定例議会で議決されました議会議案第16号くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書、第17号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書、第18号地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書、第19号義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担率2分の1復元を求める意見書、第20号住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書、第21号障害者自立支援法の応益負担の即時廃止と障害者福祉の充実を求める意見書につきましては、平成21年12月17日付で、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係する大臣に提出をいたしております。

次に、議長会並びに各種の報告であります。全国高速自動車道市議会協議会の会議報告書を議席に配布いたしております。議案書等、会議の資料につきましては第1委員会室に備えておりますので、御覧いただきたいと思っております。

須崎市議会会議規則第163条第1項により、閉会中に議員の派遣を行いましたので、その報告書をお手もとにお配りをしております。

また、12月議会以降の議会日誌も議席に配布いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

---

須総発第 56 号

平成22年2月24日

須崎市議会議長 森光 英二 様

須崎市長 笹岡 豊徳 

議案送付について

平成22年3月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- 市議案第 1号 すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 市議案第 2号 須崎市営バス設置及び運行条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 3号 須崎市課設置条例等の一部を改正する条例について
- 市議案第 4号 須崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 5号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例について

- 市議案第 6 号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 7 号 須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 8 号 須崎市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 9 号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 10 号 須崎市立公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 11 号 平成 22 年度須崎市一般会計予算について
- 市議案第 12 号 平成 22 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 市議案第 13 号 平成 22 年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 市議案第 14 号 平成 22 年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 市議案第 15 号 平成 22 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 市議案第 16 号 平成 22 年度須崎市老人保健特別会計予算について
- 市議案第 17 号 平成 22 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 市議案第 18 号 平成 22 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 市議案第 19 号 平成 22 年度須崎市下水道事業特別会計予算について
- 市議案第 20 号 平成 22 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 市議案第 21 号 平成 22 年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 市議案第 22 号 平成 22 年度須崎市水道事業会計予算について
- 市議案第 23 号 平成 21 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 24 号 平成 21 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 市議案第 25 号 平成 21 年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 26 号 平成 21 年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 27 号 平成 21 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 市議案第 28 号 平成 21 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 市議案第 29 号 平成 21 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 市議案第 30 号 市道路線の廃止について
- 市議案第 31 号 市道路線の認定について
- 市議案第 32 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 市議案第 33 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 市議案第 34 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

日程第 3 市議案第 1 号から第 34 号

○議長（森光英二君） 日程第 3、市議案第 1 号から第 34 号までの 34 議案を一括議題といたします。

### △提案趣旨説明

○議長（森光英二君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の中を御出席いただき開会できましたことを厚くお礼を申し上げます。

まず、南米チリの大地震に伴う津波襲来につきまして、御報告をさせていただきます。

2月27日、南米チリで発生しましたマグニチュード8.8の大地震につきまして、気象庁より翌日の28日午前9時33分、高知県に津波警報が発令されました。

本市におきましても、この津波襲来に備えるため、警報時刻と同時刻に災害対策本部を設置いたしました。災害対策本部におきましては、まず人命を第一に考え、早い段階において市民に安全な場所への避難を呼びかけることとし、正午に避難勧告の発令を行いました。

避難勧告は、安和、新荘、須崎、多ノ郷、浦ノ内、南地区の合計7,203世帯、1万6,233人を対象として発令するとともに、須崎市防災計画に基づき避難所を開設いたしました。

本市に到達しました津波につきましては、当初、津波到達予定時刻が午後2時30分とされておりましたが、第1波目が到達したのが午後3時44分となり、津波の高さとしては40センチが観測されました。その後、第2波、第3波と津波が到達しましたが、ちょうど満潮時刻が近かったこともあり、被害の発生を心配しましたが、幸いなことに市内での人的被害報告はありませんでした。

しかし、午後7時42分に観測されました津波の高さが1メートル20センチとなり、昭和35年のチリ地震津波以降、県内で観測された津波としては最大級となりました。毎年12月には地震防災訓練を実施し、津波発生時の対応を検証しておりますが、この度の津波対応から、まさに多くの問題点や課題が与えられたものと考えております。

今後は、この度の経験を生かし、近い将来、襲来が現実視される東南海・南海地震への備えに万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本定例会には、条例制定議案や平成22年度当初予算案など、34議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

まず、平成22年度の須崎市の予算についてであります。長引く経済不況の影響で、我が国の経済は、大手企業の大規模な収益の落ち込みなど景気の悪化が顕在化しており、失業率が高水準で推移するなど、大変厳しい状況にあります。

本市におきましても法人市民税をはじめとする市税の大幅な減収が予想され、自主財源の確保が困難な状況となっており、平成22年度の予算編成に当たりましては、昨年策定されました第7次須崎市行政改革大綱の趣旨を踏まえ、財政収支の健全化を目指し、決意を新たにして行政改革を推進するとともに、限られた財源を効率的に配分したところであります。

平成22年度の予算を事業別に見ますと、経済不況による失業者の増加など厳しい雇用情勢に対応するため、緊急雇用創出臨時特例基金事業費及びふるさと雇用再生特別基金事業費として1億399万円、まち全域がサービスエリア構想の具体的事業を展開するために884万円を計上

いたしております。

また、少子化対策として、引き続き子育て支援金などの各施策を継続するとともに、18歳に達する日の年度末までの年齢の子供3人以上を養育している世帯の経済的負担を軽減するために、第3子の保育料を就学前まで無料化する多子世帯保育料軽減事業費といたしまして3,219万円を計上いたしております。

南海地震に備えた防災対策推進施策としましては、継続事業といたしまして、災害時の避難道としての機能を持ち、港周辺のにぎわい創出や商店街の再生につながるものとして、南北道路整備事業費に2億2,180万円、桐間地区へ建設を予定しております防災活動支援施設整備費として3,200万円、新荘小学校及び須崎中学校の耐震診断業務委託として620万円を計上いたしております。

更に、農業振興のための基盤整備事業費といたしまして、レンタルハウス整備事業費に7,060万円、競争力強化生産総合対策事業費に2億1,379万円、また、環境の保全や水源涵養を図るため、環境先進企業との協働の森事業費や高齢林保全緊急間伐支援事業費など、引き続き森林整備に関する施策を総合的に推進することといたしております。

次に、教育施設の整備といたしまして、須崎小学校改築事業費として4億6,567万円、教育課題に対処するため特別支援教育支援員配置事業費、放課後児童対策事業費、放課後子どもプラン推進事業費を増額し、新たに地域ぐるみ学力向上対策推進事業費を計上するなど、教育環境の整備や学力の向上に配慮した予算措置を行っております。

また、平成21年度の国の第2次補正として予算化されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して地域の活性化を図るため、道路整備や教育施設をはじめ公共施設の整備事業などで、平成22年度事業のうち前倒しが可能な事業を合わせ総額1億6,000万円程度を平成21年度補正予算に計上をいたしております。

依然として厳しい財政状況ではありますが、高金利の公的資金補償金免除繰上償還制度の活用による公債費の圧縮と平準化や行政改革の努力、並びに国の補正予算による財源措置を活用した平成21年度事業での実施などにより、財政収支の健全化の道筋も確かなものとなりつつあります。

平成22年度当初予算におきましても、国の地方への財源措置による地方交付税や臨時財政対策債の増額、公的資金補償金免除繰上償還による公債費の減少などにより、昨年度に引き続き財政調整基金及び減債基金を取り崩すことなく予算編成を行うことができました。

しかしながら、経済不況の深刻化、長期化により市税等自主財源の確保も、ますます厳しいものとなっており、今後の財政状況は決して楽観できるものではありません。今後とも行政経費の節減や起債の新規発行額の抑制による公債費の削減など、行政改革を推進し、健全な行財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市の過疎地域の指定についてであります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末で期限切れとなりますことから、新過疎法の制定が今国会で議論されております。今回の新過疎法は、平成22年度から6年間の時限立法となることが、与野党間で合意されているところであります。

また、地域指定の要件の一部が緩和されまして、昭和55年から平成17年までの25年間の人口減少率が17%以上の自治体が追加指定されることになりました。この結果、本市のこの間の人口減少率が18.25%でありますことから、新たに過疎地域に指定されることとなったものであります。

過疎地域に指定をされますと、いろいろな事業で国庫補助金のかさ上げがあるとともに、過疎債を通じた国からの財政支援があります。

基本的には、対象事業への地方債充当は100%可能となり、その元利償還金の70%が後年度地方交付税の算定に反映されることとなっております。

更には、現行法では道路、港湾施設、観光施設、教育施設などハード事業が中心でありましたが、新過疎法においてはソフト事業も追加されまして、地域医療の確保、住民の交通手段の確保、集落の維持活性化などの事業も対象となる予定であります。

こうしたことから、過疎地域に指定されたということは、一抹の寂しさはありますものの、財政面では大きなメリットがあると考えておりますので、地域の元気をつくり出す施策の展開を進めていきたいと思っております。

今後、新過疎法が成立しますと、国から過疎地域自立促進方針及び作成要領が示されますので、それに基づきまして議会とも相談しながら、本市の過疎自立促進計画の策定をしまいたいと考えております。

次に、中心市街地における公共施設のあり方、及び消防庁舎の総合保健福祉センターへの移転についてであります。

統合保育園建設後の公民館、図書館などを含めました中心市街地の公共施設のあり方につきましては、平成22年度より検討会を立ち上げ、方向づけをしまいたいと考えております。

また同時に、消防庁舎の総合保健福祉センターへの移転につきましても、議員の皆様からいろいろな視点で御意見をいただいておりますが、平成22年度早々には検討会を立ち上げ、詰めの作業を進めてしまいたいと考えております。

次に、漂流物対策についてであります。

漂流物対策につきましては、須崎港における地震津波発生時の木材や船舶等の漂流物対策が課題となっており、須崎市津波防災・漂流物対策専門委員会において検討、審議してまいりました。

その中で木材の固縛につきましては、木材工業団地が実施主体となり、昨年度より1か所で試験的に実施し、その実効性を検証してまいりました。また、防御ラインにつきましては、固縛した木材の一部が流出した場合やその他の漂流物対策として設置することといたしておりますが、この事業の実施に当たりましては国、県、市、地元関係機関が情報の共有化を図り、漂流物対策連絡調整会議を設置し、検討してまいりました。

この調整会議におきまして、防御ラインの設置は国の直轄事業で行うよう強く要望してまいりましたが、この度国土交通省四国地方整備局が、国の社会実験として実施することとなりました。

固縛の社会実験につきましては、これまでの本市で実施してきた固縛の取り組みをもとに改良されたものを設置し、実効性や作業性の検証を行い、そして津波バリアの実験では、県の薫蒸施設や防潮堤及び木材工業団地臨海部に設置した上で、力学試験や作業性、施工性及び長期耐久性

等の検証を行い、また、海岸保全上の効用が期待される須崎駅東側においても検討すると伺っております。

津波バリアは、直径600ミリ程度の端部支柱と、その間に5メートルピッチで打ち込まれる直径300ミリ程度の中間支柱から成り、支柱と支柱の間にワイヤーを張ったものであるとの説明を受けております。今回、国の社会実験で直轄により実施されますことは、本市の漂流物対策の取り組みが大きく評価されたものと考えており、ここにおいても市民の皆さんの安心、安全につながる地震津波対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、電子計算システムの広域での利用についてであります。

平成17年4月から使用してきました住民情報システムは、平成24年4月の外国人登録制度の法改正に伴い、そのサポートが終了となることから、新システムの導入について検討してまいりました。これまでもシステムの更新には多額の経費を要してきた上、導入後においても制度改正等の度に多額の経費を要してきたところであります。

このことから、庁内電算システム検討会では、近隣市町に共同導入等の呼びかけを行い、システムの広域での調達を目指すことが有効であるとの結論に達しました。これは、広域で導入することにより行政需要の高度化、専門化に対応しつつ、コスト削減と事務の標準化、効率化を図ることができるとの判断によるものであります。

このため高知県分権広域行政課の意見も聞きながら、昨年9月に高幡5市町及び土佐市に、共同して利用できないか呼びかけを行ってまいりました。この結果、梶原町を除く5市町が参加し、サービス利用型のシステム導入を行うことで、関係副市町長会において基本的な合意をいたしました。現在、各市町の事務担当者により仕様書の作成に向けた条件整備を行っているところであります。

本年4月には関係市町で組織する電算協議会を設置し、具体的な条件を盛り込んだ仕様書を作成、業者の選定作業に入ることにしたいと考えております。そして平成23年10月には移行の作業に入り、24年4月の本稼働を目標に取り組むことといたしており、その運用期間は10年間で予定しております。

今回のサービス利用型のシステム導入は、これまでの機器やシステムを個々の自治体が購入する方式から、共同で同一のサービスを利用し利用料を支払う形態の契約を行おうとするものであり、機器の更新料や保守料が発生しない新たな方式でありますことから、大きなコスト削減効果が期待できるものと判断をいたしております。

次に、マルナカの出店計画についてであります。

第1工区につきまして、埋め立て工事もほぼ終了しましたことから、今後は排水工事、擁壁工事などを行い、6月ごろから店舗建築工事に取りかかり、オープン当初予定から若干遅れましたが本年11月から12月初旬になる見込みと伺っております。

また、第2工区につきましては、農用地区域からの除外や農地転用の手続き、土地計画法に基づきます手続きが必要となってまいりますが、その前段といたしまして、具体的な施設整備内容の計画が必要でありますので、4月以降、確約書に基づきまして、マルナカと調整をしてまいりたいと考えております。

次に、S A T構想の取り組みについてであります。

須崎市まち全域がサービスエリア構想の具体化への取り組みについては、12月議会でも報告させていただいたところであります。その後、西町・中町商店街の取り組みをきっかけに、去る2月27日をS A Tの日と位置づけ、初めての取り組みを行いました。この日には西町・中町商店街のお大師通りを初め、桑田山の雪割桜、上分笹野の大日堂、大谷の楠木鮮魚一、街角ギャラリー、道の駅、桐間の市内7か所で統一してコマーシャルをし、周辺の観光情報の発信とおもてなしを行い、できるだけ須崎を広く楽しんでいただくように、実験的な取り組みを行いました。

当日は、多くの方々に市内をめぐりながら、それぞれの場所でお楽しみいただけたものと考えております。

これ以外にも、市内各地で市民の皆さんによる自発的な活性化の取り組みがなされておりますので、S A Tの日の取り組みの検証を踏まえながら、今後とも更に広がりを持ったものとしてまいりたいと考えております。

平成22年度は、S A T構想の具体化の正念場の年であると考えておりますので、そのために必要な支援策についても、行ってまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例の制定の取り組みについてであります。

自治基本条例の取り組みにつきましては、現在、条例作成市民会議委員の皆さんが主体となって精力的に作業を進め、条例案の作成に取り組んでいただいているところです。

この間、平成19年12月以降、約2年間にわたり会議を重ね、全体会議や各地区会議及び専門会議等も含め、延べ67回、561人の参加による取り組みとなっております。そして本年2月には、前文に始まり、全9章32条で構成された条例案もおおむねまとまりまして、目指すべきまちの姿、市民自治、行政運営等に関する基本的条項や、須崎市らしさをアピールするための固有名詞の使用及び南海地震津波や台風災害に備えた災害対策を具体的に条文として盛り込むなど、まちづくりの指針を包括した構成となっております。

今後、市民会議としては、4月下旬に最終検討を行い、5月下旬の全体確認を経て条例案として御報告いただく予定となっております。

その後、市民の皆さんからも広く御意見、御提言をいただく機会を設けるとともに、議員の皆さんにも御意見をいただきながら、住民自治基本条例の理念を全市民が共有できる、いわゆるまちの憲法として市議会に提案できるよう引き続き取り組みを進めてまいりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、本市の子育て支援策の拡充についてであります。

保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するため、乳幼児医療費公費負担制度につきまして、諸手続きの後、平成22年10月1日から未就学児の医療費を無料化いたします。

その内容につきましては、現在、乳幼児医療費公費負担制度につきまして、高知県の制度に継ぎ足しを行い、未就学児の保険診療自己負担額の全額又は一部を助成しており、入院医療費は全額助成、通院については3歳以上に所得制限が導入されておりましたが、その所得制限の撤廃を行うものであります。

また、多子世帯の保育料軽減策につきまして、4月から多子世帯の保育料を無料化いたします。

これは、18歳に達する日の年度末までの年齢の子供3人以上を養育している世帯について、第3子以降の子供の保育料を、認可保育所、幼稚園、認可外保育施設のいずれについても無料化するものであります。厳しい財政事情であります。須崎市で子育てできてよかったと思える地域づくりを目指したいと考えております。

続きまして、統合保育園についてであります。

統合保育園の建設につきましては、送迎車両の乗り入れが大きな課題でありました。当初は進入道路が狭いため、車のすれ違いに支障があると判断をし、須崎公民館分館跡地に送迎用の駐車場を設け、歩いて登園していただく考えでありましたが、保護者の皆さんの強い御要望もありますことから、新園の敷地内に約10台の乗降用スペースを設けることとした上で、具体的な乗り入れの方法については、更に協議を進めてまいりたいと考えております。

また、統合保育園のサービス内容につきましては、ゼロ歳児保育、一時預かり保育、子育て支援センターなどの設置を考えており、規模は、須崎、西部の両保育園の入所児童数に新たなサービスでの入所児童数を算定して、170人規模を想定しております。

現在、新園の基本構想や基本計画の案を保育現場を含め庁内で検討しておりますので、素案ができましたら保護者の皆さん方とも協議をすることといたしております。今後とも、平成24年4月の開園に向けまして精力的な取り組みを図ってまいりたいと考えております。

次に、横浪黒潮ライン景観アップ大作戦についてであります。

去る2月7日に、横浪黒潮ライン景観アップ大作戦が、多くの団体やボランティアの方々のご協力をいただき実施されました。横浪黒潮ラインは昭和48年に開通しましたが、その後、沿線の木々が成長し、視界が遮られ、不法投棄も目立つようになったことから、浦ノ内地区住民会議が中心になり、4年前から毎年、木の伐採や不法投棄物の回収に取り組んできました。今回で横浪黒潮ラインの土佐市との境までの作業が終了し、ようやく開通当時の景観を取り戻すことができました。今後は、この美しい景観を活用して、浦ノ内地区住民会議やNPOすさきスポーツクラブと連携し、SAT構想とも絡めたイベントの開催などを予定しており、地域の活性化につなげたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました各議案について若干の御説明を申し上げます。

市議案第1号のすさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、地場物産等の展示販売や観光情報の発信を行い、地域産業の活性化を図るため、すさきSAT情報館を設置する条例を制定することについて議決を求めるものであります。

市議案第10号の須崎市立公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例につきましては、西糺町に設置しておりました須崎市立須崎公民館分館につきまして、同館を廃止することに伴い、関係する条例を改正することについて議決を求めるものであります。

これらを含めまして、条例議案を10議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第11号から市議案第22号までの平成22年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の当初予算案と、市議案第23号から市議案第29号までの平成21年度の各会計の補正予算案、合わせて19議案を提出をいたしております。

その他の議案といたしましては、市道路線の廃止、認定に関する議案や、人権擁護委員の候補者の推薦に関する議案など5議案を提出をいたしております。

以上、本定例会に34議案を提出をいたしております。各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、慎重審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

#### △議案説明

○議長（森光英二君） 続いて、議案の説明を求めます。企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 市議案第1号すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書1ページからでございます。

この条例は、まち全域がサービスエリア構想の推進を図るために、桐間地区に建設いたしました施設について、新たに条例の制定をしようとするものであります。

第1条では設置を、第2条では名称及び位置を、第3条では施設を、第4条では開館時間を、第5条では管理を定めております。

また、第6条から第9条では利用の許可等について、第10条から第12条では使用料等について、第13条では原状回復の義務を、第14条では入場の制限を、第15条では損害賠償について定めております。第16条は委任規定で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることといたしております。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第2号須崎市営バス設置及び運行条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書5ページからでございます。

この改正は、中ノ島から文化会館の間を運行しております市営バスに広告枠を設けて、収入の確保を図ろうとするものでございます。

第6条の次に、第7条といたしまして広告枠の設置を規定いたしております。このことから第8条、9条と、第7条を第8条としようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） それでは、市議案第3号須崎市課設置条例等の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書7ページ、8ページでございます。

昨年11月に策定をいたしました平成22年度から3年間を計画期間とする第7次須崎市行政改革大綱を踏まえまして、簡素で効率的な機構、組織づくりを行うため、須崎市課設置条例等の一部を改正し、関係各課等の業務内容の見直しや整理を行うものでございます。

まず、第1条の須崎市課設置条例の一部改正といたしまして、総務課の事務分掌でありました条例第2条第1項中第4号の「情報システム及び」を削り、同条第2項の企画課の事務分掌として加え、健康福祉課の事務分掌でありました同条第6項中第4号の「障害者福祉に関すること」を福祉事務所へ移管するため削ることとし、また、環境保全課の事務分掌であります同条第7項中第1項の「環境衛生に関すること」を、企画課で担当しておりましたクリーンエネルギー関係業務の環境保全課への移管に伴い「環境施策に関すること」と改めるものでございます。

次に、第2条の須崎市福祉事務所設置条例の一部改正といたしましては、障害者福祉に関する業務の健康福祉課から福祉事務所への所管に伴い、条例第2条の所要の規定につきまして整理を行うものでございます。

第3条の須崎市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部改正といたしましては、条例第3条の委員の任期につきまして「委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする」を「2年とし、再任を妨げない」に改め、また、業務移管に伴い、第6条の庶務について「健康福祉課」から「福祉事務所」へ改めようとするものでございます。そして第4条の須崎市障害者自立支援協議会条例の一部改正につきましても、業務移管に伴い、条例第7条の庶務につきまして「健康福祉課」から「福祉事務所」へ改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

次に、市議案第4号須崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書9ページ、10ページでございます。

本条例の一部を改正する条例につきましては、道路交通法の一部を改正する法律、道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が、平成21年4月24日に公布され、一部を除き、平成22年4月19日から施行されることとなりましたので、関係する条例といたしまして、所要の改正を行うものでございます。

具体的な法律改正の概要といたしまして、高齢者社会の進展に伴い、高齢者が自動車を安全に運転し続けられるための支援策の策定が図られたもので、改正法には、高齢運転者等専用駐車区間制度の導入や75歳以上の普通自動車運転者に対する高齢運転者標識表示義務の見直しなどがされております。

条例改正の内容につきましては、条例第2条第2号では、道路交通法の規定に基づきまして違法駐車用語の意義につきまして規定をされておりますが、今回の法律の改正により、新たに第49条の2として、高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規定が加えられましたことから、従来の第49条の2第3項が第49条の3第3項と改められ、また、新たに第49条の4として高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止が加えられましたことにより、所要の改正を行うものでございます。

条例第2条第3号につきましても、同じく道路交通法の規定に基づき改正をするものでございまして、駐車施設用語の意義に、新設をされました第45条の2第1項の高齢運転者標章自動車の停車又は駐車の特例の規定、及び第49条の2の高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規定

を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月19日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第5号須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書11ページから13ページでございます。

本条例改正につきましては、昨年の人事院勧告におきまして超過勤務手当の支給割合の引き上げについての勧告がなされておりますので、この勧告に基づきまして、関係条例といたしまして、須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、12ページ、第1条の須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、当該時間外勤務手当の支給に代わる措置といたしまして、任命権者が超勤代休時間を指定することができるように、第9条の2の次に、超勤代休時間に係る規定の第9条の3を加えるものでございます。

また、12ページから13ページの第2条の須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、先ほど御説明いたしました超勤代休時間に係る規定に関連いたしまして、給与の減額について規定した第11条中「勤務しないときは」の次に「、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する超勤代休時間」を加えますとともに、月60時間を超えて勤務した全時間に対しての超過勤務手当の支給割合を100分の150、深夜時間帯は100分の175とするための所要の改正として、時間外勤務手当について規定した第12条に第4項、第5項、第6項を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第6号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書14ページから25ページでございます。

本条例改正につきましては、退職手当制度の一層の適正化を図るため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されていますが、これは退職者が退職後に在職中のことについて懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った場合は、退職手当の全部又は一部を返納させることができるとする等、支給制限及び返納等の制度を新たに設けたものでございます。

本市におきましても同様の制度とするため、須崎市職員の退職手当に関する条例につきまして、条例中の各条項等について、所要の改正を行うものでございます。

まず、15ページの第2条の2において遺族の範囲及び順位を、また、17ページでは、第11条を改め懲戒免職等処分及び退職手当管理機関についての用語の意義を、そして第12条を改め懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限についてそれぞれ規定するとともに、18ページから22ページにわたります第13条から第15条では、退職手当の支給制限等につい

てを、また22ページから24ページの第17条においては、遺族等の退職手当の返納等について、第18条では退職手当審査会についてそれぞれ規定するなど、所要の改正を行うものでございます。

併せて24ページの附則におきまして、まず附則第1条で、この条例の施行期日を平成22年4月1日とし、附則第2条では経過措置を、また、25ページの附則第3条は、条例改正に伴う条項の変更、附則第4条の須崎市長等の退職手当支給条例の一部改正につきましては、須崎市職員の退職手当に関する条例を準用しております須崎市長等の退職手当支給条例の第6条について整理を行うものでございます。

また、附則第5条におきましては、退職手当の支給制限等の処遇について調査、審議するため新たに退職手当審査会を置くことから、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正し、退職手当審査会委員の報酬について規定をするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（森光英二君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡崎和雄君登壇〕

○健康福祉課長（岡崎和雄君） 市議案第7号須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書26ページ、27ページでございます。

この条例につきましては、少子化対策の一環として多子世帯への施策として第3子以降の就学前の幼児に係る通院医療費の無料化について、平成21年6月定例会において一部改正の議決をいただき、7月1日から施行いたしました。

その時点での高知県が検討した第3子以降の定義につきましては、18歳未満の児童を3人以上養育する世帯の第3子以降の子といたしておりましたが、その後の対象者の変更がございましたので、一部改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、第2条中第5号の「児童 18歳に達する日以降における最初の3月末日までの者をいう。」を削り、このことに伴い第6号を第5号とし、第7号を第6号とする条項を繰り上げ、第4条第1号、ア及びイ中「児童のうち」を削るものでございまして、改正後は18歳にこだわらず、第3子以降の就学前の幼児が対象となります。

附則で、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、市議案第8号須崎市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書28ページ、29ページでございます。

今回の改正につきましては、介護保険法が、大手介護サービス事業者による組織的な介護報酬不正請求事件を契機として、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため必要な改正を行ったもので、条項の大規模な繰り下げがなされました。

このことに伴いまして、本条例につきましては同法の条項を引用していることから改正の必要が生じ改正を行うもので、内容の変更はございません。

第1条中「第115条の39第2項」を「第115条の45第2項」に改め、第3条第2号中

「第115条の38第1項第2号から第5号まで」を「第115条の44第1項第2号から第5号まで」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 植田裕次君登壇〕

○福祉事務所長（植田裕次君） 市議案第9号保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書30ページから31ページでございます。

今回の条例改正につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律、平成20年12月3日法律第85号によるもので、題名を保育所における保育に関する条例に改め、第1条中の「保育の実施」を「保育所における保育」とし、第2条の見出しを「(保育所における保育を行う基準)」に、同条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改めるものでございます。

これは、保育の実施とは、保育所における保育と家庭的保育事業による保育、いわゆる保育ママと呼ばれる居宅で保育する事業とをあわせた総称となるため、今回の改正により、家庭的保育事業を含まない趣旨であることが読み取れるように改正を行ったものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（森光英二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） 市議案第10号須崎市立公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例について御説明をします。

議案書32ページから33ページになります。

この条例は、須崎公民館分館の廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

第1条では、須崎市立公民館設置条例の一部改正といたしまして、第2条第2項にあります須崎市立須崎公民館分館を削除しようとするものでございます。

第2条では、須崎市立公民館及び学校使用条例の一部改正といたしまして、別表第1中から須崎市立須崎公民館分館の使用料表を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

どうかよろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 市議案第11号平成22年度須崎市一般会計予算について御説明をいたします。

平成22年度の予算編成方針及び財政の資料につきましては、お手もとに配布をいたしておりますので御参照いただきたいと思います。

平成22年度の予算は、歳入では、地方交付税及び臨時財政対策債において、財政状況の厳しい地域に、重点的に配分を行い雇用創出や地域の元気回復のための財政措置が行われたこと等によりまして、前年度より増額となっておりますが、厳しい経済状況の影響で市税等の収入は減少する見込みで、一般財源総額では対前年度比0.4%の減となる見込みでございます。

また、歳出におきましては、行政改革を着実に実行しつつ行政経費の節減を図るとともに、限られた財源を効率的に重点事項に集中した予算編成としたところでございます。

別冊予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度の一般会計予算の総額は121億円となっております。前年度と比較しますと1億4,000万円、1.1%の減となっておりますが、新しく子ども手当が支給されることなどにより、扶助費が3億5,938万6,000円の増、須崎小学校の改築事業費として4億6,566万7,000円を計上したことなどにより普通建設事業費が5億71万4,000円の増となっておりますが、定年退職者数の減少等によりまして人件費が2億1,515万8,000円の減となったことや、補償金免除繰り上げ償還の関係で公債費が大幅に減少したことなどから1.1%減少いたしております。

まず、歳出から御説明いたします。5ページから6ページ、第1表歳入歳出予算の歳出をお開きいただきたいと思います。

なお、各款にわたります人件費につきましては、91ページからの給与費明細書を、債務負担行為につきましては96ページからの調書を、地方債の残高につきましては99ページの調書をそれぞれ御覧いただきたいと思います。

まず、第1款議会費では、人件費等の減によりまして前年度より2.4%減、1億2,868万1,000円となっております。

第2款総務費では、防災対策費や選挙費、統計調査費の増はございますが、定年退職者数の減少等によりまして人件費が減額となったことなどによりまして、前年度より12.2%減の9億5,399万2,000円となっております。

第3款民生費では、障害者自立支援給付費、子ども手当事業費、生活保護費等の増加によりまして、前年度より9.6%増、45億4,214万4,000円となっております。

第4款衛生費では、予防費等の増額はございますが、高幡東部清掃組合負担金など清掃費の減などによりまして、前年度より3.4%減の8億6,266万円となっております。

そして第5款労働費は、国の緊急雇用対策に対応し、緊急雇用創出臨時特例基金事業費及びふるさと雇用再生特別基金事業費として、前年度比8,218万8,000円増の1億398万8,000円を計上いたしております。

そして第6款農林水産業費では、林業費や水産業費の減額はございますが、競争力強化生産総合対策事業費やレンタルハウス整備事業費の増などから、前年度より45.9%増の5億9,468万4,000円となっております。

そして第7款商工費は、来夢来渡フェア事業補助金やコミュニティ助成事業費の増などから、前年度より14.5%増、4,038万5,000円となっております。

そして6ページでございますが、第8款土木費では、地籍調査事業費などの増額もございますが、街路事業費や道路新設改良費、国県工事負担金等の減額によりまして、前年度より18.1%

減、9億4,697万4,000円となっております。

第9款消防費は、高幡消防組合負担金の減などから、前年度より6.4%減、3億5,758万4,000円となっております。

そして10款教育費でございますが、定年退職者数の減少等によりまして、人件費の減などもございますが、須崎小学校改築事業費の増などによりまして、前年度より61.5%増の10億9,089万9,000円となっております。

第11款災害復旧費は、前年同額の7,400万円計上いたしております。

そして第12款公債費は、通常の償還元利、補償金免除繰上償還元金がともに減少したことによりまして、前年度より25.9%減、23億8,226万円となっております。第13款諸支出金は、巡航船事業特別会計及びバス事業特別会計への繰出金で1,174万9,000円となっております。

第14款予備費といたしまして1,000万円を計上いたしております。

次に、これらに充当いたします財源につきましては、2ページからでございますが、第1款市税につきましては、前年度より6.6%減、26億87万円となっております。

第2款地方譲与税は前年度より8.6%減、1億2,800万円、第3款利子割交付金は800万円、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金は、ともに100万円となっております。

第6款地方消費税交付金は前年同額の2億2,300万円、第7款ゴルフ利用税交付金につきましても、前年同額の600万円となっております。

そして第8款自動車取得税交付金は2,000万円、第9款地方特例交付金は、子ども手当創設に伴いまして3,200万円の増額となっております。

第10款地方交付税は、普通交付税を39億3,500万円、特別交付税を6億1,000万円見込みまして、合計で45億4,500万円、1.9%の増と見込んでおります。

第11款交通安全対策特別交付金は380万円、第12款分担金負担金につきましては、多子世帯保育料負担軽減対策に伴いまして、児童措置負担金が減となったことなどから16.8%減の1億5,860万5,000円、第13款使用料及び手数料は3%減の2億791万6,000円となっております。

そして第14款国庫支出金につきましては、子ども手当給付費負担金や須崎小学校改築事業に伴います安心・安全な学校づくり交付金の増などから、23.9%増の19億97万7,000円となっております。

第15款県支出金は、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金など労働費県補助金や競争力強化生産総合対策事業費補助金の増などから、49%増の10億4,238万1,000円となっております。

そして第16款財産収入は855万円、第18款繰入金は1,089万円となっております。

そして4ページでございますが、第21款市債は、臨時財政対策債の方は伸びておりますが、補償金免除繰上償還借換債の大幅な減額などによりまして、35%減の11億780万円となっております。

次に、7ページの債務負担行為でございますが、庁内ネットワーク更新事業、戸籍管理システム機器更新事業、エコサイクルセンター建設資金負担金の3件につきましては、表記載の期間、限度額で債務負担行為を行おうとするものでございます。

次に、第3表、地方債でございますが、総額で11億780万円の起債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

なお、1ページの第4条では一時借入金の限度額を、第5条では歳出予算の流用について定めております。詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 市議案第12号平成22年度須崎市巡航船事業特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成22年度須崎市特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条で、予算の総額を3,056万2,000円と定めております。第2条で、一時借入金の最高額を1,000万円といたしております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございますが、第1款巡航船事業費を3,006万2,000円、第2款予備費を50万円計上いたしております。これらに充当いたします財源といたしまして、歳入では第1款事業収入で巡航船の運賃収入を253万8,000円見込んでおまして、第2款国庫支出金1,159万8,000円、第3款県支出金を1,041万8,000円、それぞれ見込んでおります。不足いたします財源といたしまして、第4款一般会計の繰入金を600万8,000円措置いたしております。

なお、詳細につきましては、3ページからの事項別明細書を、人件費につきましては8ページからの給与費明細書を御参照いただきたいと思います。

続きまして、市議案第13号平成22年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書の11ページをお開き願いたいと思います。第1条で予算の総額を1,271万3,000円、第2条で一時借入金の最高額を1,000万円と定めることといたしております。

次に、12ページを御覧いただきたいと思います。まず歳出でございますが、第1款バス事業費を1,221万3,000円、第2款予備費を50万円計上いたしております。

これらに充当いたします財源といたしまして、歳入では第1款事業収入でバスの運賃収入を660万円、第3款諸収入、荷物運搬収入あるいは広告料収入等を37万2,000円見込んでおります。

不足する財源につきましては、第2款一般会計からの繰入金を574万1,000円措置いたしております。

なお、詳細につきましては、13ページからの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） まだ説明中ではありますが、この際10分間休憩いたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次説明を求めます。学校教育課長。

〔学校教育課長 高和佳夫君登壇〕

○学校教育課長（高和佳夫君） 市議案第14号平成22年度須崎市スクールバス特別会計予算につきまして、御説明いたします。

別冊平成22年度特別会計予算書の17ページを御覧いただきたいと思います。

第1条で予算の総額を644万8,000円と定め、第2条で一時借入金の最高額を600万円といたしております。

次に、18ページでございます。まず歳出でございますが、第1款スクールバス事業費を552万8,000円、第2款公債費42万円、第3款予備費50万円を計上いたしております。

これらに充当いたします財源といたしましては、歳入では第1款使用料及び手数料を147万円見込みまして、第2款繰入金で、一般会計から497万8,000円を繰り入れすることといたしております。

詳細につきましては、19ページから事項別明細書、22ページには地方債の現在高調書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 市民課長。

〔市民課長 近藤富史君登壇〕

○市民課長（近藤富史君） 市議案第15号平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明をいたします。

別冊の平成22年度須崎市特別会計予算書23ページからでございます。

予算の基礎となります一般被保険者は4,618世帯、8,159人、退職被保険者は213世帯、444人、合計4,831世帯、8,603人、介護保険第2号被保険者は3,370人と推計をいたしております。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億3,173万7,000円と定めております。前年度当初予算比で見ますと1.22%、予算総額で4,103万6,000円の減という予算編成となっております。第2条で一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定め、第3条では、地方自治法の定めにより予算の項の間で流用を認めるものとして、保険給付費に計上いたしました予算額で、そこに過不足が生じた場合に流用できるものと定めております。

それでは、まず、25ページの歳出から御説明をいたします。

第1款総務費は職員の人件費や保険証発行の経費、国保連合会への負担金、国保税を収納するために必要な経費、国保運営協議会の経費など1億965万5,000円を計上いたしております。

す。

第2款保険給付費は22億373万5,000円で、内訳といたしまして療養諸費が19億3,955万5,000円、高額療養費2億4,610万円、移送費20万円、出産育児諸費1,638万円、葬祭諸費150万円を計上いたしております。

第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金に係る事務費拠出金でございます。3億5,616万9,000円を計上いたしております。

第4款前期高齢者納付金等は63万6,000円を計上いたしております。

第5款老人保健拠出金は721万9,000円を計上いたしております。

第6款介護納付金納付金は1億6,202万9,000円を計上いたしております。

第7款共同事業拠出金は、一定の金額を超えた医療費の一部が国保連合会から交付される事業への拠出金でございます。4億5,149万3,000円を計上いたしております。

第8款保健事業費は、特定健診、特定保健指導に必要な経費、高額療養費貸付事業費等でございます。2,793万5,000円を計上いたしております。

第9款基金積立金は36万円を計上いたしております。第10款公債費は一時借入金利子として50万円を計上いたしております。

第11款諸支出金は国保税の還付金等200万6,000円を計上いたしております。

第12款予備費は1,000万円を計上いたしまして、歳出予算の総額を33億3,173万7,000円といたしております。

続きまして、24ページの歳入につきまして御説明をいたします。

第1款国民健康保険税は、医療分、介護分、後期高齢者支援分での課税となっております。6億8,502万3,000円を計上いたしております。

第2款使用料及び手数料は主に督促手数料でございます。80万1,000円を計上いたしております。

第3款国庫支出金は9億9,489万3,000円を計上いたしております。そのうち国庫負担金は6億5,603万1,000円で、療養給付費等負担金が6億3,401万8,000円、高額医療費拠出金負担金が1,665万円、特定健診審査等負担金536万3,000円でございます。国庫補助金は3億3,886万2,000円を計上いたしております。

内訳といたしまして、財政調整交付金3億3,671万円、介護従事者処遇改善臨時特例交付金137万2,000円、出産育児一時金補助金78万円となっております。

第4款療養給付費等交付金は退職被保険者の医療費に係る支払基金からの交付金1億3,161万7,000円を計上いたしております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳以上74歳までの医療費に係る保険者間の財政調整をするために設けられたものでございまして、6億5,000万7,000円を計上いたしております。

第6款県支出金は1億4,784万3,000円計上いたしております。内訳といたしまして、県負担金は高額医療費拠出金への県負担分として国庫負担分と同額の1,665万円、特定健診等負担金536万3,000円、県補助金は財政調整交付金1億2,583万円を計上いた

しております。

第7款共同事業交付金は4億5,149万3,000円計上いたしております。

第8款財産収入は基金の利子収入ですが、36万円計上いたしております。

第9款繰入金是一般会計からの繰入金でございます、保険基盤安定繰入金など2億5,979万9,000円計上いたしております。

第10款繰越金は1,000円計上いたしております。

第11款諸収入は国保税延滞金や第三者傷害医療費納付金、高額療養費貸付金受け入れなどに990万円を計上いたしております、歳入予算の総額を33億3,173万7,000円といたしております。

以上でございますが、なお、詳細につきましては、27ページから46ページに事項別明細書、給与費明細書を添付いたしておりますので御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、市議案第16号平成22年度須崎市老人保健特別会計予算につきまして御説明をいたします。

別冊特別会計予算書47ページからでございます。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173万3,000円と定め、第2条で一時借入金の借り入れの最高額を100万円といたしております。

48ページの歳出から御説明をいたします。

第1款総務費2万2,000円は事務経費を計上いたしております。

第2款医療諸費121万円は、平成20年3月診療分までの月おくれの請求に対する医療給付費、医療支給費及び審査支払い手数料を計上いたしております。

第3款諸支出金は、国及び県負担金並びに支払基金への平成21年度分の医療費償還金として1,000円を計上いたしました。

第4款予備費に50万円を計上いたしまして、歳出予算の合計を173万3,000円といたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明いたします。

第1款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を53万2,000円計上いたしました。

第2款繰越金は1,000円を計上いたしました。

第3款諸収入は、第三者納付金、医療費返納金といたしまして120万円を計上いたしました。

以上で歳入予算の合計を173万3,000円といたしております。

なお、詳細につきましては、49ページから53ページに事項別明細書を添付いたしておりますので御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、市議案第17号平成22年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明いたします。

別冊特別会計予算書55ページからでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,162万7,000円と定め、第2条で一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしております。

56ページの歳出から御説明をいたします。第1款総務費1,849万8,000円は、職員

の person 費や保険証発行の諸経費、電算事務の負担金及び保険料徴収のための経費等を計上いたしました。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料納付金1億9,908万円及び基盤安定事業費納付金9,334万7,000円、合わせまして2億9,242万7,000円を計上いたしております。

第3款諸支出金は、過年度分保険料に係る還付金等でございまして、20万2,000円を計上いたしました。

第4款予備費につきましては50万計上いたしまして、歳出予算の合計を3億1,162万7,000円といたしております。

続きまして、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料1億9,898万円を計上いたしました。

前年度当初予算比で403万3,000円の減額でございます。予算計上に当たりましては高知県後期高齢者医療広域連合から通知を受けました資料に基づくものでございますが、平成22年度及び平成23年度の新しい保険料率につきましては、3月27日に開催をする予定の広域連合議会におきまして決定をされることになっております。

第2款使用料及び手数料は、督促手数料等で10万1,000円を計上いたしております。

第3款繰入金1億1,224万3,000円は、一般会計からの事務費繰入金、保険基盤安定繰入金を計上いたしております。

第4款繰越金は1,000円を計上いたしております。

第5款諸収入は、保険料還付金等30万2,000円を計上いたしております。歳入予算の合計を3億1,162万7,000円といたしております。

以上でございますが、なお、詳細につきましては、57ページから64ページに事項別明細書、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森光英二君） 住宅課長。

〔住宅課長 梅原康司君登壇〕

○住宅課長（梅原康司君） 市議案第18号平成22年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

別冊特別会計予算書の65ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,670万8,000円と定めております。

歳出では、第1款事業費、第1項住宅新築資金等貸付事業費に、これは住宅新築資金等償還推進助成事業費でございますが、559万1,000円、第2款公債費に1億5,111万7,000円を計上いたしております。

歳入では、第1款県支出金、第1項県補助金194万1,000円、第2款財産収入、第1項財産運用収入に、これは財政調整基金の利子収入でございますが、1,000円、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入、内訳といたしましては現年度分6,262万円、過年度分9,214万

6,000円の合計1億5,476万6,000円を計上いたしております。

また、一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。

なお、詳細につきましては、67ページからの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 市議案第19号平成22年度須崎市下水道事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

別冊特別会計予算書の71ページからでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億2,604万8,000円と定めようとするものでございます。第3条では、一時借入金の借入れの最高額は1億円といたしております。

次に、72ページの歳出から御説明申し上げます。

第1款下水道費2億2,327万9,000円につきましては、下水道施設維持管理に係る下水道総務費が8,547万9,000円、下水道施設整備に係る下水道建設費が1億3,780万円となっております。

この下水道建設費の内訳は、平成19年度から継続して取り組んでおります浜町ポンプ場築造工事が1億1,890万円、新年度に高知県が行う県内の汚水処理構想の見直しに伴い、本市における下水道事業計画を見直し、効率化計画を策定する事業費が1,460万円、そしてSAT構想とも関連をします桐間の調整池親水公園整備基本設計事業費が330万円、そして污水管の管きょ改良工事等の単独事業100万円となっております。

第2款公債費4億226万9,000円は、長期債の元利償還金でございます。第3款予備費につきましては50万円を計上いたしております。

これらに対します財源の主なものといたしましては、第2款使用料及び手数料が1,702万8,000円、第3款国庫支出金が6,720万円、第5款繰入金が3億4,451万8,000円、第7款市債が1億9,690万円となっております。

次に、73ページ、第2表地方債は、限度額を1億9,690万円以内、利率4.5%以内といたしております。

なお、詳細につきましては、74ページ以降の事項別明細書等を御参照いただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 市議案第20号平成22年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

別冊予算書の83ページ、84ページでございます。第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,260万4,000円と定めるものでございます。

歳出から御説明いたします。1款中ノ島漁業集落排水事業費505万円、内訳は施設の維持管理を行うための漁業集落排水事業費が289万4,000円、公債費が215万6,000円と

なっております。

2款池ノ浦漁業集落排水事業費705万4,000円、内訳としまして、漁業集落排水事業費が164万3,000円、公債費が541万1,000円となっております。3款予備費は50万円を計上いたしております。

歳入につきましては、1款使用料及び手数料が250万8,000円、2款財産収入3万5,000円、3款繰入金1,006万1,000円となっております。

第2条の一時借入金の最高額は1,000万円と定めております。

詳細につきましては、85ページ以降の事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡崎和雄君登壇〕

○健康福祉課長（岡崎和雄君） 市議案第21号平成22年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

別冊特別会計予算書の89ページからでございます。

介護保険制度につきましては、平成12年に創設されてから10年が経過いたしました。平成22年度の予算の編成に当たりましては、第4期介護保険事業計画の2年次の計画に基づきまして計上いたしております。

第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,871万1,000円といたしております。第2条で一時借入金の借り入れの最高額を2億円とし、第3条は歳出予算の流用について定めております。

それでは、91ページの歳出から御説明いたします。第1款総務費は、職員人件費、介護認定の審査会費など7,131万2,000円を計上いたしております。

第2款保険給付費は20億8,998万円で、前年度比で478万8,000円の増となっております。

第3款地域支援事業費といたしまして、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費5,520万5,000円を計上いたしました。

第4款基金積立金は、財政調整基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金41万3,000円を見込み、第5款公債費は一時借り入れをした場合の利子50万円を見込んでいます。

第6款諸支出金は、償還金及び還付加算金30万1,000円を、第7款予備費として100万円を計上いたしております。

次に、90ページ、歳入でございます。

第1款保険料は第1号被保険者の介護保険料3億1,216万2,000円を見込み、第2款使用料及び手数料12万1,000円は督促手数料などでございます。

第3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金で5億7,776万6,000円を見込んでおります。

第4款支払基金交付金6億3,339万8,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金でございます。

第5款県支出金3億1,928万2,000円は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金でございます。

第6款財産収入は、財政調整基金積立金と介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の利子収入41万3,000円を見込みまして、第7款繰入金3億7,556万7,000円につきましては、一般会計からの繰入金3億4,342万4,000円を、基金繰入金として財政調整基金から2,734万2,000円を、そして介護従事者処遇改善臨時特例基金から480万1,000円を繰り入れ、第8款諸収入は保険料の延滞金などで2,000円を見込んでおります。

なお、詳細につきましては、92ページ以降の事項別明細書及び給与費明細書をごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 水道課長。

〔水道課長 岡田要助君登壇〕

○水道課長（岡田要助君） 市議案第22号平成22年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の1ページからでございます。

第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,590戸、年間総配水量を447万6,000立方メートル、1日平均配水量を1万2,260立方メートルと見込んでおります。

主な建設改良事業の上水道建設事業は2,300万円、上水道改良事業では3,300万円、簡易水道事業では900万円といたしております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は、前年度比で2.9%減の6億2,513万円、支出の第1款事業費用は、前年度比2.4%増の5億8,627万2,000円といたしております。

2ページの第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比11.7%減の6,480万円で、支出の第1款資本的支出は3億760万4,000円で前年度比で4%減でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億4,280万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしております。

次に、第5条、企業債でございます。起債の上限を上水道事業で5,260万円、簡易水道拡張改良事業で900万円、借入金利を4.5%以内と定めるものでございます。

第6条、一時借入金は、その限度額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、3ページの第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を8,980万7,000円とし、第8条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金を2,551万4,000円と見込んでおります。

第9条、棚卸資産の購入限度額は30万円と定めるものでございます。

以上が概要でございますが、なお、4ページ以降には、予算に関する説明書としまして、実施計画、資金計画、その他関係書類を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、市議案第23号平成21年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について御

説明をいたします。

別冊補正予算書の1ページをごらんください。第2条、業務の予定量の補正でございます。

工事費の確定又は見込みによりまして主な建設改良事業の上水道改良事業を1,744万7,000円減額し、合計を5,635万3,000円、簡易水道事業を972万5,000円減額して合計を4,177万5,000円とするものであります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入、第1款事業収益は、営業収益における給水収益の減額、営業外収益における他会計補助金の同額の決算見込みによりまして1,424万8,000円を減額補正をし、総額を6億2,944万7,000円とするものであります。

支出、第1款事業費用は、営業費用の減額、特別損失の増額の決算見込みにより100万円を増額補正し、総額を5億7,487万4,000円とするものであります。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入、第1款資本的収入では、企業債負担金を事業費の確定又は見込みによりまして2,304万2,000円減額補正をし、収入の合計を8,295万8,000円とするものであります。

支出、第1款資本的支出では、建設改良費の確定見込みにより2,717万2,000円減額補正をし、支出の合計を3億2,835万6,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億4,539万8,000円は、過年度損益勘定留保資金と当年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんすることとしております。

次に、第5条企業債の補正でございます。前段申しました理由によりまして企業債を減額することといたしまして、起債総額を7,220万円から4,060万円に変更するものであります。

4ページ以降には、補正予算実施計画書、修正資金計画書等を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） それでは、市議案第24号平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について御説明をいたします。

今回の補正は、決算見込みによります各費目の更正、退職金の計上等によります人件費の更正や、国の2次補正予算の経済活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業費の追加などによるものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

補正の額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ1億5,982万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億7,893万5,000円としようとするものでございます。

まず、歳出から御説明をいたします。3ページから4ページでございますが、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をお開きいただきたいと思います。

なお、各款にわたります職員等の人件費の詳細につきましては、25ページの給与費明細書を御覧いただき、ここでの御説明を省略させていただきたいと思っております。

まず、第2款総務費でございますが、住宅・建築物安全ストック形成事業費に480万円、国庫返還金の384万8,000円、人件費の補正などにより、3,926万6,000円の補正でございます。

第3款民生費は、障害福祉サービス給付費に2,900万円の補正がございますが、決算見込みによります介護保険特別会計繰出金や児童扶養手当事業費、児童運営委託料の減額などにより、310万9,000円の補正でございます。

第4款衛生費は、決算見込みによります母子保健事業費の596万9,000円の減額などにより、523万3,000円の減額補正となっております。

第6款農林水産業費は、野見漁港周辺整備事業費に570万円、きめ細かな漁港環境改善整備事業費に541万5,000円の補正がございますが、農業生産体制強化緊急整備事業費を1,583万8,000円、競争力強化生産総合対策事業費を957万5,000円、レンタルハウス整備事業費を458万5,000円、それぞれ減額補正を行うことなどによりまして、2,176万5,000円の減額補正となっております。

第7款商工費は、きめ細かな観光施設整備事業費に658万6,000円の補正などによりまして、692万4,000円の補正となっております。

第8款土木費は、きめ細かな市単道路等整備事業費に3,000万円、きめ細かな市営住宅維持管理事業費に1,700万円、下水道事業特別会計繰出金に1,279万円の補正などによりまして、6,227万4,000円の補正でございます。

第9款消防費は、高幡消防組合負担金に641万4,000円の補正などによりまして、744万6,000円の補正となっております。

第10款教育費でございますが、小・中学校や社会教育施設におきます経済活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業費の追加などによりまして、4,049万円の補正でございます。

第13款諸支出金につきましては、水道事業会計の繰出金として2,731万4,000円の補正でございます。

これらに充当いたします財源といたしましては、2ページの歳入の方で御説明をいたします。

まず、特定財源といたしまして、分担金負担金を49万円、県支出金を3,325万4,000円、寄附金を21万8,000円、繰入金を43万5,000円、それぞれ減額するとともに、国庫支出金を1億1,660万6,000円、諸収入720万8,000円、市債を2,420万円補正計上をいたしております。また、一般財源といたしまして、地方交付税を4,496万円、繰越金を124万8,000円補正計上をいたしております。

続きまして、5ページ、6ページでございますが、第2表の繰越明許費でございます。きめ細かな調査整備事業をはじめ37事業につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

次に、7ページの第3表、債務負担行為補正でございますが、投票人名簿システム構築事業費及びエコサイクルセンター建設資金負担金につきまして、事業期間等の変更に伴い、今回廃止を

行うものでございます。

次に、同ページの第4表、地方債補正でございますが、一般公共事業の限度額を2億8,320万円に、一般補助施設整備等事業の限度額を1億5,740万円に、一般単独事業の限度額を2億8,850万円に、退職手当債の限度額を1億9,290万円に、それぞれしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、8ページからの事項別明細書等を御覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（森光英二君） 市民課長。

〔市民課長 近藤富史君登壇〕

○市民課長（近藤富史君） 市議案第25号平成21年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明をいたします。

別冊補正予算書の26ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,048万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,919万7,000円とするものでございます。

27ページの歳出から御説明いたします。第2款保険給付費4,170万円の減額につきましては、第1項療養諸費3,620万円の減額、また第2項高額療養費520万円の減額でございます。給付見込みによるものでございます。

第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金1,900万2,000円の減額は、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の確定によるものでございます。

第9款基金積立金につきましては10万6,000円の減額でございます。

第11款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金32万4,000円の増額につきましては、特定健診事業費等の精査による国費等の返還金でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明をいたします。

第3款国庫支出金964万円の減額につきましては、第1項国庫負担金につきまして現年度分及び過年度分の療養給付費負担金の交付見込みによりまして4,938万2,000円を減額、また、高額医療費拠出金負担金につきましても、交付見込みによりまして84万1,000円を減額いたしました。第2項国庫補助金につきましては、普通調整交付金につきまして交付見込みによりまして3,751万2,000円を増額し、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金45万7,000円、また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金261万4,000円を計上いたしました。

第6款県支出金、第1項県負担金につきましては、高額医療費拠出金負担金につきまして、国と同額の84万1,000円を減額いたしました。第2項県補助金168万6,000円の減額につきましては、交付見込みによるものでございます。

第7款共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の確定によりまして4,821万1,000円の減額、第8款財産収入10万6,000円の減額につきましては、財政調整基金の利子見込みによるものでございます。

以上でございますが、なお、詳細につきましては、28ページから34ページに事項別明細書

を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、市議案第26号平成21年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明をいたします。

別冊補正予算書35ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億206万3,000円とするものでございます。

36ページの歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費につきましては、職員人件費につきまして67万円の減額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金82万6,000円の減額につきましては、職員人件費67万円の減額、高知県後期高齢者医療広域連合からの制度の改正内容を広報するための経費及び窓口端末機の増設経費に対する補助金を財源充当することによりまして、事務費繰入金15万6,000円の減額でございます。

第5款諸収入、第3項雑入15万6,000円の増額につきましては、広域連合からの後期高齢者医療制度円滑運営事業補助金を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、なお、37ページから39ページに事項別明細書、給与費明細書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 住宅課長。

〔住宅課長 梅原康司君登壇〕

○住宅課長（梅原康司君） 市議案第27号平成21年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書の40ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,191万1,000円とするものです。

まず歳出では、第1款事業費、第1項住宅新築資金等貸付事業費を1,629万5,000円増額いたしております。

次に、歳入ですが、第1款県支出金、第1項県補助金を1,116万2,000円増額いたしております。

これは償還推進助成補助金の更正1,156万5,000円と貸付助成事業補助金の更正減40万3,000円を合算したもので、県補助金の確定によるものであります。

第2款財産収入、第1項財産運用収入、これは財政調整基金の利子収入ですが、6,000円増額いたしております。

続きまして、第3款諸収入、第2項雑入ですが、滞納処分費として189万8,000円計上いたしております。そして第5款繰入金、第1項基金繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金として322万9,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、42ページからの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 市議案第28号平成21年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明を申し上げます。

別冊補正予算書の45ページでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,279万円を追加し、予算の総額を8億1,250万2,000円としようとするものでございます。

次に、46ページでございますが、歳出につきましては、第1款下水道費1,279万円の補正は、下水道施設管理費を決算見込みにより110万円減額する一方、国の補正予算で措置されましたきめ細かな臨時交付金を活用して、きめ細かな下水道施設等修繕事業費を1,389万円追加しようとするものでございます。

これらに対する歳入につきましては、第5款繰入金で一般会計からの繰入金を1,279万円更正いたしております。

次に、第2表、繰越明許費でございますが、今回の補正予算で計上するきめ細かな下水道施設等修繕事業費1,389万円と浜町ポンプ場築造工事に係ります下水道施設整備事業費5,208万円につきまして、翌年度に繰り越して使用することができるよう措置しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、47ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡崎和雄君登壇〕

○健康福祉課長（岡崎和雄君） 市議案第29号平成21年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊補正予算書49ページからでございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,076万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,864万円とするものでございます。

まず51ページ、歳出から御説明いたします。

第1款総務費は、3項介護認定審査会費15万円の更正減、第2款保険給付費7,755万円の更正減は、第1項介護サービス等諸費と、2項介護予防サービス等諸費の減額と、3項その他諸費、第4項高額介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費の増額によるものでございます。第6款諸支出金306万1,000円は、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金の更正減でございます。

次に、50ページ、歳入についてでございます。

第1款保険料は、1項介護保険料474万9,000円の更正減、第3款国庫支出金は、1項国庫負担金と2項国庫補助金2,734万4,000円の更正減、第4款支払い基金交付金2,326万5,000円の更正減、第5款県支出金は、1項県負担金と2項県補助金で1,198万9,000円の更正減、第7款繰入金は、1項一般会計繰入金と2項基金繰入金1,341万4,000円の減額によるものでございます。

以上ですが、詳細については、52ページからの事項別明細書を御参照ください。以上でございます。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 市議案第30号市道路線の廃止につきまして御説明を申し上げます。

議案書の53ページでございます。

別冊廃止路線調書に記載の6路線を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、高速道路関連で整理を行うものが竹崎下村線、下村4号線、角谷1号線の3路線、そして現状に合わせた整理を行うものが妙見町24号線と新汐田3号線の2路線、そして新潮田4号線は桐間地区の一体的な土地利用を図るために廃止しようとするものでございます。

続きまして、市議案第31号市道路線の認定につきまして御説明を申し上げます。

議案書の54ページでございます。

別冊認定路線調書に記載の13路線を認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、馬路5号線と刈谷1号線は、県道浦ノ内・仏坂・多ノ郷停車場線の改良に伴いまして、県から移管を受ける予定のもの、そして灰方17号線から灰方21号線までの5路線は、県道須崎仁ノ線の改良に伴い、県から移管を受ける予定のもの、そして竹崎下村線、時包3号線、下村4号線、角谷1号線の4路線は高速道路関連で整理を行うもの、そして新汐田3号線は現状に合わせた整理を行うもの、そして新汐田4号線は、桐間地区の一体的な土地利用を図るためのものでございます。以上でございます。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） 市議案第32号から第34号までを一括して御説明いたしたいと思っております。いずれも、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

議案書55ページからであります。

市議案第32号につきましては、須崎市浦ノ内灰方167番地1、井上一彦さんを、市議案33号では、須崎市原町2丁目4番15号、西川明美さんを、そして市議案第34号では、須崎市南古市町13番24号、谷口ひとみさんを人権擁護委員の候補者に推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3号の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（森光英二君） 以上で議案の説明は終わりました。

---

○議長（森光英二君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月8日までの5日間は、議案下審査等のために休会し、3月9

日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から5日間は休会することに決しました。

3月9日の日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時17分 散会

## 第397回須崎市議会3月定例会会議録

### 議事日程

平成22年3月9日(火曜日)午前10時開議

#### 第1. 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1. 一般質問

---

### 出席議員

1番 森田 幹夫君	2番 佐々木 学君
3番 大崎 宏明君	4番 西村 泰一君
5番 山崎 旭郭君	6番 高橋 立一君
7番 吉野 寛招君	8番 浜 憲司君
9番 北沢 一男君	10番 海地 雅弘君
11番 大崎 稔君	12番 竹下 雅典君
13番 横山 倫雄君	14番 植村 俊一君
15番 寺村 昇君	16番 堅田 健一君
17番 豊島美代子君	18番 森光 英二君

---

### 説明のため出席した者

市 長 笹岡 豊徳君	副 市 長 高橋 道雄君
会 計 管 理 者 石川 強君	総 務 課 長 中谷 卓也君
企 画 課 長 細木 忠憲君	人権交流センター所長 山崎 洋子君
税 務 課 長 兼 嶋崎 昭君	市 民 課 長 近藤 富史君
固 定 資 産 評 価 員	
健 康 福 祉 課 長 岡崎 和雄君	環 境 保 全 課 長 和田 孝二君
産 業 課 長 堅田 幸男君	建 設 課 長 西森 央君
住 宅 課 長 梅原 康司君	福 祉 事 務 所 長 植田 裕次君
水 道 課 長 岡田 要助君	教 育 委 員 会 委 員 長 古谷 好弘君
教 育 長 小野 廣行君	学 校 教 育 課 長 高和 佳夫君
生 涯 学 習 課 長 土居 信一君	農 業 委 員 会 会 長 古谷 直輝君

---

事務局職員出席者

局 長 田部 孝君 次 長 秋沢美津子君  
主 幹 谷脇 弘君

---

午前10時 開議

○議長（森光英二君） これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（森光英二君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。植村俊一さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） おはようございます。

卒業と別れ、そして桜のシーズン、弥生3月、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、政治姿勢について伺います。

須崎市長として2期目就任後、2年の折り返しを経過した今、たゆまざる改革を掲げる市長自身の思いと、今後特に重点とする施策は何でしょうか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 皆さん、おはようございます。

植村議員から、2期目の折り返しに当たり、私の思いと今後特に重点とする施策についての御質問をいただきました。御答弁を申し上げます。

2年前の再選をいただいた時点での課題につきましては、何といたしましても危機的でありました財政をどう建て直し、健全化への道筋をより確かなものにするかということが最大の課題でございました。

そうした中で、道路や港湾、区画整理等の整備された社会生産基盤を活用した産業の振興と、次の東南海・南海地震に備えるための防災対策、歯どめのかからない少子高齢化対策や人づくりなどの課題が山積をいたしておりました。

この間、リーマンショックによる世界同時不況に見舞われ、日本は今、デフレ不況にあえいでいます。また、昨年は歴史的な政権交代もありました。このような激動する社会経済状況の中で、市民の皆さんの御理解、御協力、そして議員の皆様の御指導をいただきながら、職員と一緒に課題解決への取り組みをしてまいりました。

今後特に重点とする施策についてもお尋ねいただきましたけども、山積みする課題を一つひとつ着実に前進をさせることが私に課せられた使命であり、今後とも全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ありがとうございます。須崎市もまだまだこれから本当に大変な時期を迎えておると思います。どうか、かじ取りよろしく願いいたします。

続きまして、防災についてお伺いします。

2月28日、1万7,000キロ離れた地球の裏側、南米チリの大地震により生じた大津波襲来情報は、50年前の苦い経験もあり、全国各地が終日緊張した日曜日となり、須崎港で1.2メートルの最大津波を観測しました。

当市では幸いにして人的被害はありませんでしたが、出荷を控えた養殖ダイに1,000万円以上という大きな被害が発生したということで、養殖魚家の方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、津波対応から多くの問題点や課題が与えられたと提案趣旨説明にもありましたが、9時33分の県の津波警報発令と同時に、須崎市でも災害対策本部を設置し、半日以上に及ぶまさに生きた防災訓練ではなかったでしょうか。

そこで質問させていただきます。

まず、津波防波堤の効果は検証できたでしょうか。7,203世帯、1万6,233人の須崎市民に避難勧告が出されましたが、市民の皆さんの反応、そして避難先での問題点はなかったでしょうか。

14時30分の第一波到達予定時刻よりかなり早い時間に防波堤、漁港、市道の門扉が締め切られましたが、その後の出入りに不便を来さなかったか。そして警報、サイレンの音量と頻度、回数は適当だったでしょうか。もう1点、自主防災組織の活動は、日ごろの教訓が活かされたのか。以上、5点について、市長の所見をお伺いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 先のチリの地震によります、津波警報に対する対応についてのお尋ねをいただきました。御答弁を申し上げたいというふうに思います。

日本時間の2月27日午後3時34分に、南米チリ中部沖で発生しましたマグニチュード8.6の巨大地震に伴いまして、気象庁は翌28日午前9時33分に東北地方の一部に大津波警報、北海道から沖縄県までの太平洋沿岸に津波警報、オホーツク海、日本海、瀬戸内海沿岸に津波注意報を発令をいたしました。

本市では、27日の段階から防災担当者が泊まり込みで情報収集を行っていましたが、津波警報発令と同時に、同時刻に災害対策本部を設置をし、午前11時30分に避難準備情報の放送を行い、そして正午に避難勧告を行いました。本市への津波の到達は、午後3時44分に40センチの第一波が到達した後、午後7時42分には全国でも最大級であります1メートル20センチの最大波が観測をされました。

まず、議員御質問の津波防波堤の効果につきましては、現時点では把握できておりませんが、3月4日に高知大学の大歳教授を調査団長といたしまして、徳島・愛媛両大学及び国土交通省四国地方整備局等で編成をされました調査団によります須崎港内の現地調査が実施をされて

おりますので、調査結果につきましては後日報告していただけるというふうに考えております。

また、避難勧告につきましては、須崎湾津波ハザードマップに基づき、須崎市街地をはじめ、大間市街地、多ノ郷、新荘、安和、南、浦ノ内地区の7、203世帯、1万6,233人を対象とし、防災行政無線で注意喚起をするとともに、海岸や河口付近の方々には、市広報車、消防車両、須崎警察署のパトカーにより伝達をいたしました。

避難者数につきましては、午後2時40分時点の121名が最も多く、その後徐々に減少し、3月1日午前6時45分までには、全員帰宅されております。

避難勧告等の市からの注意喚起を促す放送や、広報後の市民の皆さん方の様子につきましては、時間的な余裕もありまして特に混乱等の報告はありませんでした。しかし、津波緊急避難場所は高台やビルの階段及び屋上等の屋外が多いことから、今回のような長時間の避難は、避難された方にとりましては非常に苦痛を伴うことにもなりますことから、今後避難場所につきましては、人員配置体制等も含めまして再検討を行い、状況によっては公共施設等の屋内への避難誘導等も検討してまいりたいというふうに考えております。

今回、避難勧告対象人員に対し、避難者数が少なかった理由については、日本本土で観測され始めた津波の第一波が低かったこと、また警報発令から第一波到達まで長時間であったことなど、さまざまな要因が考えられますけれども、いずれにいたしましても津波の恐ろしさに対する啓発が徹底されていなかったことだというふうに考えております。今後は、より一層こうした啓発を強化をしてまいりたいというふうに考えております。

また、一部の地区で風水害等の避難場所と津波緊急避難場所の区別を混同してしまった事例が報告されておりますが、これにつきましては、大きな教訓として今後周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

海岸の門扉や水門等につきましては、当日午前中から消防署、消防団、須崎土木事務所及び水門等管理委託者で閉鎖作業を行いましたけれども、これらも特に大きな混乱は報告されておられません。

次に、サイレンの大きさにつきまして、本市は全国瞬時警報システム、Jアラートといえますけれども、を設置をし運用しております。気象庁から発せられました情報を人工衛星を介し瞬時に受け取ることができます。

このシステムは、情報を受け取ることによって消防行政無線を自動起動する機能を持っております。中でも津波情報は緊急情報という位置づけでありますので、防災行政無線は緊急一括起動、すなわち最大音量で全スピーカー及び全戸別受信機から一斉に放送されるということになります。そのため、反響等によってアナウンス内容が聞き取りにくいといった御意見もあることも承知をいたしておりますけれども、サイレンそのものは認識できると考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、当日システムの構造上、津波警報サイレンが何度も鳴ってしまったということにつきましては、新聞報道にもありますように、いたずらに恐怖心をあおってしまうこと、あるいは混乱発生の原因になってしまうこと等が心配をされます。

これにつきましては、翌日、高知地方気象台を通じ、情報発信元の気象庁に対し改善要望をい

たしております。

また、システム開発側の消防庁に対しましても、今後、県を通じて改善要望してまいりたいというふうに考えております。

当日の自主防災組織の活動につきましては、すべてを把握をしているということではございませんけれども、一部の組織では、避難場所となっている集会所でかぎをあけていただくというような報告もしていただいたというような報告をいただいております。

また、木材工業団地の木材の固縛状況につきましては、市民の皆さんも随分心配されたというふうに思いますけれども、市として28日の朝、第1回目の災害対策本部会で固縛の徹底につきまして指示をいたしたところでございます。

その後、職員から電話で固縛について万全を期すよう再度指導した結果、直接現地へ職員2人を出向かせまして確認をさせました。また、固縛が完全にはできていないということで再度指導も行ったところでございます。

今回の津波では、人的被害がなかったことは幸いでもございましたけれども、今後これらを整理・分析をし、この度の経験を近い将来来襲が確実視されております東南海・南海地震への万全の備えとして生かしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 今回の大津波予報ということが、時間的にも非常に余裕があったということで、東南海地震に対する警戒としては、余り参考にもならなかったんじゃないかなということも思われますが、先ほど市長に答弁していただいたように、たくさんの改善点もあることをお聞きいたしました。いつ襲ってくるかも分からない東南海地震に対し、万全の備えをし過ぎることはないと思いますので、よろしく願いいたします。

固縛に対して次に質問をさせていただきますが、先ほど市長からも少々ありましたが、次に新年度予算で須崎港漂流物対策アドバイザー委託料が前年度比2分の1に削減され、また木材団地に対する漂流物防止対策補助金がカットされておりますが、木材の固縛対策は完了し、今後は対象木材団地以外の車両や漁船等の漂流物に移行したということでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 漂流物対策と関連をして、アドバイザー委託料についての御質問をいただきました。御答弁申し上げます。

アドバイザーの委託料につきましては、これまで長野先生には木材の固縛をはじめ、須崎港の漂流物対策施設の設置につきまして、ほぼ全く白紙の状態から専門的な立場でいろいろとアドバイザーとして御協力をいただいております。

しかし、この結果、この度国の社会実験として実施をされるということになりましたので、本市での調査協議の頻度が少なくなるということから、委託内容を精査をいたしまして、おおむね前年度2分の1の予算ということになっておるところでございます。

今後につきましては、国が社会実験で設置をした施設について衝突実験を行うなど検証が行われることとなりますので、その検証結果により、固縛施設の改良等についてのアドバイスをお願いすることになっております。

また、木材工業団地への補助金につきましては、国において木材の固縛も含め、社会実験として実施をされますことから、予算計上を見送ったものでございます。

このアドバイザーにつきましては、3年前から本当に白紙の状態から指導をいただきました。このアドバイザーのアドバイスがなかったら、私は今日を迎えてないというふうに思っています。そのくらい大事なところで果たしていただきました。

中央の情報もいただきましたし、その結果、日本で初めての取り組みだということで評価いただいて、全部直轄で固縛についても防御ラインについても実施をするということで大変感謝を申し上げておまして、その実施の最後の詰めの段階でございますから、今後とも頻度は少なくともなりますけれども、やっぱり中心となってアドバイスしていただいて、車両とか、そのほかのこととはありましたけれども、当然それはございますが、私は第一義的には、木材工業団地の木材をどうするかと、付随をしてそのほかの漂流物対策をどうするかと、そのことは須崎市が全国発信になり得る、日本で初めての取り組みでございますから、日本初の漂流物対策が提言できるというところまで期待をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 漂流物につきましては、まさに須崎から発信をして、全国かなりの数の漁港、木材を荷揚げする漁港があると思います。そういう港、港に対しての大きな発信を須崎からしたということで、非常に長野先生には感謝したいと思います。

先ほど、防御ラインということで市長も少しお話がありました。国の直轄事業として施行要望してきた防御ライン、津波バリアについては、国交省四国地方整備局が、国の社会実験として実施するということが提案趣旨説明を受けましたが、まだまだ未定の要素ばかりだろうと思いますので、次の機会にさせていただきます。防災の最後に、現在、市内のあちこちに設置されている地盤高と浸水予想の表示板についてお伺いします。

この度のチリ大地震による津波予報で、この表示板の設置が希望されています。このことは、南海大震災への備え、市民の意識高揚からも大切と思いますが、現在、未設置の海岸への設置はできないものか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 津波の浸水の深さの表示板についての御質問をいただきました。御答弁申し上げます。

現在、市内には県の補助事業を活用し、電柱や民家の塀等142カ所に、その場所の地盤高と次の南海地震津波で予想されております浸水の深さを示したプレートを設置をし、市民の皆さんに対し啓発を行っております。

この表示板につきましては、須崎湾津波ハザードマップの地盤高と、浸水の深さのデータを使

用して策定したものでございまして、浦ノ内湾につきましては、詳細なデータがございませんけれども、平成19年度に池ノ浦地区や巡航船の船着き場に設置をしてほしいという要望がありましたので、高知県津波アセスメント補完調査のデータを基に15カ所設置をしております。今後とも補助制度を活用しながら順次整備をしてまいりたいと考えておりますので、要望等ございましたらお知らせいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ありがとうございます。また要望を取りまとめて、要望の御報告をさせていただきますと思います。

次に、昨年8月の臨時会で決議された須崎市情報通信基盤整備事業、市内全域へのケーブルテレビ導入は現在どのような状況にあるのか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 市内全域にケーブルテレビ網を整備をする、光ファイバーを整備するという、この情報通信基盤整備事業の現状についてでございますけれども、今回のこの事業は地方負担の少ない大変有利なものであるということから、事業採択に向け、国へも陳情を行い、事業着手に係る補正予算についても、いち早く議会で昨年8月17日に御承認をいただきました。

そして順次地元説明会も開催をし、住民の皆さんからも早くしてほしいという期待が多くありまして、それを受け止めておるところであります。

その後、交付金確保のための事務手続きを経て、2月26日付で事業着手の条件であります交付決定通知を国からいただきました。昨日届きました。

3月1日には早速実証設計に着手しており、ようやく基盤整備に向け具体的な取り組みをスタートしたところでございます。

現時点ではまだ詳細な設計内容や各地域の工事着手時期等は御報告できる段階ではありませんけれども、ことしの夏には本格的な工事に着手ができる見通しでございます。できるだけ早く市民の皆さんの御期待、御要望にこたえられるよう取り組んでまいりたいというふうに思っています。

総務省に要望したのは昨年6月でございまして、内示をいただいたのは昨年7月の27日だったと思います。それを受けて8月の17日に臨時会を開いて補正予算の議決をいただきました。それは事業を急ぎたいという思いがございましたし、順次その後、市内各地で説明会をさせていただきます。

ケーブルテレビもそうでございますけれども、やはりインターネットを活用した若い皆さんから、本当にこれはもう道路とか港湾とか、それ以上のやっぱり基盤整備だと、情報格差を早くなくしてほしいという強い要望がありましたので待ち焦がれておりましたけれども、ようやく昨日2月の26日付で届きましたから、これから事業の進捗に拍車をかけていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君）　もしかしたら、このままやまるんじゃないかと非常に心配しておりました。地元でもかなり若者たちに怒られまして、どがいなっちゃうかなということでおしかりを受けておりましたが、これで一安心ということで、とにかく早い設置を要望いたしておきます。

次に、南北道路と防災についてお伺いいたします。南北道路、この事業については議会でも幾度となく質疑されており、今さらという感もしますが、平成23年度完成へ向けての事業として残り2カ年しかない今、まだまだ無関心の方が多くなると思います。

おさらいということで質問させていただきます。

事業予定として19年度測量設計、20、21年度にかけ用地交渉、22年、23年度に工事実施という説明もあったと思いますが、現在の用地交渉の達成率と家屋の構造上、用地として必要以上の買収はないのか、建設課長にお伺いします。

○議長（森光英二君）　建設課長。

〔建設課長　西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君）　南北道路整備事業につきましては、全体計画では用地取得は22年度までの計画といたしております。

この2月末時点での用地取得の進捗状況でございますけれども、用地費ベースで72%、地権者数で申し上げますと、対象者24人中16人の方に御契約をいただいております。

それから本事業で用地買収ができるのは、道路の拡幅に係る部分だけとなりますので、それ以上の土地の買収はございません。なお、その土地の一部が道路用地として買収されることで、残る土地の価格が減少すると考えられる場合には、その損失を補償いたしております。

○議長（森光英二君）　植村さん。

〔14番　植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君）　損失補償ということで、用地は、それではもう道路の分だけということで理解させていただきます。

次に、工事費について概算で約15億円必要とお聞きしておりますが、それは用地買収費、工事設計費、工事費が主なものと思いますが、内訳について質問いたします。

また、併せて予算の増減の必要はないのか、予算措置は大丈夫か、建設課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君）　建設課長。

〔建設課長　西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君）　計画事業費の内訳でございますけれども、端数を整理して100万円単位で申し上げますが、用地買収費が11億9,100万円、工事設計費が4,300万円、工事費が2億7,000万円、合計15億400万円という計画になっております。

それから、その予算でいけるのかという御質問でございますけれども、現時点では当初計画時の15億円の予算で完了できる見込みでございます。

また、国の政権交代によりまして、事業の制度が変わったりしておりますけれども、現時点では予定どおり確保できておりますし、今後も確保しなければなりませんので、そのように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 次に、今後の計画と工事発注はどのような方法を考えておられるのか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 今後の計画でございますけれども、用地買収交渉を進めながら、その進捗状況によりまして一定の区間、一定のスパンでの工事を発注する予定でございます。

その発注形態という質問の御趣旨でございますけれども、発注に際しましては、他の工事も同様でございますけれども、地元業者の受注機会を可能な範囲で、できるだけ考慮して行うつもりでございます。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 工事が非常に少なくなっている今、市内の建設業者へ向けての発注をよろしくお伺いしたいと思っております。

南北道路のあるべき姿として、海側魚市場周辺への展開は、今後の課題として関係者と協議していくと幾度も答弁されております。山側、城山公園への将来像について、企画立案が得意な建設課長の御意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 南北道路の避難道としての機能面を考慮しますと、御指摘のように城山につながる箇所につきましても、一定の整備が必要ではないかというふうに考えておりますが、今後防災の担当課であります総務課の方で、津波・浸水地域における避難計画策定に向けた検討を行うことになっておりまして、御指摘の箇所につきましても、そこで検討していくことになろうかというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） あくまでも災害に強い道路ということになれば、災害時逃げ惑う市民の方が少しでも短い距離を短い時間に安全な場所に駆け込むことだと思います。

市街地振興にも大きく寄与したいと願う道路であれば、道路の上空に、ふだんは多目的に使い、災害時に避難できる避難施設や歩道橋の設置はできないであろうか。もちろん昇り降りには階段だけでなくスロープも考慮しなければなりません、幅14メートルあれば延長が5メートルで70平米の避難場所が確保できますがいかがでしょうか。建設課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 御提案の件につきまして、現在の南北道路整備事業の中で、その計画に反映することは難しいかと思っておりますけれども、今後防災施策を検討する中で、担当であります総

務課の方を中心に、御提案として受け止めさせていただければというふうに思います。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 南北道路は、主に地震、津波の避難道路等の防災、そして道路幅として車道が9メートル、歩道が3メートルで、城山方面へ避難者が集中するのに対応して2メートル広い14メートルの設計ということをやっております。

城山方面へ避難者が集中するという事はもう想定をされておりますので、何とかこの14メートルの道路幅を生かした上空への歩道橋の設置を考慮していただくように重ねてお願いしておきまして、南北道路に関して最後の質問をさせていただきます。

南北といえば、すぐお隣の国の分断されたイメージを思うのは私だけでしょうか。南から北へ通じるから「南北道路」とは味もそっけもないと思います。そこで、須崎らしい愛着の持てる名称への変更ができないでしょうか、建設課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 南北道路という呼び名につきましては、市の予算書には南北道路整備事業費というふうに記載をしておりますが、国への交付金申請書などには、都市計画道路青木の辻線というふうに記載をしております。また、現在の市道路線名といたしましては、青木町南古市線というふうになっております。

市民の皆様には、もう南北道路で浸透しているのではないかと受け止めておきまして、避難道路として活用する際には、特にこの名称で問題はないのではないかとというふうに受け止めております。が、市街地の振興などで南北道路を活用する際には、御提案の呼び名の公募といったことも一つのアイデアだと思いますので、その際、担当の中心となります企画課の方で参考にさせていただければというふうに思います。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 少しでも可能性のあるということであれば、ぜひ企画課の方で慎重に検討していただきたいと思います。

公募に際して、採用されたら須崎市の特産品の商品もつけるということになると、非常にまたたくさんの方からの応募があるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、建設業の諸問題について御質問いたします。

この業界は、相も変わらず厳しい状況にあり、つてを頼りに市外、県外へと下請、孫請に会社の命運を託している業者の方もおいでになると聞いております。

昨年3月議会で建設業界と災害時の応急対策活動等への協力に関する協定書を締結するよう協議を進めており、締結できれば資機材の保有状況も把握できるという回答をいただきましたが、締結できたのか、また資機材の動向は把握できている状況にあるか、総務課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 植村議員からの資機材等の把握状況等々について、お答えをいたしたいと思います。

平成21年3月23日に須崎市建設協会と台風、地震、津波、その他による災害が須崎市内に発生した場合において、建設協会会員の協力を得て応急対策活動を行うことを目的といたしまして、災害時の応急対策活動等への協力に関する協定を締結いたしております。議員御指摘のバックフォアやダンプカー、ブルドーザー、矢板、発電機等の建設資機材等の保有状況につきましては、調査も行い、報告もいただいております。

なお、今後とも定期的に所有状況の変動等について、調査、把握を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 建設業界を取り巻く状況は非常に悪く、バックフォア等の重機類はもう1年前と比較しても、かなり手放した方もおいでと聞いております。定期的に資機材の動向については、十分把握していただきたいと思います。

須崎市建設協会の会員数は、最大時30社前後がありましたが、現在15社と聞いております。協会とは締結できたということですが、会員外の建設業者への6月の一斉清掃や災害時の協力依頼はどのように考えておられるのか、総務課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 植村議員からの他の協定等の状況について、お答えをいたしたいと思います。

建設業界以外に協定を締結いたしているものとしたしましては、地震等の大規模災害時において、防災対策等の応急対策として生活必要物資の提供や必要な資機材の提供をはじめとする物資、資機材あるいは労力等の相互応援を行うことを目的といたしまして、県内の各市町村と高知県内市町村災害時相互応援協定を締結をいたしております。また、災害時におけます市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の優先供給や確保をすることを目的といたしまして、市内の大手量販店等との間で災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定を締結をいたしております。災害時の発生には、これら協定先に御協力をお願いをして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 私が聞きたかったのは、会員外の建設業者への依頼ということですが、大手量販店等ということであれば、それに建設業者も含まれておると理解していいのでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） お答えをいたしたいと思います。

大手量販店等の中には含まれておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ということは、須崎市独自では会員外の方とは何も結んでいないと理解してよろしゅうございますか。…分かりました。

最近の入札結果についてお伺いいたします。特に建築工事では、公表された予定価格の85%の金額に数社、多いときには10社近くが並び、くじ引きにより落札者が決定されると聞いておりますが、このことについてどのように考えておられるのか、総務課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 植村議員からの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、建築工事におきましては、最低制限価格と同額での入札が多いのが現状でございます。

品質の確保、過当競争を防ぐことから、平成21年度から最低制限価格の上限を引き上げる改正をいたしております。

予定価格を公表していることから、指名業者の方々は積算をした上で判断をしたもので、くじによる落札者の決定は一定いたし方ないとも考えますが、なお、今後も最善の入札、契約制度となるよう、必要な見直しは進めてまいりたいと考えております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 全国で数万、数千とある建設業者に対しましても、何が一番最善な入札方法かというのはなかなか見出すことはできないとは思いますが、どうか本当に検討していただきまして、業者がこれ以上減らさないといえますか、少なくともならないように、ぜひお願いいたします。

次に、指名のあり方についてお伺いします。ランクにもよりますが、全国的にも珍しい全社指名方式については、過去数名の議員の方が、地域性を考慮した10社程度の指名にしてもらいたい旨質問していると思いますが、そのまま推移しています。

そこで、災害復旧だけでも地域性を重んじ、入札参加者を絞り込んだ指名はできないか、総務課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 植村議員からの御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、土木工事につきましては市内の業者をA、B、C、Dと四つのランクに格付をして指名基準を定め、発注金額に応じた指名を行っております。

災害復旧工事につきましても、ランクに応じた全業者を指名し、地域割などは行っておりませんが、なお御指摘の点を踏まえまして、工事請負等審査会で議論してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ぜひ災害復旧工事だけでも地域性を重んじていただきたい。地域の災害を受けた方々は、やはりその対象となった工事だけでなしに、大なり小なり小さな被害も受けております。

そのときに気楽にちょっとだけ修理をしていただくということも非常に熱望しておると思いますので、せめて災害復旧工事だけでも検討していただきたいとお願いいたします。

次に、一つの現場で土木工事とアスファルト舗装等がある場合、分離発注せずに市内業者に指名できないでしょうか。舗装には大抵土木工事がセットになっています。

現場ごと差異はあるとは思いますが、工事が極限まで減少した今こそ、市内業者に発注していただけないか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 道路工事で御指摘の土木工事と舗装工事がある場合でも、基本的には現在も一括発注といたしております。

御質問の趣旨は、地元業者の受注機会を増やす工夫をしてはどうかということだと思いますので、可能な範囲で今後もそのように努めたいと考えております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ありがとうございます。ぜひ市内業者へ向けて、非常にひっ迫した緊急事態と言ってもいい時代を何とか乗り切るためにも、よろしくお伺いいたします。

続いて、市道のあり方についてであります。

最近の救急体制は、かなり充実し、救急救命士の方が応急の処置をされ、一昔前なら手後れですと言われた患者が尊い命を救っていただけるようになりました。しかし、道路、特に田舎の道は旧態依然として狭くて、袋小路ばかりと言っても過言ではありません。そこで、せめて救急車が何十、何百メートルもバックしなくてもよいように方向転換できる広場の確保、整備はできないか、建設課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 御指摘の市道での広場の確保は、総論的には必要であるというふうを受け止めております。

ただ、それぞれの現場の状況、例えば用地取得の問題などもございますし、また予算との兼ね合いもございますので、具体的には個々に検討させていただきたいというふうに存じます。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） よろしくお伺いいたします。

次に、今年度総合評価方式で入札が施行されたとお聞きしておりますが、この結果についての

その評価と今後もこの方式を多用していくつもりか、総務課長にお伺いします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 植村議員からの総合評価方式についての御質問にお答えをいたします。

入札価格と施工実績などのその他の条件を総合的に評価して業者を決定する総合評価方式につきましては、平成21年度に1件施行いたしております。

結果として、施工実績などのその他の条件を加味いたしましても、一番低い入札価格の事業者が落札者となっております。

今後におきましても、事業規模、内容等によりまして随時に試行を重ねながら、本市での総合評価方式の入札を行ってまいりたいと思います。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 対象となる工事も少ないということで、なかなか多用していくということとはできないとは思いますが、この評価によって落札者が変わってくるということもあろうかと思えます。どうか慎重に検討していただきまして、よろしくお願ひいたします。

高知県も、国に準じて電子入札の試行を決定したと報道されておりますが、当市の取り組みについて総務課長にお伺ひいたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 植村議員からの電子入札についての御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、電子入札につきましては、高知県において平成21年度に試行運用が開始をされておりますが、事業者及び行政ともに、システムの導入費用やランニングコストなど多額の費用が必要なことから、本市では、現在のところ導入については考えておりません。

以上でございます。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 了解いたしました。

次に、JR須崎駅のトイレについてお伺ひします。

須崎の玄関である須崎駅のトイレは今までのいろいろ悪評が多かったところですが、ここが改修され、ヒラオカ宝石店の善意と高校生たちのデザインにより、夢のあるすばらしい作品に仕上げただき、全国に誇れるトイレだろうとうれしく思っておりますが、この改修について工事費は須崎市が全額負担して、工事はJR四国が施行したと伺っておりますが、工事が少ない今、どうして市内業者に発注できなかったのか、理由を企画課長にお伺ひいたします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） JR須崎駅のトイレ改修工事についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、今回工事費1,500万円は全額須崎市の負担でございまして、これは

当初の計画では、ホーム側から利用できる駅構内トイレと、構外、外側から利用できるトイレとを一体で工事をし、構内についてはJRの負担、構外については須崎市の負担ということで調整を進めてまいりました。

しかしながら、JRは利用客の減少など大変厳しい経営状況にあることから、構内トイレの改修経費を負担することができないということに最終的になりましたので、本市としては当初予定をしておりました負担部分について工事をすることといたしましたものでございます。

議員御指摘のように長年の懸案事業でございましたことから、この機会を逃すと事業ができないという判断もありまして、当初の予定どおり1,500万円の工事費を負担して改修工事を行うということにいたしました。

御案内のとおり、JR用地内の工事でございますので、この例だけでなく、原則としてJRが受託者になって工事をすること以外に施工の方法がございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、3月28日には地元の皆さんや商工会議所が中心となりまして落成記念イベントを実施するということで御努力いただいておりますので、ぜひ多くの皆さんに御参加いただきたいとお願いするところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 建設業に関し最後の質問です。

昨年9月議会での質問に、市長は、角落としから横引きゲートへの改修は、扉全体が90から95%であり、専門業者への発注やむなし、22年度は水門等の改修に移行するので、市内業者に発注できるのではないかと回答いただきました。

新年度予算で野見漁港海岸耐震対策緊急事業費約7,000万円が計上されております。これは水門2基とその他陸こう閉塞と説明を受けております。これについて、市内業者に発注できるのか、市長の御所見をお伺ひいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 建設業の諸問題についてのお尋ねをいただきました。御答弁申し上げます。

今、市内の経済は大変厳しゅうございますし、その中でも建設業、建築業の厳しさというのは十分認識をいたしておりまして、そのことにつきましては、今、議員から御質問いただいて関係課長から御答弁申し上げます。

そうした中で、私は今回の国の一連の経済対策、交付金を利用した経済対策もございますけれども、まさに経済対策でございますから迅速に実施をします。そして市内の経済が少しでも潤っていくということに配慮することは当然のことだというふうに思っています。

あらゆる面で経済を支えていただいておりますし、雇用を守っていただいておりますから、そのことは何よりもまず最初に考えていくべきことだというふうに思っています。

そうした観点から、野見漁港におきます海岸耐震対策緊急事業では、平成22年度に水門の新設工事を予定しております、この工事では市内業者への発注について最大限配慮してまいりた

いというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、学校統合についてお伺ひいたします。歳月のたつのは早いもので、横浪、浦ノ内小学校の生徒数の年々の減少に何とかせんといかんと真剣に子供を思う気持ちから、統合に関するアンケートを実施して1年半、統合やむなしの意思を受け、小・中一貫も視野に入れて検討していただくよう昨年1月に横浪小・浦ノ内小・浦ノ内中学校PTA会長が市長に陳情して1年2か月がたちました。

その後、市当局に検討委員会を組織していただき、地元では浦ノ内地区住民会議の協力もいただきながら、保護者だけでなく全住民にも広く呼びかけ、浦ノ内の小・中3校が将来どうあるべきかの会合も重ねてきました。今は、4月に開催予定の新年度役員によるPTA総会での話し合いを待っているところです。

選択肢は、浦ノ内中学校での小・中一貫若しくは小学校2校を横浪小学校に統合しかないと思われまます。想定での質問とはなりますが、このPTA総会での結果は尊重していただけるのか、浦ノ内での話し合いにたびたび足を運んでいただきました教育長の御所見をお伺ひいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

浦ノ内地区の学校統合につきましては、12月議会でも御説明しましたとおり、庁内に設置しました浦ノ内地区小・中学校統合検討委員会の中で、横浪小学校か浦ノ内小学校どちらかへ小学校のみ統合、そして御指摘のありましたように、浦ノ内中学校へ小・中一貫あるいは新たな学校用地に小・中学校を建設するかなど、PTAや地域の方々の御意見を報告しながら、統合計画を協議してきたところでございます。

統合につきましては、これまでに保護者の皆さんや地域の方々の御意見がありました中から要望の多かった、まず両小学校の統合を推進していくということが適当である旨の確認をいたしております。

今後はPTA総会で話し合われます内容につきまして、速やかに、かつ十分な協議を進めていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ありがとうございます。

この統合に関する最終結論を出す資料として、横浪小学校での統合、浦ノ内中学校での小・中一貫の2案についてのそれぞれの事業費、校舎等の配置、改修等の必要性などを考察していただけないか、教育長にお伺ひいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 先ほどもお答えいたしましたように、PTAや地域の方々と協議を進めていかなければならないと考えておりますので、協議の経過も注視をしながら、事業費や施設の改修の必要性などについても、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、施設のみならず、通学に関する交通手段等につきましても、協議も当然必要と考えておりますので、御意見もお伺いをしたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） ありがとうございます。

SATについて質問を何点か準備しておりましたが、1点だけになろうかと思えます。

今までSATに関連して振り返ってみますと、高速道の昨年の須崎までの開通22年度中の中土佐への延伸に対して、いかに須崎で降りてもらうかに力を入れてきたように思いますが、高知市、特に桂浜に来たお客さんを、宇佐を経て景観もアップしたスカイラインを経由して、また人情豊かな北岸からの入り込み客にも力点を置いてはどうでしょうか。

住友大阪セメント前で左折すると、「グル〜メすさき」という最近、先月27日にプレオープンしました施設は、目と鼻の先であります。この浦ノ内からの誘導について、企画課長の御意見をお伺いします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） お答えいたします。

太平洋を堪能できます桂浜から宇佐を経由して横浪へのルートは、本市にとりまして従前より大切な観光ルートでございます。

また、このルートの魅力と観光資源を広く発信していくことが、今後とも大変大事なことであらうというふうに考えておりますので、地域の皆さんのおもてなしの取り組みもお願いしたいというふうに考えております。

こうした協力をいただきながら、カヌー場やスポーツセンターなど、教育旅行などで一定の集客がございますので、そうしたものも活用しながらPRを進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 植村さん。

〔14番 植村俊一君登壇〕

○14番（植村俊一君） 時間が大変少なくなってきました。

準備、通告をして質問をするということで準備をしていただきました課長等に対しまして申しわけなく思いますが、またの機会に質問をさせていただきます。これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 吉野寛招さん。

〔7番 吉野寛招君登壇〕

○7番（吉野寛招君） 市発注の工事に関して、ちょっと関連質問いたします。

行政も地元業者を使うという方針を持っていることは明確なわけですか、総務課長。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 吉野議員からの御質問にお答えをいたします。

市長からも話がございましたように、地元優先という基本的な考え方は持っておるということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 吉野寛招さん。

〔7番 吉野寛招君登壇〕

○7番（吉野寛招君） 最近の書類の中に、地元業者を使うという文言は盛り込まれていますか。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） お答えをいたします。

事業の内容等にもございますが、仕様書の中で、地元の業者から資機材等を調達するようというふうな形で記載はいたしております。

○議長（森光英二君） 吉野寛招さん。

〔7番 吉野寛招君登壇〕

○7番（吉野寛招君） いつごろからそういうような形を取っているのかということ、しかし特殊という言葉の下に、市外の業者に発注をされてるといようなことが放置されていないでしょうか、その辺もお伺いします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 質問にお答えをいたします。

現実といたしまして、そういう事例があるということもお聞きをしておりますが、内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、地元優先という基本的な考え方の下に発注の取り組みをしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 吉野寛招さん。

〔7番 吉野寛招君登壇〕

○7番（吉野寛招君） 〔発言取り消し〕

---

---

---

○議長（森光英二君） 暫時の間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

---

午前11時5分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言取り消し

○議長（森光英二君） 吉野さん。

〔7番 吉野寛招君登壇〕

○7番（吉野寛招君） それじゃあ、今の質問は取り消しいたします。

○議長（森光英二君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 5分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。西村泰一さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） おはようございます。

今議会を最後に、4名の課長が退職をされます。長い間本当に御苦労さまでございました。今後はお体に留意をされ、楽しい人生を送っていただきたいと心より願っております。

それでは、聞き取り通告に従いまして一般質問に入ります。

日本時間2月27日、南米チリでマグニチュード8.8の巨大地震が発生し、翌28日午後7時42分に本市におきましても、1.2メートルの津波が観測されました。昭和35年、今から50年前のチリ地震津波以降県内で観測された最大級の津波と相なりました。

3月2日の高知新聞朝刊には、須崎市の対応の早さが笹岡市長の談話つきで掲載されておりました。

津波危険度が湾の形状、立地等によりまして非常に高い本市でございますので、津波に対する高い認識は当然だとは思いますが、記事を見て率直に対応の早さをうれしく思ったわけでございます。しかしながら、来るべき南海大地震津波は、到達時間の早さ、規模も比較にならないほど大きな予測がされております。より一層の防災行政の拡充が求められております。

そこで市長にお伺いをいたします。提案趣旨説明でも触れられておりましたが、今回の津波から学んだ問題点、また課題を併せてお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 西村議員から、今回の津波に対する対応の問題点、課題についての御質問をいただきました。

御答弁申し上げます。このことにつきましては、先ほど植村議員にも御答弁申し上げましたけれども、津波緊急避難場所につきましては、市内に56カ所しておりますけれども、その場所の周知徹底はもとより、高台やビルの階段、及び屋上等の屋外が多く、今回のような長時間の避難は、非常に苦痛を伴うことになると思いますので、今後避難場所についての再検討を行い、状況によっては公共施設等の屋内への避難誘導も検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、こういいますのは、次の東南海・南海地震が起きると、20ないし25分で第一波が到達するということになりますので、今回の地球の裏側のチリの大地震の影響のようなものとまた全く違う性質のものでございますから、その避難の場所もまた違ってくるものがあるんじゃないかということがありますけれども、そんなことも踏まえまして、さまざまな問題点や改善点があると思いますので、今後それらを整理をして改善できるところから改善をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） ありがとうございます。了解いたしました。

避難場所等についての再検討、来るべき南海大地震に対しまして、規模も状況も全然違うわけですが、参考になるところは参考にし、万全の体制で臨んでいただきたいと思っております。

次に、今回の津波の被害状況についてお伺いをいたします。津波の翌日、3月1日の午前中に大谷漁協の組合員から、箕越で蓄養しているタイの被害の連絡を受け、産業課に連絡をさせていただきました。産業課の方は、早急に現地に出向き調査をされたように伺っております。

それ以外にも小割の枠が壊れたという被害や、またガラク漁場におきましては、ケーソンが5基、20メートル程度湾の内側に移動しているようでございます。

ここは現在、大谷漁協の組合員がカンパチの蓄養をしている漁場でございまして、早い復旧を望んでいるところでございます。

そこで産業課長にお伺いをいたします。ケーソン復旧の時期、めどについて。そして、本市における被害状況、被害金額について、併せてお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 今回の津波被害に関しまして、産業課が把握しております分につきまして、お答えをいたします。

ガラク漁場の養殖小割をつなぎとめるためのケーソンが、今回の津波によりまして移動しているのことも漁業者からお伺いいたしまして、先日、船によります海上から移動しているケーソンの確認を行ったところでございます。

今後は、早急に潜水作業を行いまして、海中からのケーソンの現状確認を行わなければならないと考えております。現在は、早期復旧に向けまして現在取り組んでおるところでございます。費用につきましてでございますけれども、用船の費用代としまして300ないし500万程度必要になってくるというように考えております。

また、その他の漁業被害でございますが、養殖タイで約2万匹、約1,100万円程度、それからガラク漁場での金属製の小割の変形、破損、これによりまして四、五百万程度と聞き取り調査によって把握しておるところでございます。以上でございます。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） ケーソンについては、早急というようなことでございましたが、時期的な

ことは把握、いつごろというようなことは具体的に言えませんでしょうか。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 今、先ほど申しましたように調査をしておりますので、それを踏まえて検討を加えてやらなければなりませんので、今、時期につきましては、少々御勘弁をいただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 早目のまた対応をよろしくお願いいたします。

現在、実際にこのチリ津波でも本市でも被害が出ているわけでございます。国は、国際貢献というような観点から、チリへ金銭的、また人的、物的な支援をするのは当然だとは思いますが、自国でも現実に被害が出ているわけでございますので、その被害に遭われた国民への救済について、何か産業課長、情報等入ってきてないでしょうか。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 今回の被害に対する救済措置について情報が入ってないかということでございますが、今のところ私どもの方には、この災害に対する支援策等の国及び県がどのような対応をしてくるかという情報が今のところ入っておりません。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 分かりました。

しかしながら、養殖業というものは須崎市におきまして大事な基幹産業の一つでございますので、また救済等の要望を国、県に上げていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

続きまして、農政についてお尋ねいたします。平成20年度、日本の食糧自給率は41%でした。食糧自給率は、ここ50年間、一貫して低下の一途をたどってまいりました。1960年度の79%から大きく低下し、1998年以降は40%台で推移、そして昨年度の41%でした。この数字はもちろん先進国の中で群を抜いて低い食糧自給率の水準となっております。

また、50年前は農業従事者が約800万人いましたが、今や230万人まで減少、そして農業従事者の平均年齢も65歳となっております。

もう何年も前から農業における後継者不足問題が指摘されてきました。食糧自給率や後継者不足の問題から、日本の農業政策は間違っていたという人もいますが、しかしながら、現実としてこれまで我々日本人は自給率が低くても、豊かな飽食の時代を生きてこられました。つまり、足りない農産品、食糧は海外から買えばよかったわけです。しかし、そんな飽食の時代も終わる可能性が高まってきております。

つまり、お金を出せば海外から農産品、食糧が買える時代は終わりつつあり、食糧自給率の向上について、真剣に考えていかなければならない時代を迎えていると言えます。

その理由といたしまして、世界的な人口増加による食糧需要の増大、温暖化による地球規模の気象変動に伴う不安要因の増大、世界的なバイオ燃料の生産拡大に伴う食糧以外の需要増大、食糧輸出国の輸出規制の懸念材料、穀物市場への投機マネーの流入による不安定要因など、近年深刻さを増しております。つまり、食糧自給率を是が非でも上げていかなければならない時代に既に入っていると思います。

以上のことを踏まえて、農業委員会会長にお尋ねをいたします。

まず、食糧自給率を上げていくためには、耕作放棄地の解消が急がれます。本市においてはどのような方針のもと、取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 古谷直輝君登壇〕

○農業委員会会長（古谷直輝君） 西村議員にお答えいたします。

食糧自給率を上げていくため、耕作放棄地の解消が急がれているが、本市はどのような方針のもとに取り組んでいるかという御質問でございますが、耕作放棄地につきましては、20年、21年度と放棄地の調査を実施いたしましたわけでございます。それで市内の農業振興地区域内においては約9ヘクタールくらいの耕作放棄地が見られるわけでございます。これらの農地は、トラクターなどの農機具が入りにくいか、不整形の農地であったり、いわゆる小規模な面積の農地でございます。耕作するには条件的に不利な農地であるわけでございます。

先ほども議員御指摘のように、現在41%の国内の食糧自給率を、10年後には50%、20年後には60%に引き上げてということを明記する意向のようでございますが、昨年農地法の改正では遊休農地の解消に向けて、転用の規制の厳格化や農業生産法人以外の法人等による農業参入も認めるなど、農地を取得する下限面積を市町村の実情に応じて定めることができるなど、これまでにないさまざまな内容の法改正がなされたわけでございますが、遊休農地の解消、向上に向け、農業委員会が必要な指導を行うこともできることになりましたが、現状の農産物の価格の低迷の中での厳しい情勢の中では、解消に向けた、いわゆる通知とか勧告ということが、現実にはなかなか難しいということもあるわけでございますが、国の示しております自給率向上に向けての遊休農地の解消には、多くの課題もあるわけございまして、これまで耕作放棄地の発生を見るときに、いわゆる40年間ぐらい続いた米の生産調整、これが大きく影響しておると考えられますし、現在でも一方では米の減反をし、そして他方では耕作放棄地の再生という難しい農地行政が局面にあると思うわけでございますが、これにつきましては遊休農地の解消によつての自給率向上に向けては、今後関係機関とも連携しながら取り組まなければならない大きな課題であると考えておるわけでございます。

それで、耕作放棄地の発生と現在のこれを再生というところまで至っていないという状況にあるわけでございますが、耕作放棄地の発生を未然に防ぐという面からは、認定農業者等を中心に農業経営基盤強化促進法に基づいての認定農業者等への農地の利用集積とか、また最近高齢化の進展によりまして、非常に耕作困難な状況も出てきまして、この農地の譲渡あっせん等依頼が案外多く出てきておる状況でございます。

これらにつきましても、その流動化促進のために取り組んでおると、こういう現状でございま

す。以上です。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 農業委員会会長の見識の高い、また詳しい御答弁をいただきました。耕作放棄地の問題は、後継者不足とも連動し、大変難しい問題だと思っておりますが、今後の取り組みにより一層期待をしていきたいと思っております。

続きまして、先般行政刷新会議が行った事業仕分けにおきまして、耕作放棄地再生利用緊急対策の来年度予算の計上が見送りになりました。このことは食糧自給率向上に対して逆行しているのではないかと懸念しております。

そこでお伺いをいたします。この決定に対しての所見、併せて本市にどのような影響があるのか、農業委員会会長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 古谷直輝君登壇〕

○農業委員会会長（古谷直輝君） 耕作放棄地再生利用緊急対策の来年度予算の計上が見送られているが、この決定に対しての所見と、併せて本市にどのような影響があるかということにつきましてでございますが、この事業は耕作放棄地を再生利用する場合、再生作業、土壌改良等一定額の補助をするもので、再生作業を行う場合、荒廃程度に応じて10アール当たり3万円から5万円とか、また土壌改良については10アール当たり2万5,000円等交付されるものとなっております。政府の行政刷新会議の事業仕分けによる耕作放棄地の再生利用緊急対策の来年度予算の計上見送りは、この制度、事業の取り組みが、やはり全国的に低調ではなかったかと思っております。

それで執行率が低かったため、結果として来年度予算は計上を見送っても、現在の基金の範囲内において支障を来たさんではないかという判断で、こういった結論を出されたんじゃないかと思っております。

この耕作放棄地再生利用緊急対策は、平成21年から25年までの5年間と、こういうことになっておるようでございますが、須崎市においては、まだこの事業に対して具体的に取り組む段階に至っていないというのが正直なところでございます。

というのは、これにつきましては都道府県においては、都道府県のこれに対する事業主体をつくるわけでございまして、そうして市町村においては地方協議会というものをつくって、これに対応しなければならぬわけでございますが、須崎市におきましては、現在あります担い手育成協議会、だいたい、構成メンバー、組織がだいたい、国の示しておりますこの地方協議会と同じ構成になっておるわけで、それでこれまでもこの担い手協議会において、この問題について協議・検討もしたけれども、現在の須崎市の耕作放棄の現状を見た場合、これを再生する受け手ですね、それからまた再生させても果たしてそれが将来にわたって利用できるかどうかと、そこに非常に不安な面がありまして、この対策に対して、こちらからは交付金をお願いするという段階までに至っていないというのが正直なところでございます。

しかしながら、これにつきましては、今後の推移を見ながら検討を更に加えていかないと、

このように考えております。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 了解をいたしました。

次に、担い手不足の問題でございます。先ほども述べましたが、全国的に農業従事者が年々減少し、その傾向は本市においても同じ状況だと思います。

今や平均年齢も65歳と年々高くなってきており、後継者不足が緊急な課題だと認識をしております。本市におきましても、労働力不足を解消するため、東南アジアから若い農業留学生が来高し、農業に従事をしている現状でございます。

そこで農業委員会会長にお伺いをいたします。ここ近年の本市における新規就農者の推移、併せて担い手不足解消の施策について、農業委員会会長なりの見解をお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 古谷直輝君登壇〕

○農業委員会会長（古谷直輝君） お答えいたします。

担い手の後継者の問題でございますが、ここ近年、須崎市における担い手不足に対する状況、それから新規就農についてでございますが、新規就農につきましては平成12年からこの21年までの約10年間、これにおきましては、いわゆる107名ということで、平均いたしまして10.7人という状況のようでございます。しかしながら、県下的に見ても、いわゆる特に担い手である認定農業者数においては、須崎市は非常に恵まれておる状況にあるかのように思うわけでございます。

しかしながら、年々この担い手不足という状況が深刻になりつつあるわけでございます。ここ5年、10年いたしますと、非常に厳しい状態が出てくるんじゃないかということも予想されておるわけでございますが、現在、先ほど申し上げましたように、いわゆる認定農業者に農地の集積も図っておりますけれども、なかなか将来にわたって今の状況でこの方たちに集積できるかということもちょっと不安な面があるわけでございます。

と同時に、中山間形態のところにつきましては、やはりまだ取り組んでないわけでございますけれども、集落営農組織、これは須崎市にはまだないわけでございますが、これらにつきましては、やはりこの集落の関係者の同意形成と、またリーダーの問題もありますけれども、やはりこれらの関係機関においていろいろ話し合いながら、一つの方向として検討を進めていくべきではないかと、このように考えておるところでございます。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 須崎市の状況を御丁寧にお伺いいたしました。

現在では仕事がない、仕事がないと言われ、失業率が高くなってきておりますが、それとこれは逆行いたしまして担い手不足となっております。やはり収入面が大きな壁となっていると思いますので、国策として安定的な農業経営の確立が急がれると思います。

次に移ります。平成21年12月22日、農林水産省より平成22年度に実施される戸別所得

補償制度の概要が発表されました。この制度の大きな目的は、自給率の向上と米の所得補償の二つの骨格から成っており、総額5,618億円の予算が計上されております。

自給率を10年後には50%、20年後には60%台までの向上を目指し、転作作物への交付金も全国一律の新体系となります。

麦や大豆など1反当たり3万5,000円、米粉や飼料米などの新規需要米には1反当たり8万円、そして麦、大豆などの組み合わせによる二毛作には、二毛作助成として1反当たり1万5,000円のプラス支給となっております。

米の所得補償については、減反に協力した農家に全国一律1万5,000円が交付されることとなっておりますが、その場合、自家飯米や縁故米用として1反分は引かれるようでございます。

そして当年産の販売価格が、標準的な販売価格過去3年間の平均を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定し、交付されるようになっております。

そこで、農業委員会会長にお伺いをいたします。この新しい制度についての所見、そして本市の農業にどのような影響を与えることになるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 古谷直輝君登壇〕

○農業委員会会長（古谷直輝君） お答えいたします。

戸別補償制度についての所見と、本市の農業にどのような影響を与えるかということですが、まずこの米の現在取り組んでおられる政府のモデル事業を中心にしてお答えいたしたいと思っておりますのは、戸別補償制度は現内閣の農政の目玉として期待されている制度でありまして、農政の大転換の第一歩となるもので、食糧自給の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って、生きていける環境をつくり上げていくことが、戸別所得補償制度の目的とされておるわけでございます。この米の交付対象農家につきましては、米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家としており、須崎市の場合は前月24日会議が開かれたわけですが、22年度の米の作付目標はいわゆる37.3%、したがって減反率が62.7%と、約6割強ということが目標とされておるわけでございます。

例えば、水田耕作面積1ヘクタールの所有者の場合、いわゆる40アールが耕作目標面積となるわけでございます。

更に、それから自家保有米として一律のいわゆる10アールを差し引くと、残り30アールが交付対象面積ということになりまして、いわゆる10アール当たり1万5,000円の交付単価の場合、いわゆる1ヘクタールの耕作者であっても、いわゆる4万5,000円の支給を受けることになるわけでございます。

規模的に小さい稲作農家にとっては、その効果が比較的少ないのではないかと、こんな思いをいたしておるわけでございます。

それで、本市の場合は、施設園芸を中心とした農家が多い現状からいたしまして、この戸別所得補償制度、野菜とかいわゆる果樹類、いわゆる果物類にまで拡充していただくということを切望したいと、そういう気持ち、考え方でおるわけでございます。以上です。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） ありがとうございます。米だけではなく、いろいろな作物拡大をしていかれることをやっぱり望んでおります。

現在、世界ではヨーロッパ諸国をはじめ、韓国、そして自給率が100%を超えている中国、インドでも、将来を見越して、国外での農地取得合戦、特に優良農地と言われますウクライナやロシアなどで国を挙げて買い上げをしているというような状況にもなっております。

やはり食というものは生きていくのに重要な要素の一つ、また一番大事なものではないかと思うわけでございますので、国、県、市町村一丸となり、より一層の農政の充実を望んでおります。

どうもありがとうございます。

続きまして、野見湾カンパチ大量死事件、責任裁定についてお伺いいたします。

平成16年11月上旬、野見湾において養殖カンパチ約67万匹が死亡し、総額約14億3,000万円の被害を生んだ事件については、高知県が設置した野見湾における養殖カンパチ死亡原因究明委員会の答申によって、平成17年1月25日、今回の大量死の原因は白点病である可能性が高いと結論づけられていました。

しかしながら、この結論に納得できない7経営体、被害総額約6億8,000万円は、養殖カンパチ死亡の原因は白点病ではなく、漁場近くで国の施行していた津波防波堤建設工事に使用されていたコンクリートが原因であるのではないかと主張して、平成19年10月25日、国の公害等調整委員会に対し、責任裁定の申請をし、審理が続けられていました。

7回にわたる審理、現地調査、証人尋問の結果、平成21年10月15日に終結し、このたび公害等調整委員会は、本年1月19日付で請求を棄却する旨の裁定を下しました。

津波防波堤コンクリートが主な原因であるという主張を公害等調整委員会が採用しなかったことは残念ではあると思います。

しかしながら、申請人らの手元には、死因を特定するために必要な事件当時の実際の死亡カンパチも、また当時の汚染されていたかもしれない海水も、水産試験場のずさんな管理のため残っておらず、極めてわずかな証拠しか提出できませんでした。

審理の過程で申請人らは、コンクリート専門家の貴重な協力が得られ、また公害等調整委員会の漁業学、コンクリート工学の専門家の貴重な参与による慎重な審議がなされたというものの、生の証拠の不十分さから棄却裁定という結果になったと思います。

私も東京で2度、高知で3度審議の過程を傍聴し、地元漁師の思いを痛感してまいりました。そこでお伺いいたします。今回の裁定の結果に対しての所見を、市長及び産業課長にそれぞれお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 野見湾カンパチ大量死事件に対する責任裁定についての所見はどうかという御質問をいただきました。御答弁申し上げます。

この度の公害等調整委員会の裁定は、御指摘のように「申請棄却」でございました。裁定された内容につきましては、申請人のみならず、関係機関それぞれが厳粛に受け止めなければならな

いというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 先ほど市長が答弁されました思いと同様でございます。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 産業課長も余り触りたくないみたいな言い方でした。当然厳粛に受け止めなければならないと思いますが、いろいろな経過があったわけでございます。

次に、今回の公害等調整委員会の裁定で、非常に重要なことは、養殖カンパチ大量死の原因につき、原因究明委員会の答申、白点病原因説を明確に否定したことであります。すなわち今回の棄却裁定においては白点病原因説について以下のように批判しております。

県水産試験場が、全体で約67万尾ものカンパチが死亡した結果に対してわずか3尾の魚病診断しか実施しておらず、しかも診断した魚体の採取時期や鮮度等が不明であり、診断内容も詳細に記録されているとは言いがたいことからすると、本件大量死の原因究明としては、いささか不十分であったことは否定できず、加えてAさん、（これは固有名詞でございます。当時の県水産試験場の職員さんでございます。）加えてAは診断した魚体からも中程度の寄生として死亡に至る程度までの寄生を認めていないこと。

原因究明委員会の結論も、最終的には消去法により白点病が原因であると導き出した経過がうかがえることも合わせ考慮すると、現時点において本件大量死の原因が白点病であると認定することもできないというほかないと述べられております。

また、今回の裁定に当たっては、公害等調整委員会の審理に、漁業学の第一人者が専門会員として加わり、現地調査にも参加された上で、その専門知識も生かされて出されたものであり、この結論は、十分に尊重に値するものであると思います。

また、本市におきましても、県の原因究明委員会の答申、白点病原因説を、市の対策協議会でも了承された経過がございます。

そこで市長にお伺いをいたします。答申とは違った裁定内容、白点病と認定できないと指摘されたことに対して、そのことをどのように受け止められているのか、お尋ねをいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 今回の裁定につきましては、大量死の原因として、国土交通省の建設されます津波防波堤に使用しているコンクリート成分及び混和剤によるものではないかという申請に対しまして裁定されたものでございまして、その裁定は「棄却」となっております。

この裁定内容の一部において今御指摘されました白点病の関与についても触れられておりますけれども、あくまでも白点病が争点ではないというふうに認識をいたしております。裁定内容の指摘につきましては、国の機関での指摘内容でありますので、真摯に受け止めなければならないというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 白点病が争点ではないというような市長の御答弁でございましたが、しかしながら、この白点病というのは、長年経験も長い漁師さんたちが白点病ではない、違う原因があるのでは、というようなことで、やはりずっと言い続けてきた経過もございますので、やはり真摯に受け止めていただきたいと私は思うわけでございます。

ただ1点、市長に再度お伺いいたします。「今回の白点病であると認定することができない」、この一文の内容を尊重されるのか、その1点のみ再度お答え願いたいと思います。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 今言いましたように白点病が原因かどうかのことが争点でなかったということは、それはもう共通認識であろうと思えますけれども、今言われましたように、その裁定の中で、「大量死の主因が白点病であると認定することもできないと言うほかはない」という御指摘のことでございますから、その内容について私がいろいろ言う立場ではございません。そんな専門知識は持っておりませんが、前段御答弁申し上げましたように、真摯に受け止める必要があるというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） ありがとうございます。真摯に受け止められるというような市長の御答弁だったと思います。

今回の裁定では、事件直後の行政の調査及び管理の不十分さを批判されております。

具体的に言いますと、67万匹ものカンパチが死亡したにもかかわらず、3匹の魚病診断しかしていなかったこと、診断した魚体の採取時期や鮮度が不明なこと、また診断内容も詳細に記録されていないことなど指摘をされています。この指摘について、産業課長の所見をお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 今回の裁定では、事件直後の行政の調査及び管理の不十分さを指摘されているが、この指摘についてどう思われるか、お答えをいたします。

今回の裁定では、原因が白点病である可能性についての項で「付言をしておくこととする」といたしまして、行政の調査及び管理につきまして不十分さを批判されたことは、国の機関でございますので、指摘内容につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に生かしていかなければならないと考えております。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） ありがとうございます。二度とこのような災事が起こらないことを願っております。

しかしながら、万が一起こった場合、この指摘を教訓として対応していただきたいと思います。

今後のまた対応につきまして、どのような県との連携をされるのか、今後の取り組みも併せて産業課長の所見をお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 今後の取り組みについてということでございます。

平成16年に発生しましたカンパチの大量死のようなことが二度と起こらないように、すべての関係者が過去を教訓として再発防止に向け連携を強化し、取り組んでいかなければならないと思っております。

過去を教訓としまして、県、市、漁協、漁業者などが信頼関係の構築を図りつつ、漁業振興に前向きな姿勢で取り組んでいくことが大切であると思っております。

平成16年度以降、情報の共有化、また迅速な初期の対応、連絡体制など漁業指導者等が中心になりまして、積極的な今対応をしております、過去の教訓を生かした取り組みになっておるのではないかと今現在思っております。引き続き二度と起こさないように、再発防止に向け取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（森光英二君） 西村さん。

〔4番 西村泰一君登壇〕

○4番（西村泰一君） 御所見はいただきました。そのようなことで、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の一般質問のすべてを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森光英二君） この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

---

午後1時 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。1番、森田幹夫さんより病氣治療のため、15番、寺村昇さんより所用のため、本日午後、欠席の届け出がっております。

順次質問を許します。豊島美代子さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 質問をいたします。

最初に、市長の政治姿勢です。

鳩山民主党政権になりまして、初めての当初予算でございます。今議会には平成22年度の当初予算と21年度補正予算が提案をされました。国の第2次補正予算は、新政権の参議院選挙対策と言われてはいますが、しかし国民の暮らしの大変さや願い、また切実な要求を反映したものであるとも言われています。

地方への財源の手当については、財政力が小さく雇用状況が深刻で高齢化が進行している農山村地域の自治体に、より厚く配分されている点もあります。

しかし、財源につきましては、民主党政権は大企業・財産家優遇税制の見直しをせず、またアメリカ言いなりの政治を見直すことなく、埋蔵金等で何とかつじつま合わせをしたようだと批判が上がっています。

本来、国が地方交付税で措置すべき財源であるにもかかわらず、既に発行した過去の臨時財政対策債の償還金の財源として新たな臨時財政対策債を発行し、借金の返済のために新たな借り入れをしているのが今の状況で、非常に深刻であります。来年度からは財源の見通しが立っていないと言われていています。

こういった状況のもと、地方消費税の充実が政府の方針として示されました。これは消費税の大幅増税に直結するものであり、到底納得できるものではありません。

長引く不況のもと、これ以上の消費税引き上げで問題が解決する道理がないことは余りにも明白であります。加えて、新たな、そして大きな問題は、子ども手当の財源づくりとして所得税、住民税の扶養控除等の廃止や縮減を図るというものです。所得税、住民税自体の増税に加えて、税額などに連動している国保、保育料など医療、福祉の負担に計り知れない影響が出てまいります。国に対し適切な対応を行うよう要求と監視が必要です。

こういった国の対応について、当市に影響がどれくらいあるのか、また今後の動向についてどういった点に注目し、また要望を続けていこうとされるのか、御所見をお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 子ども手当の財源確保のために、税控除の廃止や縮減を国が示していることなどについての所見についてお尋ねをいただきました。お答え申し上げます。

ずっと地方の立場として申し上げてまいりましたが、新政権には、本市をはじめ厳しい状況が続いている地方の声を反映した政策運営を強く望むとともに、地域経済の再生への取り組みを期待するというのを申しておきたいというふうに思います。

来年度地方に配慮する形で地方交付税や臨時財政対策債は増額となっておりますけれども、子ども手当の財源などを見ましても、一部地方負担を伴うなど、期待に反する制度設計も見られます。

議員御指摘の本地での市税等への影響額につきましては、現時点では不透明でありますけれども、今後とも機会あるごとに地方の声を反映した政策運営を行うよう、市長会等を通じて要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） これからそういったものにつきましても、やはり検証をしていく必要があるかと思えます。その点につきましては、また今後対応をよろしく願いをいたしておきます。

そして、消費税増税やむなしのムードづくりが意識的に盛んになされてきており、大変懸念をいたします。貧困と格差がこんなに深刻になっているのを放置したままでの消費税増税は、多くの国民が耐えられません。大企業、大資産家に減税をし続けている優遇税制の見直しや、増大し

ている軍事費の削減、政党助成金の廃止など、これまでの自民・公明政権が手をつけなかった分野に切り込んで、鳩山首相の言う命を守る政治への転換が求められます。

日本共産党などがずっと言い続けております大企業の莫大なため込み金、内部留保の循環につきまして、鳩山総理はこれまでの見解を一步前進させた発言をし始めており、これを更に前進をさせる方向で国民の運動が大変重要になっています。

市長は市民の厳しい現実を把握されていると思いますので、しっかりと発言をしていただかなければなりません、この点についての市長の所感を賜っておきます。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 先ほど御答弁申し上げました地方にある者としての実態、それを十分把握して、そして地域間の格差をなくするという観点からも、声を大にして要求していきたいというふうに思っております。

特に不安は、財源確保をどうするかということは、ずっと問われておりますけれども、そのことにつきましても、地方の自治体として対応できることは限られるという部分がありますけれども、できることは精いっぱい発信をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 今私が申し上げましたように、鳩山総理も、この辺については今までとはちょっと違った前進をした形での発言をしたわけでございますから、やはりこういったことにも注目をしながら機敏に運動を展開し、発言をしていく、非常に重要になってこようと思っておりますので、この点につきましてよろしく願いをいたしておきます。

公立学校の耐震の問題、次の問題につきましては、後で質問をしたいと思っております。

先に当面する課題に移ります。住宅行政についてであります。その中で東川内第1市営住宅の建て替えに関しまして質問をいたします。

ちょうど1年前の平成21年3月議会、当時の木下住宅課長は退職に当たり、住宅行政の6年間を振り返って、次のように述べています。

「何としても残念なことは、東川内第1市営住宅の建て替えにめどが立てられなかったこと、この1点に集約される。先日、現地に行ってきたが、私の力量を超える懸案事項とはいえ、非常に申しわけないと感じている。後任の課長には、この思いをしっかりと伝えることでおわびに代えたい。」であります。

住宅行政いろいろ課題ある中で、この住宅の建て替えは何としても実現をしなければならないとの思いは、課長のおわびの一言に集約されているのではないのでしょうか。

国において、昨年12月に閣議決定されました地方分権改革推進計画では、公営住宅について次のように述べています。

公営住宅の整備基準を条例に委任する。公営住宅の入居すべき低額所得者としての収入基準を条例に委任する。分かりやすく言えば、公営住宅のことは、国は関与せず地方自治体任せということになります。公営住宅を積極的に整備し、住宅に困っている人を入居させようとする立場に

立つ自治体では、入居収入基準を現在の基準より緩和して入居希望者のニーズにこたえるなど、公営住宅の整備に力を入れる条件整備ができたということであります。しかし、言い換えれば、国は手を抜くという心配も当然あるわけでございます。

市長は、これまで建て替えの必要性は認め、政策的に退去があっても新たな入居募集はせずに今日に至っています。

市長は建て替えることについての問題点を、1、有利な補助制度がないなど財政上の課題、2、法律上新築すれば使用料が高くなることになっており、入居者への負担が増える点、3点目、改良住宅含め現在の数で足りると考えている、おおむねこういうふうなことを述べられてこられたと思います。

建設に係る有利な財源という点では、過疎地指定は願ってもないことですし、公営住宅整備をめぐる環境の変化等で新たな期待が持てると私は考えています。

ここで公営住宅の入居状況等につきまして、住宅課長にお伺いをいたします。

1点目、東川内第1市営住宅の政策空き家としている数、今現在、空き家数が何軒になったのか。平成20年、21年度の市営住宅、改良住宅の募集と入居の状況。3点目、使用料滞納などで平成21年度中に明け渡しに至った戸数と明け渡しのための法手続きに着手した件数。4点目、明け渡しを求めている、あるいは求めなければならない状況と考えている戸数。5点目、現在の全体の空き家数、これにつきまして、まず住宅課長から御答弁をいただきます。

○議長（森光英二君） 住宅課長。

〔住宅課長 梅原康司君登壇〕

○住宅課長（梅原康司君） 豊島議員の公営住宅の入居状況等についての御質問にお答えいたします。

まず、東川内第1市営住宅の空き家数でございますが、現在5戸が空き家となっております。これは、豊島議員の御質問にもありましたように、政策空き家といたしております。また、平成20年度、21年度の募集と入居の状況についてでございますが、平成20年度につきましては市営住宅におきましては、8戸の募集に15世帯の応募があり、8世帯の方が入居され、その後、3世帯の空き家が生じ、補欠の方3世帯が入居となり、合わせて11世帯の方が入居されています。

改良住宅につきましては、5戸の募集に17世帯の方の応募があり、同じく補欠の方を含め10世帯の方が入居されています。

21年度につきましては、市営住宅3戸の募集に8世帯の方が応募され、3世帯の方が入居されています。

改良住宅につきましては、5戸の募集に18世帯の方の応募があり、現在、補欠の方を含め9世帯の方が入居されております。

次に、平成21年度に明け渡しに至った件数と、明け渡しのための法的手続きに着手した件数でございますが、判決が出され、当事者より和解案が示され、和解に至っているものが1件ございますが、明け渡しに至ったもの、法的手続きに着手いたしましたものはございません。

また、明け渡しを求めなければならない状況になろうかと考えられる件数でございますが、市

営住宅1件、改良住宅2件程度ととらえております。

最後に現在の空き家の状況でございますが、市営住宅1戸、改良住宅2戸となっておりますが、これらにつきましては、平成21年度募集の補欠の方が入居予定となっております。

以上でございます。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 現在、そこで生活をしているわけでありますから、その明け渡しを求め、解決するまでにはかなりの時間がかかるということが、この数字でも分かります。そして、この住宅課長の御答弁にもありましたように、2年間で市営住宅には23世帯の応募があつて14世帯が入居し、改良住宅には35世帯の応募があつて19世帯が入居をしたと。応募数には2年続けて申し込みをした世帯が重複しているかもしれませんが、いずれにいたしましても市民の高い要望にこたえられていないのが実態であります。

木下前住宅課長から、東川内第1市営住宅の建て替えについての悲願というか、熱い思いを受けとめ、また1年間住宅課長としての業務を通して、今後の取り組む思いを住宅課長にお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 住宅課長。

〔住宅課長 梅原康司君登壇〕

○住宅課長（梅原康司君） 豊島議員の東川内第1市営住宅建て替えについての取り組む思いは、との御質問にお答えいたします。

ベテランの前課長より住宅課長を引き継いで1年がたとうとしています。前任者の熱い思いは受け止めているつもりではございますが、これまでの須崎市における住宅政策等につきまして十分把握し切れておらず、今後の具体的な方向性についてはまだお示しすることができません。

しかし、須崎市公営住宅及び改良住宅ストック総合活用計画の中にも、東川内第1市営住宅の建て替え時期を検討する旨の記載があり、またこの1年、住宅課長として市民の皆様の思いも聞かせていただき、自分自身も須崎の地域づくりの中での住宅政策の重要性も感じておりますので、そういった思いで今後取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） やはり第1市営住宅の建て替えの問題ということにつきましては、重要な位置づけになっていることは分かりました。

そして一方、小集落地区改良事業の住宅等新築貸付資金を借りて持ち家を建てた方で、返済が滞りその持ち家を不本意であっても競売にかけてでも解決しなければならない問題があります。

前課長は、産業建設委員会でその住宅数は約30件に上るだろう、そして年に3件、多いときは5件ぐらい競売する必要があるだろうと述べています。今日の大変な不況で全国的に住宅が売れません。こちらの思うようには、進みにくいと思います。現在、当市では競売で落札になり持ち家を失った場合は、改良住宅に入居をさせています。

手順について、前住宅課長は次のように説明しています。

「改良住宅516戸は、いずれは地域の枠を外す時期が来ると思いながらも、当面の間は地域向けでやっていかなければならないと考えている。住宅を競売にかけると市が判断をすれば、その家の持ち主に改良住宅への応募の意思を確認し、その意向があればその次の申し込みのときに応募をさせる。競売が落札をして持ち家がなくなった段階で一番新しくできた空き家に入居させる。そのために普通の補欠とは別扱いで競売用の補欠を設けておくというシステムを取っている。持ち家を失うが、改良住宅から再出発ができると考える。」と、このように述べています。

30件の解決には、まだ相当の時間がかかります。市長は、改良住宅は一定時間がたてば空き家ができる、いずれ枠を外してすべてが一般の市営住宅になるので、数は足りている旨の判断をされているようですが、それは机上の計算です。

同和特別行政に関する法律は既に期限を過ぎて久しいので、市営住宅や改良住宅など区分すべきでないとは私は言い続けていますが、市の主体性が乏しく、いつまで待てばその枠を外すのか、方向性が見えません。

東川内の市営住宅については、退去があっても、新たな募集はしない政策空き家にしていきます。空き家の状態で長い間放置をしておく、修理もしないわけであり、建物自体が古いこともあって、不衛生な状況にもなりがちです。

棟続きでありますので、現在の入居者に対しても好ましいことではありません。建て替えは避けて通れません。この住宅の建て替えは、過疎自立促進計画に盛り込む事業と思いますが、市長のお考えを伺います。

この計画は、比較的変更が容易であると伺いましたが、申し上げるまでもなく実現する計画ということになります。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 平成19年3月議会におきまして、豊島議員からの本市における住宅政策についての御質問に対しまして、「懸案の東川内第1市営住宅の建て替えも、現在の財政事情からして、ままならない状況でございます。」等の答弁をさせていただいております。

議員御指摘のように、今回須崎市が過疎地域の指定を受けるということになりまして、住宅整備についての環境の変化も見られますことから、本市の財政状況等を照らし合わせながら、過疎計画策定時に検討いたしたいというふうに考えております。いろいろ経過等についても、議員から御指摘をいただきましたけれども、私は、言われますように改良住宅を含む全体の利用状況あるいは応募の状況等も含めて総合的に判断しなきゃならんというふうに思いますし、改良住宅の一般募集については、今、住宅課長から御答弁申し上げましたように、こういう応募の状況でございますから、すぐにはならないというふうに考えておりますけれども、前段申しましたように需要の問題、そして財政状況の問題、財源の問題を含めて、総合的に判断をしていきたいというふうに思っています。

その際に、周辺でも若者定住という観点からもいろいろ定義もされておりますから、東川内の建て替えの問題も含めて、そして若者定住ということも含めて、いろんな角度から新しい財源がどうなのかということも勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 東川内第1市営住宅の建て替えについて、一步具体的に前へ踏み込んで御答弁をいただいたかなというふうには受け止めますが、私は、前段に幾つかの問題を述べました。

今、市長も重ねて言われましたので、ちょっと確認をしたくなっただけなんですけど、つまり私が述べた内容は、要するに実際の数はたくさんあるかもしれないけれども、なかなか改良住宅の方が入れ替わりが激しいわけですね。退去もあるが、やはり入居も多いと。それに加えて、住宅新築資金のこの問題の解決の方法としては、やはり改良住宅を視野に入れておるわけなんですね。

住宅新築資金で競売にかかった場合には、基本的には改良住宅に入っていくであろうと、そのようになったときに、また30件もあるというふうなことでありますから、これでは大変時間もかかってくる、このことを心配をしているわけです。

だから、やはりそのことでの今後の対応の仕方ということは、もう一つ検討もする必要があるのかとは思いますが、やっぱり今の東川内の市営住宅、これはまず一番先に建て替えなければならないというふうに思います。

ここで市長に確認をさせていただきますが、市長は今、周辺の若者定住も含めて考えるというふうに言われましたけれども、私はこの周辺の、津野町、佐川町、中土佐町、四万十町、いろんなところに行ったときに、木材を基本とした本当に小規模な公営住宅があちこちにあつてうらやましく思っているところです。

大規模な集合住宅ではなく、小規模なものを分散させて建設するというふうなことについては、地域の集落づくりに大変重要であるというふうにも思っております。

今、学校や保育所などでの少子化による統廃合とか、いっぱい心配もされておりますが、南地区でも、公営住宅の建設要求が非常に高いわけです。しかし、やっぱり私は、事の順番としたら、今の東川内の市営住宅をどういう形か分からんけれども、今の入居者の皆さん方に対しては、経過がありますから、建て替えるという形で、とりあえずは新しい住居を提供できるような方向で行かなきゃいけないというふうに思います。そこを確認をさせてください。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 豊島議員が前段でいろんな課題をおっしゃっていただきました。

それは単なる市営住宅の問題だけではなくて、新築資金の回収の問題を含めてのお話がありましたから、住宅行政がそうした総合的な観点から推進しなきゃならんということを私は御答弁申し上げました。

一方で、東川内の第1市営住宅につきましては、経過も含めて答弁させていただきました。従前よりは違う形で答弁させていただいたというふうに思っています。新しい過疎法がどういう形になるか分かりませんが、そうした中で検討すべき課題であるということは平成19年3月議会よりは進んだ答弁であるというふうに私は思っております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） ぜひよろしく願いをいたします。

それがやはり見通しがついた段階で、先ほど言われましたような住宅行政の充実といいたしうか、そういうことにつきましても、ともに考えていけたらというふうに思っております。よろしく願いをいたしておきます。

そして次に進みます。多重債務の相談体制の整備についてであります。税金などを滞納すると、それを回収するというか、取り立てることには職員も随分研修を積んできたと感じています。

これはこれで私は大変重要であると思います。同時に、滞納が長期にわたる場合などは多重債務に陥っていることがあるというふうに言われています。この点につきましても、真摯に、そして気軽に相談に応じられる体制づくりが必要であると、これまでも何度も指導してまいりましたが、いまだに取り組みが不十分であります。

サラ金、商工ローンなどが、借り手の返済能力を上回る貸し付けを繰り返し、多重債務者被害が深刻になってきたことから、2006年、改正貸金業法が成立をし、今年6月、完全実施されます。

改正の内容は、違法な取り立ての規制強化や上限金利の引き下げ、無担保ローン貸し付けの総額を年収の3分の1以下に抑える総量規制などで多重債務者の減少につながる反面、突然借りられなくなる利用者が、非合法のやみ金融に走る事態も予想されます。特に、専業主婦には影響は小さくないと見られています。法改正の周知が急がれます。

多重債務被害に対応しようと、県下各自治体では内容の違いはあるものの、整備が進んでいます。本市として多重債務相談体制の整備に早急に取り組むべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 多重債務の相談体制についての御質問をいただきました。御答弁申し上げます。

これまで、本市におきます多重債務に関する相談業務は、各課等の通常業務、例えば納税相談や生活保護相談の中で、市民からもたらされます負債情報等を基に、場合によっては専門機関への相談を促してまいりました。

しかしながら、長引く経済不況やリストラ等によりまして、多重債務の問題が大きな社会問題となっておりますことから、市内に潜在する多重債務者の方々に対し、より積極的にこの問題の相談機関としての市役所の位置づけを示し、少しでも早い段階で、解決のための専門機関へ誘導していくことが重要であるというふうに考えております。

従前の取り組み、…先日、私うれしいことありましたけれども、ある税務相談してる中で、議員さんからお褒めをいただきました。そういう税務相談の中で多重債務の方がおって、その方が親身になって相談していただいて、むしろ、数百万と言いましたけれども、そうした債務を免れて、返ってきたということを報告受けまして、大変うれしく思ったところでございますけれども、

そうした日常業務は、従前の対応にしていきたいというふうに思います。

ただ、今言いましたように、窓口の必要性もないではありませんから、今後は市としての多重債務相談窓口を定めまして、市民に周知をするということにしまして、相談者に対しましては適切な助言をいただくように法テラスやヒマワリ等、専門の支援機関への円滑な誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 今までよりは、明確な形で相談窓口を設けるということでありまして、ぜひよろしくをお願いします。

これは本当に、どんな形で相談があるかなという心配する向きもあります。相談をしたい人が相談をしやすい雰囲気をつくっていくというふうなことも大変大事でありますから、そういった点につきましても、配慮をした体制というのも考えていかなければならないというふうにも思います。

しかし、最近ではもっともっと多重債務問題も一般的な問題と、本当に多重債務被害という被害者意識と、こういうふうなものも広がってきている傾向もありますので、役所がこういう形で窓口をつくれれば、本当に困難を抱えた人の重荷を下ろす方向で支援ができるのではないかとこのように期待をいたしているところです。

よく今まで役所の方とお話をしたときに、多重債務の問題は難しいからというふうなことを言われました。でも、私はそんなに難しいことでもないというふうにも思っております。私も何人かの方々の多重債務の問題も解決をした経験がありますけれども、本1冊読めば大体分かった、それぐらいの内容だというふうに思っております。

いかに市民と行政が信頼関係をつくっていくか、このことが重要でもあろうと思っておりますので、きめ細やかな、本当に困っている人に対しての配慮した対応を重ねてお願いをしておきます。

次に、教育についてです。スクールバスの運行見直しについてです。

浦ノ内の埋め立てから須崎駅まで往復しているスクールバスの運行見直しにつきましては、昨年の12月議会でいろいろ問題点を指摘し、改正を求めました。すぐには見直しに至らないことがある点は一定理解するものの、多ノ郷小学校の児童が余裕をもって登校できるように見直しが見られそうにないとのことで、新入児や保護者の方々が大変失望し、困っています。12月議会以降の取り組みをお伺いをいたします。学校教育課長ですかね、教育長ですかね。お伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えをいたします。

12月議会におきまして多ノ郷小学校へのスクールバスの乗り入れなどについても御意見をいただきました。運行委託業者と学校と検討もしてまいりました。その中で、多ノ郷小学校への乗り入れにつきましては、送迎される保護者等の車の行きちがいや通学に坂を上って歩いて来られる児童もおりますことから、安全面での課題もあります。そういうことで、小学校までの乗り入

れは困難であるという結論になりました。

しかし、その協議の中で、浦ノ内地区での時間設定を変えずに神田・押岡地区からの設定時間を調整いたしまして、岩永の停留所には現在よりも5分程度でありますけれども、早めることが可能ということで、委託業者からも意見を受けております。学校とも協議をいたしまして、なるべく早い時期に変更したいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 教育長にお伺いします。

5分早めて小学校1年生の子供が余裕を持って、学校の説明は8時20分に学校においでくださいと説明をしますが、その時間に余裕を持って登校できますか、お答えください。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 学校長の話でございますけれども、8時20分に着くには、まだ8時20分というのは朝の図書の入れ替えといいますか、貸し出しをしている時間であるようではありますが、時々間に合わない。その通学バス以外の子供であっても間に合わない子供もおるようではありますが、おおむね8時20分には登校できているということでございます。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 私は、保護者とぜひ意見交換をしていただきたかったです。私は、学校へのバスの乗り入れだけを求めたわけではありませんでした。児童が余裕を持って登校できるように手段を講じることは、行政として最低しなければならないというふうに私は思っておりますから、対応を早急にするように重ねて申し上げます。

埋め立てから須崎駅まで、その1本のバスですべての児童・生徒の通学を保障することが無理であるならば、押岡から別のマイクロバスの運行をして対応することなどが考えられるわけでございます。

新1年生は、11月の学校での入学説明会で、なるべく8時までに登校し、20分から勉強に取りかかれるようにと説明を受けます。

高陵交通バスが運行していた時刻はそれが可能であり、スクールバスへの変更に関する説明会では、ほぼ同じ時刻に運行すると行政が説明したようであります。

私は、今、教育長が言われましたけれども、8時20分で何とか間に合うんじゃないかというふうに言われましたけれども、やはり子供たちの通学というのは大変重要な意味を持っておると思います。通学ということ自体がいろんな経験ができる時間帯だというふうにも思っているわけでございます。

それとともに、やっぱり学校でそういう説明を受けるわけですから、心の余裕を持って、体の余裕を持って8時20分から机に向かう、こういうことを整備するというのは、この高陵バスからスクールバスへの見直しをしたときには当然やらなければならないことだというふうに思います。

私は今、提案をいたしました。別建てのマイクロバスを押岡から朝1本だけ走らす。こういうことを含めて、教育長の御所見をお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

今のスクールバス以外に、多ノ郷小学校のみのスクールバスを運行という御意見のようでございますけれども、現時点では別のマイクロバスを運行するというについては考えておりません。

先ほどお答えいたしましたように、運行時間の調整等で対応したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） それで時間の調整ができたというふうに教育長は言われますけど、5分早めることでね。私は、それは時間の調整ができてないというふうに認識をしているわけです。それは、重ねて申し上げましたように、学校にはそういう、特に小学校の低学年の子供たちというのが余裕を持って登校できる、そんな状況をつくるというのは、非常に重要なことではないでしょうか。

ほかに、5分を早めるということ以外にも、含めて、私はさっきマイクロバスの運行を言いましたけれども、ほかのことはもう方法がないと、そして5分早めたことで、すべて時間の調整ができたというふうに教育長は認識されましたか、もう一度お伺いいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 時間の調整で今考えておりますけれども、ほかにもっといい方法がないか探していきたいというふうには思いますけれども、ただいま申し上げましたように、マイクロバスをもう1台ということにはならないと思っています。以上です。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） また妙案があるかも分かりませんから、教育長のその妙案を期待をし、様子を見て、この問題、必要があれば取り上げることなどにつきましても、考えてまいりたいと思っております。

しかし、私はこのことだけは申し上げておかなければならないのは、最初の説明とも違うわけですよ。高陵交通バスを走らせるときの地元の説明と今やっている、そのときの説明は同じような時間に走らすということを言われたということでもありますから、そのこととも違うことを現在やってあって、これで十分だと、十分ではないにしても、まあまあこれでよかろうというふうに教育長が思われていること自体について、非常に私は不信を抱くわけでございますが、教育長に一定確認はしておきます。

地元での説明会と今のスクールバスの時間が違ってありますが、その説明の違ってることについては認められますか。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） すべてではありませんけれども、多少の時間の差はあるかもしれません。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 保護者というのは、行政がそこで説明をしたら、その説明をやっぱり信じるわけですよ。信じて、スクールバスの運行について疑うことなく期待をし、しかし実際見てみたら全然時間が違う。そして、そのバスに乗れば学校に遅れる場合がある。こういうことを放置していて、本当にいいわけないと私は思いますが、しかし、教育長はほかの方法も考えてみるというふうに言われておりますから、ほかの方法も含めて、もう少し研究していただくことを要望をいたしておきます。

次に進みます。

これに関連をして、副市長にお伺いをいたします。国民の移動の権利を保障する見地から、交通基本法の制定を目指す動きが活発化しています。

民主党のマニフェストにも掲げています。また、市の周辺地域住民、とりわけ交通弱者にとりましては、安価で移動できる手段の確保は切実で、根強い要望であります。病院の窓口で支払う医療費よりもタクシー代が高く、病院にもかかれないなどの不安はたくさんお聞きをします。

過疎地域指定を受けたことを好機に、市民の移動する権利を確保する見地から、交通手段の整備について、総合的に調査研究に取り組むことが重要と考えます。

そして過疎自立促進計画に盛り込むことが必要というふうに考えます。この点につきまして、副市長に御所見をお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） お答えを申し上げたいと思います。理念といたしましては、議員御指摘のとおりだと考えるものでございます。

南地区を中心として走らせております市営バスにつきましては、開設当初におきましては、その運賃収入が1,300万程度あったところでございますが、22年度当初予算では、約半分程度の660万となっております。こうした地域の利用動向や採算性の問題と議員御指摘の公共交通の必要性をどう調整していくか、そうした観点の整理を行いまして、今御指摘の過疎地域自立促進計画の中に、公共交通の位置づけを検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

このやっぱり過疎地域でのあり方の主眼というのは、そこに住む地域住民にどういう利便性を図っていくかというのが主眼になろうと思っておりますので、そういう観点から検討、対応をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） この移動するという事について、今は主にタクシーに頼っている方々

にとりましては、本当に夢のようなことだと思うんです。

私は、そういう採算の面もありますから、そしてその周辺の状況というのは、やっぱり時がたてば随分と変化もいたします。だから、調査研究ということがね、非常に重要になってくると思います。

そして住民の皆さん方の意見をやっぱり細かく聞く、そういうことが非常に重要になってくると思いますので、そういった手続きを踏まれながら、前向いて取り組まれることにつきまして、よろしく願いをいたしておきます。

もう一点、12月議会に私はこのスクールバスに関する質問で、子供たちが乗らない時間帯は乗り合いバスのような運行ができるよう研究する必要があるのではないかとこの質問に対して、副市長は教育委員会とも協議する中で、使い勝手のいい路線バス、公共バスとしての位置づけを可能な限りしてみたいと答弁をされました。検討の時間はいつまで必要と考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） お答えを申し上げたいと思います。

どうもスクールバスですので、児童・生徒の利便性、安全性を考えた場合、今、豊島議員と教育長のやりとりを聞いておりますと、なかなか一般市民まで利便性を高める運行がなかなか難しいんじゃないかなという気もいたしております。

ただ、私の場合は教育長と若干立場と申しますか、違いまして、市民の利用しやすい公共バスのあり方を追求していく立場だろうと考えるところでございます。

まだ具体的に教育委員会と12月の議会以降、調整、協議はしておりませんが、私は私の立場なりに立って、今、議員の御指摘のスクールバスとしての機能の低い時間帯をどう走らすかというのは大事なことで、具体的な検討をしてみたい。

まだ時間的なものはなんですが、次の議会あたりには一定のお示しをしてみたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） よろしく願いをいたしておきます。

次に、就学援助制度についてであります。就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条など、関係法に基づく小・中学生のいる家庭に学用品費や給食費などを補助する制度です。所得などの認定基準はありますが、保護者の負担軽減になり、大変重要な制度です。市民の暮らしが厳しい中、こういった制度があることを知らず、不安を募らせている方々がいます。保護者は学校を通して知る機会がありますが、「広報すさき」に掲載するなど、市民全体への周知を図ることも重要と考えます。

また、制度内容ですが、補助する金額、例えば修学旅行費や給食費の全額補助、これは他の多くの市町村も実施をいたしております。須崎市はこうなっていないわけですね。

新たな補助項目として、眼鏡やコンタクトレンズなどへの拡充が求められていますし、こうい

ったことを実施している自治体もあるわけですが、このようなことにつきまして、制度の周知や内容の充実につきまして、どういうふうにお考えなのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

まず、就学援助制度についてでございますけれども、経済的な援助を行う制度ということで、11月の就学前健診時につきまして、あるいは新学期が始まる4月の時期に保護者の皆様に制度の周知もしているところでございます。

なお、広報等によりまして、制度の周知や申請手続きについても検討してまいりたいというふうに考えております。なお、お話のございました制度の充実につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 毎回確認してありますが、4月20日、県下一斉に学力テストが実施をされます。

引き続き点数による管理統制をあおることになり、弊害が大変懸念をされます。文部科学省は結果公表を明確に禁じていません。教育長は、これまで公表しないと明確な態度を貫かれています。そのお考えに変化はないのか、お伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 以前からお答えしておりますように、変化はございません。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 確かに、よろしく願いいたしておきます。

最後に、残してありました公立学校の耐震化の問題です。公立学校の耐震化を含む関連予算は、高校授業料無償化の優先政策の下、概算要求段階から半分以下に削減をされ、耐震化棟数は5,000棟から2,200棟に減り、耐震化が足踏みしかねない状況です。耐震化におくれが生じかねないと懸念が広がっています。当市への影響と今後の対応を伺います。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 公立学校に限らず、次の東南海・南海地震に備えた各施設の耐震化を図っていくことは、非常に重要だというふうに認識をしております。平成20年11月に平成29年度を目途とする市有建築物の耐震化計画を策定し、取り組みを進めております。

議員御指摘の国での予算削減に伴う本市への影響につきましては、現時点では試算できませんけれども、計画に基づき順次実施をしてみたいと考えております。

なお、財源確保につきましては、機会あるごとに要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） この公立学校の耐震化工事の補助率の問題でございますけれども、国の補助率のかさ上げなどで、自治体の負担は13%程度に抑えて事業を進めてきた、この緊急措置の期限が2010年度でございます、国の補助率のかさ上げ期限を延長するよう国に要望することが求められると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 先ほど答弁申し上げたように、公共建築物につきましては、10カ年計画で平成29年度までに順次やっていきたいと思っておりますけれども、今回の須崎小学校、22年度につきましては、耐震化ではなくて改築事業ということでありますので、この影響はございません。過疎法の指定でどうなるかということも関連がありますから、そんなことも見守りながら、機会あるごとに要望していきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 南海地震は、この間のチリ津波で非常に私たちの意識が高まったというふうにも思います。

ぜひこれを、被害も出なかったわけですから好機ととらえまして、こういった耐震化の問題について、引き続き強力に取り組み、そして実施をしていただいて、安全な暮らしができる状況を整えてくださるようお願いをし、すべての質問を終わります。

○議長（森光英二君） この際、10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

---

午後2時 7分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。堅田健一さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

市長の政治姿勢について幾つか質問をいたします。

南米チリで発生した大地震による本市への津波問題につきましては、午前中に2名の議員からも質問がございましたので、私の予定しておいた質問内容を少し縮めて質問させていただきたいと思っております。

今回の津波は、漁業被害が報道されましたが、心配された人的、あるいは家屋等の被害に至らず、安堵したところでございます。しかしながら、海に開けた須崎市は、津波から市民の命や財産、これをどう守るか、避けて通れない課題であることは私が言うまでもございません。今回の津波の対策は、災害対策本部等におかれましても、十分な検証、そして総括をされ、非常に確率

が高まっております南海地震津波に備える具体的で万全な対策が市民ぐるみで急がれるというふうに思うところでございます。

今回の津波では、早急に避難勧告を出しました。私としては、50年前ですかね、チリの津波を経験されている方もおりますので、もう少し避難というものが多いかなというふうに思っておりますけれども、比較的低調であったというふうに言われております。その原因についての市長の御所見について、伺いたいと思います。

それと、その中で特にそういった津波とか災害時の、対する災害弱者の問題につきましては、今までもいろいろと検討もされてきたわけでございますが、特に今回の津波におきまして、災害弱者への何らかの対応というものは取られましたでしょうか。この2点について、伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 堅田議員から地震・津波体制についてのお尋ねをいただきました。御答弁申し上げます。

このことにつきましては、本日、植村議員並びに西村議員にも御答弁を申し上げます。

避難勧告に対して避難者数が少なかったということにつきましては、やはり地球の裏側ということで時間的な余裕があったことと、第一波が想定したよりは低かったように感じられて、そうしたことも、大きな影響があったんじゃないかというふうに感じておるところでございます。

なお、私が津波警報によります高知県への到達時刻が、たしか2時半だったと思いますけれども、私がいつの段階で避難勧告なり避難指示を出そうかということ随分苦慮いたしましたけれども、やはり避難についての要援護者に対する避難につきましては、早目の対応が必要だろうという判断をいたしまして、2時半でございましたけれども、正午に避難勧告を発令をいたしました。

一番要援護者の中でも、特にグループホームの浸水の場合に、ベテルホームがございまして、固有名詞を出してあれなんですけれども、新荘の里もございました。そこにつきましては個別に対策本部から指示といいますか、そういう伝達をさせていただいて、ベテルホームについては3階以上に避難していただくということと、新荘の里につきましては、これは増水時のこともそうでございますけれども、一時避難をいただきましたけれども、これは新荘の小学校の体育館に避難していただくことをしておりますが、そういう要援護の状況からして、トイレの問題含めてそうはならないということで、保健福祉センターで避難をしていただいた経緯がございます。今回もそういう対応をさせていただきました。

そうした中で、私が、対策本部が一番重視をいたしましたのは、避難勧告から避難指示にどう切り替えるかというタイミングをどこで見るかということが、大変苦慮いたしました。そのために、潮位計にも注視をいたしましたし、東北の潮位の状況、1時間さき、高知県より早く来ますので、そういう状況も見ながら、次の強力な指導をしていこうという対応をしておりますけれども、何とか幸いなことに、そんな大きな被害がなかったというのが現状でございます。

ただ、7時42分のあの1メートル20には本当にびっくりしました。もうあれでおさまるだ

ろうという思いを、先例はありませんでしたけれども、やはり津波というのはなめたらいかなということをもつて感じましたし、今後そういう経験を生かして、これから対応していきたいというふうに思っています。

第一波が低かっても、本当に徐々に上がっていくんだなど、海は怖いな、津波は怖いなというのを本当に実感いたしましたので、このことをまた十分に市民の皆さんに周知をして、万全の対応をしていきたいというふうに思います。

財産は守れないかも分かりませんが、人の命や人間を守っていきたいという思いで取り組んでいきたいというふうに思っております。

現在、本市では、災害時の要援護者の避難支援計画の策定に向けて取り組んでおりますので、今回の避難に対する反省点や問題点も含めまして、早期策定に向けまして努力してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 災害時の対応につきまして、市長の御答弁いただきました。

そういった津波等のときには、もうこれは市民、特に海岸近くの市民みんなに影響することでございまして、そういった災害弱者の問題も含めて、これからもやはり市民ぐるみの取り組みといたしますか、徹底ということが大事でございまして、そういった体制を十分に早急に確立をしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

過疎地域指定の問題について、市長にお伺いいたします。

本年4月から施行予定の改正過疎法による過疎地域の指定を須崎市も受けることになりました。この指定を受けますと、各種事業で国庫補助金のかさ上げや過疎債などを通じて、国から財政の支援措置があることや、対象事業の拡大などにつきましても、事前の説明会や講演会、市長の行政報告でもお話がございました。

この過疎地域の指定により、具体的な事業を実施するには、過疎自立支援促進計画を策定する必要があるということですが、私は、この計画に大いに期待するものでございます。この新過疎法の詳細はまだ分からないというようなことだと思います。…思います、いいですか、過疎地域自立促進計画の策定の方法でありますとか、手続きとか計画期間、策定時点などの見通しやそのお考えについて、御所見をお伺いいたします。

また加えまして、この計画策定に当たって、第7次須崎市行政改革大綱や単年度の新規起債発行額を10億円以内に抑えるなどの行財政運営の健全化との関係について、どのようなお考え、御所見を持っておられるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 過疎地域自立促進計画の策定について、お尋ねいただきました。御答弁申し上げます。

まず、計画の策定手法ということですが、新しく今までにないものを作ることではございません。総合計画なり市有建築物の耐震化計画なりのいろんな既存の計画を踏

まえながら、国の自立促進方針に沿った作成となるというふうに考えております。

現時点での情報では、本年4月1日に新法が施行されますと、国から自立促進指針と作成要領が示されますので、それに基づきまして本市の計画案を策定し、議会とも相談しながら県経由で国の承認をいただくということになります。

作業を急ぎまして、9月議会には間に合うよう策定し、計画期間は平成22年度から27年度までの6年間となる予定でございます。

なお、財政の健全化は、引き続き市政の最重要課題でありますので、当然、健全化計画と整合性のとれたものとしなきゃならんというふうに思っております。

御指摘の第7次行革大綱で起債の発行額を10億円以下に抑制するということにつきましても、詳細の内容は分かっておりませんが、そのことにつきましても見直しは必要になってくるだろうというふうに想定しております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 過疎法に基づく計画につきましては、市長の先ほどの答弁では、新たな市民要望を聞いてと、そういったことも踏まえてということよりも、既存の計画をベースにしてというようなお話でございました。

それで、しかしこの間、市長就任以後、やっぱり財政の健全化ということが、大きな市政の課題でございましたので、やはり例えば市道の道の問題とか、いろんな、かなり市民としては我慢してきたいろんな要望があると思います。そういった面で、ぜひそういったことも反映させてもらいたいという、私としては希望がございます。

それと、そういった面でもここ数年来、財政の健全化の取り組みの一環として、高金利、地方債の公債負担を軽減するために補償金免除の繰り上げ償還や、そしてさっきも言いましたような単年度起債の10億以内というようなことで努力をしまいたったわけですが、先ほどの市長の答弁の中では、財政の健全化の問題、もちろんこれは本当に行政改革の実施ということがありますから、その一環としての財政健全化のその取り組みとは、一定の整合性を持ってということに御答弁がされましたが、私は、この今の単年度の市債の発行10億円以内という枠の中には、災害債というんですかね、それと臨時財政特例債、これはその10億の枠外ということですね。

それへ、この新しい過疎法による地方債の発行というものについては、かなり優遇措置もございますので、その充当、市債の発行が100%適用になって、後年度に70%の分が地方交付税の算定の中に入れますよというような内容もございますので、その災害債であるとか臨時特例債、これと同一に置くことは、それは厳しいと思いますけれども、今の必ずしも市民要望の問題とかも含めると、この10億円という新たな市債の10億円以内、これを超えるとしても、やはり市民要望にはこたえていく。そういった基本姿勢が私は必要じゃないかと思っておりますし、私はそういった期待をしているところでございますが、再度そのあたり、御所見をお願いしたいと思います。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 今、御答弁で総合計画なり耐震化計画なり、既存の計画がベースになるというお話をさせていただきました。

それから、財政の何もかんでもできるということじゃなくて、財政健全化というのはやっぱり常に念頭に置かなきゃならんということも申し上げました。そういうことを基本にしてやっていきたいと思ってますし、ただ、総合計画でも策定をしておりますけれども、なかなか財源がままならないために事業ができてないという部分がありますので、そんなことの事業をどう掘り起こしていくかと、具体的な実施計画をどうやっていくのかという観点からやっていきたいと思ってますし、既存の起債を有利な過疎債に借り換えできるのかということに、借り換えといたしますか、そういう方向転換ができるのかということも含めて、やっぱり財政計画両方と整合性を持たせながら、そして全く新たな発想ができないということではないと思います。

ですから、実際のメニューがあって、まさに地域が自立するためにはどうなのかということについても加味をしていくような、そんなような計画になればいいというふうに思っております。

前提は前提で持っておりますけれども、やはり萎縮することなくやっていきたいというふうに思っておりますので、最終的には市民の皆さん、議会にも相談をして策定していきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 再度の答弁をいただきました。

既存の計画、それだけにこだわらないでというような内容の、それはあくまでも財政の健全化の問題、当然前提にあると思うんですが、そういった御答弁もあったというふうに私は理解しておりますので、なおこういった既存計画だけでなくして、計画策定におかれましては、やっぱり市民要望も本当に地域の活性化なり地域づくりに役立つ、そういった内容であれば、ぜひそういった計画も盛り込んでいただくように要望して次の質問に移りたいと思います。

次は、統合保育園建設後の中心市街地の公共施設のあり方について、検討会の立ち上げ、また懸案となっております消防庁舎を保健福祉センターへ移転する検討会の立ち上げについてということが、今議会の市長の行政報告の中にもございますが、それぞれこの検討会のメンバーは、市職員以外の方も加えるおつもりでございましょうか。

それと、消防庁舎の問題は、本議会でも再三取り上げられているわけでございますが、消防庁舎を移転するための検討会は、現場の第一線で活躍する消防職員や関係者の意見が反映できる機会を設けて、問題点を整理し、改善すべきは改善し、よりベターといたしますか、問題を残さない形で庁舎移転をする必要があると考えますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 中心市街地の公共施設のあり方についての検討会、並びに消防庁舎の保健福祉センターへの移転の検討会につきましては、いずれにつきましても、現時点ではどういった委員で組織するかということについては、具体的な内容については決定しておりませんが、

それぞれの目的に沿った形での検討会組織とし、22年度早々から作業を進めてまいりたいというように考えております。

特に、中心市街地の公共施設のあり方につきましては、いろんな角度から御意見、御提言をいただきたいというふうに思っておりますけれども、やはり防災なり、市街地の活性化なり、福祉なり、教育なり、そんな視点が抜けられないのじゃないかなというふうに感じております。自由な発想で御提言をまずいただきたいというふうに思っております。

消防庁舎の移転の問題につきましては、これは議会でもいろいろ御議論をいただきました、御提言もいただきました。それから陳情も出されておりますので、実際に第一線で働く人の問題も含めて、例えば出勤時の安全の問題含めていろんな提言がされておりますから、それぞれ意見を十分聞いて、具体化へ向けての検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 消防庁舎の保健福祉センターへの移転の問題については、関係職員等の意見も十分に聞いて進めるということでございますので、その点では了解をいたしました。

ただ、市街地の公共施設のあり方について、これはまだメンバーは決定していないということでございますが、もうはや22年度はそこに来ておりますので、早期に決定されてですね、それと、やはり今行政がいろんな計画とかをする場合に、やはり今、その段階から市民の幅広い意見を聞いて、市民参加を勝ち取って、その計画をつくるということは、これ行政にとっての、また地域づくりという点でも大事な観点であると思っておりますので、その点は十分に考慮に入れて進めていただきたいというふうに思います。その点について、何か市長あれば…。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 行政報告でも説明させていただきました。時代が変わっておりますし、施設も大変な流動をしておりますし、そんな中でのやっぱり中心市街地はどうあるべきかというまちづくりの観点からも、幅広い意見いただきたいというふうに思っておりますから、例えば行政からこういう案を示してということじゃなくて、まず自由な、特にお住まいの皆さん中心にして、それと全体なまちづくりの観点もありますから、幅広い意見を聞いた上でまとめていただきたいと思っておりますし、それをどういう手順で具体化をしていくかということにつきましても、一緒になって探していきたいなというふうに思っています。

国の合同庁舎を建設するときに、まちづくり委員会の組織をしていただいて、いろんな御提言をいただきましたから、そんなことも一つのベースになるかなという感じをしながらも、なおそれよりも広い皆さんの御意見を聞けたらいいなというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 了解いたしました。

次の質問でございますが、市長に質問をいたします。まち全域がサービスエリアタウン構想及びSATの日の取り組みに関連して、お伺いをいたします。

まず一つ目は、市の広報3月号にも掲載され、今議会設置条例の議案が出ております桐間のすきS A T情報館と、これでいいのでしょうか、これについてでございます。

この施設は、観光情報棟と物産販売棟、これから成っておるようでございます。施設の管理運営方法について、今後の見通しも含めてお伺いをいたします。

それと、物産販売棟は新聞報道とか市の広報などによりますと、土曜日、日曜日、祝日に魚料理が食べられる食堂、そして鮮魚の販売などによって須崎のおいしい魚をP Rする、そういった拠点にしたいということでございます。

それは、たしか以前私どもが聞いておったのは、あそこをそういった魚だけということ限定せずに、須崎の特産品とか地域物産、そういったものもあそこで販売とかするような、たしか構想を聞いておった記憶がございますが、もちろん魚は須崎の大事な食材でございますので結構だと思わんですが、そういった魚以外の地場特産品もたくさんあると思わんですが、そういったものについても扱うお考えはないのでしょうか。また、その場合の出店者の選定はどのように行わんでしょうか、この点につきましてお伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） まず、S A T情報館の管理につきましては、現在のところ、須崎市が直接行うこととしております。そして施設の運営に関しましては、すきS A T情報館において、平成22年度から23年度の2年間は、国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用いたしまして、町の情報発信等の観光事業及び須崎の特産品のインターネット販売事業をN P Oに委託をして行うことといたしております。

また、物産販売棟で販売することができる地場物産品目につきましては、この施設の設置によりS A T構想の推進を図ることを目的としておりまして、特に須崎市の食の魅力や須崎ならではの特産品を提供することで、須崎のファンを増やしていきたいというふうに考えておりますので、特に限定したものはございませんけれども、こうした趣旨に沿ったもので販売できる施設という位置づけにしておるところでございます。

利用者の選定に関しましては、S A T構想において取り組むべき課題として、日曜日に須崎のお魚が気軽に食べることができるようにすることが上げられておりましたので、S A T構想推進事業の一環で、土曜日、日曜日、祝日において、須崎魚商協同組合の御協力をいただきまして、魚の刺身定食や鮮魚等の販売事業を行っております。

その他の日の利活用につきましては、市の委託事業に支障のない範囲において、利用申請があれば、その都度検討していきたいというふうに考えております。

去る2月の27日の土曜日から始めておりまして、始まった早々28日に津波警報が出されたから、即中止をさせていただきました。それから、先週の土日、6日、7日でございますが、雨でございましたので心配をしておりますけれども、ぜひ皆さんに寄っていただいて、須崎の魚を食していただいて、そしてこういうものがあるよということも体験もしていただきたいし、P Rもしていただきたいと思っておりますし、同時にそこでいただいたときに、例えば「楠木鮮魚一」にも鮮魚ありますよということも含めて承知をいただいて、全体的な広報につなげていけたらあり

がたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） そうしますと、物産販売棟の利用につきましては、今のところ魚の方は土日、祝日ということでございますので、その空いた日であれば、その運営に支障のない範囲で、他の特産品等についても希望があれば、それは取り扱っていくという御理解でよろしいでしょうか。

それともう一点ですが、SAT構想の具体的な取り組みとして、去る2月27日土曜日をSATの日として、観光スポット等で多彩な取り組みがされました。

桑田山の雪割り桜、そしてまちかどギャラリーや商店街の取り組み、先ほど申しました桐間等でも取り組まれたわけですが、こうしてSAT構想の具体化が始まったことを私は大変喜んでおりますが、このあたりの評価、御所見についてお聞きをいたします。

加えまして、今後SATの日の取り組みを進める上で、観光スポット、例えばこの間たまたま「SATの日」のこういったチラシであるとか見せていただきましたが、そういった、これに載っていないような観光スポット、例えば名所旧跡でありますとか、文化財でありますとか、地場の特産品や特売所なども市内を見渡せば、まだたくさんあるわけでございます。こういった観光スポットと申しますか、そういったところを広げて案内やそういった情報を発信する、そういったことについて、どのようなお考えでしょうか。

それと、市内でいろんな名所とか旧跡、それから文化財などもございますので、例えば上分の例を申しまして大変恐縮なんですけど、あそこに県立の自然公園の樽の滝がありますね。ずっと樽の方へ入ったところには樽の滝という看板がございますが、国道縁にはございませんので、やはり国道を通る方がどこに樽の滝があるのか、それだけでは分からないというふうな問題、これは上分の樽の滝の例だけじゃなくて、やっぱり点検すればいろいろとあると思うんですけど、そういったことにつきましても点検をして充実してはどうか、そのように考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） SATの日の取り組みへの評価と今後の展開についての御提言をいただきました。少し長くなりますけれども御辛抱いただいて、御答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、去る2月27日土曜日をSATの日と定めまして、市内7カ所で関係団体等の御協力いただきまして、さまざまなおもてなしの取り組みや情報を発信する取り組みが行われました。桑田山の雪割り桜や大日如来像のお堂の落成記念行事が行われた上分地区では、たくさんの方が訪れていただきました。こうした方々がお大師通りやしらす汁の無料配布、鮮魚の販売を行ったSAT基地などに立ち寄っていただいたというふうに聞いております。

この事業を通じて感じましたことは、改めて須崎にはすばらしい資源があるということと、また、その地域資源を生かして我が町を元気にしようと活動する地域の方々、あるいは団体の方々

の熱意やおもてなしの心といったものに感激をいたしました。

お大師通りの取り組みでも、昨年の夏ごろから話し合いを積み重ね、町歩きマップを作成し、当日はお大師通りのさまざまな店舗で、ふだんとはちょっと違ったおもてなしやその日限定のメニューも考案され、提供されました。ここにも多くの方が訪れたというふうに聞いております。無理をせず、継続した取り組みができることを共通認識といたしまして、各人が無理をせず、できることを楽しみながらやれてよかったね、という声が寄せられております。試験的に実施をしたSATの日以降も継続して取り組んでいくお店もあります。こうした取り組みを市内のいろいろな場所に広げていきたいというふうに考えております。

今回の取り組みで、この日限定で作成いたしました「ぐるり須崎めぐりマップ」を活用して、市内の情報を発信したことにより、もう1カ所、次の目的地として選定をしたという効果が表れておりまして、魅力的な須崎の情報をうまく発信をすれば人が動くということも分かりましたので、今回の取り組みを今後のSAT構想の推進に生かしてまいりたいというふうに考えております。

私も西町へ行きましたら、お菓子屋さんがSATまんじゅうを売っておられましたし、それから桐間のSAT情報館につきましても、岐阜とか県外ナンバーの方が随分見えられておりました。聞いてみましたら、雪割り桜を見に来て、そこで桐間のSAT基地を聞いてそこへ寄ったというか、そんなことがありましたし、そこで聞きましたら、上分のお大師堂が、「くろが、まけゆう」という表現で、人がいっぱい来ているということをお話を伺いました。

その日の夕方3時からでしたか、お大師堂の落成、私ども大日如来が帰ってくるのは来年になるようございませけれども、落成がございまして、そこで地元の方がアユを焼いて売ったり豚汁を炊いて売ったりして、売れるかどうか心配しておりましたけれども、早々に全部売ってしまったというふうなお話も聞きましたし、そんな面では本当に肩の凝らないこうした取り組み、そして次の地域の情報を発信すること、そのこともうんと大事なことやなというふうに思いましたし、後日、西町をある市外の方が、この「須崎めぐりマップ」を持って歩いてたということも入ってきましたので、そんなことをこれから大いに発信をして、今後の動きにつなげていきたいというふうに思っております。

観光案内板の設置につきましては、現在JR須崎駅前に設置してありました須崎市及び周辺市町村の案内看板をリニューアルし、須崎市の観光案内に特化した看板を製作をしております。

また、携帯サイトであります「すさきガイド」でも、須崎市の観光スポットの情報を提供中でございます。

また、平成19年度におきましては中心市街地周辺の史跡や建造物等の案内板を設置しております、町歩きを楽しむ方などに利用されているというように聞いておりますが、市内全域の設置につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思っております。前向きに取り組んでいきたいというふうに思っています。

大日如来さんの委員会の方から話がありました。看板は小さかったらいかんよと、大きいものにしなきゃならんよと、そうしますという答弁をさせていただいておりますので、やっぱりそんな盛り上がりを中心にして期待にこたえていきたい、一緒になってやっていきたいというふう

に思っております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 丁寧に御答弁いただきました。SATの構想の具体化が始まりまして、市内での取り組みがマスコミ等でも取り上げられる機会が多くなってきました。

官民の協働で一過性のものにならない取り組み、少しでもお客様に市内に長い時間観光していただくとか、滞っている。そういった町のにぎわいにつながる今後の取り組みをなお要請して、次の文化財行政の質問に移りたいと思います。

文化財の問題につきまして、教育長にお伺いをいたします。

史跡土佐藩砲台跡の保存管理の問題につきましては、去る12月議会でも取り上げましたが、質問途中で持ち時間がなくなりました。少し消化不良という感もしておりました。その後の新しい展開もございますので、これを踏まえて質問をいたします。

平成22年度の当初予算に、すさきSAT史跡土佐藩砲台跡資料整理事業費、211万8,000円ですか、が計上されております。資料整理の内容と、この資料整理は史跡の保存管理計画を作り、史跡の復元、修復、保存等を、そういった計画を継続的に実施していくということを意図して行うものというふうに、私は私なりに期待もしておりますが、この点いかがでございますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

来年度当初予算に計上しております、すさきSAT土佐藩砲台跡史跡整備事業につきましては、土佐藩砲台跡保存管理計画策定に当たっての、史実に基づきます基礎資料収集や史跡の経過をつかむ文献調査、砲台にまつわる資料収集を行いまして、保存計画策定委員会に向け整理をしようとする事業であります。

なお、併せて11月に行われますイベントの際にも、台場と龍馬の関係につきまして現地で説明会を行っていききたいというふうに思っております。

なお、保存管理計画の策定委員会につきましては、来年度を計画いたしております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） そうしますと、前回の質問でも少し触れましたが、こういった平成9年7月7日付で須崎市の教育委員会がつくっております須崎土佐藩砲台跡の保存管理計画策定書というもの、この中では石垣の修復整備であるとか、火薬室の復元であるとか、大砲の復元、設置であるとか、保護柵、説明板の設置、これは一部もう既に整備されているものもあると思いますが、こういった復元といいますか修復といいますか、これも当然その計画の中に入れるということも含めてということで、そういう御理解でよろしいのでしょうか。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長(小野廣行君) 今の議員さんが御指摘されました平成9年の策定計画書につきましては、言いましたように、石垣の修復整備、火薬室の復元、大砲の復元、設置、そして保護柵及び説明板の設置。説明板の設置につきましては一応できておりますけれども、大砲の復元、設置等につきましては非常に、ここへ平成9年当時で書いておりますけれども、土佐藩砲台跡の砲台に据えつけて、史跡、台場としての文化財の保護・愛護思想の普及と観光面での活用を図っていくと、大型レプリカを製作すると書いておりますけれども、次の先ほど申しあげました策定委員会で図っていただきたいというふうに思いますけれども、聞くところによりますと、大砲がどういう形であったのか、史実がはっきりしないというふうなことも言われておりますので、その辺にも国の史跡の跡へ根拠のないものを据えつけていかどうかということにつきましても、なお策定委員会で検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(森光英二君) 堅田さん。

[16番 堅田健一君登壇]

○16番(堅田健一君) 大砲の問題が出ましたが、そういったことも十分に調査もされて、あの史跡としての価値を高めるような形の、ぜひ計画実施をお願いしたいというふうに思っております。

御承知のように、幕末期に外国艦船が頻繁に渡来し、幕府に開国を迫った時期に、土佐藩が沿岸警備の目的で須崎に3カ所造った砲台の一つが現存する台場砲台というふうに言われております。

この砲台は当時、イギリス人の水夫が長崎で殺害された事件で、イギリスと幕府、土佐藩の交渉が、須崎市に入港した土佐藩船「夕顔丸」で行われ、そのときに坂本龍馬も薩摩藩船を借りて入港するなどの史実は有名でございます。

今、あたかもNHKの大河ドラマ「龍馬伝」で龍馬ブームが巻き起こっていますが、幕末期のこうした歴史文化の関心とともに、これを絶好の機会として高知県の観光、地域の活性化にもつなげる取り組みが各地で盛んでございます。

こうした幕末期以後の歴史を正しく理解する上でも、この砲台跡の保存管理は重要であるというふうに思うところでございます。

保存、修復などの補助制度等も十分に研究されて、積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

文化財に関する二つ目の質問でございますが、先日、すさきSATまちかどギャラリーで初めて私も絵金展を鑑賞し、大変感銘をしました。22年度に絵金作品の購入費、文化財保存事業費が見込んでおられますが、どの程度の作品を購入予定でございましょうか。

また、同ギャラリーでは、4月から民具展や市展入選作品などの展示も予定されておりますが、こうした文化財等の常設展示館をこの際に設置するお考えはないか、このことにつきましても併せてお伺いをいたします。

○議長(森光英二君) 教育長。

[教育長 小野廣行君登壇]

○教育長(小野廣行君) お答えいたします。御質問いただきましたように、来年度一般会計予算

で社会教育総務費の文化財保存事業費のうち、備品購入費といたしまして絵金作品購入費200万円を計上いたしております。

購入予定といたしましては、3月議会、この議会の終了後、絵金の所有者の方と事務局と文化財保護審議委員会の皆さん等も交えて交渉に入ることといたしておりますので、現時点でどの作品を何点購入するかについては、まだ申し上げる段階ではございません。

次に、常設展示館についてでございますけれども、今回事業を展開しておりますまちかどギャラリーにつきましては、三浦さんの御厚意によりまして三浦邸をお借りすることができました。建物の風格、歴史といい、文化財等を展示するにはふさわしく、市街地の中心であるということも含めて、おおむね好評でございます。

本年度は、3月末まで絵金展を予定しておりまして、22年度、23年度も継続して活用できればというふうには考えております。

御質問のように、将来こういった歴史のある建物等で文化財資料館のようなものが必要ではないかというふうには考えてございます。

当面は、三浦邸をお借りいたしまして、文化財等を活用したギャラリーで文化財事業の推進と市民に向けての啓発活動を続けてまいりたいというふうには考えてございます。以上です。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） ぜひ、そういった常設の展示館といったものも、これは全く新しく建てるということもありませんが、既存の施設を利用してということも考えられますので、今後ぜひ積極的に御検討をお願いしておきたいというふうに思っております。

今、須崎市では、上分の仏像でありますとか須崎の絵金の問題など、文化財への関心が高まり、これを生かしたまちづくりの機運が高まろうとしております。では、これを機会に文化財行政の位置づけをしっかりとされまして、積極的な取り組みを再度要請して、次の当面する課題の質問に移らせていただきたいと思います。

障害者自立支援法について、健康福祉課長にお伺いをいたします。

サービス利用料の原則1割負担など、問題の多いこの障害者自立支援法は、民主党も廃止を掲げておりましたが、新政権になってそれが少し後退したかなというような気がしております。

しかしながら、平成22年度から低所得者の利用料負担が一部軽減されるというふうにお聞きをしております。その軽減の内容についてお伺いをいたします。

また、外出支援、これはガイドヘルパーといいますでしょうか、や、日常生活用具などは国の軽減対策には入っていないというような、そういったふうに言われておりますが、もし入っておらないとすれば、こういったことにつきましては、ぜひ市の単独でも軽減できないか、この2点につきまして、お伺いをいたします。

○議長（森光英二君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡崎和雄君登壇〕

○健康福祉課長（岡崎和雄君） お答えいたします。

議員御紹介のように、厚生労働省では平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、制度

の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることといたしております、今後、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、さまざまな関係者の御意見などを十分に聞きながら検討を進めていくということといたしております。

御質問の利用者の負担の軽減につきましては、平成22年度の予算案で、その新制度ができるまでの当分の間、低所得者、これは市町村民税の非課税世帯に該当しておりますが、それに該当する障害児者の利用者負担を無料とするものでございまして、対象となるのは所得に応じた現行の月額負担上限額でございまして、福祉サービスで居宅、通所、入所、そして補装具ということになっておりまして、金額にして最小で1,500円から最大2万4,600円の利用者負担となっております、平成22年4月1日からの予定でございます。

次に、御提言のガイドヘルパー、日常生活用具についてでございますが、ガイドヘルパーは先ほども移動支援事業ということで本市では実施いたしておりますが、現在、外出時の円滑な移動支援、自立生活や社会生活を促す個別の支援型として、また日常生活用具の給付等事業は重度の障害者に自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行うものでございまして、利用者1割と国、県、市の負担で実施いたしております。

御要望の市独自の減免につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 市の判断でやっている日常生活用具などの軽減については、今後の検討課題ということのようでございますが、なかなかすぐに結論はよう出さないというふうにも思いますけれども、ぜひ前向きに御検討をいただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、介護型の療養病床、これにつきましては、前政権の平成23年度末にこれを全廃するといった計画でございました。新政権はこれを凍結、見直しの方向でございましたが、国会での大臣答弁などによりますと、どうも廃止の方向に後退したというような新聞報道が流れております。現在のこの廃止という問題につきまして、国からの情報といったものはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森光英二君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡崎和雄君登壇〕

○健康福祉課長（岡崎和雄君） お答えいたします。

御承知のように、療養病床につきましては、廃止期限の平成23年度末まであと2年となっている状況でございますが、新政権になっての厚生労働大臣は、廃止する方針だった介護型療養病床について方針を凍結し、一人ひとりがそのレベルに応じた医療、あるいは介護を受けられることを考えていると表明をいたしております。

その後、厚労省では、療養病床削減計画の凍結とは、介護療養病床を廃止するという方針を凍結することではなく、療養病床を22万床に機械的に削減しないということであると説明をしております。その上で、介護療養病床の廃止に当たっては、患者を入院させたままでベッド数を減らすことなく行うということといたしまして、今後も実態調査を行い、削減期限の猶予も検討は

されるが、廃止の方針には変わりはないという見解を示しております。

ちなみに、厚生労働省が平成21年8月17日に発表いたしました医療施設動態調査、21年の5月の概数と本年2月8日発表の21年11月の概数を比較いたしますと、療養病床の減少は鈍化している状況でございまして、高知県ではこの間、変化はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 今の介護型の療養病床の削減計画の答弁を聞いておまして、何か分かったような分からんような感じでございますが、要は国の方としては、前政権が23年度末までに介護型の療養病床は全部廃止するという方針を掲げられましたわね、この方針はそのまま継続するんじゃないかと、当初言っていたようなこの廃止計画は見直していくというような、そういった方向だというふうに理解して、よろしいんでございましょうか。

それと医療保険の療養病床も、それから介護型の療養病床もですが、新型老健へ転換するとかいうことがありましたが、現実には、なかなか高知県でもそれは進んでおりませんわね。なかなかこの事業者も国の方針がどうなるのか様子待ちといいますか、そういった状況だと思いますので、もう一回そのあたりを、何か自分が十分に今理解できませんでしたので、再度答弁をお願いします。

○議長（森光英二君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡崎和雄君登壇〕

○健康福祉課長（岡崎和雄君） 結論から申しますと、廃止する方針には変わりはないということでございます。

ただ、23年度末までということについては猶予もある一定検討をされるよと。その上に立って、今現在、御紹介にありましたように、医療機関に調査をしておるということでございます、医療機関としても、この政権の考え方が変わるわけですから、新型に移行するにしても新たな負債を増やすということになりますので、様子見をしておるという現実でございます。

ちなみに、高知県では6,793床を最終的に3,418床、50%程度にするということが報告されておると、以上でございます。

○議長（森光英二君） 堅田さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 課長の答弁、分かりました。ただ、現実には廃止の方向ということについては基本的な方向は変わらないということでございますので、私も一般質問でたびたびこの問題取り上げましたが、現実の問題として、これを廃止されますと須崎地区等におきましては、特別養護老人ホームの増設もなかなかままならないと、一方では、転換先と言われております新型の老人保健施設も、これの医者配置基準なんかはかなり緩やかになっていますので対応できない部分があるということもございまして、ぜひ今後、この動向には注目をされて、しかるべき方法とかで、国へもぜひ意見を上げていただきたいということを要請いたしまして、今回、私の一般質問すべてを終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森光英二君） この際、10分間休憩いたします。

午後3時 5分 休憩

---

午後3時15分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。佐々木学さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 皆さん、こんにちは。公明党の佐々木学です。

最初にこの席をお借りいたしまして、1月12日午後4時53分、日本時間13日午前6時53分、カリブ海のハイチにおきましてマグニチュード7.0の強い地震が発生し、被災された多数のハイチ国民の皆様、また2月27日午前3時34分、日本時間午後3時34分ごろ、マグニチュード8.8の巨大地震が発生し、被害に遭われた多くのチリ国民の皆様に対し、また須崎市、宮城県、岩手県において養殖業等の方々に深刻な被害が出ております。謹んでお見舞い申し上げます。

私たち公明党高知県本部は、1月24日、高知市帯屋町におきまして、高知県ハイチ地震被災者救援の会の皆様とともに、ハイチ地震被災者救援街頭募金を実施し、集まった真心の募金を日本赤十字社を通じまして、現地に届けさせていただきました。

そして、この3月11日には、国会におきまして委員会を実施し、全国の津波被害者に対する支援について集中的に議論が行われますが、私も公明党の四国比例区選出衆議院議員に対しまして、先ほど議論がありました大谷漁協の被害状況について報告をし、その委員会におきまして、激甚災害指定の弾力的な運用や生活再建のための貸付金制度の拡充など、救済策を政府に訴えていくように頼みまして、しっかり議論をするということで、お答えをいただいております。

さて、私は市民の皆様は議会に送っていただき、はや3年と4カ月が経過いたしまして、任期4年目に入りました。ことしは更に決意を新たに、市民の皆様の声をしっかり受け止め、市民の皆様は御意見、御批判、御要望を市政に反映し、市政に実現することにより、市民の皆様は市政に対する満足度を少しでも向上させるため、身を粉にして働いてまいる決意でありますので、今回も通告書に従い、14回目の一般質問を行わせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢、国政を踏まえた市政の取り組みについて、質問させていただきます。

衆議院は3月2日、本会議におきまして、一般会計総額過去最大の9兆2,992億円となる2010年度予算案と税制改正など予算関連法案を与党など賛成多数で可決し、現在、参議院で本格的な議論が展開され、年度内成立が確実視されております。

公明党は、衆議院におきまして、予算案に対しましては成長戦略なき先行き不安予算とした上で、税収を上回る過去最大の4兆3,030億円の国債大增発など、財政健全化に向けた道筋もないままに、将来への不安を増幅する国債頼み、埋蔵金頼みの一時しのぎ予算などの諸点を指摘し、反対をさせていただきました。

具体的に、例えば学校耐震化予算などの大幅な削減など、鳩山首相が主張する命を守る予算と

は裏腹に、マニフェストの実現を優先する余り、他の国民生活にとって重要な予算が削減されるなど、不十分な点が多いと指摘させていただきました。

この学校耐震化につきましては、先ほども御議論はありましたが、3月4日の参議院、衆議院予算委員会におきまして2010年度に盛り込まれた1兆円の経済危機対応・地域活性化予備費を使い、前倒しで進めるべきだと提案させていただき、鳩山首相は早く結論を出すように前倒しで努力させるということで、この度の地震におきましても、避難場所についての関心が高まる中で、学校の耐震化というのは最優先課題であるとの観点から、この8月の学校の休み期間中にできるだけ実施する方向で政府も検討に入りました。

また、予算関連の5法案のうち、所得税法改正案、地方税法改正案、特例公債の発行を認める公債発行特例法案には反対、地方交付税を増額するなどの地方交付税改正案と租税特別措置透明化法案には賛成させていただきました。

子ども手当や高校授業料無償化など、マニフェスト政策の財源確保のために年少扶養控除を所得税だけでなく住民税も廃止することや特定扶養控除を国税、地方税ともに縮小することに対し、マニフェスト違反の増税を実施しようとしていると批判させていただきました。民主党がガソリン税や軽油引取税の暫定税率を廃止する主張を転換し、実質的に維持することについて、国民が納得する説明は何らされていないと指摘、1本5円のたばこ増税に対しては、計画性のない短絡的な政府の姿勢をあらわしたものと指摘させていただきました。

こういった国政の現状認識を踏まえまして、市長の政治姿勢を4点ほどお聞きさせていただきます。

1番目に、平成22年度予算案に対する所見でございますが、景気、経済の先行き不安が深刻化する中で、政府の2010年度予算は、年度内に成立すると思われるが、市長の所見をお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 国の来年度予算の年度内成立に対する所見ということでございます。

御答弁申し上げます。

今日の景気、経済の先行き不安が深刻化する中で、予算の年度内成立ということにつきましては、内容は別にして、年度内成立ということは大変喜ばしいことだと思いますけれども、この間の国の数次にわたる補正予算成立後におきます各事務事業実施に対しての補助負担金の内示、決定の遅れた現状を振り返りますと、経済不況が直撃している地元の景気回復のためにも、スピード感を持った執行をしていただきたい、早期に予算執行ができるように対応を強く望みたいというふう考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長の方からスピード感を持った実施をというお話がありましたが、全く同感でございます。

2番目としまして、政治と金の問題についてお聞きいたします。

通常国会におきまして、鳩山首相と小沢一郎の政治と金をめぐる問題が大きな焦点になって、深刻な政治不信を招いています。昨年12月、亡くなった人から寄附をもらったなどその収支報告書を提出し、何年にもわたって虚偽記載してきたとして、鳩山総理の元秘書が政治資金規正法違反で起訴されました。

その上、更に鳩山総理自身はお母様から総額12億6,000万円もお金をもらったことが発覚、脱税批判を恐れ、あわてて贈与税を納め、火消しに躍起になっていました。もし発覚しなければ、約6億円もの贈与税を納めなかったことになる。総理は、知らなかったの一点張りですが、これは市民感覚から見れば脱税そのものであります。更に、その使い道もいまだに説明されていません。現在の日本の総理大臣はこのような納税感覚なのであります。

小沢幹事長も、衆議院議員の石川容疑者をはじめ、秘書ら3人が政治資金規正法違反で起訴されましたが、東京世田谷の土地代金に充てた4億円もの原資につきまして、説明は二転三転しています。

小沢氏に関して言えば、不起訴になったことで身の潔白が証明されたと、開き直りとも取れる言動を繰り返していますが、有罪を立証する証拠がそろわなかっただけで、検察は疑わしきは罰せずとの判断で不起訴にしたのであって、そのまま潔白が証明されたわけではありません。

また、違法献金の疑いで、北海道教職員組合の幹部らが逮捕された事件につきまして、地方公務員の政治的中立性の観点からも、極めて大きな問題であります。

犯罪の立証は司法にゆだねるべきであります。道義的、政治的な責任を問う意味から、鳩山総理、小沢幹事長、小林千代美衆議院議員は、国会で真実を明らかにする責任があると思います。

以上、政治と金をめぐる問題につきまして、市長の所見をお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 新聞等で報道されております国会議員の政治資金に係る問題に対する所見ということでございますけれども、国民の皆さんの政治不信を醸成しかねない大変憂慮すべき事態であると認識をいたしております。

当然のことながら、当事者は国民の皆さんに分かりやすく説明をする責任があるというふうに考えております。

国政であれ、地方自治体の行政であれ、市民感覚、公民感覚から遊離をしたことでは行政の信頼は勝ち得られないというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） ありがとうございます。

私たち公明党も、この通常国会におきまして政治資金規正法の改正案では、秘書など会計責任者が不正をした場合、国会議員の監督責任だけでも連帯責任を問い、失職や一定期間選挙に立候補できないようにするなど、公民権を停止するよう制裁強化を求めています。等々、政治資金規正法の改正案につきまして、協議機関を提唱し、現在その取り組みが始まっているところでござ

います。

続きまして、3問目としまして、新過疎法の指定地域として本市の今後の取り組みにつきまして、お伺いをいたします。先ほど御議論がありました、重複する点につきましては容赦願いたいと思います。

市長は、提案趣旨説明の中で新過疎法について触れておられますが、これから使える追加されたソフト事業の中身について国会審議中であり、明確に示されていません。2月18日の衆議院予算委員会で、公明党の四国選出衆議院議員が、与野党がまとめた過疎地域自立促進特別措置法を改正案について、公明党が2007年に全国で実施した過疎集落实態調査の結果などが盛り込まれた点を評価し、過疎対策事業債が、医療や交通手段などの確保など、ソフト面で活用できるようになることに関連しまして、地域の足の確保として生活バスとともに、鉄道の地方路線を含めて考えるべきであると求めました。

須崎市は、御存じのように現在、高速道路の通過点としての危機意識から、サービスエリアタウン構想の取り組みに力点が置かれています。

一方、目を転じると、須崎市はJRやJR四国高速バス、県交通、高陵交通バス、市バス、巡航船など、須崎市内や高陵広域、県外に広がる多様な公共交通の要衝の地にあります。

しかし、公共交通の宝の資源を十分活用しているとは到底言えません。今後、少子高齢化が急速に進行し、団塊の世代の方々など、安心して移動や旅行ができる手段として、公共交通の必要性は増大こそすれ、減少することは到底考えられません。例えば、そういった観点なども十分考慮に入れて、財政再建に苦勞して取り組んでこられた笹岡市政として、市民の皆様の御意見を十分受け止めて、須崎市過疎地域自立促進計画を策定する必要があると思いますが、笹岡市長の思いなり、今後の取り組みについて、決意なりを改めてお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 過疎地域の自立促進協につきましては、だんだんとお答えをいたしましたけれども、既存の総合計画等も踏まえながら、ソフト面での活用も含めて、今後検討していきたいと考えております。

議員御指摘の公共交通の必要性については理解できますけれども、そうしたことも念頭に、財政状況の推移も勘案しながら、策定をしていきたいというふうに思っています。

真に地域が自立をするという方向での策定していきたいし、そのことにつきましては市民の皆さんや議員の皆さんにも相談しながら、策定していきたいというふうに思っています。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長から基本的な考え方をお伺いをいたしました。

現在、国会におきまして、このソフト面の中身について議論をされているとお伺いをいたしております。

私が収集した情報によりますと、総務省に対してソフト事業の対象範囲に含まれるよう提案するとともに、結果の確認ができるよう、現在でも各自自治体から直接要望等が総務省に幾つか寄せ

られているようです。

そういった意味から、先ほどさまざまな議論がありましたが、この過疎法をどう活用していくかにつきまして、指示された内容に基づいて実行することは当然であります。須崎市の立地条件を踏まえて、今まさに議論されているところですので、市として例えば総務省にこういったことを要望していきたいとか提案するとか、そういった動きを市長は考えておられませんか。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） この過疎地域自立促進法につきましては、議員御指摘のように、現在国会で審議をされておまして、ただ与野党全員一致の議員立法だと聞いておりますから、成立をするというふうに考えております。

その中身につきましては、今、総務省の方でも具体化に向けて検討されておるというふうに思っておりますけれども、このことにつきましては、もし指定になった場合にどうなのかという照会にもありましたので、須崎市の現状も踏まえて、こうしたことが対象にならないかということについては要望もいたしておりますし、今後もしろんな、起債の償還が10年とかいう、そんなことがありますので、そのことも何とか延長にならないかということも含めて、機会を得るたびに要望していきたいというふうに思っています。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長から答弁いただきましたが、須崎市が対象になるかどうかという時点で総務省から問い合わせがあったと、そのときに実情は要望として上げておりますということですが、より起債の償還であるとか財政再建という観点が、市長は当然肩ののしかかっていると思えますが、より、やはりこれからの、先ほどどうするかという観点で、もう一歩積極的な対応をよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、4点目としまして、介護問題に関する新・介護公明ビジョンを公明党が2月に発表させていただきましたが、これに関して少々質問させていただきたいと思えます。

介護保険制度の施行から本年度で10年目を迎えますが、特養ホームの待機者問題をはじめとし、老老介護やシングル介護、介護うつ、独居高齢者の増加など、現場では深刻な問題が山積しています。

だれもが長寿を喜び、安心して暮らせる社会の実現は、まさに政治に求められている最重要課題であります。

公明党も全国3,000人を超える全議員が一丸となりまして、こうした社会の実現に向けて、昨年11月から12月にかけて介護現場の生の声を聞き、新たな政策の実現に向けて介護総点検に取り組みました。介護総点検では、約10万件の現場の声が寄せられました。

我が須崎市におきましても、行政レベルにおきましては、我が須崎市の健康福祉課の課長にもお世話になりました。また中土佐町、津野町、檜原町にも調査アンケートをお願いし、回答を寄せていただきました。

また、介護事業者としまして、葉山荘であるとか清流荘の皆さんにもアンケートをいただきま

した。また、介護従事者の方々、そして介護を受けていらっしゃる方、また健常者の方々、そういった方々、さまざまな立場の方からのお声をいただきました。

そういった調査を取りまとめた結果、特に介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という三つの不足に対する不安が数多く寄せられました。

公明党は、介護総点検によって浮き彫りになった、さまざまな課題や改善点を早速政策提言、新・介護公明ビジョンとして取りまとめさせていただきました。

今、皆様のお手元にその概略の文書をお配りをさせていただいておりますが、2月24日、公明党の山口代表は、首相官邸に鳩山総理を訪ね、新・介護公明ビジョンを手渡しまして、その実現を迫りました。これに対して総理は、大いに政府として参考にする、具体的な内容については早速厚生労働省などに検討を促したいと述べました。

介護保険制度の抜本的な見直しに向けて、これからが正念場であります。新・介護公明ビジョンは具体的には七つの視点から、高齢者が住み慣れた地域で安心して老後を暮らせる社会を目指すために12の提案と早期に実施すべき64の対策から成っています。

詳しい内容はまた改めて皆様にお配りをいたしたいと思いますが、少々、新・介護公明ビジョンとして市長にお渡しを事前にさせていただいておりますが、市長の所見をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 佐々木議員、お尋ねのことにつきましては、介護従事者の処遇改善や施設待機者の解消など、介護総点検活動の結果をまとめ、新・介護公明ビジョンとして策定されたものと承知をいたしております。

先ほど言われましたように、総理からは提言を大いに参考にしたいと、厚労省に検討を促すということを示されたという報道もされております。

私としましては、この提言に対しまして、国として検討されるよう期待をいたしたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） ありがとうございます。市長から評価をいただきまして、しっかりこれの実現に取り組んでまいりたいと思います。

次に、雇用の創出、大企業の誘致と資産、外商等について質問させていただきます。

市長も提案趣旨説明の中で触れていますが、長引く景気、経済の先行き不安が深刻化し、須崎市の経済を直撃し、市民生活に重大な影響が出ております。また、コンクリートから人への政府の政策転換の影響など、大きく作用して、市内の大手企業や中小企業の営業不振に拍車をかけ、雇用の確保が危機的状況になっています。

そういった厳しい雇用情勢に対応し、克服するため、緊急雇用創出臨時特例基金事業費及びふるさと雇用再生特別基金事業費などを駆使して、積極的な経済対策を予算化していることや財政再建への取り組みについては評価するものであります。

しかし、地域産業創出へのビジョンが余り明確でなく、大企業頼みの感が否めません。もっと地域の基幹産業を創出するため、須崎市独自の支援策を強化し、戦略的取り組みを実施する必要があると思います。そういった観点から6点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、エム・セテックについてでございますが、須崎市の雇用を創出し、クリーンエネルギーの象徴的企業として、市長が誘致に取り組んできた同社の現状について、市長にお聞きいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） エム・セテック社の状況につきましては、世界的な経済不況の影響でシリコン市況の低迷が続いておりまして、厳しい状況が続いてるとお聞きをいたしております。

しかしながら、徐々にではありますけれども、生産も回復基調にあるということでございますので、できるだけ早い市況の回復によるフル稼働ができますように期待をいたしております。

現在、社員の皆さんが210名程度勤務しておられますが、本当に若い人の働く場として貴重な雇用の場であるというふうに認識をしております。

大変厳しい状況でございますけれども、雇用は守りたいという社長の御意向、強い御意向がございますから、そのことに大いに期待していきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） ありがとうございます。

続きまして、マルナカの出店につきまして、市長は提案趣旨説明でも述べておられましたが、マルナカ進出に当たっての議会の附帯事項の実現について、どう担保するかについて、市長の所見をお聞きいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 提案趣旨でも御説明いたしましたマルナカの第2工区につきましては、農用地区域からの除外や農地の転用手続き、都市計画法に基づきます手続きが必要になりますけれども、その条件として具体的な施設整備の計画が必要となりますので、4月以降、確約書に基づきまして、マルナカと調整してまいりたいと考えております。

陳情採択の際の附帯意見につきましては、当然遵守していかなければならないと考えておりますので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長から引き続き実現に取り組むという力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

7点目の質問ですが、森林整備、林業再生への取り組みにつきまして、12月議会でも質問させていただきましたが、高陵広域の中核市として、森林整備、林業再生への取り組みをもっと本格化するべきではないか。川上の森林整備の担い手である須崎地区森林組合は、広域の森林整備

を担っている。川下の製材や建築業者、バイオマス関連の業者さんなど、独自の生き残りのため孤軍奮闘してくださっています。各企業の連携は、ほとんど取れていないのではないかと思います。須崎市の森林整備、林業再生への行政能力をより高めて、地域の基幹産業として支援策を強化し、大きく伸ばしていく分野であろうと思いますが、市長の所見をお聞きいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 林業、木材産業の振興には、議員御指摘のとおり、川上と川下が連携をして取り組むことが必要であるというふうに考えています。

県が取り組んでおります高知県産業振興計画の産業成長戦略では、戦略の第一の柱として林業、木材産業の再生のため、原木生産、加工、流通、販売の各分野に目標を設定いたしまして、具体的な施策を展開しているところでございます。

本市におきましても、これらの県の取り組みに呼応して、森の工場の整備などに取り組んでいるところでございますけれども、林業、木材産業の振興には、何といたっても流域の森林に係る関係者が一体となつての取り組みが必要であると考えております。

その意味で、県の果たす役割は大きいと思っておりますので、今後とも引き続き、県及び林業事務所と連携をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

水資源の涵養の問題、あるいは機構改革の問題含めて、森林整備、林業再生の必要性は十分認識をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長の御答弁から、その思いは十分認識をできるわけですが、やはり、より具体的な市の施策というものがようになってきている段階ではないかと思います。

12月議会でも質問をさせていただきましたが、例えば地域材を公共建築に使うんだということを市長が自ら明確に方針として打ち出す、こういった点では今検討していただいておりますが、その点に関してはどのような段階になっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 総合的な施策が必要だと思っております。

森林整備には、やっぱり作業道も必要ですし、間伐道も必要ですし、その間伐をどう利用するかということも必要でございますから、そんなことを含めて、従前はいろいろ御指摘もいただきましたけれども、ここ数年は目に見えて私は進んでいるというふうに思っております。

今御答弁申し上げました森の工場につきましても、先日も視察に行つてまいりましたけれども、むしろ四万十をより立派にするんだ、須崎のモデルというような作業道の整備も進んでおりまして、これを大いに取り組んでいきたいな、それと並行して間伐が進んでいるという現状も見てきましたし、その間伐材をどう活用するかということについての取り組みと申しますか、それもバイオマス発電含めて、いろんな形の利用形態が必要だと思っております。

御指摘の建築についての問題についても、いろいろ場合場合によって違いますけれども、最大

限そうした配慮ができるような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

△時間延長

○議長（森光英二君） 間もなく定刻となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 8番目としまして、サービスエリアタウン構想の取り組みについて、お伺いいたします。

先ほど堅田議員さんの質問の中で出ておりましたが、2月27日をSATの日とする初めての取り組みについて、内容については、先ほど市長の答弁でお聞きいたしました。

課題の明確化と今後の取り組みについて、重複する点もあると思いますが、再度お聞きしたいと思います。これ、企画課長でよろしく願います。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 2月27日のSATの日の課題の明確化と今後の取り組みということでございますけども、この日、市内7カ所の関係団体等に御協力をお願いしまして、さまざまなおもてなしの取り組みや情報発信の取り組みを行いました。その結果、大規模な取り組みをしながらもちょっとした工夫で観光客の回遊性、例えば雪割り桜から桐間へ、あるいはお大師通りへという人の流れが見られたということで、今後とも、こうしたおもてなしの体制づくりを継続しながら行っていくことが重要になるというふうに思っております。

それとともに、効果的な情報の発信ということが必要であろうというふうにも反省をいたしておるところでございます。

この試験的に実施したSATの日の取り組みの総括ということにつきましては、まだ十分にできておりませんので、今後、御協力いただいた関係者、あるいは何か所かでアンケートの集計もお願いもしまして、集計も現在行っているところがございますので、更にそういう反省点も踏まえながら、22年度においては、市内各所へ広げて定着を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 企画課長から御答弁をいただきまして、新しい発見、ちょっとした取り組み、配慮によって大きなお客様の流れができるんだということを実感を持ってお話しされておりましたが、後の総括的な取り組みがなされていないということで、もう少しスピード感を持って、例えばこういった議会を通じて皆さんにお知らせするとかいうことで、よりスピード感を持った取り組みをよろしく願いたいと思います。

続きまして、9番目の質問ですが、須崎駅を発信基地とするまちづくりの取り組みについてお伺いしたいと思います。

須崎市原町商店街の皆さんを中心に、須崎駅前のにぎわいづくりへの取り組みが始まりました。まずは3月28日のJR須崎駅落成イベントの成功へ向けて、町内会の皆さんを中心に必死の取

り組みが行われています。笹岡市長もイベント当日は出席していただき、開会のあいさつをしてくださることになっています。

須崎駅前を発信基地とする地域発のまちづくりの取り組みについて、実行委員会の皆さんが、趣旨を文書にして皆さんにお配りしていますので、ちょっと長くなりますが、皆さんに紹介させていただきたいと思います。

日本一運のつくトイレに、この度国からの地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、JR須崎駅のトイレをリニューアルする運びとなり、平成22年3月20日完成予定、須崎工業高校ユニバーサルデザイン科にデザインをお願いすることとなりました。

ヒラオカ宝石店様の御厚意により、パワーストーンを寄附していただくこともあり、「日本一運のつくトイレ」として話題性が高まっております。龍馬博の流れもあり、須崎市にとっては絶好のチャンスだと感じております。そこで、須崎駅前関係者等が一丸となって、ぜひとも地域活性化のため実現したいと願い、この会を立ち上げた運びとなりました。そして、その制作費の工面などが課題となっております。どうか御理解の上、皆様の御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

この機会に運氣アップの須崎市として、今後につながるまちづくりになるように、次世代の子どもたちのためにも須崎市を盛り上げてまいりましょう。徹底的に運氣アップ、運にこだわっていくこと、一人でも多くの須崎市民の方たちに参加していただき、今後ともよいアイデアをいただきたいと思っております。

須崎駅トイレが須崎の玄関口です。その大切な玄関口をきれいにして大切にすることが、これからの須崎市の発展にはとても必要ではないかと感じております。きっとこのイベントを盛り上げることをきっかけに、今後とも須崎市の発展につながっていくことと思います。

ぜひ皆さんのお力をいただき、須崎市のよいイメージづくりの実現に向かっていこうと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。JR須崎駅トイレ落成イベント実行委員会ということであります。

少々長くなりましたが、こういった取り組みにつきまして、行政のさらなる支援をお願いするわけでありますが、市長の御所見をお聞きしたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 須崎駅前では、地元商店街振興会の皆さんを中心に、JR須崎駅トイレの落成イベントを企画し、準備を進めていただいております。

今回のトイレ改修に当たりましては、ヒラオカ宝石さんからのパワーストーンの御提供並びに須崎工業高等学校ユニバーサルデザイン科の生徒の皆さんのデザイン及び製作協力によりまして、運氣上昇など付加価値のついたトイレに生まれ変わる予定でございまして、楽しみにしております。

今日の読売新聞の高知版にも大きく出ておりましたけれども、日本一運のつく地域にしたいという思いが伝わってまいりまして、本当に、それも行政だけではなかなかそういう発想ができませんけれども、そのパワーはすごいなというふうに思っております。

御質問の須崎駅前を発信基地とするまちづくりへの行政支援についてでございますけれども、国の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、平成22・23年度、須崎駅前の空き店舗を活用した観光案内所を開設するなど、事業実施を予定をいたしております。

道の駅や桐間のSAT情報館と並び、JR須崎駅前においても、須崎の情報を発信する拠点の一つとして、商工会議所及び文化会館とも連携しながら、駅前のにぎわいづくりのために企画を実施することも考えておりますので、地元原町をはじめ、皆さんの御協力をお願いをいたしたいというふうに思います。

こうした、もう理屈やなくて、いろんな具体的な取り組みをするということが私は大事だというふうに思っています。まさにそのことが今年の大きな課題であるというふうに思っておりますので、こうした前向きに積極的に取り組むところにつきましては、22年度の当初でも今度審議をいただくようにしておりますけれども、少額でございますけれども、やっぱり恒常的な経費でなくて取り組む最初のきっかけになる、そのことについては団体や町内会や商店街、そんなところに補助金を出すと、そして大いに頑張ってくださいという提案をいたしておりますので、そんなことも活用していただけたら大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長の御丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは10番目の質問ですが、お馬の広場開設に関する取り組みについて、お伺いをいたします。

お馬の広場建設委員会の皆様、この足かけ3年ぐらい、開設に向けての取り組みをしております。また、行政の方におきましても、土佐国との手続き等、困難な作業に従事していただいておりますが、やはり今年の龍馬博ということを考えますと、やはり本年4月末ぐらいには開設しないとそのメリットが薄れてしまうということで、委員会の皆様が危機意識を持ってこの4月末の開設へ向けて取り組みが本格化しております。

そういった意味で、地域発の盛り上がりの中で、関係者の粘り強い取り組みで、お馬の広場開設の実現に近づいているというふうに認識していますが、さらなる行政の全面的な支援をお願いしたいと思います。市長の御所見をお聞きいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） お馬の里の広場につきましては、その予定地が国土交通省の自動車専用道路の高架橋下の用地を活用して物産市等を行おうという計画でございますけれども、現在、国土交通省と用地の占用申請に係る必要書類の作成に向けまして、取り組んでいるところでございます。

書類的はほぼ整理ができたというふうに聞いております。関係の皆さんの熱意にそえるよう、なるべく早く占用許可がいただけるように、今後とも国土交通省と協議をしまいたいと考えております。

4月末というお話がございましたけれども、努力はしますけれども、ちょっと今の段階で分か

りましたということにはいかないということは御理解いただきたいというように思います。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 市長は、4月末ということについて、期限を市長の立場で明確に表明することは、それは立場上でできんと思いますが、やはり今までのいきさつ、また現在の市全体の取り組みを考えても、このお馬の広場の取り組みがいかに貴重なものであるかということは市長も十分認識していただいていると思います。そういった意味で全面的な支援をお願いするものであります。

続きまして、3番目、防災につきまして、施策の優先順位という観点から何点かお伺いをいたしたいと思います。

提案趣旨説明の中で、南米チリの大地震に伴う津波襲来に対する本市の取り組みについて、市長から報告がありました。

また、今日午前中、午後と、この課題につきましては議論がし尽くされたと思いますが、提案趣旨の中で、この度の津波対応からまさに多くの問題点や課題が与えられたものと考えて述べている。多くの問題点や課題について、具体的に総務課長、重複部分は避けていただいて結構ですが、実務担当者として簡潔に報告をいただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 佐々木議員からの御質問にお答えをいたします。市長から、るる御答弁がございましたので思いは同じでございますが、一番の問題点につきましては、避難勧告における避難場所の問題だと思います。

本日、高新の方にも読者の広場で御意見をいただいております。「避難に適しない施設」ということで一般市民の方からいただいておりますが、実は災害後、この方から私の方に電話もございまして、いろいろと御指摘もいただいたという形の中で、今回与えられましたさまざまな課題につきまして整理を行う上で、今後とも鋭意努力をしていくというふうなことで、御理解はいただけたかどうかはわかりませんが、そういう思いで今後とも取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 総務課長の率直な御答弁をいただきました。次の質問に移らせてもらいます。

12番としまして、同津波襲来におきまして、須崎港台風・津波等災害対策委員会、海上保安部を中心とした体制が、去年からの取り組みによって、今年早々に出来上がっているというふうな伺っております。

この仕組みが、今回の津波襲来に対してどのような機能、どのような取り組みがあったかにつきまして、総務課長に簡潔にお聞きしたいと思います。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 御質問にお答えをいたします。

須崎港台風・津波等災害対策委員会では、須崎港在泊中の船舶を台風、津波等による海難及び災害から保護するため、台風、津波等の来襲が予想される場合にとるべき措置等を示し、在港船舶の災害予想に資することを目的として、対応指針を策定をいたしております。

一般的には、須崎市で緊急時対策検討委員会を開催し、検討することとなっておりますが、今回は高知港との対応に齟齬が生じないように対応する必要から、高知海上保安部長から直接津波警報に対する勧告が当委員会に出されております。

これを受けまして、事前の対応を勧告指導連絡系統図に基づきまして、須崎土木事務所、高知県水先協会、錦浦漁協等に伝達をいたしており、港湾関係者の皆様方におかれましては、船舶等の災害予防について適切な対応がいただけたものと承知をいたしております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） ありがとうございます。適切な対応はとれたという御答弁をいただきました。

13番目としまして、同津波襲来における大災害を想定し、自衛隊との連携がどうであったかについて、市長にお聞きいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 今回の津波警報による対応の中では、避難勧告を行った後、自衛隊高知地方協力本部独自の判断で隊員1名の来庁をいただきまして、連絡調整に当たっていただきました。

また、自衛隊以外にも、須崎の警察の方からも署員を1名派遣をいただきまして、連絡調整に当たっていただきました。

幸いなことに、自衛隊に対しまして何らかの要請を行う事態には至りませんでしたけれども、非常に心強い印象を受けました。

今月末には第50普通科連隊が香南市へ移ってこられますので、2年に一度の須崎市総合防災訓練にも何らかの形で御参加いただければと考えております。今後、本市の地震・津波対策や災害時の応急対策についても、協力を要請していきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 着々と連携がとれてるということで、市長の御答弁をいただきました。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

14番目といたしまして、災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムの活用につきましてお聞きしたいと思います。

今回の津波襲来対応から、さまざまな課題が浮き彫りになっております。地震や台風などの災害発生時に被災者に対する被災者証明及び家屋り災証明の発行や、義援金及び生活支援金の管理など、地方公共団体による被災者支援業務のための被災者支援システムが阪神・淡路大震災を経

験した兵庫県西宮市において開発され、財団法人地方自治情報センター提供の地方公共団体業務用プログラムライブラリーの共同アウトソーシングシステムの一つとして登録されていると伺っております。

このプログラムは無償で入手できることについて、昨年1月17日、総務省地域情報政策室から本市にも事務連絡が届いていると思います。

災害時の危機管理に真に役立つ被災者支援システムの活用について、総務課長にお聞きいたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 佐々木議員からのシステムの活用等についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、被災者支援システムにつきましては、平成21年1月17日付で総務省地域情報政策室からCD-ROMが配布をされて本市でも保管をいたしておりますが、現時点で県内においては、導入している市町村がないことから、その有効性等について不透明な部分が多い状況でございます。

なお、今後におきましては、県の意見を伺うなど、調査研究をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） これにつきましては、過日の県議会の一般質問におきまして、公明党の池脇代表が一般質問をしておりました。現在、高知県と黒潮町で手を挙げて、この導入に向けて取り組みは始まっているというふうにお聞きをいたしております。

災害時の弱者、例えば今おひとり住まいの高齢者の皆様について、社会協議会においてシステム化されてるというふうにお聞きしておりますが、こういった兵庫県の西宮市の先進事例を活用して、さまざまな情報の一元化、また避難者に対する万全の対応がこれから非常に大事になってくると思いますので、そういった意味で県との連携を深めて、より積極的な取り組みをお願いしたいと思います。総務課長の御答弁をお願いします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 御質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、その有効性等については、まだ把握もできていない状況でございますので、そういったことも含めまして、中身を精査をしながら、導入について、有効活用をいただけるものだと思いますので、検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木学君登壇〕

○2番（佐々木学君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森光英二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明10日の議事日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時10分 延会



第397回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

平成22年3月10日(水曜日)午前10時開議

第1. 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1. 一般質問

---

出席議員

1番 森田 幹夫君	2番 佐々木 学君
3番 大崎 宏明君	4番 西村 泰一君
5番 山崎 旭郭君	6番 高橋 立一君
7番 吉野 寛招君	8番 浜 憲司君
9番 北沢 一男君	10番 海地 雅弘君
11番 大崎 稔君	12番 竹下 雅典君
13番 横山 倫雄君	14番 植村 俊一君
15番 寺村 昇君	16番 堅田 健一君
17番 豊島美代子君	18番 森光 英二君

---

説明のため出席した者

市長 笹岡 豊徳君	副市長 高橋 道雄君
会計管理者 石川 強君	総務課長 中谷 卓也君
企画課長 細木 忠憲君	人権交流センター所長 山崎 洋子君
税務課長兼 嶋崎 昭君	市民課長 近藤 富史君
固定資産評価員	
健康福祉課長 岡崎 和雄君	環境保全課長 和田 孝二君
産業課長 堅田 幸男君	建設課長 西森 央君
住宅課長 梅原 康司君	福祉事務所長 植田 裕次君
水道課長 岡田 要助君	教育委員会委員長 古谷 好弘君
教育長 小野 廣行君	学校教育課長 高和 佳夫君
生涯学習課長 土居 信一君	農業委員会会長 古谷 直輝君

---

事務局職員出席者

局 長 田部 孝君 次 長 秋沢美津子君  
主 幹 谷脇 弘君

---

午前10時 開議

○副議長（豊島美代子君） これより本日の会議を開きます。

18番森光英二さんより、所用のため本日午前中欠席の届けがっております。

---

日程第1 一般質問

○副議長（豊島美代子君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。9番北沢一男さん。

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） おはようございます。私、大抵の場合には一般質問の第1日目に質問をしておりますけれども、今回は6番ということで、2日目の第1番になっております。

今回、市政の諸課題についての中で、地震防災に関する質問を通告しておりましたところ、折しも通告提出後に、28日の津波騒動が発生しましたことから、地震津波をメインテーマに据えての質問を作り、執行部からの聞き取りも済ましておりました。

ところが、昨日、質問に立たれました5人の方々の4人までもが、やはりチリ地震津波に関する質問をされましたので、それらの質問と全然重複しないような質問は、もはやできないところでございます。そのため、防災関係は省略しようかとも考えましたけれども、私の場合、元消防団員として、また地域の自主防災会の代表といたしまして、今回の津波活動におきましても、地域の消防団と共に警戒や予防の活動に当たらせていただきましたことから、その活動現場からの視点を踏まえての質問でございますので、少々の重複はお許しをいただきまして、あえて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1の市長の政治姿勢についてからお聞きをいたします。

まず、チリ地震津波に関する質問です。

50年前の昭和35年のチリ地震津波におきましては、本市でも家屋の全壊が17戸、流出が2戸、半壊35戸、床上浸水617戸、床下浸水が317戸、堤防の決壊27か所、鉄道軌道の損壊2キロメートル、木材流出1万1,880石、船舶の被害が72隻等の大きな被害が出ておるところでございます。

そして、今回、去る2月27日、夕方のNHKニュースで、南米チリにおいて、日本時間の午後3時半過ぎ、大地震があった。日本への影響の、日本への津波が心配されるとの報道があり、オリンピック報道の合間に続報が続けられておりました。

そして、ハワイでの津波も観測されまして、翌朝、28日の8時過ぎごろから日本への影響の公算が大きいということで、気象庁の記者会見発表、そして津波警報発令へと続きまして、テレ

ビ・ラジオは津波関連報道一色となりました。

28日は、旧暦の15日ということで、大潮ですので、被害が大きくならなければよいがと心配をしつつ、私も終日、携帯ラジオのイヤホンに耳をいたしまして、携帯電話では消防団員や自主防災関係者と連絡を取り合ひまして警戒をしておりました。

安和におきましては、夕方、満潮の時刻近くになって、1メートルを超えるような津波が時間を置いて何回か繰り返しましたが、安和川河口に流入するにとどまりました。

須崎港では、今回のチリ地震津波の日本での潮位観測地点におきまして、国内最大となる1メートル20センチの津波を観測しましたがけれども、幸いにも大きな被害には至らず、ほっと安どしたところです。

とはいいまでも、震源地のチリでは800人を超す犠牲者が出るなど、地震と津波によって大被害が出ておりますし、本市でも養殖漁業の一部には被害が出ました。被害に遭われました方々には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第です。

さて、市長は提案趣旨説明の中で、「この度の津波対応から多くの問題点や課題が与えられたものとする。この度の経験を生かし、近い将来、襲来が確実視される東南海・南海地震への備えに万全を期してまいりたい。」と述べられました。

そこで、まだ記憶が新しいうちに私が感じた問題点等につきまして御指摘をさせていただき、今回の津波に際しまして、設置をされました災害対策本部の本部長であった市長の見解をお伺いしたいと思うところでございます。

まず、避難勧告の発令についてお聞きをいたします。

これは、昨日、西村議員も触れられましたが、3月2日の高知新聞、26面の左上の記事には、「県内自治体、勧告に差」と題しまして、須崎市が早めに勧告を発令したと併せまして、土佐市など6市町が勧告を出さなかったと報じております。そして、50年前のことを踏まえると、早めの対応は欠かせなかったとする笹岡市長の言葉も添えられております。

同じ高知新聞の25面には、気象庁予測課題と陳謝の記事も見えますけれども、私も今回の避難勧告発令の市長の判断は決して間違っていないかと思うところでございます。結果として予想より津波が小さく、人的被害が出なかったことは、それはそれで幸いとすべきと思うところでございます。

ただ、高知新聞の同記事には、「今回、8万1,000人以上に避難勧告が出されたが、県のまとめでは、避難したのは1,638人、県危機管理部の森部部長は、「報道などを見て大丈夫と判断した人が多かったのだろうが、南海地震と今回は別物、津波はこんなものと思う人が出ないか心配」としているとの記事もあります。

私も、その点を心配するところでございます。今回の結果から、警報や避難勧告が出されても、この前も大したことはなかったからと軽視する方が出てこないかという点を心配します。そうならないよう、なお一層の防災啓発を推進するなど、防災意識の周知を図らなければならないと考えているところでございます。

今回の市長の避難勧告発令に至る経過や心情など、昨日もお答えもありましたけれども、その決断姿勢をもう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

結果として、津波が小さかったことから、人々が警報等を軽視しはしないかとの憂慮に対する市長の所見も併せてお聞かせいただければ幸いです。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 皆さん、おはようございます。北沢議員から、今回のチリ地震津波についての御質問をいただきました。御答弁を申し上げます。

議員御指摘のとおり、今回の地震により、気象庁から28日午前9時33分、太平洋沿岸に大津波警報や津波警報が発令をされました。50年前の1960年のチリ地震津波により、甚大な被害を受けております本市におきましては、津波から人命を守る観点を第一として警報発令と同時に災害対策本部を設置をいたしました。

また、津波避難勧告の発令を早期に判断するとともに、関係機関等とも緊密に連携をとりながら、できるかぎり万全な体制を整える決意をしたところでございます。

市民に対する周知といたしましては、防災無線による呼び掛けや、消防団あるいは警察署等の協力を得ながら、避難場所への避難等を周知したところでございます。

しかし、国内各地域の津波による潮位変化については、特に大幅な変化が見られていない状況等との報道もありまして、避難者数が極端に少ない状況は本市のみではなくて、全国的に見受けられる結果となっております。

幸いにして、本市におきましては、浸水地域の発生や人的な被害はありませんでしたけれども、今回の津波におきまして、全国的に最高の潮位変化を記録をいたしましたように、津波に対して非常に危険な地形を形成している本市の状況を、今後とも、なお一層市民に対しまして啓発をしまいたいというふうに考えております。

高知新聞の記事を引用してのお尋ねをいただきました。やっぱり、50年前のチリ地震津波のことを想定しますと、早めに対応というのは、やっぱりこれはどうしてもしなきゃならないということで判断をさせていただきました。

一番思いましたのは、やっぱり災害に対して要援護をする方を、どう早めに対応するかということが一番頭にありましたので、実は前日から、県の危機管理部長の森部部長とは頻りに連絡をとらせていただいております。

そうした中で、門扉の開閉につきましても早めの指示をいたしましたし、何よりも、先ほど言いましたように、要援護者の避難をどうするかと、早めに対応がどうしても必要だという判断をいたしまして、12時、正午に避難勧告を出していただきました。

その後のことにつきましては、昨日も御答弁申し上げましたように、時間的な余裕があったものですから、特に東北地方の一部が大津波警報で、津波到来の予想時刻が約1時間のタイムラグがあったものですから、東北地域の潮位の変化を、どう判断をしながら次の避難指示に高めていくかというタイミングを見計らっておりました。

県とも連絡しながら、そして報道も見ながら、そして各地域の港の潮位の状況が瞬時に分かりますので、その状況も監視をしながら、そして災害対策本部の本部会を、最初の方は半時間ごとに、そして1時間ごととか、いろんな変化に応じて柔軟に対応してまいりました。

結果として、浸水にはなりませんでしたがけれども、私はその早めの対応っていうのは、これはこれからもしていきたいというふうに思っています。

常に言っておりますように、空振りの三振はいいですけども、見送りの三振だけはしたくないというのが、私の信条でございますから、このことについては、地震津波だけではなくて、いろんな災害に対しても、心がけていきたいというふうに考えております。

言われますように、時間的な余裕がある津波に対する備えと、次の東南海・南海の地震直後の避難とは、また形態が変わるといふふうに思っておりますから、しかもチリの地震と、例えばスマトラというか、そういう方面の地震と、また時間が全然違っておりますから、なかなかその時々への対応を事前にとすることは難しいことがありますけれども、柔軟な対応ができるように、これからは心がけていきたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 市長の今の答弁でも、僕が後で聞こうと思っっちゃうがの答弁を先に言われてた形もありますけれども、続けていきたいと思います。

チリ地震津波に関しての質問を続けます。

市長は、提案趣旨説明の中で、このチリ地震津波に触れられた箇所の最後に、「今後は、この度の経験を生かし、近い将来、襲来が確実視される東南海・南海地震への備えに万全を期してまいります」と述べております。

それは当然のことでございますが、二度あることは三度あるとも申します。50年の間に二度、地球の裏側の地震による津波が本市まで到達し、50年前の津波の際には多大な災害を経験しているのですから、こうした遠隔地からの到達津波に対する対策についても、本市の地形上、警戒や対策の確立についての検討が当然必要と考えるところでございます。

今回の経験は、今回と似た遠隔地地震起因の津波への対応策の策定に、まずは生かされ、そして併せて南海地震への備えにも十分生かされるべきと考えるところでございます。

本市の目の前の近海の海底に起きる南海地震の津波と、今回のような遠隔地地震の津波とでは、本市の被害の受け方に随分違いがございます。一昼夜前に発生が報道され、刻々の進展状況がテレビ・ラジオで報道される中で到達いたしますので、災害対策の対応も当然違ってくると思うところでございます。

対策マニュアルを分けて策定し、市民にも周知しておけば、被害を避けて、せっかくはやばやに沖へと避難しておりました船舶が、夕方前の押し寄せる津波が最大の高さになった時点では、ほとんど寄港してしまっているようなことはなくなりはいないでしょうか。この点についての市長の所見をお聞きしたいと思います。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 今回のチリ地震津波では、津波の警報が出され、避難勧告を行いましたものの、避難者数が少なく、また勧告が出されてから津波が到達するまでの時間が長かったということもありまして、第一波の到達時には、避難場所から帰宅をされていた方もいたところでござ

います。

また、船舶におきましても、津波の被害を避けて早々に沖へ避難をしましたがけれども、津波の来襲予想時刻が遅れたために、津波が最大となったときに寄港するといったことになったものと考えています。

船舶につきましては、須崎港台風津波等災害対策委員会、これ海上保安庁の指導でできたばかりでございますけれども、須崎港における津波に対する船舶の対応支援により、対処することといたしておりますけれども、今回の遠地地震を踏まえ、今後、更に地震に対する備えや、遠くで発生した津波を対応し得る避難の心構えについて啓発を行っていかなきゃならんというふうに考えています。

先ほど言いましたように、対策のマニュアルを別々にということはなかなか対応しきれない部分がありますから、現在の計画を、どう柔軟に対応するかということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 質問を続けさせていただきます。

今回の津波対策の活動の中で、安和におきましては対策本部と、そして災害現場、対応する現場との間で、途中の連絡の行き違いからか、認識にずれが生じた場面が2件ほどありました。

一つは、夕方、満潮と津波が重なりまして、安和川河口に潮が流入しだした時点で、団員が沖地区住民の各戸に避難を指示して回った件でございます。

6時前ごろだったと思いますが、薄暗くなるろうとするころでございました。住民は防寒具を袋に詰めたりしながら国道ぶちを学校へと向けて避難しようとしております。そのはたの国道は、上下線ともひっきりなしに車が走っております。もちろんスピードを落としているわけではございません。

危ないと感じました私は、どういう指示を出しているのか、どういう状況変化に対応した指示なのか、それを確認するため、対策本部におられました市の幹部職員に連絡をとらせていただきました。

幹部職員は、避難指示はどこにも出していない、避難勧告を継続中、団の幹部もここにいる、そんな指示はしていないとのことでございました。

後で、このことにつきましては、現場との電話連絡での指示の取り違いだった模様との報告を受けたことでございます。

もう一つは、避難勧告や指示が出された場合、安和の消防団員は、安和小学校が避難所として開設されるものと認識をしておりました。しかし、対策本部の認識では、今回の場合は安和小学校のグラウンドが避難場所であり、津波被害が発生していないので、校舎・体育館には避難所を開設していないとの説明でございました。認識に現場と対策本部で違いがあるわけでございます。

この二つの件の原因を考えてみますと、共通する問題が見えてきます。それは、市の地域防災計画、これは一般災害対策編それから震災対策編、また新しくできた東南海・南海地震防災対策推進計画編の3冊がございますが、この地域防災計画について、実際に現場で対応しなければな

らない団員の方々に、十分にその周知が徹底されていない問題があるのではないのでしょうか。

このことにつきましては、以前にも指摘し、これは14年の6月議会だったと思いますが、当時の総務課長に答弁を求めたことでしたが、そのとき、「部数に限りがあり、各分団ごと3冊配布をしている。回し読みをしてほしい。」とのことでございました。回し読みが十分にできていなかったということでしょうか。

私は、災害現場で直接対応する団員の方々には、少なくとも班長以上の方々には配布をし、学習会も開催して周知を図るべきと考えるところでございます。また、それができていない現状におきましては、今回のような事態には、対策本部がどの対策に基づき、どう対応しようとしているのか、意思を伝達する際に、慎重に詳しく説明を加えるべきではなかったかと考えます。今回の場合、時間的には十分に余裕があったはずでございます。計画を何冊作りましても、その計画が実施現場で周知されていなければ、何の意味もございません。このことに関しまして、市長はどう認識されているのか、所見をお聞きしたいところでございます。

また、避難勧告が出されまして、津波が到達するまでには長い時間があり、大きな潮位変動は夕方になりました。勧告の解除は深夜に至りました。今回の場合、2月とはいえ暖かい日でしたが、夕方には、やはり寒さも感じられました。災害は、暑さ寒さ、雨、雪など天候を選びません。避難をする住民の中には、子どもやお年寄り、病気の人もおるのですから、今回のように時間の余裕が十分ある場合には、現況を勘案協議して、少しでも避難住民に過ごしやすい避難所を確保すべきではなかったかと考えるところでございます。

この避難場所のことにつきましては、昨日も再検討したい旨の答弁がありましたけれども、南海地震津波の場合は、地震振動の後、短時間で津波が来ますので、まずは命の確保ということで、潮位の達しないところが第一条件ですので、青天井の屋外や建物の屋上でも不都合とは思いません。

しかし、今回の場合は、津波到達予測時間までに十分過ぎるほどの時間もあり、通信手段も、鉄道を除く交通手段もすべて確保されておりました。マニュアルの微調整は、対策本部がやる気になれば十分にできたはずですし、人員が足らなければ、職員の増員もできたはずです。

先にも言いましたように、過去に本市を襲った二通りのタイプの津波があるのですから、二通りのマニュアルを策定するか、もし一つのマニュアルで通すなら、来る津波によって臨機応変に対応するか、しなければならぬと考えるところでございます。市長の答弁をお願いいたします。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 議員御指摘のとおり、一部の地区で風水害時の避難場所と津波緊急避難場所の区分を混同していた事例が報告されております。

これにつきましては、今後、現場サイドでの避難場所の再確認を行わせるなど、周知徹底をし、災害時にスムーズな対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、避難場所での対応につきましては、今回の地震津波の避難に当たりましては、夕刻には毛布の配布などを行っておりますけれども、近い将来、来襲が確実とされております東南海・南海地震津波発生時では、そういった対応は困難であるというふうに感じておりますので、市民一

人ひとりが自らの命は自分で守ると、そういう意識の下に指定場所にこだわることなく、安全な場所に避難をしていただきたいというふうに考えております。

マニュアルというお話がございました、臨機応変ということがございましたけれども、やはり私は、これからは現状に応じて、そういう意思の伝達を、確かな伝達を、やっぱり指示をしていかなきゃならんし、臨機応変な対応をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） チリ地震津波に関する質問が、まだございますけれども、後の市政の諸課題の中で総務課長に質問をいたしたいと思っております。

市長には、自治基本条例に関しまして1点だけ質問をさせていただきます。

市長は、提案趣旨説明の市政報告の中で、「条例作成市民会議としては、4月下旬に最終検討を行い、5月下旬の全体確認を経て条例案として報告をいただく予定。その後、市民や議員の意見や提案を受ける機会を設け、その理念を全市民が共有できる『まちの憲法』として議会提案できるよう、取り組みを進めたい」旨述べられました。現議員の任期中の9月議会にも提案したい意向ともお聞きをしております。

この件に関しましては、市民会議の皆様が長期にわたり真剣に協議を重ねてこられ、市民会議として条例案策定の最終段階を迎えており、委員の皆様これまでの大変な御労苦に感謝いたしますとともに、なおお力を発揮いただきまして、よりよき条例が作成されますよう、お願いも申し上げる次第でございます。

条例作成市民会議での作成状況は、そこまで進んでいるようでございますが、一般の市民の中には、自治基本条例の件は、さほどと申しますか、ほとんど認識されていない状態であり、関心も持たれていないように見受けられるところでございます。よほどの広報努力がなければ、市民の関心をつかみ取ることは難しいのではないのでしょうか。「まちの憲法」として誕生すからには、市民の認知こそが、その生命、命ともなります。

そこで、一つの提案がございます。市民に関心を持っていただき、認知をいただく手段の一つとして、作成中の自治基本条例案の中にも取り上げられております住民投票を、自治基本条例の策定にこそ活用すれば、市民の関心は高くなるのではないのでしょうか。住民投票となれば、費用も人手もかかりますので、その面でのかんかんがくがくの議論も起きるのではないのでしょうか。

そして、酒場での議論の種にもならないようでは、市民の関心が向いているとは言えないと思うところでございます。検討してみてもはどうでしょうか。市長の所見をお聞きしたいと思っております。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 自治基本条例につきまして、お尋ねと御提案をいただきました。御答弁を申し上げます。

自治基本条例作成に関する認知度につきましては、議員御指摘のとおり、決して高い状況ではないというふうに思っております。

これまでの経過を踏まえましても、即効性のある周知や広報の方法はないかもしれませんけれ

ども、引き続き粘り強く取り組んでいきたいというふうに考えております。

当面の取り組みといたしましては、市民会議から条例案を御提案いただいた後に、市の広報紙と併せ、全世帯へ条例案を配布いたしまして、周知を図り、併せて御意見、御提案をいただく機会を設けたいというふうに考えております。

現状では、自治基本条例という言葉に関心がなくとも、まちづくりや環境問題、災害対策や行政改革といった個々の課題に対して市民、行政が協働で取り組むことの必要性、重要性は段々に浸透してきておまして、条例制定によって、その実践と理念が一体となったときにすばらしいまちづくりへの一步を踏み出せるというふうに考えております。

なお、御提案の住民投票につきましては、今のところ考えておりませんが、いずれにいたしましても、今後とも条例への理解を深めるために市民の皆さんへの広報に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんにも御協力をいただきますようお願い申し上げたいというふうに思います。

現政権で地域主権ということを言われておりますし、まさに私は、この地方自治は住民自治という理念の方向性は間違いでないと思っておりますから、そういう観点から取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 住民投票と申しましても、この5月、段取りと同じようにいくなれば、5月の段階で市民会議がまとめられれば、その後に参議院の選挙もございまして、また私たち議員の選挙も秋にはございます。

それと併用すれば経費も特別には要なくなるという状況もございまして、また一つの検討の、案としてまたひとつ御検討いただきたいと思うところでございます。

市長の政治姿勢については以上といたしまして、次に市政の諸課題についての質問に移ります。地震防災の件で、チリ地震津波に関しまして総務課長にお聞きをいたします。

今回のチリの大地震、マグニチュードは、最初は8.6としておりましたけれども、後で8.8に上がったところでございます。それでも報道によっては、最初の8.6を使っている場面もございました。8.8は確定でしょうか。

そして、50年前、本市に被害をもたらしたチリ地震津波のマグニチュードにつきましては、私が知るかぎり、三つの数値がございまして、須崎市史及び須崎消防の自然災害の記録には8.75と書かれております。市の地域防災計画の震災対策編では8.5と記されております。また、今回の津波報道に関連して取り上げられる場合に、9.5という数値も使われております。一つの地震に、三つのマグニチュードがあつては混乱をしてしまいます。

9.5の表示の場合はマグニチュードでも、モーメントとかいう違った計測方法によるものだと思いますけれども、同じマグニチュードという単位で、違った計測があるというのも、その分別がつかずに困りますし、本市の関係文書に二通りの数値が示されているのもおかしいものです。古い文書の方が間違いなのではないでしょうか。総務課長の所見をお聞きをいたします。

27日、チリの大地震のニュースを聞きまして、私は、前の地震、50年前の地震ですが、マ

グニチュードを知るために須崎市史を開き、確認をしました。8.75。そして報道では、今回は8.6という報道でしたので、やや小さいかなと思っていますと、28日には、今回のやつが8.8に訂正をされておりました。これは前以上かもしれないと心配していましたところ、ラジオの解説では、昭和35年のチリ地震はマグニチュード9.5とっております。だとすれば、今回の地震はかなり規模が小さいということになります。

しかし、これほど数値が動いては比較もできないとあきれた次第です。どれが正確な数値だったのか、災害対策本部では確認をされておったと思いますので、お示しをいただき、課長に御説明をお願いするところでございます。

また、今回のチリ地震津波対応につきましては、市長が昨日からずっと言われておりますように、それぞれの現場において、多くの問題点や課題が与えられたので、その一つずつについて検証したいということでしたので、その検証の仕方、どこまでやるのか。対策本部というか、幹部だけで集まってやっても、これはやはり消防団あるいは自主防も含めて、末端までを網羅した段階で、その段階段階でやって、それを全部集めてやるような形でなければ、検証にはなっていないんじゃないかと思っておりますので、それについての課長の所見をお聞かせ願います。

○副議長（豊島美代子君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 北沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず、マグニチュード等の数値の関係でございますが、御指摘を受けるまで、市史等の数値に差があることについては認識をしておりませんでした。

詳細について調べてみますと、マグニチュードにつきましては、一般的なものだけでも6種類の計算による表記があり、同一の地震に対して発表されるマグニチュードにも複数の数値が存在する場合がございます。また、同じ気象庁発表でも、2003年9月24日以前と9月25日以降では計算方法を改定をいたしております。

これらのことから、どの計算方式の数値を引用するかによって、議員御指摘のとおり、数値が違うことも考えられます。

今回のチリ地震では、現在のところ、モーメントマグニチュードで、気象庁及び東大地震研究所は8.6と推定をいたしておりますが、米地質研究所の発表は8.8と推定をしており、今回の地震の強さは、今後、いろいろなデータの積み重ねにより、正式に発表されると伺っております。

なお、1960年のチリ地震が最大の地震で、表面波マグニチュード8.5、モーメントマグニチュード9.5となっております。

ここで言うモーメントマグニチュードとは、これまで使われていたマグニチュードでは、おおむね8を超えると数字が頭打ちになる傾向になるため、より正確に地震の規模をあらわす指標として考案をされておるものでございます。

いずれにいたしましても、議員御指摘のように、表記内容の詳細を承知していない方々にとっては非常に分かりづらいと、混乱を招きかねない表記方法であると考えておりますので、今後は丁寧な説明を行うよう、配慮をしまいたいと考えております。御理解をいただきたいと思

ます。

次に、地震津波対応の検証についてでございます。

昨日からの市長からの答弁でもございましたが、津波緊急避難場所の箇所づけや現場での柔軟な対応、また現場消防団の皆様方との連携のあり方、また避難場所への職員体制、情報収集体制、併せて災害時要援護者への対応方法などを含めて、さまざまな御指摘を受けております。

この度の経験を生かしながら、北沢議員が言われますように、現場からの視点を踏まえまして、マニュアル等にとらわれることのないような柔軟な対応を心がけていきたいと考えております。

まず、どういう形でという御質問もございましたが、まず庁内で整理をさせていただいて、その後、現場の声を広く吸い上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 続けて、総務課長に質問いたします。

1月30日の高知新聞に、「南海地震30年以内60%、政府調査委、発生確率上げ、県の対策強化へ」という記事があり、政府の地震調査委員会が、南海地震の今後30年以内の発生確率を「50～60%」から「60%」に引き上げたと伝えております。その中で、「10年以内は10～20%、20年以内は30～40%」とも書かれております。

天気予報の降水確率、10～20%では、傘を持って出る人は余りおりませんが、30～40%となると、用心深い人は傘を持って出るのではないのでしょうか。

その観点に立ちますと、発生確率20%までの10年ぐらいのうちに南海地震対策を完了させておくべきではないのでしょうか。少なくとも十四、五年のうちにはと考えるところでございます。

傘がなくて雨に濡れるぐらいのことなら命に別状はございませんけれども、地震対策が南海地震に間に合わなければ、市民の生命・財産に甚大な被害をもたらすところでございます。厳しい財政状況の中でも、地震津波対策を急がなければなりません。

課長は、この記事を読まれて、どのような所感を持たれておりますでしょうか。震災対策の早期促進強化についての課長の決意をお聞きしたいと思うところでございます。

○副議長（豊島美代子君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 御質問にお答えをいたします。

御案内のように、本市では、これまで地震津波による被害者ゼロを目指して各種の地震津波対策事業に取り組んでまいりました。また、津波防波堤が平成24年に概成をいたしますし、漂流物対策施設につきましても、国の社会実験として本市がこれまで取り組んできたことを基本としたものが設置をされることとなっております。

しかしながら、議員御指摘のように、津波対策にはこれで万全であるというものはないわけでございますし、新聞等の報道によりましても、南海地震は今後30年以内に60%の確率で発生するとも言われております。

御指摘のように、地震対策が南海地震に間に合わなければ、市民の方々の生命・財産に甚大な

被害をもたらすことを念頭に、厳しい財政状況ではありますが、限られた財源の中で、事業の緊急性、重要性等を精査し、地域の防災体制の強化を図っていきたいと考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 総務課長に御答弁をいただきましたが、このように30年以内の発生確率が、より高くなってきたわけでございます。

ですから、東海地震の、静岡の方のように、やはりこちらにも東南海・南海地震対策の特別措置法の関係の法は作られておりますけれども、静岡あたりで行われているのは、制度の拡充がまだできてないと思うわけですよ。だから、そのあたりも、やっぱり市長はじめ、やはりその運動をして、国の方でそういう津波対策に対して、ハード面での補助金がいただけるような形を、なかなかこの海対策とかいうことになると、かなり費用がかかりますので、地方自治体単独ではなかなか大変なところがありますので、そのところを、また要望していただきたい。市長会とか、まあそういう団体を通じてでも、していただきたいと思うところでございます。

次に進みます。次に移ります。

この件は、昨日も堅田議員から教育長に質問がありましたけれども、私は街角ギャラリーにしまして、生涯学習課長と企画課長に通告しておりましたので、お二人にお聞きをいたします。

堅田議員も言われましたように、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用いたしまして、生涯学習課の事業として、青木町の交差点角のレトロな商家を会場に、絵金展が開催をされております。

絵金の絵と時代を感じる建物が非常にマッチをしております、これはいい企画だと感心をしたことでした。

しかも、絵金の絵を多く所蔵されております市川さんのお宅とも目と鼻の先の場所でありまして、そして今、拡張リニューアル計画が進められております南北道路と古市通りの交差点に位置しておりますので、須崎市街地のど真ん中という場所でございます。

生涯学習課長には、この企画の狙いと、これまでの来館者数など事業実施状況、及び今後の事業展開等について御説明をいただきたいと思ひます。

また、このすばらしい建物を将来にわたって保存していくために、何か文化的な指定などはできないのでしょうか。併せてお答えをいただきたいと思ひます。

そしてまた、生涯学習課の事業は期限付きの事業のようでございますので、この大変貴重な建物を活用させていただき、須崎市街の活性化の一つの核施設となるような、例えば絵金喫茶のような企画は組めないものか、企画課長にお聞きをするところでございます。

○副議長（豊島美代子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） 北沢議員の御質問にお答えをいたします。

この事業は、御質問のように、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用いたしまして、須崎市街地の商店街の空き店舗や店先を活用いたしまして、文化財等の展示ギャラリーを起すこと

によりまして、文化財事業の推進や須崎公民館の地域課題であります、市街地の活性化の一助になればと事業を導入いたしましたものでございます。

更には、須崎SAT事業と連携をいたしまして、まちの観光案内やほっと一息休憩所としての役目も担っております。

御質問のように、ギャラリーは市街地の中心地にごさいますて、建物も大正5年に建築をされた塗屋造で風格があり、県下でも代表的な商家の造りでありまして、文化財等を展示するにふさわしいものになったと考えております。

この建物の文化財としての位置づけ等につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますけれども、南北道や商店街のシンボルの建物として、町の情報、まあ協力いただければということですが、町の情報発信館など活用方法も考えられます。

いずれにいたしましても、建物所有の三浦さん、そして絵金を所有されている市川さんの御協力があるのギャラリーであると、感謝をいたしております。

入場者は、2月12日のオープンから17日目の3月3日には500人を超えることができました。3月4日には休館をして、展示替えを行い、5日から絵金の遺品展示や白描、軸等の展示をいたしております。3月18日からは、3回目の展示を予定しております。この際には、NHKが中継に来てくれるということを知っております。年度内は絵金展を実施をし、22年度からは市展の特選展や、現在整理中の民具の展示等も考えております。

いずれにいたしましても、このギャラリーが須崎のSAT事業と連携をして、文化芸術事業の振興とまちづくり、まちおこしに役立てればと考えております。

○副議長（豊島美代子君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 議員御指摘のように、街角ギャラリーを行っております場所は、新町本通り商店街と古市通り商店街、それと南北道路の交差点に位置しまして、道路完成後におきましては、中心市街地の活性化を考える上で、大変重要な場所であるというふうに認識をいたしております。

また、この建物は生涯学習課長から御紹介もありましたけれども、高知県の近代化遺産として紹介されたこともある大変趣のあるものでございまして、中心市街地に残されました数少ない商家建築の一つでございます。

絵金喫茶を行うかどうかは別にいたしまして、御提案を踏まえまして、活性化につながる、どのような活用ができるのか、SAT構想の実現に向けた取り組みとも関連させながら、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 次に移ります。

続きまして、教育長にお聞きをいたします。

今、非常に雇用状況が悪化をしておりますが、この春、市内の公立高校を卒業されました方々のうち、就職希望者の就職先確定率はどのようになっているのでしょうか。そのうち、就職先の

県内・県外の率はどうでしょうか。また、本市の誘致企業でございますエム・セテック社への採用はどうなっておるんでございましょうか。

そして、こういう厳しい雇用状況の中で、それらの就職希望者の方にどのような就職支援対応がとられてきたのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（豊島美代子君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 市内の公立高校の就職状況についてですね、お答えをいたします。

市内の二つの県立高校に確認をいたしましたところ、就職内定の状況につきましては、まず須崎高校でございますが、希望者20名に対して18名が内定しております。

そのうち県内が12名、うち5名が須崎市です。県外が6名です。須崎工業高校は67名の希望者に対して、全員が内定をしております。そのうち県内が28名、須崎市が11名、県外が39名ということになっております。

なお、エム・セテック社でございますけれども、須崎高校からは2名、須崎工業高校からは3名の内定と聞いております。

就職先につきましては、須崎工業高校によりますと、県外が多いようですけれども、以前よりも県内志向が強くなっているというようにお話を聞いております。以上でございます。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） それでは、次に農業委員会会長にお尋ねをいたします。

3月5日の日本農業新聞1面には、「新たな基本計画、担い手集中転換、多様な農家支援」という見出しで、農林水産政策会議に、農水省が新たな食料・農業・農村基本計画のポイントを提示した記事が載せられております。

また、6日の高知新聞には、「政府計画素案、脱農協、直接支援へ転換、大規模化路線も見直し」の記事があり、同じく民主党政府による農業政策の転換が報道されております。こちらは農協を経由する政策の大幅見直しを明記して、脱農協色を強調しております。

これ、新聞によって報道の仕方が、ちょっと違うところがございましてけれども、今回の政府の農政転換に関しての会長の御所見をお聞きしたいと思うところでございます。

○副議長（豊島美代子君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 古谷直輝君登壇〕

○農業委員会会長（古谷直輝君） 今回の食料農業農村基本計画の見直しについての、北沢議員の問いに対して、お答えいたしたいと思います。

議員御指摘のように、やはり、このあいだの農水省の政策会議の結果について掲載している新聞の範囲内でしか情報としてとらえてないわけでございますが、いろいろのとらえ方があろうかと思いますが、やはりここにポイントといたしまして、現在の情勢からいたしまして、食料の自給率目標の設定と、それからまた意欲ある多様な農業者の育成、戸別所得補償制度の導入、農業農村の6次産業化の推進、農地転用規制の厳格化と。また、中山間地域直接支払制度の継続実施、農山漁村の活性化ビジョンの策定と、これが主なるポイントとして、ある新聞に挙げられておるわ

けでございますが、この中におきまして、やはり意欲ある多様な農業者育成の確保する政策への転換ということにつきまして、これまでの基本政策としましては、いわゆる横断的経営安定対策として、個人では4ヘクタール、そして北海道については10ヘクタールということをおっしゃって、その時点においては、やはり高知県のような小規模経営においては、小規模経営農家は切り捨てになるんじゃないかという、非常に危惧を持ったわけでございます。

しかしながら、それに代わるものとして、この意欲ある多様な農業者育成へ確保する政策への転換ということは、非常に、この本県等にとっては歓迎すべき政策ではないかと思うわけでございます。

それで、やはり現状では農業者の減少や高齢化の進行での後継者の確保が不十分なことから、農業者の、一部の農業者に支援を集中する従来の方策を見直しして、いわゆる意欲ある者にこの政策を向けていくということでありまして、具体的には意欲ある多様な農業者による農業経営の推進ということで、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備して、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、規模拡大や経営多角化等の経営発展に向けた取り組み等を支援していくと。そして、認定農業者等の制度を活用し、また小規模農家や兼業農家も参加した集落営農や地域の雇用創出に寄与している法人経営の育成確保と。また、女性、高齢者の活動の促進と、いわゆる多様な農業経営の特性に応じた、これらに対しての資金を調達するというような、こういう非常にすそ野を広げた転換ということについては、本市においても、従来よりも、やっぱり政策的な恩恵を受けられるのではないかと、まあ端的に考えるところでございます。以上、所感の一端でございます。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 農業委員会会長にお答えをいただきました。

ただ、6日の高知新聞の方で、その同じ農政転換をとらえましても、高知新聞の方は、これは共同通信からの配信かとも思いますが、やっぱり脱農協という形でとらえてるわけですね、そのことを。だから、それがそうなのかどうか、ちょっとまだ政府の政策が進んでいかないと、ちょっと分かりませんが、そういう見方もとらえられるということについては、やはりあくまでも農協は、やはり日本の農業を支える根幹の事業といえますか、組合でございますので、そこを、脱農協という形でやって、果たして農政が進んでいくかどうかというのはございますので、そのあたりは注視をして見ていただいて、また御意見を挙げられるときには挙げていただきたいと、そのように思うわけでございます。よろしく願いいたします。

次に、産業課長にお聞きをいたします。

前議会で、私は、松枯れ対策といたしまして、松再生事業について質問をさせていただきました。

その後、課長にはいろいろと調査をしていただき、もう既に松原再生運動が国内で展開をされておること。また、マツノザイセンチュウ抵抗性松が育種されていることの情報も把握をされまして、お知らせをいただきました。ありがとうございました。

そこで課長、松枯れ対策、この日本の海辺の原風景の再生のために、本市でも取り組んでみて

はどうでしょうか。もちろん、市民ボランティアの協働による再生運動です。このことにつきまして、課長の答弁をよろしく願いいたします。

○副議長（豊島美代子君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 抵抗性松のことにつきまして、市民ボランティアの協働によります再生運動に取り組んでみてはということでございます。

現在のところ、私どもとしましては、公共事業での公共施設などへの、この抵抗性松の植栽について進めていこうという計画はございません。

ただ、先ほど御質問にございましたように、地元の熱意なり地元の受け皿なりが整った段階です。個別案件として、それぞれ御相談に乗る、また協議をし、検討を加えていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（豊島美代子君） 北沢さん。

〔9番 北沢一男君登壇〕

○9番（北沢一男君） 以上で、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（豊島美代子君） この際10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時 8分 再開

○副議長（豊島美代子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。順次質問を許します。高橋立一さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） おはようございます。通告に従いまして質問させていただきますが、先ほど北沢議員も言われておりました、津波に関する質問に関しては私も構えておりましたけれども、若干、重複する部分は割愛させていただいて質問をさせていただきたいというふうに思います。それで、ちょっと質問の順番も、最後と一つ手前を入れ替えて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目、公教育について質問をさせていただきます。

この間の格差社会の拡大は、教育を取り巻く状況を大きく変化させ、貧困格差が子どもの世界にも影響を及ぼし、学習意欲の二極化が進んでいます。

OECD、経済協力開発機構からも、日本に対して、貧困層が将来世代に引き継がれないように、低所得世帯の子どもの質の高い教育へのアクセスを確保することが不可欠と指摘されています。

また、生涯学習、社会教育においては、これまでも公民館などを中心として市民の学びへの支援と地域のネットワークづくりを行ってきており、それは住民自治につながる重要な学びの場として、更に地域コミュニティの形成に機能してきたことは事実であります。

更に、今後は地域の実情と多様なニーズに合ったものかどうかを改めて検証をし、地域コミュ

ニティーの強化を図っていかなければなりません。

財源の移譲を伴う教育の地方分権が必須の条件になると思いますが、今こそ地方における公教育のあり方が改めて問われているときではないでしょうか。あらゆる市民の学習権を保障し、共生の視点から公教育のあり方を問い、実践していくことを追求していかなければならないと思います。教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 高橋議員の公教育についての御質問にお答えいたします。

まず公教育とは、公立学校に限って行われる教育のように解釈されることもあるようですが、一般的に公教育の定義では、国や地方公共団体、学校法人により設置、運営される学校で行われる公的な制度にのっとった教育のことを指し、公立学校で行われる教育を指す言葉ではないと言われております。

そこで、格差社会の拡大によりまして、学校教育を取り巻く状況も非常に厳しい状況にあることは、御指摘されたとおりでございます。

本市におきましても、生涯学習、社会教育面では関係機関の協力をいただくなどいたしまして、公民館あるいは文化会館等を通じて、市民の皆さんの学びへの支援を行っているところでもございます。

まだまだ十分と言える状況ではございませんけれども、御指摘いただきましたように、地域の実情と多様なニーズにどう対応するか、あるいはしているかなどもしっかり検証する必要があると考えております。

また、地域が疲弊の方向にある現状もあります。その中で、コミュニティの強化も図っていかなければならないのではないかと。

そこで、指摘されました市民の学習権を保障するとはどういうことかなどということも含めまして、市民の皆さんと共にとりという視点で、考えてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 学習権のことも、どのようなものであるかということを考えていきながらということでもございました。社会人であれ、あるいは社会の一線を退いた方であれ、学童・生徒であれ、あらゆる世代、あらゆる方に学習権というのは存在するのではないかとこのように思っています。

で、簡単に言えば、そういった機会とかを失わせない、できるだけそういった機会を提供できる体制が必要だろうというふうに、単純に言えば考えるところであります。

いろいろ方法もあろうと思いますし、いろんな知恵も浮かんでくるんじゃないかというふうに思っていますので、教育長のお言葉に、答弁に期待をしたいというふうに思います。

戦前の中央集権的な教育行政システムの下で、教育が軍国主義イデオロギーに傾斜したことへの反省から、一度は戦後の教育改革として地方分権的教育が行われようとしていましたが、結局は不完全に終わってしまったと思います。

2000年の地方分権一括法によって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市町村は自由に教育に関する条例を制定することができるようになったとはいえ、そのことは最近の例で言えば、前政権下においてではあります。2006年の教育基本法改定における国の権限強化という形で現れてきています。

公教育を主導的に実践していく立場として、前日の財源の移譲を含め、可能な限り具体的な目標方針を示しながら県国に対してはもちろん、公教育のあり方について、内外へ発信していかなければならないと考えますが、いかがでしょうか、教育長。

○副議長（豊島美代子君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

御指摘のありましたように、平成12年の地方分権一括法によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。それによりまして、都道府県から市町村への地方分権も進展の方向にあるというふうにも考えております。市町村における教育に関する条例も、ある程度自由に制定することが可能となりましたことは、御指摘のとおりでございます。

現在の本市の教育目標や方針につきましては、教育行政方針といたしまして、皆さんにも毎年お示しをいたしておるところでございます。

なお、せっかく地方分権一括法も制定しておる中で、現在の市町村教育委員会は従来のように受け身の姿勢ではないかという御意見もあるかもしれません。自分たちの地域にとって、学校はどうあるべきかなど、また現在も学校におきましては、開かれた学校づくりを推進いたしておりますけれども、十分ではない部分はあるかもしれません。まず、現状の課題をしっかりと把握し、公教育のあり方も考えてまいりたいというふうに思います。以上です。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） せっかくの地方分権一括法ということも言われました。まさしくそのとおりであろうというふうに思います。

戦後も教育の民主主義といいますか、地方分権という部分で言うと、正直、右左揺れ動いたところがあるんじゃないかというふうに思います。言われたように、開かれた学校づくりという視点は非常に昔からも言われてきた言葉だろうというふうに思いますけれども、なかなかこう、完全には実現していないのが現状だろうというふうに思います。

ぜひ、そういった部分も、教育長が言われるような取り組みを強化していただきたいというふうに思います。

また、学校現場においてはですが、長年の、あるいはさまざまな経験を経て専門性を持ち、助け合う人間関係を強めるための教職員の存在が欠かせないというふうに思います。相互の専門性を尊重し、ネットワーク型の相互信頼の学校運営が必要であるとも考えます。そのことが多様な応用力を発揮することにもなり、学校現場、地域における公教育を支える力ともなるのではないかと思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○副議長（豊島美代子君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

教職員が子どもたちの社会的背景や家庭の状況などを受け止めて教育するためには、教職員相互の信頼関係が必要であることは当然のことというふうに思っております。そして、学校や児童・生徒の課題について、すべての教職員が情報を共有することも、また大切なことと存じております。

一例を申しますと、不登校傾向の児童・生徒には、その担任や学年主任、管理職の数人が把握しているのではなくて、教職員が全員で対応するという心構えを持って、組織として課題の改善に向かってほしい、そういうことをたびたび校長会でもお話をさせてもらっております。

また、多様な応用力にも関係するかと思えますけれども、新年度から、これまでの学校用務員制度を廃止いたしまして、学校支援推進員といたしまして、これまでの環境整備に特化した業務内容を改めまして、学校や児童・生徒の支援及び学校と家庭及び地域と連携する業務に移行したいというふうに考えております。以上です。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 本日の質問はかなり理念的な、あんまり細かさはないかも分かりませんが、確かに公教育という定義については、教育長が最初にお答えいただいたように、解釈の問題もあるというふうに思います。

私も、ある本で、解釈については一通りではないというふうな旨、書かれていたのを読んだ覚えがあります。

いずれにしても、私は学力的な知を追求する教育だけではなく、情操的、創造的な知を育む教育が必要ではないかというふうに考えております。

それは一般的に、必ずしも当面する教育的課題とは相容れない部分もあるかもしれませんけれども、少なくとも連続性のあるものではないかというふうにも思うわけでございます。

昨日いただいた平成22年度須崎市教育行政方針にも、地域の連携やかかわりが多く触れられております。まさしく教育を地域に取り戻すという言葉が合い言葉になるのではないかと、私は思ったところでございます。

また、先ほど教育長が言われました、学校支援推進員として、これまで以上に学校教育にかかわっていかれる職員の方々にエールをお送りしたいというふうにも思います。

引き続きまして、街角ギャラリーについての質問をさせていただきます。

2月12日、青木町にオープンした街角ギャラリーは、先ほど生涯学習課長も言われておりましたけれども、1か月が経過しようとしているところでございます。

絵金という特異な絵師の貴重な作品の存在、また古い商家を利用するというアイデア、市民の皆さんの惜しめない協力があってこそのことであると思えますが、これまで来場された方々の感想や意見にはどのようなものがあつたか、お聞きしたいというふうに思います。

そして、それらの声を聞いて、どのように感じているのか、お伺いをしたいというふうに思います。生涯学習課長、お願いします。

○副議長（豊島美代子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） 高橋議員の御質問にお答えをします。

先ほど北沢議員にもお答えをいたしましたけれども、3月3日に、入場者500人を超えることができました。入場者の割合といたしましては、市内が6割程度、市外・県外は4割程度の割合になっております。

市内の方の感想の多くは、須崎にも絵金があったことの驚きや、須崎市内の文化財、美術品ももっと展示をしてほしい、そしてギャラリーを、個展とかグループ展で使用させてほしいという意見が多かったと思います。

少数意見といたしましては、予想していたとおり、建物に比べまして展示スペースが狭いという御意見がございました。

市外は、遠くは横浜、東京から来場いただいております。市外の多くの方の感想といたしましては、一様に、いいものを見せてもらったという感想をいただいております。

この声を聞いて、どう感じるかとの御質問ですけれども。

市内の皆様方には、広報「すさき」を通じて、須崎の文化財シリーズでお知らせさせていただいておりますけれども、これからも須崎にこういった貴重な文化財があることを知っていただく機会の提供が必要であるということを感じております。

市外の方々には、遠いところを須崎までおいでいただいて、感謝の気持ちでいっぱいでありませう。そして、一方では土佐の豪商を代表し、歴史のある三浦邸、そして絵金の作品が須崎にあることを誇らしく思いました。

なお、欲張りですけれども、このことが須崎の町の元気につながればということを感じております。以上です。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） おおむね好評のようでございますし、そのことに対しての考え方も、これからの考え方も聞かせていただきました。

課長言われましたように、先ほど北沢議員の質問にも答弁されておりましたけれども、オープン17日目の3月3日には、入場者が500人を超えたということでありまして、記念品を贈られた500人目の中土佐町の方は、「展示もすごいし、気軽に立ち寄れるのもいい」と喜んだと、新聞に掲載をされておりました。また、市教委の担当者のお話として、「派手さはないが、じっくりと作品を鑑賞できる施設です」と、満足そうに話していたとも書かれておりました。まさしくこのお二人の声こそが、このギャラリーの真骨頂ではないかというふうに思います。

街角ギャラリーの個性を生かした今後の活用について、改めて聞きたいというふうに思います。

当面する計画については、先ほどの質疑の中でも触れられておりましたけれども、そういった部分以外にもあればですね、個性を生かしたということが、私にとっては非常に大事なことだと思っておりますが、生涯学習課長にお伺いをしたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） 街角ギャラリーの今後について、御質問をいただきました。

22年度、23年度と、ギャラリーを継続をする予定であります。須崎の文化財、芸術展等を展示をしながら、飽きのこない、また来てもらえる、SATと連携をして、元気な須崎になっていただくようなギャラリーを続けたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 飽きのこない、何でもそうでしょうけれども、足を運んでいただくためには、やっぱりリピーターが必要だろうというふうに思います。

先ほど言われましたように、その感想の中で、狭いということも言われてましたけれども、私は、この狭いというのも個性だろうというふうに思っております。狭いからこそできる活用であるとか、展示物というのがあるんじゃないかというふうに想像するわけです。これからもですね、このギャラリーを十分に生かし切った展示、活用を期待したいというふうに思います。

引き続きまして、国勢調査について質問させていただきます。

昨年9月の内閣府統計委員会委員長談話として、「前回の国勢調査では、個人情報保護に関する国民意識の変化やライフスタイルの多様化等を背景として、過去に例のない調査実施上の課題が多く顕在化したところであり、これらの課題に対して見直しを行うことが求められていた」と述べ、「このため、今回の平成22年国勢調査の調査計画では、調査環境の変化を踏まえ、調査方法、手法を大きく見直し、調査票の封入提出や郵送での回収、更に一部のモデル地域ではインターネットによる提出も可能とするなど、調査の円滑かつ的確な実施のための改善が図られており、統計委員会としても適当であるという答申を行った」とも述べております。

総務省のほうも、その答申を受けて、統計局が新たな取り組みについて示しております。

確かに私の記憶では、5年前の調査時にはいろいろ問題が出てきて、回収率低下を招いているということをニュースで聞いた覚えがあります。

須崎市で同様の問題があったかどうかは分かりませんが、今現在の須崎としての方針について、総務課長にお伺いをしたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 高橋議員からの国調の取り組みについて、市としての方針についてはどうかという御質問にお答えをいたします。

本年10月には、5年に一度の国勢調査が実施をされます。

議員御案内のとおり、国勢調査は地方交付税等の算定基礎数値にもつながる重要な統計調査であるとともに、各行政施策の立案、実施のための最も基礎的なデータを得るための統計調査でございますが、近年の個人情報保護意識の高まりやセキュリティーマンションの増加等による全国的な調査票の回収率低下に対し、国は全数封入提出方式や郵送回収を新たな取り組みとして実施をいたしております。

本市におきましても、重要な統計調査であるとの認識に立ち、前回は設置をいたしております。

んでしたが、今回、実施に際しては国勢調査実施対策本部を設置し、全庁的な取り組みを、今まで強化をする中で、基準日に市内に住民票を置かれていない方などの捕捉率100%を目指して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

併せて、市広報紙やケーブルテレビ、ポスター等、防災行政無線の活用や市主催の会合等での積極的な広報活動と、市民の皆様方への周知徹底も図ってまいりたいと考えております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 私が申すまでもなく、先ほど課長も言われましたけれども、地方交付税、交付金の配分基準を決める際、あるいは今定例会の提案趣旨説明でも市長が触れられました、そして一般質問の中でも出ておりましたけれども、過疎地域を決める場合の要件に、国勢調査の結果による人口の減少率が用いられるなど、大規模で非常に重要な統計調査であります。そして、多くの市民の皆さんの協力が必要となってきます。

特に、調査員の方は、必ずしも地元の普段からなじみのあるお宅を訪問するばかりではない現実もありますが、必要以上の御苦勞をかけることは、なるべく避けなければならないというふうを考えます。

近年は全国的に、先ほど、これも総務課長が述べられましたけれども、個人情報保護法、保護意識やセキュリティーマンションの増加などが相まって調査協力が得られず、いったん引き受けても辞退する調査員が増えているというふうにお聞きをしております。遺漏なき取り組みとしていくために、何かほかに新たな工夫を考えておられるのか、いま一度、総務課長にお聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 新たな工夫をという御質問にお答えをいたします。

今回の国勢調査では、先に御答弁いたしましたように、個人情報保護への対応策と統計調査員の負担軽減を図ったものとなっております。

統計調査員の方には、顔写真を張った調査員証の携帯を義務づけるなど、住民の方々の不安軽減に努めるとともに、配置につきましても、他の地方公共団体では地元の方を中心に配置をしていると聞いておりますが、本市におきましては市職員を中心として配置することにより、より丁寧な対応に努めたいと考えておりますし、調査員に対する研修、併せて指導やフォローアップ体制、これが非常に重要ではございますが、その強化も図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、すべての市民の皆さんの御協力をいただくためにも、今後とも広報啓発活動に努め、その対応に万全を期していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 国勢調査については、その必要性について疑問を抱いている識者の方もおられたりもするわけですが、かなり、この調査自体は、やり方の、方法の変化はあっても、この実施形態自体は非常に、いわばアナログなやり方であろうというふうに思いますが、けれど

も、先ほど言いましたような、重要な資料となるというのも事実だろうというふうに思いますし、実施しないわけにはいかない調査だろうというふうにも思います。総務課長が言われた、万全を期して完全実施ができるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

私も過去に3度ほど調査員をしたことがあります。私の場合は、近所の世帯を受け持つことが多かったわけですし、まあ必要以上の苦労は余り感じなかったわけですが、それでも依頼事をするわけですから、気を遣うことも当然ございました。

先ほど言いましたように、できるだけ調査員の方に、まあ職員の方々が中心になるかも分かりませんが、市民の皆さんにも御協力願うと思いますので、負荷のかからない体制で行えるよう、改めて要請をしておきたいというふうに思います。

続きまして、冒頭にも述べましたように、4番、5番の質問順を入れ替えまして、最初に5番のその他について、防災意識と行政の対応について質問をさせていただきます。

昨日来、2月27日に起こったチリ地震による津波に関する質疑は、かなりなされてきましたので、先ほど言いましたように、最初の質問は割愛させていただきます。

この27日、28日におきましては、市民の皆様はもちろん、消防団、消防署、市役所の皆さんも、またそれぞれの持ち場で気を張っての長い一日ではなかったかと推察しますが、避難勧告の対象者数に比して、実際に避難した人が少なかったことに関して言えば、単に危機意識だけの問題ではないのではないかと考えます。

もしかすると、私の考えでは、今より避難しやすい施設があれば、もっと多くの方が避難されたのではないかと考えるところです。これは、昨日からの質疑を聞いておりましても感じたところであります。

中心市街地の公共施設のあり方について、来年度から検討会を立ち上げ、詰めの作業を進めていくと、提案趣旨説明の中で市長は述べられました。これまでの一般質問やさまざまな意見を基に効果的な結論を導くための議論を望みたいというふうに思います。市長の決意をお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 須崎市は、地震津波に備えるために、毎年12月21日を須崎市防災の日として定めまして、地震津波の避難訓練の実施をしております。

これには、毎年1,500人程度の参加の報告があつておりまして、市民の皆さんの津波に対する危機意識が極端に低いというふうには考えておりません。

ただ、今回の津波避難につきましては、市長として避難勧告を発令したにもかかわらず、テレビ等の報道を基に市民の皆さんそれぞれが判断をしたものとも考えられますけれども、50年前にチリ地震津波で大きな被害を受けた経過からいたしましても、もう少し避難者が多くあるべきではなかったかというふうに思っておりますのでございます。

議員御指摘の、もう少し避難しやすい施設があれば、避難者数が多かったのではないかとこの件につきましては、現在、避難場所は公共的施設や民間のビル所有者と協定を結び指定をいたしておりますけれども、今後、中心市街地の公共的施設のあり方を検討する中で、避難所としての活

用も含めた施設配置にも配慮してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） これも昨日、質問の中で言われておったと思いますが、新聞の投稿にも、須崎の女性の方やったと思いますけれども、されておりました。

本当に命の問題でありますし、この、今回の定例会の質疑を通じて、執行部の皆さんも、我々議員も感じたことを話し合っ、それからまた出発する対策というのもできてくるんじゃないかというふうに考えます。

私たちも含めて、特に避難というのは、すわというときの第一歩目でありますから、重要なことだろうというふうに思いますので、ぜひ、より建設的で、より効率的で、そして安全な対策を求めていただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。平和の課題とその取り組みについて質問させていただきます。

先月、私は、護憲連合高知県本部の総会に参加をいたしました。その際、各自治体での平和都市宣言、これはまあ、各自治体によって名称は違いますけれども、宣言済みか否かというアンケートの集計結果が、配られた冊子によって発表されておりました。

しかし残念ながら、そこにはアンケート無回答の自治体として須崎市の名前が出ていました。

須崎市は1984年6月に、非核平和都市宣言を行い、玄関前には碑も立っております。また、昨年の9月定例会における堅田議員の核兵器廃絶についての質問に対して、「非核平和を願う宣言をする須崎市としましても、核兵器廃絶のための訴えをこれからも継続していかなければならんというふうに考えております」と、市長は答弁をされております。

アンケートに答えなかったことのみをもって、宣言にもとるとは思いませんが、対外的にはその姿勢を問われかねないとも考えます。事務処理上のちょっとした不備なのかも分かりませんが、前日の市長の言葉にふさわしい須崎市でなければならないと思うところでございます。

市長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 世界平和と核兵器の廃絶は人類共通の願いでありますけれども、この極めて当然とも言える願いが、いまだにかなえられていないということは、まことに残念で容認し得るものではございません。

本市の非核平和都市宣言は、須崎市民として、この問題の解決に向けての強い意志を広く内外に示すものとして宣言をされたというふうに承知をしております。

先ほど、議員御指摘のアンケート調査の件につきましては、非核平和を宣言する自治体として、その宣言をアピールする機会を逸したものと考えて、残念に思っております。

今後におきましては、非核平和都市宣言に込められた思いを全職員と共に再度心に刻み直し、この問題に対する取り組みを更に進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 一方では、ある意味で先ほど市長の答弁の最後の部分にも触れられておりましたけれども、かえって、このできることが改めて核兵器廃絶に対する意識を喚起してくれたのではないかというふうにも思います。

そういう点では、かえってよいきっかけとも考えるところであります。それは、私にとっても言えることでありますし、先ほど市長も言われたことを考えてみますと、失礼ながら、市長にとってもそうではないかというふうに想像をすることであります。

そこで、問いたいのでありますが、1982年に、当時の広島市長の呼び掛けにより設立された反核運動を促進する世界の地方自治体で構成される平和市長会議という国際機構があります。

平和市長会議には、今年の3月1日現在、国内外で135か国地域、3,680都市が加盟しております。市長会議という名称にはなっておりますけれども、その制限はないようでございます。ちなみに、高知県では高知市をはじめ12の自治体が加盟しています。

また、平和市長会議は2020年までの核兵器廃絶への道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の、今年5月に開催されるNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議での採択を目指し、加盟都市首長等による賛同署名活動を展開するとともに、各国の政府に対し、同議定書への理解と協力を要請しています。

須崎市としましても、加盟すること、及び賛同署名を検討できないか、市長にお伺いをいたします。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 平和市長会議への加盟についての御質問をいただきました。

広島市の、当時の荒木市長の御提唱により設立されました平和市長会議の目的は、核兵器の廃絶のみならず、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消、更には難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために、世界の都市と都市が国境や思想・信条の違いを乗り越え、連携して努力をしていくということであると伺っております。

県内におきましても、既にこの会議に加盟し、諸活動を行っている自治体もありますけれども、本市としましても、今後、この会議への加盟等について、検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 加盟について検討していきたいという答弁をいただきました。

同時に、先ほど言いましたように、賛同署名というのも呼び掛けられております。ぜひそちらのほうも、イコールの部分が、僕はあるんじゃないかと思いますが、いま一度、その部分はいかがか、市長にお答えをいただきたいというふうに思います。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） 高橋さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 平和市長会議に関しては、先ほど市長が触れられたように、世界の都市が綿密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、更には環境保護のために努力することによって、恒久平和の実現に寄与することを目的としていますというふうにとられております。

主な活動の内容については、ちょっと紹介させていただきますけれども、世界の大学における「広島・長崎講座」設置に向けた協力プログラムの検討と実施、国際司法裁判所の勧告的意見の都市としての活用方法についての検討・実施、電子メディアと子どもの関係改善についての研究、子どもたちを戦争から守る枠組みについての研究、インターネットを活用したネットワークの構築、スポンサーの確保等々述べられております。

平和市長会議のホームページのほうには、もう、もしかしたら行政の方でもアクセスされたかも分かりませんが、平和市長会議加盟申請書も入手できますし、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する都市アピール署名の手続きも可能でございます。

ぜひ、前向きに検討していただくという言葉をしていただきましたけれども、もう一歩進んで、できるだけ早くですね、実施を、実践をしていっていただきたいというふうに思います。

折しも核持ち込み密約等々について、一昨日ぐらいでしょうか、から、外務省の有識者会議の報告書が外務大臣に提出されたということが報道されておりました。まあ、ある意味で言うと、長い間、国民を欺いてきたというのが、私の率直な感想でございます。

事、核に関して、あるいは原子爆弾等々に関しては、日本は被爆国でありますけれども、これは国際的に言うと、アメリカの核の傘下に入っていることで、被爆国であることを相殺されるような発言をされる場合があるというふうなことを聞いたことがございます。

被爆された方々、あるいは被爆された方々の御家族の方々、特にそうですけれども、そういった意識を諸外国に持たれるということは本意ではないというふうに思いますし、私も、それはいかなものかというふうに思います。

けれども、国際的な現実として、そういった現実もあるということは認めなければならないであろうというふうに思います。

そういった意味で言うと、核軍縮を国際的に進めていく取り組みとして、まず行政の第一歩としてですね、先ほど言ったような取り組みを、ぜひ進めていきたいというふうに思います。

それと、アンケートに関して言いますと、もちろん、私は自分に近い組織のことであったからということで質問したわけではございません。いろんな組織や団体からの質問やアンケートであっても、行政としての姿勢を堂々と示すべきだろうというふうにも思うわけでございます。ちょっとした事務上のミスであったんじゃないかというふうに前向きにとらえまして、ぜひ、次回から気をつけていただきたいというふうに思います。

最後に、先人の言葉を紹介しながら、私の一般質問を終わっていきいたいというふうに思います。

こういう言葉がございます。「開闢（かいびやく）以来、人類が武器を所有して、それを強く

使わなかったためしは歴史上ない」という言葉がございます。この言葉をもって、私の一般質問の結びといたします。

○副議長（豊島美代子君） 横山倫雄さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） 通告による一般質問に入る前に、少しお時間をいただきたいと思います。

先月28日のチリ地震津波で被害を受けられた方々に、この場をお借りいたしまして、心よりお見舞いを申し上げます。そして、この津波へ備えるため、長時間にわたり、その対応に奔走された方々、本当に御苦労さまでした。

年度末も迫り、退職や異動の時期となりました。本市でも例外なく、この31日をもって数名の皆様が退職されます。長い間、大変御苦労さまでした。

また、土居生涯学習課長におかれましては、退職間近の度重なるアクシデント、心中察するに余りあるところでございます。残された時間、緊張感を持って事に当たり、そのことを職員にも十分理解してもらえる指導のうえ、心おきなく市役所をあとにさせていただきたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。

産業経済振興対策についてでございます。

日本経済につきましては、ここ数か月間、GDPや消費支出増と経済対策がじわりと効いてきた。景気の持ち直しが続いていると言われております。

しかし、この景気回復の大きなけん引役とも言われておりましたトヨタ車のリコール問題や、物価が持続的に下落するデフレが続き、本格的な雇用や景気回復には、まだまだ課題は多いと言われており、地域間格差と相まって地方経済はどん底状態で、国の緊急経済対策による景気回復も、当面、余り期待できないのではと思うところでございます。

そして、経済基盤のぜい弱な本県にありまして、厳しい現状に追い打ちをかけるように、2月24日、太平洋セメント土佐工場、生産中止の新聞報道がございました。本当に悲しい出来事でございます。

本市にもいくつかの誘致企業もございまして、地場産業もございまして。現政権はコンクリートから人へと方向転換をし、公共事業費の削減に伴う普通建設事業費の削減は、地方経済に大きく影を落とそうとしており、不況のうえのダブルパンチともいえるべきこの事態に、自助努力も限界との話も聞くところでございます。

市長におかれましても、現状はよく把握されており、何かと頭を悩まされておられるものと察するところでございます。

この厳しい事態を乗り越えるため、そして地域産業振興のうえからも、県や関係機関そして業界とも情報交換を更に密にし、限界があろうと思っておりますが、最善の努力をお願いするものでございます。

去る2月23日、県議会が開会し、「尾崎知事は提案理由説明で、インフラ整備の地域間格差を指摘し、整備の遅れた本県などへの大胆な集中投資を求めていく姿勢を強調した」と、新聞報道がございました。実現に向け、大いにがんばっていただきたいと思いますし、市長におかれましても、知事と共に大いにがんばっていただきたいと思います。

一方、本市は過疎地域の指定を受けることが決定しました。悲喜こもごもといったところですが、この有利性を生かした事業展開ができることに大いに期待するものでございます。

そして、この地域指定を更に有利に進めるためには、現在の本市の3割自治脱却が大きな課題ではないかと考えるところでございます。

市長は就任以来、行財政改革に全力で取り組み、財政再建団体への転落をなんとか食い止め、提案趣旨説明で、財政収支の健全化の道筋も確かなものとなりつつあるとの説明がございました。今までの厳しい財政事情の中、市長としてはやらなければならない、やりたくてもできない、そういったジレンマに駆られ、ほぞをかむ思いで市政運営に努めてこられたものと思います。

行政課題は多岐にわたり、どれもおろそかにできないものばかりでございますが、市民の皆さんが安心して明るい、将来に希望の持てる、そして安全な生活環境を作る上からも、今、全力で取り組むべきは銭の稼げるまちづくり、これを目指し、経済対策に全力を傾注すべきと考えます。言うはやすしですが、市民の皆さんも強く望んでいるところでございます。

こうした市民の期待にこたえる上からも、確かな財政基盤が確立されつつある今、もう一步二歩踏み込んだ振興計画を示す時期ではないかと思うところでございます。

そうした点からすると、産業経済の振興に係る予算は少し寂しく感じられます。私なりの所見も交え申し述べましたが、市長として、本市の経済浮揚のため、農林・漁業の1次産業、そして商工業など各分野の振興にどのように取り組まれるのか。過疎地域自立促進計画も見据え、できれば市長の思っておられる未来像も含めた御答弁がいただければ幸いです。

私の持ち時間、大半使っていただいても構いませんので、市長、よろしく願いいたします。

○副議長（豊島美代子君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 産業振興についての御質問をいただきました。御答弁申し上げたいと思います。

私は、基本的にはですね、やっぱり既存の産業をどう振興させていくかということが一番大事であろうというふうに思っておりますし、それに加えて誘致企業なり、新しい企業の参入があれば、また力が倍加をするというふうな基本に立っております。

それに、やっぱり今の産業をどうするかということでございますから、1次産業を含めて製造業そして商店なり、そうした今の産業をどうするかというのが一番観点にございます。

そうした意味ではですね、社会生産基盤も随分と目に見えて整備をされました。道路もそうでございますし、港湾もそうでございますし、港もそうでございますし、区画整理もそうでございます。本当に見違えるような整備をされましたので、そのことを最大限に活用して、これからの産業振興をしていきたいというふうに考えております。

その一環としてSAT構想、それは全産業に波及すると考えておりますので、推進をしていきたいというふうに考えております。

そうした中で今回の過疎地域の指定でございますけれども、これについては若干寂しい気がしますけれども、事業をするうえでは大変有利な制度だというふうに思っておりますから、このことを最大限活用していきたいというふうに思っております。

ただ、何でもかんでもできるということではございません。これを活用して、起債がまた残って、またその将来の公債費が増大をして、また同じ財政危機に陥ってくると。そんな轍を踏んじやならんと思っておりますから、事業の精選をして、真に地域が自立をすると、そういったことに集中投資をしていきたいというふうに思っておりますので、また議会にも相談させていただきたいというふうに思っています。

一連の経済不況、これはもう、リーマンショックをもとにして世界同時不況となりましたから、一地方自治体がどんなにできるたてでできるものではありません。やはり、日本だけではなくて、世界各国が協同して、この景気回復をしていかんやならんという時代ではないかというふうに思っております。

そうした意味で、国にしても、いろいろと経済対策を打ってまいりました。それから、県におきましても、知事が産業振興計画を本当に一生懸命やっておられますから、国と県と、そうした施策を最大限活用して、地域の活性化に結んでいきたいというふうに思っています。

そうした意味では、私は20年度の補正以来、22年度当初もそうでございますけれども、近年にない経済対策はできているというふうに思いますから、横山議員は寂しいという文言が、言われましたけれども、私は寂しいという、まあいろいろとらえ方がありましようけれども、今のそうした経済対策を最大限活用して前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（豊島美代子君） まだ質問中ではありますが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前0時 休憩

---

午後1時 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。1番森田幹夫さんから、病気治療のため、本日午後、欠席の届け出がっております。順次質問を許します。横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） 先ほどの質問に対しまして、市長から御答弁をいただきました。が、私が期待をしておった答弁とは、ちょっとこう、届かないという部分もございます。

まあ市長は、答弁の最後の方で、緊急経済対策、この事業費を活用して、更に有効的活用の下で事業を進めるということでしたが、この経済対策につきましても、いつまでも続くものではないというふうに思うわけです。

私はそういった観点から、当市として抜本的な自主財源確保のための、そういった事業に踏み出すべきではないかという思いからの質問でございました。

市長、いろいろ、以前、私は市長の下で仕事をしていたときに、お話もございまして、相当の、市長は意気込みを持っておるし、また活性化に向けての、いろいろのこう、考えも持っておりましたので、そういった過去の話の中から、思い出しながらの質問でございます。

そういった点で、先ほどの質問は何かもの足らんなあという思いがしたわけです。本当に市長

の忌憚のない、こうしたいという思いを持った御答弁を、再度よろしくお願いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 木に竹を接いだような産業振興はならんと思っています。私は、やっぱりそんな産業振興が、特効薬っていうのは、私はないと思ってるんですよ。

ですから、私が答弁させていただいたのは、やっぱり今ある産業を着実に、やっぱり積み上げていくと。そのことが一番大事じゃないかなと。それに新しい産業なり、そういうものを加えていくということが一番大事ではないかなということを申し上げました。

そういう観点から、私は取り組んでいくべきだというふうに思っていますから、1次産業、地場産業、そして商業なり、そういった形の取り組みをしていくということが大事であろうというふうに思っています。

まさに、私は一步一步着実にやっていきたいというふうに思っておりますので、御不満かも分かりませんが、そうした中で誘致企業もありますし、地場企業もありますし、1次産業の蓄積もありますし、それから道路なり港湾なり、いろんな条件整備がされましたので、そのことを最大限に活用して、これから地域の活性化を図っていくということが一番大事ではないかというように思っています。

こんなにいろんな条件が整備されたことは、私はそんなにないと思っています。高速が来、側道があり、重要港湾があり、企業の蓄積があり、自然があり、水がありますね、やっぱりそれを最大限に活用しない手はないと思っていますので、そういう観点から、ぜひ力を合わせて、地域に誇りを持って取り組んでいきたいと思っていますので、まあ御理解はどうか分かりませんが、お互いにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） ありがとうございます。市長の胸のうちに秘めた闘志というか、気持ちというか、これは理解はできます。と同時に、次の質問の前取ったらいかんという配慮もあったと思いますので、次に進めたいと思います。

当面する課題の中で、観光漁業についてでございます。

私の市役所職中、関係各課で津波防波堤を含む周辺海域の活用につき、勉強会を行っていましたが、完成までにまだ時間があるとのことで、当分の間凍結し、時期がくれば再開するというようにしていたと記憶をいたしております。

完成も、あと2年余りと聞いており、もうそろそろ、この勉強会を再開すべき時期にきていると考えますが、当時の座長格でありました副市長、どうでしょうか。お伺いいたします。前向きの御答弁をいただきたいと思います。でなければ、次の質問に続けにくくなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） お答えを申し上げたいと思います。

国の直轄事業であります津波防波堤は、予定どおり平成24年に概成すると伺っておるところでございます。

さて、御質問の津波防波堤のそういった機能だけではなく、地域振興のために役立っていきたいというふうな考えの下に勉強会を立ち上げて、いろんな角度から検討をしてきたところがございます。

そういった認識を、市だけで持つということではなく、国なり県なりが同じ共通認識に立っていただきたいという思いの中から、それぞれの職員の参加もいただいたところがございます。

3月3日に、県の港湾課の職員と、いろんな情報交換をいたしました。その中に、このことの、防波堤の利活用についての話も出ておりましたし、県の職員の方も、このことにつきましての勉強会をやったねってという話も出ておったところがございます。

現時点では、完成後の防波堤が国の管理なのか、県の管理なのか、まだはっきりしておりませんので、今直ちに協議会を立ち上げるということにはならないと思いますけれども、そういった観点から、その活用を図っていきたいと思っておりますし、一定のルール作りを含めて、その時期になりましたら協議を行ってまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。

次の質問に係る部分の答弁も既にいただいたところがございますが、今申し上げました勉強会で、可能なら堤内の静穏海域を天然の釣り堀として活用してはとの意見も出ておったように思います。

この海域の活用は、今後の本市の活性化、銭の稼げるまちづくりの上からも大きなウエートを持っておると思います。その重要度は、副市長もよく認識しておりますので、今の答弁となったように思います。

今後、関係漁協や国県などの関係機関との協議を進め、必ずこの点について、いろいろクリアしなければならない問題があると思いますが、副市長のやるという強い意思を持った御答弁をお願いいたします。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） お答えを申し上げたいと思います。

先ほどの答弁と重なりますし、まあ一体化というか、津波防波堤と併せて、防波堤内の利活用というのは、当然一体化したものだとして認識しているところがございます。

昨年、11月8日にお魚祭りを実施をいたしました。このときも一つのイベントとして、この防波堤内での釣り体験という、親子の釣り体験も実施をいたしまして、その有効性は立証済みだというふうに考えておるところでございます。

そういったお宝っていいですか、地域振興のツールというか、そういう活用の仕方が、有効性があるということの認識はいたしましたので、そういったことの恒久的な実現っていいですか、そういったものに取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。今の質問の前の答弁で、副市長は、今直ちという思いではないというような答弁であったと思います。

私は、これは急がなければならないというふうに思っております。といいますのは、この海域を天然の釣り堀とするということになれば、これは魚礁を沈めるとか、いろいろそういったいかだ作りとか、条件整備がございます。

その条件整備をするに、時間がある一定かかるというふうに思うわけですので、今から再開をして、その方向性を見極めていくということが肝要ではないかというふうに思うわけです。

魚礁を沈めるにしましても、いかだを作るにしましても、これは今現在の須崎市の財政事情では、単独ではなかなかできない、そういう事情もございますので、まさに今、この経済対策、こういった国の研究援助資金を活用して、そういった整備を図ることが大切ではないかと思っておりますので、もう私としましては時間もないという状況の中で、直ちにこの勉強会は再開すべきではないかというふうに考えるところでございますが、ちょっと前後しましたが、副市長、再度御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 副市長

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） その勉強会をするにいたしましても、いろんな関係機関との調整といたしますか、そういったことが、図っていかなければならないというふうに考えるところでございます。

単に国なり県なりということではなくて、地元漁協をはじめ観光漁業センターとかですね、いろんな関係機関との、その調整、それからルール、そういったものも必要だと思いますので、そういったことを一定整理した上で、具体的な勉強に入っていくほうが、より実効性が伴ってくるというふうに考えておりますので、先ほどの答弁になったものでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） 副市長、今申されましたような、当然、前段の条件整備はございます。ですから、この条件整備を含めて、早急に勉強会へ入っていくという方向を持って進んでいただきたいと思っております。

この点につきましては、漁協も、私が確認する範囲内では、反対するものではないというふうな考えを持っておりますし、逆に進めるべきではないかという考えを持っておる、そういうふうに思いますので、ぜひ精力的に取り組んでいただきたいと思っております。副市長、よろしく願いします。

今、副市長が、ちょっと観光漁業センターの問題に触れましたが、調整相手として観光漁業センターもあるということですが、現在、観光漁業センターは、今後、本市が取り組むべき、振興を図るべき観光漁業の実施団体でございます。今後の事業展開を図る上で、その役割はますます

重要となりますが、現在、遊漁客等の落ち込みで、財政的に運営が非常に厳しくなっていると聞いております。

現在のセンターの運営の実態はどうか、企画課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 観光漁業センターは、主に釣り客の磯渡しによる収益事業を行っております。市内6漁協からなります運営委員会が事業主体となっております。

昭和43年に事業を開始し、現在に至っておるものでございますが、昭和46年度には年間約1万3,000人超の利用客がございました。以降、年間1万人程度で推移をしておりましたが、平成14年には年間約7,500人まで落ち込みまして、平成20年度の実績では4,800人となっております。単年度で約170万円程度の赤字ということになっております。

このため、積立金を取り崩して補てんする形での運営が続いておりますけれども、このままの状況が続きますと、あと1年程度で資産が底をつくという厳しい経営状況となっております。

こうしたことから、平成21年6月に開催されました運営委員会におきまして、役員手当の減額等による経費削減に取り組むというようなことも決定していただきまして、経営改善の努力をいただいておりますけれども、赤字を解消するまでには至っていないというのが実情でございます。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。今、課長から、現在の状態について御説明をいただきました。その中で、役員手当も減額というお話も出ておりましたが、私の聞くとところによりますと、観光漁業センターの委員長、これは従来、30万の年間の手当であったようですが、これを半分、2分の1の15万にし、渡船組合の組合長は24万のところを12万、これも半分に減額したという努力をいたしまして、延命措置を図っておるところでございます。

が、しかし、現在、今、課長から説明がありましたように、あと1年ぐらしか持たないということでございます。現状を見たときに、この救済措置につきましては補助金対応しかないというふうに思うわけですが、来年度、市長として、この補助金について、どのように考えておられるのか、御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 先ほど、企画課長が御答弁申し上げました。

観光漁業センターの経営状況につきましては、利用者の減少が続くまま、厳しい状況が続いているように理解しております。

運営委員会では、経費縮減や釣り客の増加につながる事業等を行うなど、先ほど言いましたように、役員報酬の2分の1の減額等もしていただいたり、経営努力をいただいているというところがございますけれども、それでも近い将来に資産が底をつくという状況になると認識しております。

観光漁業センターの事業につきましては、貴重な観光資源であるという認識はしておりますので、利用客やリピーターを増やすサービスのあり方やサービス内容の向上などの自助努力を、なおお願いいたしたいと考えております。

今後とも、運営委員会とも協議しながら、運営全般にわたって改善計画の策定を支援をしていきたいというふうに思っています。

横山議員、全般に副市长と、答弁を求められたことにつきましても、こうした、やっぱりお客様を増やすという対応の一つとしての提案であろうというふうに認識をしておりますして、津波防波堤の完成後の利活用の問題につきましては、私も漁協の皆さんと一緒に、港湾局にも毎年陳情に行っておりまして、幾度となく、その完成後の有効活用についてのお話をさせていただきました。

当時の港湾局長さんも関心を示されて、いろいろな危機管理の問題がありますけれども、工夫の仕方はないではないわねえということもお話をいただいておりますして、ただ、そこで止まっているのが現状でございますから、そうした前向きな取り組みについての、これから関係の皆さんのまとまりなり、実現に向けてのですね、取り組みを期待を申し上げたいというふうに思いますし、そういう方向ができましたら、今、副市长が答弁を申し上げましたように、まとまったらスピード感を持って実現するという取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思っています。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。今、市長、御答弁いただきましたが、私は、ずばり補助金対応しかないという質問をいたしました。このことも含めて観光漁業センターの健全運営を図ると、そのためには、できるだけのことを、市長、この事業が停止しないように、するという思いは持っていておられますわね。…それならいいんです、そこでうなずいていただいたら。

事業を停止しないと、ね、いう、そういう強い思いは持っていておられますわね。

じゃあ、御答弁をお願いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 貴重な観光資源でありますし、貴重な収入源であるという認識は強く持っております。

ですから、それをどう維持し、発展させていくかという観点からは、一緒になって一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、横山議員言われましたように、運営について、補助金しかないと言われたら、そうではないんじゃないかなということを言わせていただきたいなと思っております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） まあ、観光漁業センター並びに関係漁協とも十分事業運営について協議

され、更にこの観光漁業を盛り立てていくという方向での強い決意を持った取り組みをよろしくお願いいたしたいと思います。

今、観光漁業につきまして御質問をいたしました。この観光漁業の振興や漁業振興を図る上で、漁協合併は必須の条件であると思うわけです。将来に大きなメリットを生むものと考えられます。

平成20年4月の県内漁協の合併により、市内3漁協が県漁協へと合併となり、残る五つの漁協は単独漁協として現在に至っておるところでございます。

合併後、2年が経過しようとしております。20年4月以降に、合併に向けた取り組みの経過並びに現在の状況について、副市長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） 漁協合併につきまして、答弁を申し上げたいと思います。

本市の漁協合併は、本市の重要課題の一つとして、長きにわたりさまざまな経過を踏み、取り組んできたところでございます。

そうした経過を踏まえながらも、平成17年に県漁連が高知県1漁協構想への転換を決定いたしまして、以降、県1漁協構想検討委員会や推進委員会の取り組みを経まして、平成20年4月に合併対象となりました42漁協中25漁協が合併をいたしまして、高知県漁協が発足、現在に至っておるところでございます。

先ほど議員、お話がありましたように、本市で合併に参加したのは8漁協中3漁協、深浦、池ノ浦、久通漁協となっておりますものがございます。

こうした経過から、県等においては、引き続き不参加漁協に対する県漁協への参加の取り組みを行っておるところでございますが、現在のところ、不参加漁協が県漁協の経営状況など、様子見をしておるといった状況にあると考えております。

いずれにいたしましても、本市にとりましても漁協合併は重要課題でございますので、今後も漁協の主体的な取り組みを、積極的に支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

なかなか今までの経過の中では、行政指導っていうやり方はずっとやってきたわけですがけれども、結果として、なかなかそういった合併には至っておりませんので、やっぱり漁協の主体的な取り組みを、行政が応援をしていくという形態が一番合併の実現する、一番の近道といえますか、そういう形でやっていかないと、なかなか合併の実現はないんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

そういった意味で、これから鋭意取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。副市長の答弁といたしましては、県漁協へ主眼を置いた御答弁ではなかったかと思うわけです。そうでなかったですかね。…なら、結

構です。

私は、この須崎市内の関係6漁協なり3漁協なり、これの合併を早急に促進すべきというふうに思いますので、副市長、今後、更に努力を重ねていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。

施設園芸の加温設備についてでございます。

施設園芸の加温につきましては、近年の原油価格の高騰に端を発し、重油価格の高値安定状態が続いており、園芸農家は、厳しい経営を余儀なくされているところでございます。こうした状況の中、経営の安全上、収益は低くても燃料を多く使わない、若しくは加温の必要ない作物への転換を強いられてきました。

しかし、生産者にとりましては、ミョウガ、シシトウのような高収益が望める作物は魅力的で、だれもが目を向ける対象です。これらの作物は、年間経費に占める燃料代が約40%前後とのことで、これが大きなネックとなり、これらの作物に踏み切れない状況にございます。

この対策といたしまして、木質バイオマスボイラーの開発に取り組み、現在、池ノ内で実証実験を行っておりますが、これが重油ボイラーに代わり得る可能性があるのかどうか、産業課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 産業課長。

〔産業課長 堅田幸男君登壇〕

○産業課長（堅田幸男君） 木質バイオマスボイラーの件につきまして、お答えをいたします。

近年、燃油高騰や地球温暖化対策としまして、地球資源であります木質バイオマスの有効利用、普及が検討されておるところでございます。

木質燃料は、国際的な石油価格に左右されず、端材、まき、ペレットなど、さまざまな形状形状の木質バイオマスを利用することができます。

当市におきましても、農家の木質燃料ボイラーへの関心は高くなっておりまして、実証実験を行った、まき炊きのボイラーは、県研究機関とメーカーの共同開発により、一定の成果を上げることができましたけれども、普及には木材の安定的な供給体制の確保などが課題として挙がっておるところでございます。

一方、県内では芸西村や四万十町で木質ペレット、これはホワイトペレットでございますけれども、を使用するボイラーの実証実験が行われております。

重油に代わるハウス用加温燃料としまして期待されておるところでございますけれども、ボイラーの初期導入費用、重油とのランニングコスト比較の問題、それからペレットの生産、供給体制など、検討すべき課題があるようでございます。

木質ペレットボイラーの導入は、農家の選択肢の一つでありますけれども、まだまだ課題が多くありますので、今後、情報の収集に努めるとともに、JAや県の関係機関と連携して取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。

まあ、まだまだ問題が多いということですが、農家も非常に苦勞しておりますので、更にこの課題をクリアしながら研究を進め、より効果的な開発の下、導入できる方向に持っていていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公民館についてでございます。

この3月31日をもって退職される土居生涯学習課長におかれましては、37年の長きにわたり市役所に奉職され、持てる能力を大いに発揮され、市民福祉や市民生活の向上に努めてまいられました。敬意を表するものでございます。

そして、この5年間は生涯学習課長として、生涯学習のかなめとして自ら職員の先頭に立ち、その職務を遂行してまいられました。

そこで、経験豊富な土居課長にいろいろとお聞きしたいところでございますが、1点だけ伺いいたします。

市民との接触の一番多い公民館ですが、新たに施行される予定の自治基本条例の基本理念にのっとった協働のまちづくりや生涯学習のさらなる向上に、その役割や機能を十分発揮するためには、今後、体制も含めて、公民館がどうあるべきか、土居課長の忌憚のない御所見をお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） 今後の公民館のあり方について、御質問をいただきました。

公民館の件で思い出しますと、5年前に、当時の横山課長から引き継ぎを受けて、生涯学習課を担当することになりました。横山課長さんからは多くのものを残していただき、今もありがたく思っております。

今般、御質問の公民館の体制の問題、そしてオートキャンプ場の問題、ドラゴンカヌー大会の担当課の件、その最たるものが体制でございました。

とりわけ御質問の公民館は、行政改革によって、現在の体制でスタートする年でした。17年度の3月議会で、当時の横山課長さんは、公民館の体制について、何人かの議員さんから質問を受けられ、額に汗を浮かべて答弁をされておりました。

その後、私も就任早々、議会で公民館の体制について何度か質問を受けました。この体制になった当初は、公民館職員の研修や館長研修を何度も行いましたが、体制の問題も含め、予算の執行のことも含めて、何回同じ説明に、周知をしたかということを思い出します。

当時といたしましては、現行体制にかなり不安を抱えてのスタートでございましたけれども、しかし、現在は地域住民の皆さんの御理解、そして館長含め職員の献身的な取り組みをいただき、現在の公民館の姿があるというふうに考えております。

今後の公民館のあり方といたしましては、公民館が地域のコミュニティセンターの核といたしまして、住民自治基本条例のことも含めまして、住民の皆さんが主人公の公民館活動を続けられることを願っております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございます。課長から、非常に優等生的な御答弁をいただきました。もう少し市長が困るくらい踏み込んだ御答弁をいただけるものかというふうにも思っておりましたが、まあ多くは申しません。私も、自分が退職する以前に、課長が今云われましたように、いろいろな課題を残したまま退職いたしました。課長としては、先ほど冒頭に言いましたように、よく職員には問題点を指摘しながら悔いの残らない、そういった形で、後の課長にはいろいろ言われんような形で退職していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

少々余談になりますが、お断りいたしまして、ちょっと続けさせていただきます。

私は常々、土居課長の前髪の分け方です。前髪です。白川郷の合掌造りのようであると、非常に風情があると感じておりました。

長年の御労苦によるものなのか、はたまた何らかの原因によるものか、年を追うごとに白いものが目立ち始め、その風情が増しているように思います。さらなる進化を期待するところでございます。冬の白川郷をイメージしながら、本当に長い間御苦労さまでした。お体を大切に、少しの休養の後、更なる御活躍を期待いたしております。

次に進みます。

税収増への取り組みについてでございます。

嶋崎税務課長におかれましては、大学卒業後、当時の西鉄ライオンズの指名を受け、あっ、在学中ですか、の指名を受け、スターへの道をまっしぐら、その可能性を秘めながらも、プロ野球の道へは進まず、民間企業を経て須崎市役所に奉職され、35年9か月とお聞きいたしました。

この間、幾つかの職場を経験され、現在の税務課長の4年6か月を含め、税務課勤務が通算9年とのことでございます。まさに税務行政のプロともいえるべき存在でございます。

そこで、嶋崎課長にお伺いいたします。

課長が我が町のことのようによろしくお聞きいたします。本市の税収の落ち込みを、いかにして歯止めをかけるか、どうすれば税収アップを図れるか、その方策について、課長の長年の経験から帰するものがあれば、御忌憚のない御所見をお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 税務課長。

〔税務課長 嶋崎昭君登壇〕

○税務課長（嶋崎昭君） 非常に難しい問題をいただきました。

私は、35年前に日焼けをいたしまして、足腰の太い、小さい目でアンバランスな、自称好青年として税務課へ配属となりました。

その後、私の得意とする公民館職員とか、商工会議所関係者による地域情報化計画、こういったものを行いながら、核となるケーブルテレビの設立、また通称「ミチの駅（道の駅）」と言われる、道の駅の設立に関与させていただきまして、幅広い市民と、昼夜、議論や交友を行い、多くの市民から知識を得ることができました。

しかし、夜間の交友が目にも余り、当時の上司には大変御迷惑をかけたことを思い出します。

このことからか、大変苦手としました。英語も分からない者がプログラマーとして別室で苦節

9年間、現在に至る日本語オンラインシステムの計画と開発に着手をいたしました。

開発の終盤には、横山先輩から、無理やり収納業務の開発の依頼もいただき、業務内容について、詳しく御教授をいただいたことが、収納業務を重視した私の最後の仕事として非常に役立ったところでございます。

私は、負担の公平性を使命に、過去の対応にとらわれず、租税債権管理機構の専門的な指導もいただき、国税徴収法に基づいた収納業務を職員と共に意識の改革をし、自主財源であります市税に対する低迷期を脱したと考えております。

この2年間、収納額は、やっと30億円台に回復いたしまして、収納率も現・過年を含めまして、90%を超える回復の兆しが見えたところであります。

今後、気を緩めず使命感を持って取り組んでいただけるものと考えております。

地方税法に定められた延滞金も、ここ数年、1,000万円を超える歳入となっており、滞納者には早めに厳しく対応することが市民の負担の軽減になると考え、職員に指示してきたことであります。

ただ、景気低迷等に伴い、低所得者層、企業倒産等により離職された方々など、払えない方もいることも、職員も理解しておかなければなりません。

市民の皆様も通知書等が届いたなら、放置せず、納付相談の連絡をいただくことをお願いする所存であります。

収納業務につきましては、あるべき方向性は固まったととらえており、心配はないと確信をいたしております。

御質問の税収の歯止めとアップを図る方策であります。

平成21年度2月時点での調定額が前年度と比べ、法人税を中心に1億5,000万円程度の減額となっております。前年度並みの歳入確保は収納率でカバーできる状況ではなく、平成22年度当初予算でも、大幅な調定額の減収を見込んでおります。減収を最小限にとどめるため、償却資産税や住民税の申告状況、軽自動車の登録等の再調査、税務署との連携を密にした情報交換、資料収集が必要になると考えております。

国内の長引く経済不況の影響、大手企業等の大幅な収益の落ち込み等については、私の能力と加力では何もできず、ただ企業閉鎖、給与のカット、従業員の解雇等が起こらないよう、早期に景気回復を願うものであります。

本市は、沿岸養殖漁業や施設園芸等、第1次産業の活性化が最も重要であると考えます。

しかしながら、出荷価格は下落し、設備費、燃料、えさ、肥料等経費の高騰により、経営は大変厳しいと伺っております。

景気等が早期に回復し、国民の消費拡大がなされ、出荷価格の高騰と、生産者が利益を得ることにより、市内の小売業、飲食業界が共に繁栄し、利益を上げていただくことを期待するものであります。

また、今回の過疎地域指定は人口の減少に伴うものであり、地域経済及び固定資産税を含めた税収に大きく影響を及ぼしております。この人口減少に対処するには、交流人口の増加が必要であると考えるところであります。

高速自動車の1,000円均一とか減額、それから無料化、中土佐町への延伸等、消費者の流出を心配するのではなく、積極的な受け入れ態勢の強化が、須崎市の消費のアップにつながるものと考えるところであります。

幸い、須崎市には、市長が申しましたように、浦ノ内住民会議の皆様方等が中心になって、景観を付加された風光明媚な横浪半島やリアス式海岸の安和地区など、美しい自然景観とSAT構想の取り組みを融合させ、南北道路の完成に伴う、海を利用した観光、おいしい魚の販売等を市民と共にSAT構想を早期に具体化させ、おもてなしだけではなく、市民の所得が向上するためのPR活動を積極的に県内外に行い、外貨の獲得を図っていただくよう、期待するところあります。

地道な活動を続けた鍋焼きラーメンは、今や全国的にも有名となり、休日には市外からたくさんの人々が訪れ、店前では行列を見かけます。その方々を、このまま帰しているのであれば、須崎市にとりまして、大変な損失であると考えるところでございます。

まあ、この成功事例を参考に、我々ですが、余暇と消費力のある団塊の世代向けに、やはり美しい自然景観と、おいしい魚や東山、切り干し大根、コンニャク等、昔の懐かしい食材の提供など、第二、第三の須崎の産品の発掘等を期待するものであります。

いろいろ的を射ない、昔の観光担当みたいな答弁となりました。長い答弁となりました。

須崎市の基幹産業がますます活性化し、多くの人々が絶え間なく訪れ、にぎわい、飛躍的に発展することで、市民一人ひとりの所得がより一層向上し、豊かな町となることが税収確保につながるのだと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。幅広い経験に基づく見識からの御提言でございます。

私だけでなしに、この議員の皆様方、執行部の皆様方も、その御意見はお聞きいただいておりますので、嶋崎課長の御提言は大事にしながら、今後の市政運営に、我々としても協力しながら取り組んでいきたいというふうに思いますが、ちょっと嶋崎課長に、ここでお願いがございます。

嶋崎課長は35年9か月の間、地元でのゲーム事、これを除けば、この長い年月の大半を須崎市の時間に費やしてきたものと思っております。

昼間はまじめに市役所の仕事、夜間は当然のごとく、延長線上にあるかのごとく、まれに見るキャラクターで多くの市民の皆さんの声掛けもあり、本市の税収アップに一役も二役も買っていたものだと思っております。

課長は、本市にとりまして、今後も貴重な存在でございます。退職されましても、佐川町の住民にはなり切らず、今まで培ってきた人脈や友達、多くの仲間もおりますので、昼間は奥さんと畑仕事などで大いに汗を流し、夜は須崎市の酒税アップのため、またたばこ消費税アップのための御協力をお願いを申し上げます。

今晚行くぜよと声を掛けていただければ、何か小さい心の持ち主のようですが、須崎市内であ

れば、何事を置いても駆けつけますので、よろしく願いをいたします。

それでは、今までの課長の御労苦に敬意を表し、課長への最初で最後の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に進めたいと思います。

災害対策についてのことでございます。

昨年、3月定例会の急傾斜地崩壊事業の基準の見直しと、がけ崩れ住家防災対策事業の補助率のアップについての質問に対し、「検討のうえ要望していきたいと思う」との、市長の答弁でございました。

この2件の、その後の経過につきまして市長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 昨年3月議会で、横山議員の御質問に対し、「本来、自分の財産は自分で守り、管理するのが基本ですが、災害等により、個人で対応できないときの救済制度であり、検討の上要望していきたい」と、御答弁を申し上げました。

その後、9月議会では、浜議員の御質問に対し、「がけ崩れ住家防災対策事業につきましては、採択基準を満たさないがけ地の復旧等の場合には、すべて個人の自己負担により行われていることから考えますと、この事業における個人の受益者負担金は、妥当ではないかというふうにも考えております」という御答弁を申し上げました。

災害復旧費につきましては、事業主体であります県に対しまして、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。引き続き要望してまいりたいということでございますが、なんとかこの救済措置ができる、そういった補助金の見直しができるような形での要望としていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、魚市場周辺の振興対策でございます。

これも昨年3月定例会でございます。富士ヶ浜埋め立ての質問に対し、「防災対策の上からも、西町にかけての養浜も必要と認識している。県において、継続的に浜の状態について調査をしている」と御答弁をいただきました。また、「そんな動向も注視しながら関係者の皆さんとよく話し合っていきたい」との答弁でございました。

このことにつきまして、その後、どのように推移しているのか、市長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 県の方で富士ヶ浜の海浜調査を平成17年度から継続して行っておりますけれども、それによりますと、浜の東側では、若干の侵食が見られますものの、西側では回復が見られ、これらから、以前の海岸に戻りつつあるというふうに考えており、もう少し状況を見守りたいということでございます。

私たちの感覚的には、随分浜がやせたように思いますが、調査ではそういった結果が出ているということの報告をいただいております。

SAT構想の中にも、富士ヶ浜の再生を掲げておりますし、南北道路の整備、魚市場や周辺の整備、そして富士ヶ浜の再生といったふうに、リンクした展開を図っていかねばならんと考えておりますので、そしてまた防災の観点からも欠かせませんので、そういったことから引き続いて県に要望していきたいというふうに思っております。

調査機関に、ちょっと期待しておりましたけれども、意外な結果が出ておりますので、そのことを踏まえて、今後どういう、その方向転換も含めて、なお県に要望していきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 横山さん。

〔13番 横山倫雄君登壇〕

○13番（横山倫雄君） どうもありがとうございました。私の質問が悪かったように思います。

といいますのは、この振興対策についての主たる質問の内容につきましては、この市場の西方の海浜の埋め立ての件でございました。市場周辺の整備を図ると同時に、そのために大きな、ある一定面積の用地が必要であろうというふうに考えたところからの質問でございました。

○議長（森光英二君） 横山議員に申し上げます。申し合わせ時間となりましたので。

○13番（横山倫雄君） そのことで、海浜の埋め立てにつきましても、今後、視点に置いた取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問も若干残りましたが、次の機会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森光英二君） 順次質問を許します。竹下雅典さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） それでは、一般質問をさせていただきます。

市長は、年頭のよさこいケーブルネットの「今年の一文字」という番組で、「確」、確かなという一文字を書いて、インタビューに、「国内では新政権となり、いろんな政策や社会システムが、より確かなものになってくるだろうと期待を込めている。景気が悪うございますが、景気も着実に回復していると思ひ、確かな足取りで回復に向かうだろうという思いを込め、また市政でいきますと、須崎市は、今までしかけや種をまいてまいりましたので、そうした政策や施策が確実に実現する、こんな年にしたい。

また、決意を込めて「確」、確かという字を選んだ。今年一年、大いにがんばって市民の皆さんと一緒にすばらしい須崎市を作っていく」と述べられております。

市長と同様に、市民の皆さんと一緒にすばらしい須崎市をつくっていくために、また、そうなるように思いを込めまして一般質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢について質問いたします。

一つ目に、昨年夏の衆議院選挙におきまして、政権交代がなされ、民主党政権の鳩山内閣が発足し、7か月目を迎えております。政治と金の問題で、鳩山首相、小沢幹事長、また北教組の裏献金問題で、小林議員は事情聴取を受けるなどの中ではありますが、国民の生活である22年度

予算は、3月末までに成立する状況になっております。

民主党は、強引に予算の陳情を、民主党幹事長室に一元化しました。このことは政府を私物化し、国政を専横しようとするものであって、憲法に規定されている国全体の奉仕者である公務員の役割、また国民の陳情の権利を侵すおそれがあり、予算陳情の党への一元化は利益誘導そのものだという意見もございます。

この現政権の予算の陳情を民主党幹事長室に一元されたことを踏まえ、国への陳情や要望はどのように変わったと感じたのか、また民主党政権運営による本市への影響につきまして市長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 御答弁申し上げます。

これまでも報道されておりますように、陳情が、国への陳情でございますけれども、各県連から幹事長室を通じて行われることになったことや、事業仕分けなど、いろいろな話題がございました。その結果としての国の平成22年度予算でございますけれども、基本理念を、コンクリートから人へ、新しい公共、そして地域主権などを掲げて行われまして、一定、地方への配慮として交付税の増額もあったところでございます。

政権交代によりまして、当然、変化はあるわけでございますけれども、その評価や本市への影響等につきましては、まだこれからではないかというふうに考えております。

年度内に22年度予算の成立を目指したかったということでございますけれども、具体的な箇所づけ等が全く明らかにされておりませんので、不透明な部分がございますし、制度設計につきましても、これから議論をされるというふうなことでございますから、まだ確かな展望ができていないというような現状でございます。

それから、国への要望のことでございますけれども、例えば、特別交付税、地方交付税の特交でございますけれども、個別に要望をしておりましたけれども、21年度の特交につきましては高知県の市長会の呼び掛けをいただきまして、市長会として民主党の副幹事長に、一緒になって要望させていただいたと、その中では個別に、短時間でございますけれども、各市の実情についてもお話しさせていただきましたけれども、象徴的にいえば、そんな感じで帰ってきたかなあという感じがしております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 須崎市も財政運営が厳しいところがございますので、政権が変わったといえ、この須崎市の実情につきましては、いろいろなソース使って財源確保にまい進していただきたいと思っています。

2点目の質問です。

マルナカの出店計画についてでございますが、市長は、提案趣旨説明で、オープンは本年11月か12月初旬となる見込みと発言されました。

オープンの時期につきましては、消費者にとっては期待するところであると思いますが、商業

者にとりましては危機感を持っている方々や、この際、オープンとともに店を閉めようとかいう、悲喜こもごも思っている方もおられるのも事実でございます。

市長も何かの確信があって発言されたと思いますが、これが違ってくると、さまざまな影響や問題が起こってくると考えられます。

県の経営支援課におきましては、まだマルナカから大店立地法の本申請が提出されていないというふうにお聞きしております。提出されて、スムーズに手続きが進んだといたしましても、約8か月かかるとお聞きしております。

今の状況では、12月初旬までにオープンはできないやに思いますが、市長の提案趣旨説明での根拠をお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） マルナカのことでございますけれども、都市計画法上の手続きであります開発行為につきましては、一部変更など調整中でございます、10月に完了予定だというふうに伺っております。

その間、並行してマルナカさんのほうで建築確認や大規模小売店舗立地法の手続きなどを行い、オープンに向けて進めていくものと受け止めております。

11月か12月初めという報告を申し上げましたのは、当初は秋、9月ごろということで御報告というか、提案があっておりましたので、その後、これは、私どもがこうするというものではありませんけれども、マルナカから、そういう報告がありましたので、そのことを市民の皆さんにも報告を申し上げたいということで報告させていただきました。あくまでもマルナカ側の報告に基づいて、市民の皆さんに報告させていただいたということでございます。

○議長（森光英二君） まだ質問中ではありますが、この際10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時 9分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質問を許します。竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 市長は、マルナカのオープンにつきまして、11月か12月初旬ということ、マルナカさんからお聞きして、まあもちろん悪意とか、何か思いがあって言ったわけではないと思いますが、もう造成もできてですね、もう、いつオープンするかというのは、今、注目になっていきますので、やはり提案趣旨説明で述べられたということは、私たちも市民に聞かれると、市長がそう言いよったということにもなりかねませんので、やっぱり確証を持ったところで、やっぱり言っていただくことが、やっぱり大事じゃないかなと思っております。

今後、もし、状況が変わるようであれば、もう随時、またそのような報告はしていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） マルナカから、今後の工程表の提出がありましたので、それに基づいて行政報告をさせていただきました。

御指摘の大規模小売店舗立地法の手続きにつきましては、オープンまでに完了するという手順のようでございますので、そうしたことを踏まえて報告させていただきましたので、決してうのみにしてということはありません。ですから、そのことを報告させていただきましたし、もし、それが変わるとすれば、また適宜御報告を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 昨日、今日と、マルナカにつきましては各議員から質問もございましたが、やっぱり2次工区につきましては担保という問題もございまして、まあ市長は4月からそういう協議はマルナカさんと話すというふうな答弁がありましたが、それと並行して、そのこともやっていただきたいと思いますが、オープンの時期につきましては、やはりそういうふうな形で、マルナカさんがおっしゃってるのであれば、そのことについても、それを履行するべくお話し合いもしていただけたらなあと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、3番目の質問に移ります。

日本経済がデフレ不況の中、失業者の増加、そしてそれに伴う求人の少ない中での求人倍率の増加、また生活保護率の増加など、須崎市を取り巻く経済状況、雇用状況は大変厳しい状況です。

昨日、この議場の机に、平成22年度の高知県重点分野雇用創造事業計画一覧表が配られました。

これを見ますと、平成22年度、各担当課で28の事業が予定され、1年間の期限とはいえ、新規雇用の失業者を56名採用する予定となっております。これは評価されるところでございますが、22年度予算にも盛り込んだ景気対策、雇用対策について、どのように取り組んでいかれるのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 経済状況や雇用状況に対する認識と取り組みについてのお尋ねをいただきました。

国が発表します各種の経済指標では、全体として回復の兆しも見えていると言われておりますけれども、地方におきましては依然として大変厳しい状況が続いております。また、雇用情勢も一向に回復の兆しが見えません。

こうしたことを踏まえまして、平成21年度3月補正予算では地域活性化、きめ細かな臨時交付金を活用した各種事業を約1億2,000万円、平成22年度当初予算では緊急雇用創出基金事業など雇用対策に約1億400万円計上いたしております。更には、普通建設事業につきましても大幅に増額をいたしております。

これらによりまして、一定の効果はあると考えております。今後とも、地域経済の浮揚や雇用の確保につながっていくような施策を推進していきたいというふうに思っています。

こうした厳しい状況の中でもですね、例えば浦ノ内の笹岡さんも新卒の雇用もしていただいておりますし、住友大阪セメントさんも雇用していただいておりますし、エム・セさんも新卒を、前段で教育長が御答弁申し上げましたように、採用していただいております。

そうしたことの感謝を申し上げたいというように思いますけれども、精いっぱい努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 前段申しましたように、市長もことしの一字を確かなというふうを選んでおりますので、やっぱり着実に前へ進むように努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

当初予算及び3月補正予算についての質問であります。まず第一に、3月補正予算の中にあります退職手当債の認識について質問させていただきます。

退職手当債は、3月補正で2,120万円増額いたしまして、平成21年度、合計1億9,290万円となっております。

市長は、今議会の提案趣旨説明ではこのことに一切触れておりません。総務課長の3月補正の議案説明でも、このことに一切触れておりません。

ケーブルテレビも、この議場に入りまして放映されておりますので、市民の皆様にも、聞いていると考えて、丁寧に、この問題については説明すべきであると、私は考えております。

それで、市民の方々も聞いていただいているということで、退職手当債について、若干説明をして、質問をさせていただきたいと思っております。

退職手当債は、退職手当の支払いに充てる借金で、地方債です。団塊の世代の大量退職を迎え、退職手当支給の資金繰りが必要な自治体があることから、総務省が平成18年から27年度までの特例措置として、当該年度に支出すべき退職手当の合計額のうち、平年度より多額である部分につきまして、起債が認められています。起債の許可を受けるためには、職員数の現状及び将来の見通しなどを定めた計画を作成しなければなりません。また、発行条件を緩和し、勸奨退職分に加え、定年退職分に充当することも認められています。

通常の地方債は、返済の一部が地方交付税として分配されますが、退職手当債は、全額自治体の負担で、最終は、市民が将来にわたって負担することになります。

同じように、公共事業に係る起債の償還も、将来の世代が負担することにはなりますが、公共事業で整備された施設や設備を利用するという恩恵が発生します。

しかし、退職手当債につきましては、そのような恩恵はなく、負担だけを押しつけられることとなっております。

財政学の神野教授によりますと、退職手当債は赤字地方債であり、本来、発行は違法で、財政規律が守れなくなる危険性もあると指摘されています。「退職金は人件費で、義務的経費であります。民間であれば、社員に人件費が払えないために借金することは相当の覚悟が要ります」と、述べられております。

今、述べましたように、この退職手当債というのは、純然たる須崎市の借金であります。地方

交付税措置もございません。

この平成22年度当初予算編成方針というのを、今回、執行部、須崎市よりいただいておりますが、これの1ページ目に、国家予算の概要につきましてということで、「平成22年度国家予算及び財政投融资計画は昨年12月15日に閣議決定され」という文言が載っている中を、ちょっと読ませていただきます。

「国民主権とは、国民自らが国の政策決定に責任を持つことであり、物言えぬ将来の国民につけを回すような無責任な財政運営を行ってはならない。同時に、『よらしむべし、知らしむべからず』といった独善的な発想で財政規律の確保に失敗を重ねてきたことを、政治と行政が深く反省しなければならない。国民納税者の視点に立ち、国民が自らの納税の税金の使いみちを自ら精査し、自ら主体的に決定する。国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と健全化を目指す。」とあります。

この、国民というところを、やっぱり須崎市民に置き換えて、市長並びに財政担当の総務課は考えていかないといけないと思います。

この退職手当債というのは、まさにここに書いてありますとおり、物言えぬ将来の須崎市民につけを回すというような借金であります。

しかしながら、市長は高知新聞のインタビューにも、「基金、連年取り崩しなし」というようなインタビューを行っております。

去年の3月の提案趣旨説明でも、基金は取り崩さなくてよくなったということだけで、退職手当債を発行することとなりというふうなことしか発言されておられません。

やはり、市民に対して、こういうふう将来に対して純然たる借金をつけ回しするのは、説明責任が要ると思いますが、この退職手当債につきまして、平成21年度も1億9,290万円借金するようになっておりますが、その認識につきまして市長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） まず、今回の3月補正につきましては、普通退職によります予算計上となっております。また、退職手当債につきましては、総人件費の抑制等に取り組む団体への許可が基本でございまして、本市での公債費管理を含めた行政改革の取り組みによりまして、許可されるものでございます。

そして、退職手当基金などによる計画的な対応につきましては、現状として、平時から退職金対策として基金等に積み立てておく財政状況ではなく、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合などのために、年度末の剰余金などについて、財政調整基金や減債基金へ積み立てている状況でございます。

ここしばらくは退職金対策として、決算状況も鑑みながら退職手当債の活用などについて対応してまいりたいというふうに考えております。

おっしゃるように義務的経費ですし、確かに交付税措置はありませんし、返還しなければなりません。

ただ、私は、まさに国民主権と言われる、今言われたことを市民主権と、それは当然のことや

と私は思っていますし、行政は、まずオープンが大事だということも、そのとおりでございますし、平成16年度ですか、15年度かな、退職手当債を貸していただきました。4億6,800万円を貸していただきました。このときに、私が市長に就任したばかりでございましたけれども、財調、減債が、基金が26万しかなかったんですよ。

ですから、そのことを、どう打開するのかということが大きな課題でございまして、総務省へも何回も御要望に行かせていただいて、なんとか4億6,800万円の退職手当債を認めていただきました。まさにぎりぎりの綱渡りの資金繰りをしながら、今までの行政をやってきたというのが実態でございます。

そのときには、まだ全国的に制度として退職手当債は認められてなかったものでございますから、17年度に認められた退職手当債は全国で七つの自治体だけだったと思うんですよ。それは職員の削減あるいは給与5%カット、そして議員の皆さんに、私どももお互いに報酬をカットしました。そういう血のにじむ努力をしましたから、「貸してください」と言って、貸していただいたんですよ。そういう資金繰りをしながら行政運営をやってきたというのが実態でございます。

ですから、今おっしゃられる、どれくらい基金があったらええかということもありますけれども、やっぱり一定の手持ちがないと、運転資金、商売と、基本は一緒やと思うんですよ。手持ち、運転資金がなかったら、私は事業は回らないと思っていますから…。そんな面での、やっぱり総合的な資金対策、資金繰りをしながら行政運営をやっていくということだろうというふうに思います。

ちなみに、22年度の退職手当については、起債を借るということはしておりませんので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 今の市長の答弁は、ほんと胸を張って退職手当債を借りれたというふうに受け取らせていただきましたけれども、私が言うのは、市民に対する説明が足りないんじゃないかと。

これはですね、やっぱり借金をして後世に、その借金をつけ回してるということですね、やっぱり市民に対しては、ただ退職手当債を借りて、綱渡りして、財政が綱渡りしてでも組めたということは、もちろんそのとおりであると思いますけれども、一般の社会におきましては、借金をして退職者に渡したと…。

ほんで、22年度予算には、それ組んでないと言いますけれども、財政収入もですね、市税でも1億8,000万円ぐらい減収を見込んでおります。

それは、会社におきましては、売り上げがそれだけ下がったということです。退職金を借りて、払って、22年度の売り上げというか、収入も少なくなれば、到底ですね、そこでやっぱり最初に、もとの、1回目の4億6,800万円借りたときに、ここにおられます会計管理者の石川さんが課長のときにですね、これ高知新聞の、ちょっと資料を持っておりますが、「投薬を請う」ということで、「死んでから投薬されても仕方ない。今、薬が必要なんです」ということで、石川、そのときの総務課長は、市の財政の窮状ぶりを、そう例えて、死ぬとは穏やかではないが、財政

再建団体の転落を意味している。そして薬とは退職手当債のことだということですね、市長も、もちろんこのときには国へも要望いたしまして、今言われましたとおり、職員の給料カット、それから退職者不補充、お手盛りと批判される退職時の特別昇給の廃止、自主財源確保への滞納税徴収の専門機関の設置等を行っておりますが、これは、この平成17年度だけじゃなくて、19年度も2億6,450万円、20年度もこれは少ないですが、6,530万円、そして21年度もですね、今回の補正合わせて1億9,290万円を退職手当債として借りるようにしてまして、その合計をあれしますと、8億円になるわけです。

こういうふうな借金があるならば、やはり1回目は、職員の給料カットはいたしました、もうそのときだけで、これだけ税収も少なくなっているのに、それでいいというふうな、胸を張った答弁は相当おかしいと、私は認識しておりますが、市長の御見解をお尋ねします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 決して胸を張ったつもりでございませぬけれども、そういう資金繰りをしなきゃならないような資金状態であったということ、また、それも解消したわけではないということをおっしゃっていただきました。

それから、市民への説明責任を言われました。

平成16年に、退手債借りました、ねえ。それを、私は須崎市の財政状況に限定をして、市政懇談会で説明させていただきました。7会場を回って、ずっと説明させていただきました。竹下議員は、それに御参加されたかどうかは分かりませぬけれども、ただ、それだけでええとも思っておりませぬ。

ですから、そのことは須崎の財政状況、そしてこんな状況については、引き続き市民の皆さんに説明をする努力はしていきたいというふうに思っておりますので、そのことは御理解いただきたいというふうに思っています。

決して胸を張ったつもりじゃございませぬから、御理解いただきたいと思ひますし、特に須崎の行政改革、それを、私は少しは胸を張らせてもらってもいいじゃないかというふうに思っています。

職員の人数につきましても、平成16年、市長に就任したときに、337名おったものが、今、274人まで減らしてきています。ですから、一番大きいときは415人おったんですよ。

ですから、そこの行政努力というのは、やっぱり私は、努力は努力として認めていただきたいなというふうに思っておりますし、義務的経費を、どうやっていくかということも、それはまた必要なことだというふうに思っていますので、トータルとして、トータルとして須崎市の運営をどうするかということについては、当然、透明性を高めていきたいと、市民の皆さんには十分説明する機会をやっていきたい、1回でいかなかったら、何回でも説明していきたいと思っております。

議員の皆さんも、議案として御審議をいただいておりますから、そこの辺もですね、お互いに市政の現状について説明する努力を、私はむしろ要請したいと、私の努力をどうこう、私は精いっぱいやっていきますけれども、機会あるたびにやっていただけたらありがたいと、決して隠す

気は全くありませんので、そのことは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 最初のときには、もちろん市長も説明されたと思いますが、例年、こういうふうに借りているということであれば、例年、忍びないけども、これぐらいのことを、どうしても基金がないので借金して、つけをですね、将来に回してますよということは、やっぱりこういうふうに借りるのであれば、毎年、やっぱり市民に対して言うべきじゃないです？

1回目に借りたときだけ、それも条件としてですね、職員の給料カット、退職者不補充、それからお手盛りとされる退職時の特別昇給の禁止、自主財源確保への滞納税徴収の専門機関設置という、逆に借りるために、これをしないとできないのでやったというふうにとられないとも限りませんので、やはり、そうじゃなければ毎年、やっぱり謙虚にですね、やっぱり市民に対して、こういうふうに財政運営でどうしても足りないの、やはり退職手当債を借りてますというふうなことは言うべきであって、この高知新聞の、このインタビューでもですね、そのことには一切触れなくて、まあ22年度は、退職手当債は借りてないとは思いますが、基金、例年取り崩しなしてというのは、説明が弱いと思います。

その反面、手当債はこういうふうに借りていってるわけですから、普通、これを聞きますと、市民は、基金を取り崩してないということは黒字なんだなど、借金はしてないんだなど、普通、とりますよ。やっぱり、そこはやっぱり丁寧に説明する責任がですね、やっぱり執行部、行政側としてあると思いますけども、ここの認識が、やっぱり違うと、やはり市長の考え方が、やっぱり市民とかけ離れているととられてもいたし方ないと私は思うんですけども、そこについてはどういう御見解でしょうか。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 随分と説明をしていきゆうつもりでいますから、それはもう、謙虚に反省をしたいと思いますよ。

機会あるたびに説明していきたいと思っておりますから、議員の皆さんも、ぜひですね、そういった条件についてはお互いに説明していただきたい。私は全力を挙げてやります。

ただ、細かいことまで全部、全部、そんなこと言われても、それ、できない部分がありますから、トータルとして、やっぱり市の財政状況なり、いろんな事業なり、そのことについては、こういう議場の議論もそうでございますけれども、十分説明していく努力をしていきたいというふうに思っておりますので、なお御指導をいただきますように、よろしく申し上げます。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 私も、市長、執行部だけに責任転嫁するわけじゃなく、全部ここで承認されるわけですから、こういう議論は、やっぱり議場でしたうえで、やっぱり納得いったうえで私たちが市民の代表として承認しないと、何も説明もしなくて、こういう議論もなくてですね、承認するって言ったら、私たちが、やっぱり市民に対して、「おまえら、何しゆうぜよ」と言われ

ることもありますので、議論をさせていただきましたので、今後とも、やっぱり説明責任含めて、市民には丁寧に説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

2問目でございますが、市長が最初の質問のときに、若干こちらの方の答弁のほうも、したように思いますが、今回の補正予算につきまして、きめ細やかな予算が組まれております。

それぞれの課で、きめ細やかな何々事業、何々事業ということで組まれておりますが、これも、昨日からの議員のいろいろな御質問がございましたが、やはりこういう事業をやるには、やっぱり景気対策というふうな意味合いも含まれておりますので、やっぱり須崎市内の業者に、やっぱりいろんな意味で発注、また仕事を発注するということが大事だと思っておりますが、このきめ細やかな予算に、この補正予算に組みまして、雇用を含め経済面において、どれぐらいの波及効果があると見込んでいるか、市長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） このきめ細やかな交付金を活用しての、雇用を含めた経済面での波及効果についてのお尋ねをいただきました。

個別の事業内容や規模等が多岐にわたりますので試算は困難でありますけれども、緊急経済対策の趣旨に添って、早期の事業着手をするとともに、発注先は地元優先とするなど、最大の波及効果を得られるような取り組みをしてみたいというふうに思っています。

昨日も御答弁申し上げましたけれども、せっかくこうした交付金が決定されておりましたら、ぜひですね、スピード感を持って早めの執行ができるように、それはお願いしていきたいというふうに思っております。

言っただけでございますけれども、例のケーブルの全市の展開につきましても、昨年8月17日に臨時会を開いて予算を上げていただきました。交付決定が来たのは、昨日、おとついでのこと、昨日かな、ございましたから、これから具体的に動くということになりますので、景気対策という観点からいけば、やっぱり早め早めの事業ができるような配慮を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） それでは、次の質問に移ります。

教育について、教育長に質問いたします。

県の22年度の予算に組まれております地域アクションプランの教育版につきまして、質問させていただきます。

県は地域アクションプラン事業として1億69万9,000円を計上いたしまして、各地域においての地域資源等が異なることから、市町村教育委員会が連携、協力して教育施策を共同で展開するとともに、市町村教育委員会の教育施策に対する人的・物的支援を明確にすることで、高知県全体の教育の振興と成果の共有を図る目的で予算が組まれております。

この予算につきまして、1自治体につきまして800万円、上限800万円、補助率2分の1という補助金でございますが、この制度を生かしまして、22年度において、教育委員会として

具体的な取り入れた事業がありましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） 地域アクションプラン事業の活用についてお答えをいたします。

本市といたしましても、県のこの事業を活用いたしまして、県の教育振興基本計画に沿った対策を来年度から実施をしたいというふうに考えております。

具体的に申しますと、まず、須崎市地域ぐるみ学力向上対策推進事業といたしまして、各中学校区で連携を強め、系統性のある教育の基盤づくりを推進することといたしております。

この地域ぐるみ教育は、それぞれの中学校区の保・幼・小・中の連携はもとよりでございますけれども、地域の方々にも御協力をいただきながら、学校の組織的な体制づくりを確立するための取り組みや、教員の指導、授業力の向上を図る取り組みを重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、須崎市地域教材開発事業といたしまして、小学校社会科の副読本を作成しまして、須崎市独自の地域教材を活用することで、子どもたちが地域の学習をしながら、我が町の特色や職業、文化等を知り、須崎市に誇りを持ってもらうとともに、地域に興味を持ちながら、地域に役立とうとする意識を育てていきたいというふうに考えております。

現在、来年度実施に向けて県に申請するように準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） やっぱり、教育というものは大事ですので、こういうふうな県の事業も使いながらですね、22年度も、学力、基礎学力の向上等に向けてですね、具体的な施策に取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、質問させていただきます。

何回かに一遍、いつも質問させていただいていますが、中学校の学校給食について質問させていただきます。

昨日も、植村議員のほうからも質問がございましたが、浦ノ内地区では浦ノ内小学校、横浪小学校の統合問題等の問題もございますし、22年度予算では須崎小学校の改築事業といたしまして4億6,566万7,000円が計上されているとかですね、やはりこの統廃合等ですね、また改築等の時期が具体的に来ましたので、もうそろそろですね、今、自校方式でやって、中学校につきましては、南中学校と上分中学校が給食がありますが、3校につきましては、浦ノ内中学校、須崎中学校、朝ヶ丘中学校には、今、ないというふうな状況を、やはりこういうふうな学校施設の改築とか、統合とかのときにですね、やはりもう具体的に考える時期にきてるんじゃないかというふうに考えております。

どう言いますか、やはり自校方式で今やっているというふうなのが須崎市の現状ですが、他市のいろいろな動向を見てますと、小・中学校の統廃合や再編、学校改築に伴う小規模共同調理場方式導入とかですね、さまざまなアイデアでですね、給食を行っているところが、さまざまご

ざいます。

やっぱり、この段階にきましたら、具体的にですね、もう全部を共同にするわけにはいかなかったとしても、こういうふうないろいろな知恵を使ってですね、調理場も須崎小学校は全部改築するようになれば、また作ると思いますので、その場合、どのようなふうにするのがいいのか、やはりP T A、須崎中学校、朝ヶ丘中学校、浦ノ内中学校、具体的にこういう動きがある中で、給食が要るのか要らないのかとか、アンケートを取るとか、もう具体的に、もう、できるような時期になってきましたので、今まではなかなかそれができないので、そういうふうな具体的なこともできなかったと思いますが、今後、そういうふうな具体的な事業が始まってきますので、そういうふうなことも踏まえてですね、今後の中学校の学校給食についてですね、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 教育長。

〔教育長 小野廣行君登壇〕

○教育長（小野廣行君） お答えいたします。

中学校の給食につきましては、昨年の第7次行政改革大綱策定時にも、給食についても御審議をいただきました。

教育委員会といたしましても、中学校の給食につきまして、まだ結論までには至っておりません。といいますのも、まず中学校給食の、実施すべきかどうかという結論を出すのか、あるいは本市の学校給食を取り巻く、解決しなければならない課題もございます。そこを整理いたしたうえで中学校を考えるという選択肢もございます。

行革大綱でも、学校給食の方法について検討することになっておりますし、現在、正規の給食調理員と臨時的給食調理員の人数が拮抗する中で、将来の学校給食のあり方の研究をしなければならないと考えております。

今日の少子化の状況を考えますと、先ほど議員のほうも指摘されましたように、浦ノ内中学校区での小学校の統合計画もありますように、ある程度将来も見据えた学校給食を検討しなければなりません。

行革委員の中でも、自校方式を、ぜひ維持するようというお考えのかたと、あるいはセンター方式でも、やり方によるのではないかという御意見もありました。当然のことかと思えます。

この議会でも、竹下議員さんからも再三、再四にわたりまして、中学校給食を実行すべきとの御意見をいただいておりますけれども、今申し上げました課題をそのままにして、まず、中学校給食ありきとまではなっていない現状でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） もちろん、どんな事業をやるにいたしましても賛否両論あるのは事実でございます、賛成反対。

やっぱり、そういう意味合いも含めまして、もう、どういうふうなニーズがあるのかぐらいはですね、もう教育委員会として把握するようなことについては、もう行動を起こしてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこについてはP T Aを通じてするのか、学校を通じて

するのかは、いろいろなやり方があるかと思いますが、中学校の給食について、まあ朝ヶ丘中学校、須崎中学校、浦ノ内中学校の生徒、保護者、もちろん子どもの意見もあるでしょうし、家庭の保護者の意見もあると思いますが、そこらあたりを把握することぐらいは、やっぱり今後の、どうするかについての資料としてですね、もう、すべき時期に入ったんじゃないかと思いますが、また検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、その他の質問に移ります。

ケーブルテレビにつきまして質問させていただきます。

21年度、今、市長も述べられましたが、繰越明許におきまして、須崎市情報通信基盤整備事業といたしまして9億6,000万円、内示というか、来て、これは交付されるというふうに決定されたということで、22年度、早々に整備をされるように予定されていると思います。

2011年7月の完全地デジ化に向けて、もう期間もですね、1年とちょっととなってきた時期も踏まえまして、市民からは、このケーブルテレビが全市に敷設された場合、もちろん維持管理につきましては、よさこいケーブルネットがするようになる段取りになるかと思いますが、今、よさこいケーブルネットは、もちろん視聴料といいますが、お金がかかっておりますが、この敷設した段階において、今、未普及地の人々からは、その料金がいくらぐらいになるんやろうかというふうな心配の声も挙がってきております。今の計画の分かる範囲で結構でございますが、今後どのように、具体的に整備されて、今後、そういうふうな料金体系について、どのように検討なされるのか、企画課長にお伺いいたします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 今後、全市でケーブルテレビの視聴が可能となった場合の料金ということでございますけども、まだ、具体的な協議をしておりませんので、御説明いたしかねますけども、まあ普及促進に努めるという観点からですね、多チャンネルを必要としない市民の皆さんに、どのようなメニュー、料金設定でサービス提供ができるかということが課題になろうと思います。

一方で、当然、よさこいケーブルネットの経営の問題にも関係しますことから、今後、工事の進捗を見ながらですね、できるだけ早い段階で協議を行っていきたくて思っております。

当然のことながら、よさこいケーブルネットのですね、企業努力もいただきながら、市としての対応も含めて検討していきたいと考えております。できるだけ市民の皆さんに広くサービスを提供できる仕組みを考えてまいりたいというふうに思います。

なお、工事完了につきましては、平成23年3月になるというふうに、現時点では想定をいたしております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 料金設定につきましては、もちろん、よさこいケーブルネットさんと慎重に協議を進めないといけないと思いますが、やっぱり市民にとりまして、そういうところが一つの関心で、心配事になっていきますので、分かりしだい、決定しだい、広報等でですね、またお

知らせしていただきたいと思ひます。

続きまして、議案につきまして質問させていただきます。

市議案第5号の中に、超勤が1か月に60時間を超えたことに対するいろいろな改正等の議案が載っております。

1か月に60時間という、本当にすごい超過勤務ということで、私も驚いておりますが、どのような時期に、どのような課がそれぐらいの超過勤務の職員ができるのか。まあ60時間といいますと、1日8時間労働としますと7.5日となり、まあ本当に言って、異常な勤務状況と言えると思ひます。

実際にあるとすれば、こうした劣悪な状況を改善する必要もあろうかと思ひます。一部の職員に負担がかからないよう、課内で工夫し、助け合うような方法もとれるのではないかと思ひますが、その点につきまして総務課長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 御質問にお答えをいたします。

1か月に60時間を超える勤務時間のあることが想定をされる部署といたしましては、総務課財政係及び税務課の市民税係が挙げられます。

財政係につきましては、毎年度、予算の編成時期に、また市民税係につきましては所得税等の申告時期に業務が集中するため、まれにそれぞれ1か月から2か月程度、60時間を超える超過勤務が発生する場合もございます。

市民税係にありましては、この繁忙期には事務補助員を配置するなど、職員への負担軽減に努めているところではございますが、今後におきましても、事務作業の改善、工夫を図りながら、超過勤務の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 財政改革の一環で、職員の数も不補充ということで大分減っておりますので、やっぱり職員の方々に負担がかからないような業務内容ということ、やっぱり総務課長、総務課のほうで把握してですね、なるべく工夫をして、助け合うような工夫もしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

最後の質問でございます。

福祉事務所長に質問をいたします。

市民のほうから聞こえてくる声で、母子家庭といいながら事実婚などの実態があるというふうなことを聞くこともございます。まあ母子家庭といいながら、その実態は違うというふうな声もお聞きしますが、その母子家庭と認定をした後の実態把握はどのようにされているのか。また、新聞によれば、全国的に生活保護の不正受給が多くあることが報道されています。この点も含め、どのように対応されているのか、福祉事務所長にお尋ねいたします。

○議長（森光英二君） 福祉事務所所長。

〔福祉事務所所長 植田裕次君登壇〕

○福祉事務所長（植田裕次君） 御指摘のように、不正受給につきましては大変憂慮すべき問題であると考えております。

児童扶養手当、生活保護の認定調査は福祉事務所のほうで行っておりますが、民生委員さんをはじめといたしまして、各関係機関にも調査の協力をお願いしております。

まず、児童扶養手当の認定に際しましては、自宅の訪問調査や周辺の状況調査等を行い、福祉事務所内で審査会を開催をいたしまして、状況調査の結果に基づき認定をいたしております。

認定後につきましては、年1回の現況届の際に面談をし、状況に変化がないかをお聞きしております。

また、情報提供等に基づき調査を行い、現況届との違いがあれば、御本人に再度状況の確認をし、場合によりましては児童扶養手当の認定を取り消す場合がございます。法的には児童扶養手当法第35条に罰則規定があるほか、刑法上の詐欺罪が適用される場合もございます。

次に、生活保護の不正受給についてでございますが、生活保護は、世帯の収入が国の定める最低生活基準に不足する部分について、扶助を行うことが基本でございますので、定期的に収入申告書を徴取し、就労収入等がある場合は、給与明細書等で挙証できる資料を提出させることといたしております。

そして、居宅訪問時などでの指導の中でも、世帯状況の変化や新たな収入がある場合には報告するように義務づけをいたしております。漏救、濫救のない適正な保護の実施に努めておるところでございます。

こうした中でも、不正受給が疑われるケースが出てまいりますので、そのときには早急に事態を把握し、保護費を返還させる、あるいは保護を廃止する、場合によりましては刑事告発も視野に入れたことも検討するなどの対処に努めておるところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様にご不信を抱かせるようなことのないように、今後、県の指導も仰ぎ、取り組みに一層の努力をいたす所存でございます。

また、全国的な課題や問題であるとすれば、児童扶養手当制度、生活保護制度は国の制度でございますから、問題点や実施機関としての須崎市の福祉事務所の要望など、改善すべき点があれば、しっかりと国にお伝えしたいと考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 竹下さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 市におきましては、福祉事務所が、生活保護の受給については事務担当をしますけども、町村につきましては、県がやっているということでございますので、その事務のあり方につきましては県の出先機関も須崎にございますので、どのようなことをやっているとか、そういうふうな連携も取りながらですね、不正受給というのは新聞報道でしか見てませんが、やっぱり所得があるのに、それを申請してないとかいうふうな方が多いというふうに分かれていますので、そういうことを含めて、不正といいますか、今、これだけ経済状況が厳しいですので、生活保護受給者が多いと思いますが、不正のないように努力していただきたいと思います。

これで、今回の一般質問を終わります。

○議長（森光英二君） 順次質問を許します。海地雅弘さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 一般質問、11人中10番目でございます。

魚に例えますと、昨日はおいしいお刺身を、皆さんが食べて、今日は塩焼きにして、もうほとんど、私はあらぐらいしか残ってないのかなという状態でございますが、まあ、あらを、なんとか市長の好きなお豆腐入れまして、あら炊きにしながら、私なりの視点で質問をさせていただきます。

まあ、重複している部分もあろうかと思いますが、私なりの視点、観点で質問をさせていただきます。答弁者の皆様には御明解な答弁をお願いしまして、質問させていただきます。

まず、第1番目、市長の政治姿勢について伺います。

2期目の任期も折り返し地点を迎え、残り2年間となってまいりましたが、1期目のスタートは、国の三位一体の改革に翻弄され、地方財政再建団体からの回避を年頭に、厳しいスタートだったように思われます。

あれから早や6年間、提案趣旨説明でも述べられておりましたが、まだまだ楽観はできないものの、財政収支の健全化の道筋も確かなものになりつつあるという報告をいただきました。

市長就任以来、財政再建の道筋を確かにされたのをはじめ、いろいろと御苦労なされたことと敬意を表すものであります。

そして、2期目の残された2年間を全力で走っていただきたいと思う次第であります、6年間の振り返るとともに、残り2年間の任期にかける思いを承っておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） このことにつきましては、一般質問の冒頭、植村議員にも御答弁申し上げました。そのことと変わっておりません。

厳しい状況の中でも、市民の皆さんの御理解と、そして議会の皆さんの御指導、そして職員の協力もいただいて、なんとかここまでやってこられたというのが正直な実感でございます。

経済は大変厳しゅうございますけれども、いろんな社会生産基盤が整備をされましたので、それを最大限活用して、まさに市民の皆さんの経済効果が市民生活に生まれるような、そんな取り組みをしていきたいというふうに思っております。

段々と言われましたけれども、やっぱり、もう議論する時期は過ぎたんじゃないかというふうに思っておりますし、国県の制度も含めまして、最大限活用して、そして市民の皆さんが自主的に取り組んでいくと、前向きに取り組んでいくと、そのことについて、一緒になって町を作っていくと。そして安心して誇りの持てるまちづくりをしていきたいというふうに思っています。

足の引っ張り合いじゃなくて、むしろ悪いところは指摘しなきゃなりませんけれども、お互いに力を合わせて、前へ進むときは一緒に進んでいくという、そうした町にしていきたいというふうに思っています。

全力を尽くしていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく御願い申し上げたいと思っております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） まあ、市長は、やはりそういう答弁をされると思っておりました。

私は、なぜですね、この2年間にかかる思いを市長にお聞きしたかったかと申しますと、最近、市民の方々といろいろ、いろんな場所です、お話を伺ったり、話したりしておりますとですね、市長は、もう家も建てたし、任期もあと2年間になってきたし、もうそこそこやって、辞められるがやないがかよといったぐいの話、最近よく聞くわけです。

私は、トップとしてじきじきに大変な決断をしながら、須崎市発展のために一生懸命努力されておられる姿を見ておりますので、そういう話もするわけですけど、まあ、なかなか市民の皆さん、なかなかこう、ちょっと裏をかいたような見方もされる方も結構いらっしゃいます。

まあまあ、こういう微妙な時期だからこそですね、市長にはその決意の一端を、全力で走ると、今言われましたんで、そういうことを質問させていただいた次第でございます。

まあ、2年後に、3期目に挑むにしろですね、御勇退されるにしろ、確かな道筋を構築された笹岡市長の功績は大きいものが、私はあると思っております。

残り2年間、一生懸命全力で走っていただけたと思いますし、来年の今ごろはですね、任期まで1年も切りますし、挑むのか御勇退されるのか、そろそろその辺の話もお聞きもしたいなというふうに思っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

次に、情報格差の解消に向けたブロードバンド環境整備事業、須崎市情報通信基盤整備事業の要望を、昨年、総務省に行っていたところ、事業採択の見通しは立ったということで、昨年8月の臨時議会で、少しでも早く事業を進めるために事業費を補正予算に計上し、全会一致で可決されました。

その後、各地域で説明会を開催し、市民の皆様の期待も高まっていたところですが、昨年8月の総選挙で、自民党政権から民主党政権に交代したこともあってでしょうか、市民の皆さんが待ち望んでいるケーブルテレビ網の構築は、今議会の提案趣旨説明でも触れられなかったわけですが、いったいつごろになったら市民待望のブロードバンド環境が整備されるのか、市長にお聞きしておきたいと思っておりますというふうな質問をさせていただこうと思っておりました。

が、昨日、植村議員からの質問に答える形で、2月26日付けで決定通知が交付され、一昨日、3月8日に書類が到着をしたと。そして、夏ぐらいから工事も始められると、ということで市民待望のブロードバンド環境整備を一日でも早くお願いしたいと思っております。

このケーブルテレビについては、先ほど述べた、質問をしたことにしましてですね、昨日、市長が答弁されたことにおいて、聞きたかったことを質問をさせていただいてよろしいですか。…じゃあ、先にどうぞ。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） ケーブルテレビ網のことにつきましては、段々と御答弁申し上げました。

昨年の内示をいただいた以降ですね、例の政権交代によります事業仕分け等含めて、もし、これが変わったらどうしようという心配も随分いたしましたけれども、さすがに、やっぱり国におきまして、ブロードバンドゼロ地域の重点的な取り組み、それは本当に大事な施策であると、情

報格差というのは本当にあってはならないということで、思っておりましたけれども、それもなんとか従前の承認を得たわけでございます。

そうした中で、先ほど竹下議員にも御答弁申し上げましたけれども、昨年8月17日に臨時会を開いていただいて、予算も上げていただきましたし、具体的な設計につきましても入札をして、結果も出ています。ですから、もう決定通知があったらいつでもという思いで待っておりました。

実は、行政報告に、その決定の通知が間に合いましたら一番先に御報告させていただこうという予定をしておりましたけれども、今言われましたように、通知が来たのが2月26日付けで、一昨日の8日に参りましたので、これからゴーサインを出したところでございます。満を持して整備に取り組んでいきたいというふうに思っております。

なんとか早期にと思っておりますけれども、工期的には、今、企画課長が言いましたように、年度内には完成させたいということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） そういう答弁があった後、次の質問をしたかったわけでございます。

昨年8月の臨時議会後、各地でケーブルテレビ網の構築の説明会を開き、決定後、すぐにでも取りかかれるような説明であったようにお聞きをしているところでございますが、その後は、半年間、できるやらできないやら、当該地域の皆様には全く説明がなかったようでございます。

私は、ある市民の方から、「ケーブルテレビが来るのはいい話なんやけど、いい話だけされても、説明もないまま放っておかれたら、聞いたほうもたまったもんじゃない」とお怒りの様子でございました。これは先月のことだったですか…。

私は、いい話だけでなく、遅れているのなら遅れている理由をですね、きちっと説明しなければならぬと思いますし、全員集めて説明が無理なら、地域の代表の方々や世話人の方々には事情を説明し、地域へ下ろしていただくなり、やり方は幾らでもあったと、私は思っております。

わざわざ出向いて、いい話だけして、あとは知らん顔というのはどうなのかなと思いますし、こういったところにも、広報力下手というふうなところを感じられるところでもあります。

市民の皆様にも、こういったことも説明責任を果たすべきだったのではないかと思います、このあたりの市長の御所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 御指摘のように、昨年8月17日に議決をいただいた、その晩からですね、各地域に回らせていただきました。

それくらい、やっぱり地域の皆さんにとりましても、期待の大きいことでもございましたし、こんな有利な制度ができてきたことは、本当にラッキーに思ったことでもございました。

その後、今言いましたように、なるべく一日でも早くという思いで待っておりましたし、事業仕分けの段階で、どういう行動をとっていかどうかというのは、やっぱり迷いもありましたし、

どこへどういって、それがマイナスになったらどうしようという迷いもあったことも事実でございます。それだけ不安がございました。

漏れ流れてくる、漏れてくる情報の中では、これは間違いないよということも聞きますけれども、何せ正式の決定が届かないことには、どうしても、やっぱり動けなかったというのは事実でございます。

そうしたことで、御指摘をいただければ、そのとおりでございますけれども、もう秋にはくる、暮れにはくる、2月にはくるという思いをずっとしておりましたから、来てからという思いで、段々来たのものも事実でございますから、いつくるやら分かりません、もう、明日来るか分かりませんということの説明ができなかったことについては、反省はしますけれども、そのことの御理解はいただきたいなというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 市長の言われたとおり、本当、秋には来る、暮れには来る、春には来るという、本当の、そういう首を長くして待っていたこともあり得るでしょうし、やはり、やっぱりその中では何か一言、組織の方に何か下ろしていつてあげるというふうなですね、広報も大事だということが、やっぱり市へのちゃんとした、不信にもつながらないですね、ことになると思いますので、そのあたりも、これからよろしく願いいたしておきます。

続きまして、過疎地域に指定されたことによって、市長は、「一抹の寂しさはあるものの、財政面では大きなメリットがあるものと考えている。今後、議会とも相談しながら地域の元気をつくり出す施策の展開を進めていきたいと思っている」と述べられておりました。

確かに、財政面ではメリットがありますが、この機に何でもかんでもということは、以前の須崎市に戻ってしまっは大変なことになりますので、しっかりとした須崎市の将来像を議論し、市民の皆様からも御意見をちょうだいし、議会と共に歩調を合わせながら、よりよいまちづくりを推進していかなければならないと考えます。

とりあえず、指定期間は6年ということですが、どういった事業を中心に過疎自立促進計画を策定しようと考えておられるのか、市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 段々に、これも御答弁申し上げてきました。

総合計画など既存の計画がベースになってという答弁もさせていただきました。そのとおりでございます。

総合計画もですね、基本構想に基づいて総合計画をやっております、まちづくりの方向は、私は間違っていないと思っていますので。

ただ、3年間、3年間の実施計画が、見直しをしておりますけれども、その、基本的によ、基本的には、その実施の財源が明らかになりますから、早くなったりとか、いうことになってくるのが基本ではないかなと。それに、新たにどういことが加わってくるのかということが大事ではないかというふうに思っています。

御指摘のように、何でもかんでもということはありませんし、やっぱり財政が困難になった、その反省を踏まえて自制もしながら、そしてあるときには大胆に判断をしていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（森光英二君） まだ質問中ではありますが、この際10分間休憩いたします。

午後3時10分 休憩

---

午後3時20分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質問を許します。海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 今後、策定する過疎自立促進計画は、財政面でのメリットもございまして、須崎市浮揚のきっかけになるものと、大いに期待をいたしております。

もう一度、自分たちの地域はどうあるべきかということ、地域地域でしっかりと議論をし、市民の皆様の熱い思いを政策に反映していただきたいと思います。

そして地域地域で積み上がってきたものを、須崎市として総合プロデュースをする。市民が参画し、誇れる須崎市を創造できる、そんな過疎自立促進計画であってほしいと、私は思いますので、よろしく御議論のほどをお願い申し上げます。

続いていきます。

私は、中心市街地の活性化について、1期目また2期目、いろいろと発言、提案をさせていただきました。

そういった中で、統合保育園建設後の公民館、図書館を含めた中心市街地の公共施設のあり方について、平成22年度より検討委員会を立ち上げ、検討していただけるということで、中心市街地の重要さが執行部の皆さんも、段々と分かってくるようになってきたかなと思って、うれしく思っているところであります。

また、今議会には東町商店街振興組合より、消防屯所の移転について陳情書も出されており、議論も深まってくるのではないかと考えているところであります。

そこで、平成22年度に中心市街地における公共施設のあり方について、検討委員会を立ち上げ、検討を始めるということですが、こういった方向で検討なさるのか。また市長の思い描く中心市街地のあり方について、御所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 中心市街地におきます公共施設等のあり方につきましては、統合保育の建設や須崎小学校の耐震改築、消防庁舎の移転、南北道路の進捗などによりまして、中心市街地におきます公共施設は大きくその条件が変化をいたします。更には、須崎公民館、市民体育館の老朽化も進んでおります。また、防災対策の面でも、いろんな課題がございまして。

こうしたことから、広く検討する必要があると認識をしております。

これは、中心市街地の活性化とも関係はしますが、総合的なまちづくりの方向性とも関

連をさせ、市民の皆さんの意見を聞きながら作業を進める必要があると考えております。

人の流れが変わります。少子高齢化が進んでおります。人々の生活スタイルが変化する中で、市民の皆さんが安心・安全で快適な生活ができる、活力ある町となりますように、環境整備のための、そのために公共施設が果たす役割があろうと思っておりますので、そうした点を念頭に、今後、議論を進めていきたいというふうに考えております。

私がどうこうということではございませんけれども、今言いましたような観点で、自由な発想で御意見をいただけたらというふうに思っています。

昨日も御答弁申し上げましたけれども、その中では防災なり活性化なり、福祉や人づくり、そういう観点は欠かせないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

中心市街地は私の生まれ育った町でもあり、私にとって、何とも居心地のいい、ええ町でございます。

近年、新たに町内会もでき、若い方々を中心にノミネーションを大事にしながらコミュニケーションをとって、今、町内会でも出てきていただいている役所の職員の方々や町内会の方々が一緒になり、町の先輩たちが守ってこられた秋葉神社も、この町内会で将来的に、またずっと面倒見ていこうということにもなっており、南北道路建設も相まって、今後は、秋葉神社を中心にまちづくりが動きだしたのかなと感じるところでございます。

そういった中で、中心市街地における公共施設のあり方を検討する委員会が立ち上がるということは本当うれしいことですし、青木町だけでなく、中心市街地に住む市民の皆様も期待しているところではないかと感じているところです。

ぜひ、縦割りだけで検討するのではなく、市民の皆様の見も大いに取り入れ、大事にしながら協働のまちづくりを目指していただきたいと思いますし、中心市街地のポテンシャルを引き出していただきたいと思いますので、しっかりとした議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、エコ・コンパクトシティについて市長にお聞きをいたします。

新しい時代の都市計画のあり方について、社会資本整備審議会都市計画歴史的風土分科会都市計画部会の下、設置されておりました、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会が、長い名前ですけど、昨年、都市政策のビジョンに関する報告書を取りまとめ、その提言されたビジョンを受け、社会資本整備審議会や国土交通省において、人口減少や地域環境等の課題に対応した新たな都市計画制度について、検討が引き続き進められているようでございます。

コンパクトシティを簡単に表現しますと、徒歩や自転車による移動性を重視し、さまざまな機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のことだそうでございます。

人口減少、超高齢化、過疎化、財政制約に伴う都市経営コストの効率化などを考えると、多くの都市が目指す基本的な方向は、エコ・コンパクトシティであると考えられているようです。

また、郊外で市街地を開発する際の新たな区画整理事業に、原則として補助金を交付しない方

針も示され、今後は中心市街地に都市機能を集約させるエコ・コンパクトシティの推進に政策転換をしていくようでございますが、このエコ・コンパクトシティについて、市長の所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） このことにつきましては、まだ検討委員会の案の段階だというふうに聞いております。

今後とも、国の動向を注視をしていきたいと思っておりますけれども、先ほどの中心市街地の公共施設のあり方とも関連すると思っておりますので、なおまた国の動向も注視しながら動向を見守っていききたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 動向を見守りながらということだと思います。が、まちづくりに関して、国の動向には本当に注意深くアンテナを張りめぐらしておいておきたいと思っております。

新年度に検討が予定されております中心市街地の公共施設のあり方と併せて考えるとともに、中心市街地エコ・コンパクトシティのモデル地域としてとらえてですね、拠点市街地を南北道路、シンボルロードを中心とした場所に、新過疎法なども活用しながら、中心市街地に須崎市の拠点都市を構築していくべきだと、私は考えております。

そして自治体が率先して市街地内部の空間を積極的に利用、活用していく施策を提示していく必要があると考えておりますが、市長の御所見を賜っておきます。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 私が動向を見守っていくといいますのは、従前、例えば税制なり交付税なり有利な制度があって、それに合わすという観点ではなくて、むしろ、先ほどお話をさせていただきまされたように、地域の中で、こういう町にしたいという方向づけがあって、その中で、どういう制度を利用できるのかという観点から、まず町の意味を重点的にして、そこから、どういう制度を利用していくかと。そのための手段としての動向を注目していきたいという思いでございますので、もし、町の方ができて、それを制度として、ここが足りないという場合には、どんどんと提案して行って、それが実現するというふうな取り組みに変えていきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。それに本当、附属しまして、中心市街地の公共施設のあり方については、公共公益施設の計画的配置と既存ストックの活用を中心に考えていくべきだと、私は常々考えております。

各種の公共施設の配置に関しまして、市内も含めましてですね、総点検を行うとともに、公共施設機能の複合化に伴うリニューアル・プロジェクトを中心市街地で構想していくことがですね、

民間レベルの投資も誘発することにつながりますし、結果的にエコ・コンパクトシティを密度の濃いものにするようになるはずだと思います。

これからの須崎市において、豊かな資源を守りながら町を創造し、今あるものを育てていくということを支援する仕組みづくりは必要になってくると、私は思っております。

これからのまちづくりには、新しいものを作るという考え方から、今あるものを活用し、町を育てていくという発想が必要でないかとも思います。

中心市街地にはそういった既存ストックがたくさんありますし、眠っております。ぜひとも、エコ・コンパクトシティについて、執行部内でも本格的に検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしておきます。

本当に国の庁舎もあってですね、県の庁舎もあって、本当に南北道路も、あと二、三年すれば出来て参りますし、JRの駅の方も盛り上がってまいりました。また、街角ギャラリーも一生懸命やっておりますし、またそれに呼応して市民の皆様がですね、何かこれから考えていくということもできるのではないかというふうに思いますので、やはりこう、拠点に一回してみてもどうか。須崎の本当の中心市街地として、行政自らが逆に動いてですね、例えばいろんなものを本当に集約して、新たな日本のいろんな地方都市の、今悩んでいる問題をですね、須崎が逆に解決するモデルを作ってあげるぐらいの気概でですね、ぜひとも、僕はお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 中心市街地の概念もあると思いますが、旧市街地だけかなということもありますし、そんな概念も含めてでございますけれども、少なくとも今言われております中心市街地のことにつきましては、須崎の町の旧市街地をどうするかということの観点で検討していきたいと思っておりますし、既存の資産というのは本当に大事なことやと思っております。

新たな箱物については、それはそんなに考えていくべきではないというふうに思っておりますし、今議会でもいろいろと御質問、御議論もいただきました。

SAT構想の推進についても、本当に中心市街地、旧市街地で、こんなに具体的な議論をいたしてきたのは、僕は近年になってからだと思っておりますから、そして民間の方もですね、自分たちが、こう立ち上がらないかんという機運が盛り上がってきておりますから、それをお互いに、やっぱりマッチをさせて議論をしていただいて、それを一つひとつ解決していくという取り組みにつながっていかなきゃならんというふうに思いますし、そのことが、国の合同庁舎の建設のときも、若い方が、自分たちがこの町に住んでいてよかったという感想がありましたので、そのことが南北道につながっていったという、私はそんなように思っておりますので、そんなやっぱり、主体的に市民の皆さんが提言をして取り組んで、そして自信を持って自分たちで活動していくという、やっぱりそんな町になるような、そんな取り組みにつなげていくようなことをしなきゃならんというふうに思っています。

ですから、行政主体だけはいかんと思っておりますので、行政と市民の皆さんがお互いに工夫をして、そして役割分担をして取り組んでいくということが一番大事ではないかというふうに思っ

ています。そんな観点で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。力強いお言葉をいただきました。ぜひともよろしく願いいたします。

更に、行政自らがですね、いろんな計画の中で中心としてですね、動いていって、僕はいただきたいと思っておりますし、それに呼応してですね、市民の方もどンドン動きが始まるというふうに思います。また、この市役所もですね、もう古くなってまいりましたので、この辺の移転も含めてですね、中心市街地で御検討いただければ非常にこう、面白い町ができるんじゃないのかなというふうに思っております。

また、統合保育園、統合後はですね、西部保育園なんかも須崎の史料館とかですね、場所的にも非常にいい場所だと、津波の心配もなくってですね、思っておりますし、そこなんかも、例えば史談会の方とか、いろんな方に、任意の団体で組んでいただいてですね、そういうものをまとめていって、皆様で運営していただくと。指定管理も要るでしょうし、そういうことも、ひとつ考えていっていただきたいなというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

続きまして、サービスエリアタウン構想とまちづくりについてお伺いいたします。

市長の推奨するサービスエリアタウン構想に関しまして、各課でできることから対応していくようにという指示を出されているようにお聞きしておりますが、具体的にどのような事業を想定して指示を出されているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） まち全体がサービスエリアタウン、SAT構想の推進に当たりまして、関係各課の課長で構成いたします、副市長が長でございますけれども、SAT構想庁内推進委員会を組織をいたしまして、全庁的な取り組みをしていくということにしておりますけれども、各課で行うさまざまな事業及び日常業務において、SAT構想を意識した取り組みをするというように指示をいたしております。

生涯学習課が、国の緊急雇用対策事業を活用しております街角ギャラリーなども、その具体化の表れでございます。

また、去る2月9日と10日の両日、全職員を対象にしましたSAT構想の取り組みについての研修会を実施をいたしまして、同様の呼び掛けを行ってまいりました。

何よりも、やっぱり職員が率先をしてということと思っておりますので、私は、例えば西町のお大師通りにつきましても、そして桐間のSAT情報館にしましても、いろんなところへ、まず職員が休みのときに家族の皆さんと一緒に行っていただいて、そのよさを感じていただいて、そして発進してもらったらうれしいと思っておりますので、そうあるべきやと思っておりますので、そんなことも含めて進めていきたいというふうに思っています。

今後とも、SAT構想の推進に当たりましては、庁全体で取り組んでいきたいというふうに思っています。

私は、それは、例えば企画課がSATの事務局を担当しておりますけれども、それは、やっぱり農業、漁業、商業を含めて、いろんな分野で、まさに経済効果に結んでいくような、そんな取り組みにしなきゃ意味がありませんし、永続きはしないというふうに思っていますので、そんな取り組みに進化していきたいと思っていますし、街角ギャラリーがですね、あの立派な建物をどう生かしていくかということの御提案にもつながってきておりますから、そんなこともなんとか前へ進んでいくような、具体化するような、そんな取り組みを結んでいきたいというふうに思っております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。地に足のついたですね、行動といいますか、構想を、今、推進しておられるということで、まさに、今、研修も行ったようでございますが、本当、今、職員の皆さんがですね、サービスエリアタウン構想について、いろいろと、やっぱり日ごろ考えておられるなっていうことも、最近、いろいろ話す中でですね、感じておりますので、今後とも徐々に徐々にですね、根づかしていただいで、それへ市民を巻き込んでいくというふうなしかけをしていただきたいと思えます。

続きまして、サービスエリアタウン構想関連で、生涯学習課が中心となって青木町の一角、三浦邸をお借りいたしまして、街角ギャラリーを開設いたしました。

2月に開館いたしまして、この3月議会の開会日には500人を突破したようで、青木町周辺の町のにぎわいに一役買っていただいで、一定の効果が上がっているように思われます。

また、生涯学習課長のあらゆる人脈を使い、短期間でオープンにこぎつけたことは高く評価しているところでございますが、私自身、オープンに当たって、地域の方々との連携不足が多少あったのではないかとこのように感じておりますが、このあたりのところを生涯学習課長に所感をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（森光英二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） お答えいたします。

この件につきましては、確かに議員がおっしゃられるとおり、ギャラリーの準備の際に声掛けをいただき、街角ギャラリーの説明とポスター掲示を御近所をお願いをした経過がございます。

ギャラリーの事業につきましては、段々と説明させていただきましたけれども、中心市街地の活性化にも一役担うものと考えまして、22年度から須崎公民館が中心となり、公民館事業として行うことといたしておりますけれども、須崎公民館が公民館事業として、ギャラリーの近くで子ども関係の事業を、日曜市のときにするということを聞いておりましたので、もう少し町内会等へのコミュニケーションは取れているものと思っております。

御質問のように、関係の方々に十分周知できなかったことについては、申しわけなく思っております。改めて須崎市街地と須崎公民館との、地域との連携不足を痛感をいたしております。

今後におきましては、公民館と町内会との連携や、公民館が率先をして地域の話づくりを提供できる、情報発信できる、また町の姿勢ではなく、地域へ打ち出していく取り組みを進めるよ

うに、生涯学習課と連携をして行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。別に、私は責めるつもりもございませんし、あれですけど、まあ町内の方々に、「今日は何かやりゆうが？」とかですね、そんな声が、始まったときに挙がったりですね、その後も、「何かずうっと、何か人が来たりしゆうね」とかいうふうな声が上がったりしますんで、やはり最初、やる前にですね、やはりこう、いろいろ町内会とか、商店街、振興会とかがあつたりしますんで、そういうところに、やっぱり声掛けして一緒にやっていく。自分たちが、予算がついたから、自分たちのやる範囲だけやって、あと、「おまんら、やりや」というふうなことではですね、市長の御提案する、推奨するサービスエリアタウン構想は地に足のついたものにならないというふうに、私は思います。

また、やっぱりそういうことで、各、まあ別に生涯学習課だけじゃないですけど、いろいろそういう事業をやるときには、必ず地域を巻き込んでですね、昔だったら本当に役所が一、二割やってくれば、あとは七、八割、地元でやるようなこともたくさんありましたけど、今、逆に七、八割を役所がやってあげて、あと二、三割を地元でやっていたかというぐらいのつもりで面倒を見てあげないとですね、なかなか地域も元気がなくなってきたところも実情でございますので、各課皆さん、こういうことをやる時には、いろいろ地域へ下ろしていただきたいというふうに思います。

続きまして、もう1点、サービスエリアタウン構想関連で、市民の参画を促すことのできるような、補助金の創設をするようにお聞きしているところでございますが、具体的に制度の内容などをお聞きしておきたいと思っております。

また、先月27日の土曜日に、SATの日と称して市内各地でイベントを開催したようでございます。そのときの様子はどうだったのか。そして、SATの日のイベントに関して、どのような課題が見つかったのか。また最後に、これからも機会をとらえて、SATの日と称して市内各地で連携してイベント等を開催していこうと考えているのか、企画課長にお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） お答えをいたします。

まず、SAT構想を具体的に推進していくためには、受け入れ態勢づくりなどを市内全域で展開する必要がありますので、商店街のにぎわいの創出のための取り組みでありますとか、住民が一体となった地域づくり活動でありますとか、あるいは新商品の開発事業等で、SAT構想に合致するさまざまな活動の立ち上がりを支援するというを目的として、上限20万円を限度に補助金を交付する制度を創設するように考えております。

試験的に取り組みました、2月27日のSATの日を、今後におきましても定着をさせていきたいと、あるいは継続をしていきたいというふうに考えておりますので、市内各地で地域資源を活用した息の長い取り組みが展開できるようにお願いしたいというような趣旨を込めまして、こ

の制度を検討したものでございます。

まだ詳細の補助要綱については、作成ができておりませんが、できしだい広く周知をしていきたいというふうに考えております。

また、27日の、SATの日の取り組みの反省ということでございますけれども、今回やってみまして、情報を出すことによって一定の回遊性が確認をできました。今後におきましても、更に受け入れ態勢の多様な整備と効果的な情報の発信ということが課題になるんであろうということ考えております。

単発的なイベントということではなく、土曜日はSATの日ということで定着をしていただくような取り組みができるように、地域の皆さんにも、いろいろな創意工夫をお願いしたいというふうに考えておりますので、前段申しました補助金等も活用していただきまして、更なる取り組みをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。ぜひですね、そういうのを活用して、ちょうど青木町の、この間、そんな話をしております、レンタルサイクル事業をやってみようとか、街角ギャラリーへは、多分、県外から来られたら車で来て、駐車場もちょうど南北道路関係で、今、真ん前にありますんで、その来た方がですね、市内はなかなか車で回りにくいですから、おばちゃんたちに集まっていただいてですね、レンタル自転車を貸して、そこまっすぐ行ったら市場があるき、競りもやりゆうき、見てきいやとか、向こうへ行ったら台場があるとか、そんなことで、ちょっところ、皆さんがお手伝いいただきながらやるようなことに、ちょっと町内会はちょっと盛り上がりましてですね、そんなことにも活用を一回さしていただきたいという感じで思っております。ありがとうございます。

SATの日は、パンフレットを、ピンク色のやつですかね、課長にいただきまして、見せていただきました。本当にあれぐらいの感じで、僕もいいんじゃないかなというふうに思いました。ですね、けど、あれ、あのほうがもっと気楽に行きやすいのかなというふうなことも思いました。

ちょうど、私、27日は、ちょっと所用があつて県外に行っておりましたけど、本当こう、様子も聞いたら、まあまあというところもあつたようでございますので、まあこれからもいろんなしかけをお願いをしておきたいと思えます。

続きまして、避難道路として、また地域活性化の道路として建設を進めております南北道路も進捗率も上がってまいりました。

南北道路建設に当たり、立派なモニュメントの記念になるものではなく、何か記憶に残るような施工を考えていくべきではないかと思えますが、施工に当たって何か特別なことを考えているようなことはないのか、建設課長に賜っておきたいと思えます。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 御質問の件につきまして、現時点では具体的なアイデアは持ち合わせておりませんが、南北道路は、御指摘のように、将来にわたって防災道路として、また市街

地の活性化につながる道路として活用されるべく整備をするものでございまして、地権者の皆様をはじめ、いろいろな方の御理解と御協力のうえに立って実現するものだと思っております。

そういった方々への報恩感謝といった意味からも、記憶に残る何かについて、アイデアもいただきながら検討したいと考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 南北道路建設に当たっては、道路用地以外の残地などを買い上げて、地域活性化のためのイベント会場などを造るとか考えていないようですので、何か、この道ができるに当たってですね、記念になるような、記憶に残るようなものを考えて、私もみたんですけど、例えばロサンゼルス、チャイニーズシアターの石畳には、有名なハリウッドのスターの手形、足形などがあります。

ハリウッドのスターの手形、足形を須崎にというのも、現実味がないところではございますが、例えば小学生が描いた絵などを焼いてあげてですね、道路に敷き詰めるとか、将来、自分の描いたものが残っているとすると、須崎市というものが特別な存在になってくるかもしれませんし、もし都会に出ていっても、須崎市に対する愛着といいますか、思っているのは残っていくと思います。

それが絶対というわけではありませんが、そういったしなを南北道路など、公共物を作る場合には柔軟な発想でまちづくりと併せて考えていくべきだと、私は考えます。

こういった施工方法なども含めて、財政的にも柔軟に考えていくべきだと思いますが、柔軟な発想力のある建設課長に改めてこのあたりのところをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 御提案のアイデアも含めまして、まだまだ、いろいろな方がいろいろなアイデアもお持ちだと思いますので、そういったお声もお聞きしながら十分検討していきたいと考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。よく公共施設っていうのは、出来上がってしまうとですね、あれ、こんなんじゃなかったよっていうのが結構、私はあるんじゃないのかなと、各地にですね。そういうこともございますので、よくいろんな地域の話も聞きながらですね、ほんと記憶に残るようなものに仕上げてください。

もちろん、これは南北道路だけではございませんけど、そういうことも踏まえていろんなことを計画、立案していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

次に、こういういろいろな発想が加味されて、南側から見れば避難道路として、北側から見れば地域活性化の道路としての南北道路は完成していくものと思いますが、この南北道路は完成後の活用の仕方しだいでは、中心市街地の活性化に大いに寄与することのできるものと考えます。

まちづくりに関して、市民のかかわり方しだいでも、今後の須崎市も占うことができるのではないかと、私は思っております。この中心市街地の活性化、核になり得る南北道路完成後の、この活用の方法など、まちづくりに関しまして企画課長の所見を賜っておきたいと思います。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 南北道路完成後の活用方法についてということでお答えをいたします。

議員御指摘のとおりでございます。市民の皆さんのかかわり方によりまして、まちづくりは大きく変わってくるというふうに考えております。

行政がというより、市民の皆さんがということで、ぜひ市民の皆さんが主語となるような御提言がいただきたいと思うところでございます。

そこで、完成後の利活用につきましては、これまでも御答弁してきたと思いますが、南北道路を活用した中心市街地の活性化を図るため、関係者の皆さんのアイデアを出していただきたいというふうに考えております。このために平成22年度には、SAT構想推進委員会の中に南北道路部会を立ち上げまして、具体的な検討をお願いしたいというふうに考えております。

先ほど来、御案内のありますように、街角ギャラリーの取り組みも、一定集客力がございます。こうしたこともヒントに、関係者の皆さんに積極的な御意見をお聞かせいただきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） まあ、案があるか、ないのか、私は分からなかったんですけど、逆に市民の皆さんからのアイデアをいただいたら、それを取り入れて柔軟にやっていくよというふうな答弁だったと思いますので、ぜひ、そういうふうなアイデアをですね、市民の皆さんも出していきたいし、私も出していきたいと思えます。

また、そうなったときにはですね、柔軟な発想で財政もつけていただいでですね、しっかりしたものをいろいろ作っていただきたいと思えます。よろしく願います。

今あるもので言ったらですね、日曜市、木曜市などの恒久化も考えられるでしょうし、新たにお店なんかオープンされる方などもいらっしゃるれば、何か税制面での優遇措置とか、会議所さんなんかとお話ししながらですね、空き店舗の活用に対する家賃の補助とかですね、いろんな措置も考えてあげることもできるのではないのでしょうか。

そういったものをパッケージにしてですね、逆に南北道路を、この間で何かしたい方は一回御相談くださいよというぐらいのものは、逆にやってもいいんじゃないですかね。やる気のある人は勝手にやりや的な発想ではですね、やはりまだ元気が盛り上がってない町では少し難しいところがあるのかなというふうに考えているところです。やっぱり、やる気のある人を支援していく、そのやる気のある人を、またやる気のある団体が、その地域に支出効果をもたらして地域が活性化されていく。そしてまた行政がそういったものを後押しをしていく。ぜひ、そういった、僕は行政組織であっていただきたいというふうに願っております。

中土佐町への延伸も、あと1年になってまいりました。待ったなしの状況でございます。今、

知恵を絞らないと、いつ絞るんでしょうか。本当に皆様と一緒に私も行動しながらですね、がんばっていきたいと思いますので、庁内でもしっかりとした議論をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

町づくりで、もう1点。

須崎バイパスが完成して1年が経過しようとしております。それ以前にも、バイパスの一部が開通したことにより、大間、緑町、西崎の旧56号線沿いの商店街では、ある程度車の通行が間引かれてよくなったという声も聞くところですが、郊外型店舗形式の多いこの地域では、店の売り上げに影響がある店も少なくないようにお聞きしているところであります。

そこで、吾桑、池山、この両方にですね、旧56号線の入り口付近に、須崎市としてサービスエリアタウン構想とも連携した看板の設置などの必要があるのではないかと考えますが、企画課長に御所見を賜っておきたいと思えます。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 答えいたします。

交通事情の大きな変化によりまして、緑町、大間地区の56号線沿いの商店街への影響があつておるということは認識をいたしておりますし、平成21年6月の県道上分・大谷線の跨線橋の開通を契機といたしまして、西崎・緑町商店街組合から要望をいただきまして、高知県の制度を利用して、商店街への誘導看板の設置ができないかということを検討した経過もございますけども、補助対象とならないというようなことで断念したこともございます。

御指摘のとおり、通過交通を誘導するためにですね、案内看板を設置する必要があるのではないかとございまして、単なる商店街の告知の看板ということでは、大きな効果は得られないのではないかとおもいます。むしろ、目的地として来ていただけるような特徴のある商店街づくりへの取り組みということのほうが求められているのではないかと感じも持っております。

現時点では、商店街への統一した案内看板を設置をするということについて、市といたして、検討はしておりませんので、御理解願いたいと思えます。

△時間延長

○議長（森光英二君） まもなく定刻となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 課長、そう言われますが、制度があるにしろ、ないにしろですね、その地域の方の売り上げが減少して減っておる。これ須崎市にとってですね、大変な問題なんですよ。やはり、そういうことに対して、何か補助がなくてもですね、考えてあげることは、僕はしていかなきゃならんと。道ができたき、あとは、おまんら、やりやっということじゃね、僕はだめだと思うがですよ。今、吾桑の入り口のところで、看板がですね、個店の看板が乱立しちゅうわけですよ。そういうのを見ちよってもですね、やはりこう、ああいうのが個店でばらばらあるより、本当に大きいものをですね、須崎市として、ああいう方からお金を取ってもいい

と思うんですよ。そういうのを作ってあげて、今、僕、バイパス通っても、どっち通ってもですね、ここの市役所通って、池山へ出るに当たって、時間って、僕、そんなに、どっち通っても変わらないと思うがですね。そういうことも踏まえてですね、こっちへ行ったらこんなんがあるとか、もう少しこう、流入するようですね、看板とか、もし看板がだめやったら、もう少し道なりを、これから国に言って、変えてもらうとかですね、それぐらいのことをしてあげないと、僕はだめだと思っています。

だから制度があるから、するとか、せんとかってことじゃなくって、必要なものは、制度がなくてもやっていくぐらいのつもりですね、私は考えていっていただきたいというふうに思いますんで、これはよろしくお願い申し上げます。

それじゃあ、最後に、その他当面する課題について、聞きます。

須崎西部保育園を統合しての統合保育園も、平成24年4月の開園に向けて順調に進んでいるようですが、統合保育園のサービス内容として、0歳児保育、一時預かり保育、子育て支援センターの設置などを検討しているようですが、以前の調査でもニーズの高かった日曜祝日保育などは提案趣旨説明ではございませんでした。

当然、検討しているものと、私は思っておりますし、いかなければならないものと思いますが、これにつきまして、福祉事務所長にお伺いしておきます。

そして、保護者の皆さんからの要望により、乗降用に10台のスペースを設け、乗り入れの方法についても協議していくということですが、また地元対策として、統合保育園開園までに問題点があればですね、段階的に市道の整備も、僕はしていかなければならないかと思いますが、これは建設課長にお伺いしておきたいと思います。

○議長（森光英二君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 植田裕次君登壇〕

○福祉事務所長（植田裕次君） 現在、次世代育成計画の後記計画を策定をいたしておきまして、就学前児童の保護者の皆様方に、平成21年2月から3月にかけて、アンケート調査を行いました。

日曜祝日の保育サービスの利用意向を見ますと、利用希望なしが61.3%、月に1回から2回は利用してみたいが24.4%、ほぼ毎週利用したいが4.1%の順でございました。

休日保育事業につきましては、このアンケートどおり、ニーズとしても大きいものがあると認識をしております、次世代育成計画でも事業の実施を目指しておるところでございます。

しかしながら、日曜保育は子どもたちの精神的、また肉体的負担も大きくなりますし、保育士の休日出勤を継続的に行いますと、平日の保育にも支障が出ることも予想されます。

また、親子の触れ合いを妨げる結果になるのではないかと、御懸念される方々もおいでになります。

休日保育は子どもたちの成長に大きな影響を及ぼすものであると思いますので、今後、皆様方の御意見を十分にお聞きをして、その内容、時期、方法等を検討したいと考えておりますことから、現時点での統合保育園のサービス内容には含めておりませんことを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） 現在の須崎小学校の西側に接して南北に走っている市道、東糺町3号線と言いますけれども、これにつきましては統合保育園の園舎を建築する際に、建築基準法上のこともございまして、拡幅を関係課で協議、検討をしているところでございます。

また、御指摘をいただきました周辺の市道整備につきましても、乗り入れ方法について、担当課のほうで協議を進めるということでございますので、それともリンクしながら、また地元への配慮も踏まえながら緩和な改善について検討したいと考えております。

○議長（森光英二君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ありがとうございます。

市道については、保育園ができた後、あら、ここ、車が通ってガタガタ音がするよとか、お年寄りも多いんで、この辺で寝よつたに寝れんよとか、いろんなそういうことがある前にですね、段階的に、できるまでに整備をして、そういうことがないようにですね、地元対策をしておくということが、僕は必要だと思っております。

また、日曜祝日については、現在は考えていないということでございますが、今後、そういうことも含めてですね、例えば普通の公務員さんであれば土日祝日は休みでしょうけど、土日祝日に仕事をしている方もいらっしゃるんですよ。

その方は、割合は低いですけど、その方たちが非常に困るわけですよ。預けたいのに預ける所がないとかですね、そういうこともあってですね、すべて、いろいろと考えていっていただかないと、普通に働いている方を中心に考えとつてもですね、だめやというふうに、私は思いますんで、その辺は、これからもう少し検討を加えてですね、確かに土日祝日に働いている人は少ないかもしれないけれど、確かにニーズがあると。統合してよくなるという前提でいくんならですね、そういうこともしっかり考えていっていただかないと、本当に土日に働いている方なんかは仕事もできない方も出てくると思いますし、そういう方は、働く割合が少ないですから、率には出ないかもしれませんが、確実なニーズはあると思います。そういうことも踏まえて御検討をお願いいたします。

それでは、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（森光英二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明11日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託であります。

開議時刻は午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時2分 延会



### 第397回須崎市議会3月定例会会議録

#### 議事日程

平成22年3月11日（木曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第 1号 すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定について

第 3. 市議案第 2号 須崎市営バス設置及び運行条例の一部を改正する条例について

第 4. 市議案第 3号 須崎市課設置条例等の一部を改正する条例について

第 5. 市議案第 4号 須崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について

第 6. 市議案第 5号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 7. 市議案第 6号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

第 8. 市議案第 7号 須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

第 9. 市議案第 8号 須崎市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

第10. 市議案第 9号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

第11. 市議案第10号 須崎市立公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例について

第12. 市議案第11号 平成22年度須崎市一般会計予算について

第13. 市議案第12号 平成22年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

第14. 市議案第13号 平成22年度須崎市バス事業特別会計予算について

第15. 市議案第14号 平成22年度須崎市スクールバス特別会計予算について

第16. 市議案第15号 平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算について

第17. 市議案第16号 平成22年度須崎市老人保健特別会計予算について

第18. 市議案第17号 平成22年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

第19. 市議案第18号 平成22年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第20. 市議案第19号 平成22年度須崎市下水道事業特別会計予算について

第21. 市議案第20号 平成22年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について

第22. 市議案第21号 平成22年度須崎市介護保険特別会計予算について

第23. 市議案第22号 平成22年度須崎市水道事業会計予算について

第24. 市議案第23号 平成21年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について

第25. 市議案第24号 平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について

第26. 市議案第25号 平成21年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第27. 市議案第26号 平成21年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

第28. 市議案第27号 平成21年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第29. 市議案第28号 平成21年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について  
 第30. 市議案第29号 平成21年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
 第31. 市議案第30号 市道路線の廃止について  
 第32. 市議案第31号 市道路線の認定について  
 第33. 市議案第32号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
 第34. 市議案第33号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
 第35. 市議案第34号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
 第36. 陳情の付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第36まで

---

出席議員

2番 佐々木 学君	3番 大崎 宏明君
4番 西村 泰一君	5番 山崎 旭郭君
6番 高橋 立一君	7番 吉野 寛招君
8番 浜 憲司君	9番 北沢 一男君
10番 海地 雅弘君	11番 大崎 稔君
12番 竹下 雅典君	13番 横山 倫雄君
14番 植村 俊一君	15番 寺村 昇君
16番 堅田 健一君	17番 豊島美代子君
18番 森光 英二君	

欠席議員

1番 森田 幹夫君

---

説明のため出席した者

市長 笹岡 豊徳君	副市長 高橋 道雄君
会計管理者 石川 強君	総務課長 中谷 卓也君
企画課長 細木 忠憲君	人権交流センター所長 山崎 洋子君
税務課長兼 嶋崎 昭君	市民課長 近藤 富史君
固定資産評価員	
健康福祉課長 岡崎 和雄君	環境保全課長 和田 孝二君
産業課長 堅田 幸男君	建設課長 西森 央君
住宅課長 梅原 康司君	福祉事務所長 植田 裕次君
水道課長 岡田 要助君	教育委員会委員長 古谷 好弘君

教 育 長 小野 廣行君  
生涯学習課長 土居 信一君

学 校 教 育 課 長 高和 佳夫君

---

事務局職員出席者

局 長 田部 孝君 次 長 秋沢美津子君  
主 幹 谷脇 弘君

---

午前10時 開議

○議長（森光英二君） これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。1番、森田幹夫さんより病気治療のため、本日欠席の届け出がっております。

---

日程第1 一般質問

○議長（森光英二君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。山崎旭郭さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 2月28日のチリ地震津波におきましては、一部漁業に対する被害はありましたものの、人的に被害はなく、安堵したところでございます。しかしながら、遠隔地で発生したこの津波につきましては、避難のあり方等を含めまして、いろいろと課題も浮き彫りになったわけでありまして、大きな教訓を残してくれました。

また、それより先にありましたバンクーバーでの冬季オリンピック大会では、大きな感激も、また奥歯がきしむような悔しさも味わいました。

教育長、私はこの放送を見ながらつくづく思ったのでありますけれども、アナウンサーの標準語というのは、やっぱり土佐弁が一番いいじゃないか、そんな気がいたしています。

と申しますのも、今の標準語で言いますと金と銀の区別がつきません。競技内容の画面を見てない限り、言葉だけでは日本の選手が金メダルになったのか、銀メダルになったのか非常に分かりにくいです。ですから、この際、「龍馬伝」の関係もございしますが、土佐弁を標準語にしたい、そう思ってやまないのであります。

質問の方に入っていきますが、人間の思いというのは、だれもほとんど同じでございまして、重複する質問が多うございしますが、鶴瓶のテレビの番組のように、あっちこっちへ飛びながらさせていただきたいと思っております。

まず、経済財政対策についてでございます。

私も長い間行政の景気とか経済対策を見させていただきましたが、市長の平成20年、あるいは21年度12月補正までの経済景気対策予算では、実に手前勝手にした計算でありますけれど

も、25億円近い、いや、それ以上かもしれません、額を投じておまして、しかも借金を最低限度にとどめながらの投資でありますから、近年まれに見る好現象だと私は評価する次第であります。

そこで市長にお尋ねをしますが、こうした景気対策、経済対策、更に21年度の3月補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等と、平成22年度の当初予算における景気経済対策を加えると、一体幾らになるのか、公共事業の減少とか、いろいろ言われておるわけでありませうけれども、本市におきましても、こうこう努力をしているんだということの視点から御答弁をいただきたいと思うわけでありませう。

これらにつきましては、津波防波堤事業や南北道路、吾桑のプールとか、須小の改築、情報基盤整備などの懸案事業を実施しながら、更に経済対策を受け入れるにつきましては、須崎市に基礎体力がそれなりになれば実現できないのであります。

オール特定財源ではありませんので、その辺は声を大にしてこうこうしているんだということ公表していただきたい。そして、これらの本市における財政事情の好転を生んだ足取りを振り返りながら、3月補正における地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の予算計上には、どのような心配りと内容があるのか、併せて、これら一連の景気経済対策の実施に対する市長の自己評価をお聞きしておきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 皆さん、おはようございます。

山崎議員の御質問に御答弁を申し上げます。

今議会に御提案をいたしております景気経済対策予算といたしましては、21年度3月補正予算で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費といたしまして1億1,160万3,000円、平成22年度当初予算では、緊急雇用創出臨時特例基金事業費に7,480万9,000円、ふるさと雇用再生特別基金事業費に2,917万9,000円の合計2億1,559万1,000円を計上いたしております。

また、本市におけるこれまでの景気対策としての予算措置は、平成20年度で総額9億804万5,000円となっております。内訳は、子育て応援特別手当事業費に1,228万1,000円、国直轄事業費負担金として5,625万円、またクリーンエネルギーのまちづくり事業費3,000万円や公共施設耐震化事業費4,293万8,000円、道路整備事業費1億770万円など、地域活性化生活対策臨時交付金事業費として4億1,270万9,000円を措置いたしております。

そして、平成21年度におきましては、総額15億6,550万9,000円となっており、内訳といたしましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業費に3,461万4,000円、地域情報基盤整備事業費に9億6,000万円、安心・安全な学校づくり交付金事業費や防災活動支援施設整備事業費など1億9,630万円、国直轄事業費負担金として8,906万3,000円、また学校情報通信環境整備事業費等3,357万8,000円や市単道路等整備臨時交付金事業費2,525万円、消防防災施設整備事業費1,100万2,000円など、地域活性化・経済

対策臨時交付金事業費として2億8,553万2,000円を計上いたしております。

これに今議会に予定をいたしております景気経済対策の予算を合わせました経済対策予算は、総額として26億8,914万5,000円となっております。総額としては以上でございます。

基礎体力の問題、あるいは自己負担の問題、お尋ねがありましたけれども、昨日もいろいろ議論がございました。いろんなトータルとして健全化への取り組みをしまいった結果が、こうしたことの受け入れられる一つの体力といいますか、そうした力にもなってくるんじゃないかというふうに思いますが、いろいろそれについては御議論がございますから自己評価は言いませんけれども、それは議員の皆さん、市民の皆さんが評価をすべき問題であろうというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 大事なことを忘れていないかと思ひまして、私が補足をさせていただきたいと思っております。

というのは、きめ細かなこの各種の事業につきましては、やはり小規模零細事業者に対する配慮が基になって、そういった事業者に対する配慮が基になってこういうふうに分散をして、学校であるとか、道路であるとか、河川であるとか、下水道であるとか、そういうふうに配分をされておる、私はそのことが大事なことだと思っております。

そういう評価をさせていただきまして、次に移りますが、経済財政対策の中でどうしても触れたいのが超過負担の問題でございます。

平成22年度の予算を見ますのに、須崎小学校の改築事業が予算計上されておるわけでありましてけれども、これは別途の資料の方を眺めてみますと、補助事業、単独事業、それぞれに計上されておるところでございます。単独事業には約半分以上の2億3,900万円とかいうふうな表示もあっております。

古いことを言って恐縮でありますけれども、かつてこの超過負担の解消というのは、地方財政を守る意味からも至上命題でございました。で、かつての自治省もこの解消については物すごい力を入れて取り組んでいただきまして、私の経験では、この種の義務教育施設整備事業における予算ベースでの単価差は、あったとしてもせいぜい二、三千元どまりだったと記憶をいたしております。

しかも、年度末におきましては、文部省におきまして単価の配分調整をされまして、決算におきましては、ほとんど単価差は生じていない状況でございました。

しかるに、今回のこの平成22年度当初予算資料のうちの普通建設事業の状況におきましては、御案内のとおり須崎小学校改築工事費が示されておきまして、今言いましたように、単独分へ2億3,900万何がしが掲載されておるところでございます。

私はそれを見まして、補助、単独の区分分析が違っているのじゃないかというふうにも思ったところでございますが、仄聞するところ、取り壊し費用と単価差でこの単独事業分になるという説明を受けたところでございます。

この対象差である取り壊し費を除く単価差分については、平米当たり補助実施のそれぞれの単

価は一体幾らで査定をされており、いわゆる単価差というのは幾らなのか、総務課長からお答えいただきたいと思います。

また同時に、このようないわれなき超過負担が拡大していく現象はいつごろから、またその原因は外的要因によるものか、それとも査定の甘さ等内的要因から発生したものであるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 御質問にお答えをいたします。

須崎小学校改築事業費における単独事業につきましては、単価差分が1億7,412万3,000円、解体工事費が4,375万8,000円、外構工事費が1,231万3,000円、監理委託料900万円の合わせて2億3,919万4,000円となっております。今回、直近に事業実施をいたしました吾桑小学校改築事業費を基礎として予算査定を行っております。

結果として、単価差につきましては、1平米当たりの補助単価を平成21年度の実績を基に14万1,900円とし、単価差分につきましては10万9,100円となっております。事業実施ベースでは、今後入札減なども予想をされ、単価差は縮小されるものとは思われますが、議員御指摘のとおり、事業費と補助対象との間に、かい離が生じる実態がございます。このことにつきましては、主として外的要因でございまして、従前から解消されていないままの状況でございまして、財政運営上も大変憂慮しており、今後とも解消に向けて国等への働きかけが必要と認識をいたしております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 従前から続いているという御答弁もあったわけでありましてけれども、私が思うのに、今言いましたように、年度末決算をした場合においては、いわゆる単価差というものはそんなに生じてなかった、そう記憶をいたしておるところでございます。まあ、それは感覚の違いといいましょうか、そういったこともあろうかと思っておりますけれども、この問題を振り返ってみますのに、旧政権時代の地方分権改革の推進の過程の中で、国の各省庁の補助金を削減をいたしまして、それらの削減の中から、3兆円程度の地方に対する税源移譲というものが行われたわけでございます。

その過程におきまして、当初文部科学省においては削減する補助金予算はないと、こういうことから自主的な提出はなかったわけでありましてけれども、地方分権の推進委員会と申しますか、そういった機関と、あるいは政府における知事会等との意見のすり合わせの中から、補助金の削減による税源移譲がなされたわけでございます。

それはそれといたしまして、私たちが不満に思うのは、補助金の予算を削減された文部科学省が、事もあろうに義務教育施設の単価の設定において、べらぼうな額を設定することによって、補助金を削減されたしわ寄せをここへ持ってきておる、そのことについての不満があるわけでございます。

これは国の責任においてなされるべき、文部科学省として守らなければならない私は義務に属

する負担金じゃないかというふうに思えてならないわけであります。

地方分権のことで補助金を削減されたことについて、腹いせ的に行ったであろうこの措置については、全く理解ができませんし、言語道断だと思っております。

市長は、この超過負担のことについて、地方分権委員会の求めた結果であり、仕方がないとお考えなのか。あるいはまた、将来の国と地方の役割分担を考える中では、義務教育施設整備費や生活保護費の負担につきましても地方の領域の問題であり、国の関与や補助負担金の廃止並びに地域のことは地域で決めるという考え方の中に含まれた中での結果とお考えなのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 先ほど総務課長から答弁をさせていただきました。

事業費と補助対象額との間のかい離、いわゆる超過負担の現実を直視いたしますと、議員御指摘の義務教育施設整備費や生活保護費の負担については、言うまでもなく憲法に保障されております教育の機会均等、教育を受ける権利、文化的な最低限度の生活を受ける権利等関する事項であり、地方分権、地方主権という名の下で地方に放り任せをするという無責任なことがあってはならないというふうに考えております。

先日も、文部科学省の施設整備の責任の方に会わせていただきまして、その話はさせていただきました。この超過負担の問題は、長い間の地方としての主張すべき問題でずっと主張し続けてきた問題でございますから、どういう事情があれ、やっぱりこのことについては国の責任は国の責任として、やはり明確にしていくべきだろうというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） ですから、私たちも義務教育費に対する国の負担は、自衛隊の方々の給与や飛行機とか船とかいったような装備費に対して国が負担をしている、国の責任において費用を支出しているということと、義務教育施設を維持していくことなんかについては、同等のものと私は思っております。

ですから、地方に自由に使えるお金を税源移譲するとかいった考え方はいいわけでありますけれども、国の守るべき義務についてはきちんと守った上で税源移譲などをしていくべきが本当のやり方である、そう思えてならないわけであります。今後とも注視をしていきたいと思っております。

で、時間の関係もございますので、次の産業振興と地域づくりについては移らせていただきます。人間の考えることは、思いつくことは大体皆同じでございますので、だんだんの皆さんから、過疎地域の指定の件につきましては質問もあったところでございますけれども、あえてさせていただきます。いただきたいと思えます。

市長も提案趣旨説明の中で、「過疎地域への指定については一定の寂しさは禁じ得ないが、地域の元気をつくり出す施設、施策にはメリットもある。議会とも相談しながら計画策定したい」旨の発言もあり、御答弁もあったところでございます。

この件に関しましては、平成22年1月24日付高知新聞社説「地域自立につなげてこそ」というタイトルの記事がございましたが、まさにこの記事がこの過疎対策制度の功罪のすべてを語っているように思われてなりません。

過疎債は確かに有利でありますけれども、借金に変わりはなく、その増加は財政を大きく圧迫するものでございまして、その発行にありましては、安易に箱物に充当するとかは厳に慎むべきということでございます。

そこでお聞きをするわけでありまして、国から来る計画作成要領を待たずとも、先進事例もあり、また本日の新聞には、この改正法案が国会でパスしたと、認められたと、こういう記事もあったわけですが、これらを教訓、勘案いたしまして計画策定への基本姿勢は持てるはずであります。

例えば勝手に申し上げますが、産業振興につながるソフト面を主体として、ハード面においては辺地の対象とならない、準ずる地域を救済するなどの考え方もあるじゃないか。そう思われてなりません。市長の現時点で見渡せるお考えについて、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 今朝の新聞で、過疎地域自立促進特別措置法が国会で成立したという報道がされておりました。

昨日、私もこのことについてのコメントを求められましたので、少し寂しい気がしますけれども、今議員がおっしゃるように、何でもかんでもということではなくて、真に地域が自立をする、そのことについての重点投資をしたいという旨のコメントを出させていただきました。そういう観点から取り組んでいきたいというふうに思います。

御質問の趣旨は、辺地の関係と過疎の関係でございますけれども、これは基本的に別の法律による制度でございますので、過疎地域に指定されたから包含されるということはないというふうに考えております。

現在の辺地に係る公共施設の総合整備計画は、平成23年度までとなっておりますので、その後につきましては、次期計画の策定時点で検討するということにしたいと思っております。そうしたことでやっていきたいというふうに思っています。

要は基本整備、昨日も御答弁申し上げましたけれども、既存の計画がありますから、それをベースにしながら、それをどう盛り込んでいくかと、新たな視点でどう盛り込んでいくかということを加味して、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 私はハード面において、やたらとこれは発行をしても困るわけでありまして、やっぱり辺地計画との谷間を埋めるという意味で、辺地対策の該当地域ではないけれども、準ずる地域についての生活の利便性ということについては、ハード面においてもソフト面においても配慮する必要があるはしないか、そういったことを申し上げたつもりでございます。

なお、経験上申し上げますが、過疎債を充当許可している団体に、更に辺地債を充当するとい

うことは極力避ける傾向にあったわけでありますので、その辺、そごのないようにお願いをしたいと思っております。

この過疎対策制度の中で最も私が注目をいたしておりますことについて、これからお聞きしたいと思いますが、過疎地域自立促進特別措置法における行財政支援、特にハード面での恩典は近傍の市町村の状況を見てもよく理解できますが、この法律における税制面での優遇措置もまたうたわれておるところでございます。

企業誘致が多い本市にとりましては、注目したいのであります。ここに言う、過疎制度の中で税制上の特別措置である、すなわち国税に係る減価償却の特例、地方税の課税免除等は、本市において、具体的にどのような影響や恩典が期待できるのか、税務課長から御答弁いただきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 税務課長。

〔税務課長 嶋崎昭君登壇〕

○税務課長（嶋崎昭君） 過疎地域自立促進特別措置法に係る税制優遇措置についての御質問にお答えします。

この税制優遇措置につきましては、製造業と旅館業、それからソフトウェア業が現在指定されておりますけれども、ソフトウェア業につきましては廃止の予定がされておりました。新たに情報通信技術利用事業が加えられる予定となっております。

御質問の国税では、租税特別措置法によりまして、地域外の土地等を譲渡した場合、本市への指定地域への買い替えということで、この譲渡益に関する80%の国の減免が認められるということとなっております。

また、既存の企業等を含めた事業所が、事業の用に供する施設及び設備等を新增築、これが2,000万以上となると思われますけれども、した場合に、普通減価償却に加えまして特別減価償却が認められております。

これにつきましては、建物が100分の6でございます。それから、機械類が100分の10ということとなっております。以上、国税に関する部分がこういったこととなっております。

なお、租税特別措置法に関する部分でございますので、解釈及び用途等によっては対象外となることもありますので、事前に税務署等とも協議をしておいた方が非常にいいのではないかと考えております。

一方、地方税では、既にもう県下でも過疎法に基づいて、県税事務所においては事業税が3年間、それから不動産取得税が免除ということで、県条例で設置されております。

本市では、固定資産税等がすべて対象となることから、土地、建物償却等、過疎法に基づく事業計画とともに、課税免除等に関する条例設置が必要となると考えております。

地方税の免除につきましては、地方交付税の減収補てん措置がすべてなされるということとなっております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 市長、エム・セテック社等のこともございますので、この過疎制度の中の

租税上の恩典措置については十分研究をされまして、有利な運用ができるように最大限の努力をしてほしい、そう念願するものでございます。

次に、移りたいと思いますが、この産業関係であります、須崎市農業協同組合からの寄附を受けまして、平成8年度に設置をいたしました須崎市農業活性化支援基金につきましては、本市の農業政策を推進する上で大きな力を発揮してきたところでございます。

平成21年度末で残りも少なくなりまして、300万程度じゃなかったとっております。このままでは、22年度以降の農業政策を行う上での投資に支障することが考えられます。

そこで、この資金確保には年々の予算で調達をする方法もあるわけでございますけれども、それはいろんなことに影響を受けますので不安定であります。

そこへいきますと、機動性を発揮し、安定かつ的確に資金供給するには基金方式が望ましいじゃないかというふうに思うところでございます。これは、今回の国における景気対策あるいは雇用対策等にも、基金の活用型の事業が予算措置されておるところは、有利性を発揮している好事例であろうというふうに思えるところでございます。

で、本市におきましては、この農業対策としての財源措置をどうされていくのか、市長にそのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 企業誘致等に対する減免についての交付税措置を含めてのことでございますけれども、低開発を含めていろんな形がありましたし、市単独でもエム・セテックの誘致のときには対応させていただきました。

これは交付税措置がなかった分がありましたけれども、最近またあっておりますし、この度の過疎法の指定によりまして、また有利な対応ができるということであれば、最大限情報収集して活用していきたいというふうに考えております。

そこで農業活性化基金の問題でございます。本市は県内に限らず、全国におきましても有数の施設園芸の盛んな地域でありまして、ミョウガ等の生産におきましては全国シェアのほとんどを占めておりまして、農業の振興は本市の発展に欠かせない施策でございます。そうした中、現在まで農業基盤の拡充、強化等に活用してまいりました須崎市農業活性化支援基金も残高が少なくなってきました。21年度末の残高が利子分の積み立てを含めまして310万円程度になる見込みでございます。

そして、平成22年度にはレンタルハウス整備事業に181万9,000円など、合計で297万2,000円の取り崩しを予定しておりまして、残高がほぼ底をつく状態が想定されております。

生産基盤の強化、農業後継者の育成など、農業活性化支援事業の実施には、基金活用による財源措置がなくなると新たな財源が必要になりますけれども、現在のところ、本市の財政事情からいたしまして、新たな一般財源を投じた基金の積み立ては厳しい状況であるというふうに考えております。

今後におきましては、より有利な補助事業等を活用することによりまして、引き続き農業の振

興、発展に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

関係団体とも協議しなければなりませんけれども、新たなルールづくりも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） この資金の調達につきましては、過疎制度の方を活用するのも一つの方法であろうと思われるわけでありますけれども、もしも基金を積み立てされるような方式で運用するということになると、公債費負担の関係はございますが、地域活性化事業債という制度がございまして、これは基金に充当することが可能のように解釈をいたしておりますが、今言いましたように借金でありますので、その辺の御判断は厳しいところがあるかと思いますが、要するに、今後とも農業投資の資金の調達については何分の御努力をお願いしたい、そう思っております。

そういうことで、次に移らせていただきますが、道路行政についてでございます。

庭先質問になろうかと思ひまして大変恐縮をいたしておりますが、言わざるを得ません。市道大峰押岡線についてでございますが、この路線は、県道野見港線を大峰橋南詰めから住友大阪セメント高知工場正門前の押岡橋に至る路線でございます。

市街地以外の市道では、最も交通量の多い路線でありながら、歩道もなく、押岡川下流部と海岸に面していることから、危険性も高い道路でございます。

こうした立地性と起終点部分が県道にそれぞれ接続をいたしておりますことから、県道への移管による整備が最も効率的である、そういう判断からこれまでお願いもしてまいりました。しかし、現下の経済事情等の情勢から、その実現は極めて悲観的でございます。

そこで、今回押岡橋南詰めの隅切り、そして同時に道路幅が狭くて見通しの悪い場所の一部拡幅については須崎市へ要望し、大峰橋南詰めの隅切りについては県土木へ要望することで通行の安全性確保を立案した次第でございます。

そして、この筋書きを建設課と打ち合わせをした上で、部落役員ともどもに県土木に要望書を提出いたしました。そこで、何と土木事務所の回答では、交差点でお互いの道路に乗り入れる場合、不便を感ずる側が相手方の許可をとった上で整備をすべきという回答をもらったところでございます。

つまりこの場合、県道たる大峰橋の隅切りは、須崎市側が県と協議をして実施すべきである、こういうお答えだったわけでございます。

道路や河川など交差、重用する部分の管理区分につきましては、関係機関の間でさまざまな取り決め等がございます。私は、経験上そんなこともあろうかと、土木へ要望することにつきましては、再三建設課と打ち合わせをし、念を押した上での要望活動だったわけでございます。

こうした一連のやりとりを経て、私たちが要望活動したことに建設課長は何を感じ、県、市どちらの主張が正しいと判断されておるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） まず、大峰橋の南詰めの隅切りにつきまして、工事を実施するとすれば、実施主体は県か市かということでございますけれども、大峰橋は県道でございます。

県道ですので、普通に考えれば県が工事を行うものだというふうに考えます。ところが、土木事務所の担当の話によりますと、県道側としては通行に支障がない。ですから改良が必要とは考えていない。改良が必要と考えるのは、言い換えますと、改良を希望するのは市道側なので、市の方で対応すべきだという判断をされているようでございます。

この考え方の根拠、取り決めといったものがあれば示してほしいと土木事務所に照会をしているところでございますけれども、県道側から考えても改良が必要なのだと県を説得し、認識してもらえれば県の方が行うという可能性もあり、まだ協議の余地があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから押岡部落が土木事務所に要望活動を行う前に、山崎議員が建設課の担当職員と打ち合わせをされたということでございますけれども、その際、建設課の考え方と土木事務所の考え方に違いがあるということ認識していなかったために、結果として御迷惑をおかけしたということでございますので、山崎議員が建設課に来られたときに土木事務所に確認をすとか、あるいは土木事務所に要望に行かれる際に、建設課が随行するなどの対応をしていけばよかったのかなというふうに反省もいたしておるところでございます。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 私は、土木の判断が必ずしも正しいとは思っておりません。

非常にこれは利用する側は同じ県民でありますから、自分の所管する施設について、県民が不便を感じるなら、私は当然やってしかるべきやと思うわけでありまして。だから、そういった主張を私たちもしていくし、市行政からもしていくべきであります。

そこで、更にお聞きするわけでありましてけれども、ただでさえ見通しの悪いこの大峰橋南詰めの市道に、電柱の設置を2本許可しているところでございます。

このことは著しく交通安全を阻害しています。この路線の重要性や整備の必要性につきまして熟知されております副市長は、その罰と責任において、この橋の改善は県土木が、また先ほど申し上げました押岡橋の隅切り、あるいは用地が可能ならば拡幅等につきましては須崎市で行うよう、これら双方が実現するように努力をしてほしいと考えます。どうお思いになるのか、副市長から御答弁いただきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） お答えを申し上げたいと思っております。

私が建設課長のときに、山崎議員の御指摘もありまして、市道から県道への移管ということで、県に対しまして対案を示して取り組みもした経過もございまして。ただ、結果的にそうしたことが実現をしてない、それと併せて電柱の問題を絡めまして、その罪と責任ということだろうかなどと認識しておるところでございます。

さて、その大峰橋と押岡橋の隅切りにつきまして、私もこの道を通って出勤をいたしております。

すので、非常に危ないというような感じのことも一度や二度ではないところでございます。それで、先日専門家にその隅切りについて問い合わせをいたしましたところ、両方の橋ともPC橋であるということでございまして、本体に隅切りをつけるということは非常に技術的に難しいという話も承っておりますのでございます。

また、そういったこととございますので、大峰橋の改良につきましては今後におきましても県土木の方に要望してまいりたいとは思っておりますけれども、例えば欄干を一部改良するとか、そういった具体的な方法で、より安全性を高めていくということも一つの方法ではないかなというふうにも考えておるところでございます。

一方、押岡橋につきましては、今、建設課の方で市内の橋梁について点検調査を行っておりますのでございます。

その後、長命化修繕計画を立てることになっておりますので、その結果も踏まえながら、工法も含めまして、検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 今が施行する場合において絶好の時期である、そう思っております。

県にいたしましても、市にいたしましても同様であります。私たち議員が整備方を要請する、要望する場合におきましては、そこにかすかにでもあれ、財源を見つけなきゃ要望が実現しにくいんです。

ですから、ある程度の「がんづけ」といいますか、そういったものをしながら陳情なり、要望なり、質問なりをさせていただいております。どうかその辺もお酌みの上で、整備が進みますように願ってやみません。

また、この今質問しております道路につきましては、先の2月28日の津波におきましても一部冠水しました。わずか1.2メートルということでありましたけれども、この地域については冠水しておるわけでございます。

河川改修とともに、本来ならば県管理の道路として整備してもらいたいの为本旨でございますが、今言いましたように、なかなかそうもまいりませんので、御努力のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、道路についてお尋ねしたいと思いますが、桐間区画整理事業区域と周辺地域とを結ぶ道路網整備に不備があることは以前にも申し上げました。

そして、この度大間東町と区画整理事業の区域との連絡道路は整備完成されたわけでございます、その御努力には感謝と敬意を表する次第でございます。

しかしながら、これはお聞きになってもなかなか分かりにくいかわかりませんが、市道桐間東5号、6号線等と新汐田8号線、これは神田改良住宅東側の道路と区画整理が並走しておる道路等でございます。

同じように、新汐田7号線と多ノ郷駅の南側の広場、ここを結ぶ路線が不備であるわけでございます。この整備を考えておるところでございますが、更に妙見町24号線、これは区画整理区域でいいますと、最も東の端の場所に当たるわけでございます。その24号線と桐間東4号線は、

道路網として全く連携が不能でございます。これはJRの下をアンダーした道路と区画整理を結ぶ道でありますけれども、全く車が通れないと、そういう状況でございますので、整備をお願いしたい。これら今指摘をいたしました道路につきましては、そんなに改善にお金がかからない、そう私は踏んでおるところでございます。

そこで建設課長、指摘のたびに見に行くということじゃなしに、御承知のとおりマルナカ問題とかいろいろあるわけでございますが、そういった地域開発後の交通体系や多ノ郷駅の南駅前広場の活用によるSAT構想への関連、推進等も頭に入れて整備をすべきです。

今言いましたように、大金を要する改善、整備事業ではございませんので、順次にでも整備をしていく気持ちがあるのかないのか含めて、建設課長から御答弁いただきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 建設課長。

〔建設課長 西森央君登壇〕

○建設課長（西森央君） まず基本的なところですが、桐間の土地区画整理事業を行っておりますそのエリアのうち、国道から北側、つまり多ノ郷駅側ですが、そちら側の部分でもめ薬局のあるあたりと、それから今議員御指摘の多ノ郷駅南駅前広場、パチンコ店のネクサスがあるあたりの道路の連結ができておりません。

区画整理事業の計画では、かもめ薬局の南側に東西に伸びる道路、それが真つすぐ東側に伸びて、パチンコ店のネクサスの南側を東西に伸びる道路と連結するように計画をされております。

が、現状は二つの路線の連結部分に神田改良住宅の集会所と汚水処理施設がございまして、そこで分断された形になっております。

この集会所と汚水処理施設は、区画整理事業が始まる前からありまして、これらへの対応が10年前から課題となっております。この解決後に両路線の連結整備を図りたいというふうに考えております。

そのほか、今御指摘をいただきました具体的な路線につきましては、それぞれの状況、また事情がありますけれども、御指摘のとおり多ノ郷駅の南駅前広場の活用とか、桐間のまちの変化への対応など、SAT構想の推進ともリンクしながら考えていかなければなりませんし、必要な市道の整備、改善はまた御指摘もいただきながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） 今申し上げました路線につきましては、市長も副市長も一度歩いてみていただきたい、よく状況が分かると思っておりますので、時間がありましたらまた拝見願いたいと、そう思うところでございます。

時間も少なくなりましたが、次に、教育文化行政について質問させていただきたいと思っております。

文化財としての灯明台についてでございます。のどかな田園のたたずまい、中山間の風物詩として風情をかもし灯明台、その多くは川沿いの道端に大きな自然石で造られ、鎮座し、あるいはしていました。

その雄姿は、今も須崎市のあちこちに見られます。この灯明台も災害や道路、河川の改修工事

等で数が減りまして、昭和56年発行の「すさきの史跡と文化財」の100ページには、市内に20基程度の現存が記述をされているところでございます。

本市のこうした史跡とかいったものにつきましての、貴重な書籍の改訂版発行につきましては御努力もいただいておりますけれども、この灯明台については今言いましたとおり、経年変化等により存立が危ぶまれているものもございます。

早急に調査をして、地元と協議の上、行政が施工するわけにはまいりませんので、そういう手続きを経ながら、一刻も早く復元すべきは行い、かつまた補修等の対策を講じなければならないと思うところでございます。

かけがえのない文化財を守るための施策を生涯学習課長に、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森光英二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） お答えします。

灯明台は、金比羅宮の遥拝所でございます。祭日には灯明をとますためのもので、古くから道端で田園風景として溶け込んできました文化財的価値の高いものであると考えております。

議員の御指摘のとおり、昭和56年3月発行の「すさきの史跡と文化財」には約20基の現存が記述されております。一番古いもので嘉永3年建立の銘があります。ほとんど幕末のものでございます。現在、教育委員会にあります資料では16基が確認をされておまして、中には笹野の灯明台のように、倒壊をしていましたけれども復元されるというケースもありますので、議員御指摘のように、今後早急に調査を実施し、正確な数の把握に努めたいと考えております。

復元、補修については調査が終了し、全体像をつかんだ上で判断しなければならないというふうに考えています。

山崎議員さんには、たびたび私の不得意な分野の文化財の御質問をいただき、その都度勉強させていただきましたことをここでお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） ありがとうございます。

時間もありませんが、この灯明台につきましては、県の土木も調査をしておったんですよ。というのは、主にその河川の敷地にあるということから、この灯明台の出発点が金比羅宮の関係がございまして、政教分離に関する事で調査もいたしておりました。

そういうことで、今日では宗教施設とか言えるようなものではございませんので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

時間もありませんが、防災対策について触れておきたいと思います。

前段も申し上げましたとおり、2月28日の津波につきましては、予定されておりました2時30分以降、私は昭和35年5月の実体験に基づきまして、湾奥部で最も安全な大峰橋南詰めの50年前と全く同じ場所に立って観測をしたのであります。それは、津波防波堤の効果をこの目で検証したかったからにほかありません。

マグニチュードの関係、あるいは津波高の事柄等を比較をいたしまして、今回のチリ津波につ

きましては、50年前のそれとは比較にならないほど波の圧力は、流速は弱いものでした。

こうしたことから素人考えでありますけれども、津波防波堤の効果は確かにあるんだということを感じ、安心、納得した次第でございます。

ちなみに申し上げますが、須崎市における水位は1.2メートルということで発表があったわけでありまして、大峰橋下の水位計では3.2メートルを指しておりました。そのように場所によって非常に高低差があるわけでございます。

ここで質問の通告をしておりますけれども、幾つかのことをお話し申し上げたいと思います。と申しますのも、その1点といたしましては、夕方近くになりまして、物見高い市民の皆さん方が、この須崎湾で最も津波が強くさく裂する桐間のあのポンプ場あたりの海岸で市民の皆さんが眺めておりました。

同じように、その場所に消防車と警察のパトカーが来て市民をいさめるとともに、同じようにしばらくずっと眺めておりました、海を。私は、これは非常に危険である。少なくとも消防あるいは警察の関係の車が長時間そこにいるというのは、認識がちょっと甘いじゃないか、そう思ったわけでございます。幸いにいたしまして大きなあれにはならなかったわけでありまして。

同時に、夕方、日の暮れが迫った時間帯に私は大峰橋南詰めのところにおったわけでありまして、ある高齢の御婦人が現れまして、「今朝市営バスでまちへ行った。そしていろいろしておいて今帰ろうと思ってバスを待っていたがバスがちっとも来ない。聞くところによるとバスがこの津波警報の関係で運行を中止しておると、そういうことを後で知ったが、さて私はこれから帰らないかんがどうしてええもんじゃろうか。」と、こう話しかけてきたところでございます。

あの危険な桐間地域などを歩いて大峰橋まで来たわけでありまして、しかも、これは南地区の方でございます、大峰橋経由串ノ浦とかいった所を経由しながら、自宅に帰るわけでありまして。

そこで感じたのは、公共交通機関としてのバスでお客様を送ったならば、こういう場合においては、それなりの援護策も講じておかなきゃならんと思うわけでございます。

仮に独居老人の方であります、その辺の伝達方法も難しいわけでありまして、以前にも申し上げましたように、災害弱者に対するそういった配慮もまたひとつ考えておかないと、そう思うところでございます。

時間がなくなりましたが、私が質問を通告しておるのは、ここの地震、津波の事前予知についてでございます。

本市などではハウス園芸が盛んであり、大量の地下水をくみ上げております。この地下水には地震、津波が発生する大分手前の数か月前から予兆があらわれると思うわけでありまして。その地下水の変化というものを把握いたしまして、防災機関と連絡をとって予知をするというのも一つの方法であろうと思うわけでございます。御所見を副市長から賜っておきたいと思っております。

○議長（森光英二君） 副市長、答弁は簡潔にお願いいたします。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） 地下水の水位低下という現象がどのように影響するか、そういったことの観測もしてはどうかということでございます。

議員にとりましては、いろいろアイデアも出していただいておりますけれども、結論的に言いますと、市独自でそういった研究対応することは、なかなか困難であるというふうに考えておるところでございます。

大谷地区におきまして、独立行政法人・産業技術総合研究所地質調査総合センター地震地下研究チームが、そういった趣旨のもとに井戸を掘って研究もしておるところでございます。そういったデータを参考にさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（森光英二君） 山崎さん。

〔5番 山崎旭郭君登壇〕

○5番（山崎旭郭君） なお、先ほど申し上げました、日の暮れに大峰橋で津波の最中に通りかかったおばあさんにつきましては、私の友人である松浦さんという方が、わざわざ勢井地区まで送り届けて事なきを得ました。どうかそういったことも発生しますので、防災対策につきましてはよろしく願いを申し上げまして、質問の全部を終わります。ありがとうございました。

○議長（森光英二君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（森光英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で一般質問を終結いたします。

---

## 日程第2 市議案第1号

○議長（森光英二君） 日程第2、市議案第1号を議題といたします。

### △議案質疑

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。豊島美代子さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） この議案は、すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例ということで、桐間地域のあの情報館に関する条例でございますが、議会にこういう形で提案をされ、しかし既にここを使って物事が進んでいる、そしてマスコミ等にもずっと早い段階で報道されるというような経過があったわけでございますけれども、議会に対して、今の時期に提案をされたときに、みんながこの議案を見たときに、みんなというか、何人かの議員が疑問にも抱いたところでございますが、そういうそこに至った、正常な形ではないような気もいたしますが、しかし、やむを得なかったのかなという思いもいたしますが、このような形になった経過等につきまして詳細な説明をお願いいたします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） 今回提出をいたしました設置及び管理に関する条例以前に施設を使用

することにつきましては、たまたま御説明してきましたように、2月の27日にSATの日ということで取り組みをするということが、お大師通りの皆さんの意向として決定をしましたので、私どもとしても、最大限の支援をしていきたいという観点から、当然将来的にこの場所が東からのアクセスの情報発信の拠点になるということもございますので、そういう意味合いも込めまして2月27日に使用を始めることとしたものでございます。

なお、正式には4月1日以降の使用と、設置、管理となるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（森光英二君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第1号は、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第3 市議案第2号

○議長（森光英二君） 日程第3、市議案第2号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第2号は、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第4 市議案第3号

○議長（森光英二君） 日程第4、市議案第3号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第3号は、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5 市議案第4号

○議長（森光英二君） 日程第5、市議案第4号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第4号は、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6 市議案第5号

○議長（森光英二君） 日程第6、市議案第5号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第5号は、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第7 市議案第6号

○議長（森光英二君） 日程第7、市議案第6号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第6号は、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第8 市議案第7号

○議長（森光英二君） 日程第8、市議案第7号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第7号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第 9 市議案第 8 号

○議長（森光英二君） 日程第 9、市議案第 8 号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第 8 号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第 10 市議案第 9 号

○議長（森光英二君） 日程第 10、市議案第 9 号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第 9 号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第 11 市議案第 10 号

○議長（森光英二君） 日程第 11、市議案第 10 号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第 10 号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第 12 市議案第 11 号

○議長（森光英二君） 日程第 12、市議案第 11 号を議題といたします。

△議案質疑

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。豊島さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） これは平成 22 年度の一般会計予算書でございますが、36 ページのふるさと全域がサービスエリア構想推進事業費 883 万 5,000 円の詳細を伺います。

それと、38 ページに地域防災施設整備事業費 1,000 万が計上をされております。この事

業費 1,000 万円のおよその内訳と、その中で屋内無線機が何台なのか、そしてその配置とい  
いましょうか、地域について、どのあたりにこの屋内無線機を取り付けようとする予定なのか。  
その屋内無線機は、今全体の中で、どの程度設置ができておるか、およそで結構ですが…。

それと 76 ページです。これは公営住宅に関する問題ですが、その中での補償補てん及び賠償  
金が 150 万円計上をされております。これは明け渡しを求めようとするその予納金じゃないか  
なというふうに思いますが、これは何軒分なのか。

それと、一般質問でも住宅課長からお答えがありました。今市として公営住宅の明け渡しを  
求めようとする件数、明け渡しを求めなければならない件数というのが 3 件というふうな答弁が  
あったと思いますが、この数と実際の予算額との関連について、説明を加えながら答弁をして  
ください。

それと 85 ページに、放課後子どもプラン推進事業費が 367 万 7,000 円計上をされてお  
ります。

以前に、この放課後子供プランの事業のあり方につきまして、私は委員会であったと思いま  
すけれども、指摘をいたしました。

その中身は、子供たちにこれはお勉強を教えようとする部分もあるわけですが、その  
ときに、高校生のアルバイトをお願いをいたしておりましたが、そのアルバイト料が 1 時間に 1,  
430 円でしたか、国の認める最高の金額を須崎市で適用をしておったわけですが、引き  
続きそういう形でやろうとするのか、私は、もう少しほかの事業で、いろんな時給単価が決まっ  
ておまして、そういうものとの均衡等々も考えてやらなければならないと思いますが、そうい  
うふうな方向でやられるのか、その辺につきまして、御答弁をお願いいたします。

○議長（森光英二君） 企画課長。

〔企画課長 細木 忠憲君登壇〕

○企画課長（細木忠憲君） お答えをいたします。

まち全域がサービスエリア構想推進事業費 883 万 5,000 円の内訳、主なものでございま  
すけれども、21 年度に実施をいたしました地域再生マネージャー推進事業、お大師通りでの事業  
の組み立てに御協力をいたしました。同様の取り組みを 22 年度においても行いたいというこ  
とで 300 万円、それから桐間、先ほど御指摘をいただきました S A T 情報館等の案内看板ある  
いは施設の改修等の工事費 250 万円、それから S A T 構想推進補助金 200 万円、S A T の日の  
推進補助金 100 万円等々、合計 883 万 5,000 円でございます。以上です。

○議長（森光英二君） 総務課長。

〔総務課長 中谷卓也君登壇〕

○総務課長（中谷卓也君） 38 ページの防災対策費におけます地域防災施設整備事業費 1,00  
0 万の内訳でございます。

避難経路の整備事業費として 700 万円、議員御指摘のとおり、防災行政無線の屋外支局が 3  
00 万円でございます。

場所につきましては、2カ所から要望がっておりますが、予算の関係もございまして、その  
中で 1カ所を決めていくということとなっております。併せて、市内には現在 24 局が固定系と

して設置をされておりますが、今後どれぐらい拡張していくのかということにつきましては、地元等の要望も受けまして、予算の範囲の中で順次整備すべきものについては、整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森光英二君） 住宅課長。

〔住宅課長 梅原康司君登壇〕

○住宅課長（梅原康司君） 76ページの住宅管理費の中の補償補てん及び賠償金につきましてですが、これは豊島議員が言われましたように裁判所の予納金となっております。

件数につきましては5件を予定しております。なお、昨日の答弁の中で明け渡しを考えなければならぬ件数は3件と申し上げましたが、また22年度に新たに出てくることも考えられるため、5件といたしております。以上です。

○議長（森光英二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 土居信一君登壇〕

○生涯学習課長（土居信一君） 85ページの放課後子どもプラン推進事業で高校生の謝金について御質問をいただきました。この件につきましては、課内で協議をいたしまして1,000円前後に減額をしたいというふうに考えております。

○議長（森光英二君） ほかに質疑はありませんか。

これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第11号は、分割してそれぞれの常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 市議案第12号

○議長（森光英二君） 日程第13、市議案第12号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第12号は、総務委員会に付託いたします。

---

日程第14 市議案第13号

○議長（森光英二君） 日程第14、市議案第13号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第13号は、総務委員会に付託いた

します。

---

日程第15 市議案第14号

○議長（森光英二君） 日程第15、市議案第14号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第14号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第16 市議案第15号

○議長（森光英二君） 日程第16、市議案第15号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第15号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第17 市議案第16号

○議長（森光英二君） 日程第17、市議案第16号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第16号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第18 市議案第17号

○議長（森光英二君） 日程第18、市議案第17号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第17号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第19 市議案第18号

○議長（森光英二君） 日程第19、市議案第18号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第18号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第20 市議案第19号

○議長（森光英二君） 日程第20、市議案第19号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第19号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第21 市議案第20号

○議長（森光英二君） 日程第21、市議案第20号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第20号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第22 市議案第21号

○議長（森光英二君） 日程第22、市議案第21号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第21号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第23 市議案第22号

○議長（森光英二君） 日程第23、市議案第22号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第22号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第24 市議案第23号

○議長（森光英二君） 日程第24、市議案第23号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第23号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第25 市議案第24号

○議長（森光英二君） 日程第25、市議案第24号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第24号は、分割してそれぞれの常任委員会に付託いたします。

---

日程第26 市議案第25号

○議長（森光英二君） 日程第26、市議案第25号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第25号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第27 市議案第26号

○議長（森光英二君） 日程第27、市議案第26号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第26号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第28 市議案第27号

○議長（森光英二君） 日程第28、市議案第27号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第27号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第29 市議案第28号

○議長（森光英二君） 日程第29、市議案第28号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第28号は、産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第30 市議案第29号

○議長（森光英二君） 日程第30、市議案第29号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第29号は、教育民生委員会に付託いたします。

---

日程第31 市議案第30号

○議長（森光英二君） 日程第31、市議案第30号を議題といたします。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第30号は、産業建設委員会に付託いたします。
- 

日程第32 市議案第31号

- 議長（森光英二君） 日程第32、市議案第31号を議題といたします。  
○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△委員会付託

- 議長（森光英二君） ただいま議題となっております市議案第31号は、産業建設委員会に付託いたします。
- 

日程第33 市議案第32号

- 議長（森光英二君） 日程第33、市議案第32号を議題といたします。  
○議長（森光英二君） お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑、委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

- 議長（森光英二君） これより市議案第32号を採決いたします。  
本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。  
よって、市議案第32号は、原案に同意することに決しました。
- 

日程第34 市議案第33号

- 議長（森光英二君） 日程第34、市議案第33号を議題といたします。  
○議長（森光英二君） お諮りいたします。

本案は先例に従い、質疑、委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。

よって、質疑、委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（森光英二君） これより市議案第33号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。

よって、市議案第33号は、原案に同意することに決しました。

---

日程第35 市議案第34号

○議長（森光英二君） 日程第35、市議案第34号を議題といたします。

○議長（森光英二君） お諮りいたします。

本案は先例に従い、質疑、委員会への付託、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。

よって、質疑、委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（森光英二君） これより市議案第34号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。

よって、市議案第34号は、原案に同意することに決しました。

---

日程第36 陳情の付託

○議長（森光英二君） 日程第36、陳情の付託を行います。

今回受理いたしました陳情第63号から第70号まで、以上8件についてお手元にお配りいたしてあります文書表記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、先に付託いたしました議案とともに御審査の上、来る3月18日の本会議に御報告できますようお願いいたします。

---

○議長（森光英二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明12日から3月17日までは委員会審査等のため休会し、3月18日に会議を開きたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

3月18日の議事日程は、議案並びに請願・陳情の審議であります。開議時刻は午前10時。  
本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分 散会

第397回須崎市議会3月定例会陳情文書表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付託年月日	付 託 委員会
63	(職) 22.2.5	郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情	高知市神田 320 番地 22 みんなのための郵便局を守る 高知の会 世話人代表 筒井 潤	22.3.11	総 務 委員会
64	(職) 22.2.9	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書	高松市サンポート 3 番 33 号 国土交通省四国地方整備局内 国土交通省管理職ユニオン 四国支部 執行委員長 有澤 尚可	22.3.11	産 業 建 設 委員会
65	(職) 22.2.19	須崎分団屯所移転に関する陳情書	新町 1-4-2 東新町商店街振興組 理事長 尾碕 悦郎	22.3.11	総 務 委員会
66	(職) 22.2.19	須崎分団屯所移転に関する陳情書	新町 1-7-10 北新町商店街会長 高橋富男 浜町 1-8-2 新町本通り商店街会長 山下 善正 青木町 5-14 青木町商店街会長 安岡 仁	22.3.11	総 務 委員会
67	(職) 22.3.5	六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出を求める陳情	高知市本町 5 丁目 2 - 1 8 社会民主党高知県連合 代表 江淵 征香	22.3.11	総 務 委員会
68	(職) 22.3.5	民法(選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃)改正の実現を求める意見書提出を求める陳情	高知市本町 5 丁目 2 - 1 8 社会民主党高知県連合 代表 江淵 征香	22.3.11	総 務 委員会
69	(職) 22.3.8	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書採択の陳情	高知市越前町 2-5-7 新日本婦人の会高知県本部 代表者 山岡 美和子	22.3.11	総 務 委員会
70	(職) 22.3.8	「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」採択の陳情	高知市越前町 2-5-7 新日本婦人の会高知県本部 代表者 山岡 美和子	22.3.11	総 務 委員会

### 第397回須崎市議会3月定例会会議録

#### 議事日程

平成22年3月18日（木曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第 1号 すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定について  
市議案第 2号 須崎市営バス設置及び運行条例の一部を改正する条例について  
市議案第 3号 須崎市課設置条例等の一部を改正する条例について  
市議案第 4号 須崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について  
市議案第 5号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
市議案第 6号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について  
市議案第 7号 須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
市議案第 8号 須崎市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について  
市議案第 9号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について  
市議案第10号 須崎市立公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例について  
市議案第11号 平成22年度須崎市一般会計予算について  
市議案第12号 平成22年度須崎市巡航船事業特別会計予算について  
市議案第13号 平成22年度須崎市バス事業特別会計予算について  
市議案第14号 平成22年度須崎市スクールバス特別会計予算について  
市議案第15号 平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算について  
市議案第16号 平成22年度須崎市老人保健特別会計予算について  
市議案第17号 平成22年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について  
市議案第18号 平成22年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
市議案第19号 平成22年度須崎市下水道事業特別会計予算について  
市議案第20号 平成22年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について  
市議案第21号 平成22年度須崎市介護保険特別会計予算について  
市議案第22号 平成22年度須崎市水道事業会計予算について  
市議案第23号 平成21年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について  
市議案第24号 平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について  
市議案第25号 平成21年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
市議案第26号 平成21年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  
市議案第27号 平成21年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

- 市議案第28号 平成21年度須崎市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について  
 市議案第29号 平成21年度須崎市介護保険特別会計補正予算(第3号)について  
 市議案第30号 市道路線の廃止について  
 市議案第31号 市道路線の認定について  
 陳情第36号 灰方水道組合の給水事業を地方公営企業法に基づく水道事業とすることの陳情書 ≪平成20年継続分≫  
 陳情第63号 郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情  
 陳情第64号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書  
 陳情第67号 六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出を求める陳情  
 陳情第68号 民法(選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃)改正の実現を求める意見書提出を求める陳情  
 陳情第69号 選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書採択の陳情  
 陳情第70号 「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」採択の陳情  
 第2. 市議案第35号 教育委員会委員の任命について  
 第3. 議会議案第1号 郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出について  
 議会議案第2号 六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出を求める意見書提出について  
 議会議案第3号 民法(選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃)改正の実現を求める意見書提出について  
 議会議案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書提出について  
 議会議案第5号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める意見書提出について  
 第4. 議会議案第6号 須崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例について  
 第5. 陳情の閉会中審査について  
 第6. 閉会中の事務調査について

---

本日の会議に付した事件  
 日程第1から日程第6まで

---

出席議員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 森田 幹夫君 | 2番 佐々木 学君 |
| 3番 大崎 宏明君 | 4番 西村 泰一君 |
| 5番 山崎 旭郭君 | 6番 高橋 立一君 |

7番 吉野 寛招君  
9番 北沢 一男君  
11番 大崎 稔君  
13番 横山 倫雄君  
15番 寺村 昇君  
17番 豊島美代子君

8番 浜 憲司君  
10番 海地 雅弘君  
12番 竹下 雅典君  
14番 植村 俊一君  
16番 堅田 健一君  
18番 森光 英二君

---

説明のため出席した者

市長 笹岡 豊徳君  
会計管理者 石川 強君  
企画課長 細木 忠憲君  
税務課長兼  
嶋崎 昭君  
固定資産評価員  
健康福祉課長 岡崎 和雄君  
産業課長 堅田 幸男君  
住宅課長 梅原 康司君  
水道課長 岡田 要助君  
教育長 小野 廣行君  
生涯学習課長 土居 信一君

副市長 高橋 道雄君  
総務課長 中谷 卓也君  
人権交流センター所長 山崎 洋子君  
市民課長 近藤 富史君  
環境保全課長 和田 孝二君  
建設課長 西森 央君  
福祉事務所長 植田 裕次君  
教育委員会委員長 古谷 好弘君  
学校教育課長 高和 佳夫君

---

事務局職員出席者

局長 田部 孝君  
主幹 谷脇 弘君

次長 秋沢美津子君

---

午前10時 開議

○議長（森光英二君） これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。議員より、議会議案第1号から第6号までの6議案、市長より、市議案第35号及び地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告第2号が提出されましたので、お手もとにお配りいたしております。

---

須総発第 170 号  
平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

須崎市長 笹岡 豊徳 印

議案送付について

平成22年3月3日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第35号 教育委員会委員の任命について

---

(議会議案第1号)

平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

提出者	須崎市議会議員	堅田 健一
賛成者	須崎市議会議員	大崎 宏明
〃	〃	高橋 立一
〃	〃	海地 雅弘
〃	〃	寺村 昇

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出について

---

(議会議案第2号)

平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

提出者	須崎市議会議員	堅田 健一
賛成者	須崎市議会議員	大崎 宏明
〃	〃	高橋 立一
〃	〃	海地 雅弘
〃	〃	寺村 昇

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出について

---

(議会議案第3号)

平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

提出者	須崎市議会議員	堅田 健一
賛成者	須崎市議会議員	大崎 宏明
〃	〃	高橋 立一

〃 〃 海地 雅弘  
〃 〃 寺村 昇

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

民法（選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃）  
改正の実現を求める意見書提出について

---

(議会議案第4号)

平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

提出者 須崎市議会議員 堅田 健一  
賛成者 須崎市議会議員 大崎 宏明  
〃 〃 高橋 立一  
〃 〃 海地 雅弘  
〃 〃 寺村 昇

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書提出について

---

(議会議案第5号)

平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

提出者 須崎市議会議員 吉野 寛招  
賛成者 須崎市議会議員 佐々木 学  
〃 〃 西村 泰一  
〃 〃 北沢 一男  
〃 〃 横山 倫雄

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の  
地方出先機関の存続」を求める意見書提出について

---

(議会議案第6号)

平成22年3月18日

須崎市議会議長 森光 英二 様

提出者 須崎市議会議員 竹下 雅典  
賛成者 須崎市議会議員 大崎 宏明

〃	〃	西村 泰一
〃	〃	大崎 稔
〃	〃	佐々木 学
〃	〃	植村 俊一
〃	〃	北沢 一男
〃	〃	横山 倫雄
〃	〃	海地 雅弘

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

須崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第1 市議案第1号から第31号、陳情第36号《平成20年継続》、陳情第63号、第64号及び第67号から第70号

○議長（森光英二君） 日程第1、市議案第1号から第31号までの31議案、継続審査となっております。陳情第36号、今議会付託されました陳情第63号、第64号及び第67号から第70号までの陳情7件、以上38件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（森光英二君） これより順次委員長の報告を求めます。総務委員長・堅田健一さん。

平成22年3月12日

須崎市議会議長 森光 英二 様

総務委員長 堅田 健一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第103条の規定により報告します。

記

市議案第 1号	すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
市議案第 2号	須崎市営バス設置及び運行条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 3号	須崎市課設置条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 4号	須崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 5号	須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 6号	須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第11号	平成22年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決

市議案第12号 平成22年度須崎市巡航船事業特別会計予算について 原案可決  
 市議案第13号 平成22年度須崎市バス事業特別会計予算について 原案可決  
 市議案第24号 平成21年度須崎市一般会計補正予算(第7号)について《分割》 原案可決

平成22年3月12日

須崎市議会議長 森光 英二 様

総務委員長 堅田 健一

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第140条第1項及び第142条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	提出者	審査結果
陳第63号	郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情	高知市神田320番地22 みんなのための郵便局を守る高知の会 世話人代表 筒井 潤	採 択
陳第67号	六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出を求める陳情	高知市本町5丁目2-18 社会民主党高知県連合 代表 江淵 征香	採 択
陳第68号	民法(選択的夫婦別姓制度導入や婚外相続差別撤廃)改正の実現を求める意見書提出を求める陳情	高知市本町5丁目2-18 社会民主党高知県連合 代表 江淵 征香	採 択
陳第69号	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書採択の陳情	高知市越前町2-5-7 新日本婦人の会高知県本部 代表者 山岡美和子	採 択
陳第70号	「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」採択の陳情	高知市越前町2-5-7 新日本婦人の会高知県本部 代表者 山岡美和子	採 択

[総務委員長 堅田健一君登壇]

○総務委員長(堅田健一君) おはようございます。今議会、総務委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

市議案第1号すさきSAT情報館の設置及び管理に関する条例の制定について、市議案第2号須崎市営バス設置及び運行条例の一部を改正する条例について、市議案第3号須崎市課設置条例等の一部を改正する条例について、市議案第4号須崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第5号須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例並びに須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第6号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第11号平成22年度須崎市一般

会計予算についての当委員会付託分、市議案第12号平成22年度須崎市巡航船事業特別会計予算について、市議案第13号平成22年度須崎市バス事業特別会計予算について、市議案第24号平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についての当委員会付託分、以上の議案につきまして慎重審査の結果、いずれも執行部の説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情について御報告いたします。

陳情第63号郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情、陳情第67号六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出を求める陳情、陳情第68号民法（選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃）改正の実現を求める意見書提出を求める陳情、陳情第69号選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書採択の陳情、陳情第70号「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」採択の陳情につきましては、願意妥当であり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（森光英二君） 産業建設委員長・吉野寛招さん。

平成22年3月15日

須崎市議会議長 森光 英二 様

産業建設委員長 吉野 寛招

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

市議案第11号	平成22年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第18号	平成22年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第19号	平成22年度須崎市下水道事業特別会計予算について	原案可決
市議案第20号	平成22年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
市議案第22号	平成22年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決
市議案第23号	平成21年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第24号	平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について《分割》	原案可決
市議案第27号	平成21年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） について	原案可決
市議案第28号	平成21年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第30号	市道路線の廃止について	原案可決
市議案第31号	市道路線の認定について	原案可決

平成22年3月15日

須崎市議会議長 森光 英二 様

産業建設委員長 吉野 寛招

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第140条第1項及び第142条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	提出者	審査結果
陳第36号	灰方水道組合の給水事業を地方公営企業法に基づく水道事業とすることの陳情《平成20年継続》	須崎市浦ノ内灰方 1152-24 灰方水道組合 組合長 中平 徳喜	取下承認
陳第64号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書	高松市サンポート 3 番 33 号 国土交通省四国地方整備局 内国土交通省管理職ユニオン四国支部 執行委員長 有澤 尚可	採 択

〔産業建設委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業建設委員長（吉野寛招君） 今議会、産業建設委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

市議案第11号平成22年度須崎市一般会計予算について当委員会付託分、市議案第18号平成22年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、市議案第19号平成22年度須崎市下水道事業特別会計予算について、市議案第20号平成22年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について、市議案第22号平成22年度須崎市水道事業会計予算について、市議案第23号平成21年度須崎市水道事業会計補正予算（第3号）について、市議案第24号平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について、当委員会付託分、市議案第27号平成21年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、市議案第28号平成21年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、市議案第30号市道路線の廃止について、市議案第31号市道路線の認定について、以上11議案につきましては、慎重審議の結果、いずれも執行部よりの説明を適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情につきまして御報告いたします。

継続審査となっておりました陳情第36号灰方水道組合の給水事業を地方公営企業法に基づく水道事業とすることの陳情につきましては、市が現状でできることと陳情者側との思いに隔たりがあり、そのまでは採択は難しい状況でありました。

しかしながら、陳情者側が抱く不安も理解できることであることから、維持管理については市が責任を持つことと、そして運営面についても市が積極的にバックアップをしていくことについて、執行部がこれまで継続的に説明をし、理解を求めてきたところ、このたび市の提案に対し陳情者側が理解を示したことから、陳情者より取り下げ願いが提出されましたので、委員会とし

ても全会一致で取り下げを承認すべきものと決しました。

陳情第64号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情につきましては、願意妥当であり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（森光英二君） 教育民生委員長・竹下雅典さん。

平成22年3月16日

須崎市議会議長 森光 英二 様

教育民生委員長 竹下 雅典

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第103条の規定により報告します。

記

市議案第 7号	須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 8号	須崎市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 9号	保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第10号	須崎市立公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第11号	平成22年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第14号	平成22年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第15号	平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第16号	平成22年度須崎市老人保健特別会計予算について	原案可決
市議案第17号	平成22年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第21号	平成22年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第24号	平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について《分割》	原案可決
市議案第25号	平成21年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第26号	平成21年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
市議案第29号	平成21年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	原案可決

〔教育民生委員長 竹下雅典君登壇〕

○教育民生委員長（竹下雅典君） 今議会、教育民生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第15号平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の

結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第7号須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第8号須崎市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について、市議案第9号保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第10号須崎市公民館設置条例並びに須崎市立公民館及び学校使用条例の一部を改正する条例について、市議案第11号、平成22年度須崎市一般会計予算中、当委員会付託分、市議案第14号平成22年度須崎市スクールバス特別会計予算について、市議案第16号平成22年度須崎市老人保健特別会計予算について、市議案第17号平成22年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について、市議案第21号平成22年度須崎市介護保険特別会計予算について、市議案第24号平成21年度須崎市一般会計補正予算（第7号）中、当委員会付託分について、市議案第25号平成21年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、市議案第26号平成21年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、市議案第29号平成21年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上13議案につきましては、それぞれ執行部からの説明を求め、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（森光英二君） 以上で、ただいま議題となっております議案及び陳情に対する委員長報告は終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（森光英二君） これよりただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

△討 論

○議長（森光英二君） これより討論に入ります。豊島美代子さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 市議案第15号平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は原案可決でありました。私は、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算は、国保税の最高限度額を現在の69万円から4万円引き上げて73万円に増額することを前提にして予算編成したものと教育民生委員会で執行部より説明がありました。最高限度額の引き上げとはいっても4万円の大幅引き上げです。

国保税が高過ぎ、市民の負担能力を超えている金額になっていることは、これまでたびたび指摘し、改めて申し上げるまでもないことです。

国保税の最高限度額を支払っている場合でも、固定資産割りがあがる、あるいは家族の人数が多いなどで、必ずしも高所得者とは限りません。国会審議の日程を理由に、現時点では須崎市の条例改正はなされていません。今後、地方税法の改正を受けて市の条例改正がされますが、金額をどうするのか、また実施時期をいつにするのか、議会の議論はこれからです。執行部の予想どおりの結論になるという保障はありません。

よって、市議案第15号、平成22年度須崎市国民健康保険特別会計予算については、委員長

報告に反対をいたします。

○議長（森光英二君） ほかに討論はありませんか。

これにて討論を終結いたします。

△市議案第15号採決

○議長（森光英二君） これより市議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森光英二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、市議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第1号～第14号及び市議案第16号～第31号

○議長（森光英二君） 次に、市議案第1号から第14号まで、及び市議案第16号から第31号までの30議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。これらの議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第1号から第14号まで、及び市議案第16号から第31号までの30議案は、原案のとおり可決されました。

△陳情第67号採決

○議長（森光英二君） 次に、陳情についてお諮りいたします。

まず、陳情第67号六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出を求める陳情についてをお諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森光英二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、陳情第67号は、採択と決しました。

△陳情第68号及び陳情第69号採決

○議長（森光英二君） 次に、陳情第68号民法（選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃）改正の実現を求める意見書提出を求める陳情、及び陳情第69号選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書採択の陳情についてお諮りいたします。

両陳情に対する委員長報告は、いずれも採択であります。両陳情は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森光英二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、陳情第68号及び陳情第69号は、採択と決しました。

△陳情第36号《平成20年継続》採決

○議長（森光英二君） 次に、平成20年から継続審査となっておりました陳情第36号灰方水道組合の給水事業を地方公営企業法に基づく水道事業とすることの陳情書につきましてお諮りいたします。

本陳情に対する委員長の報告は、取り下げ承認であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって陳情第36号は、取り下げを承認することに決しました。

△陳情第63号、第64号、第70号採決

○議長（森光英二君） 次に、陳情第63号郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情、第64号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情、陳情第70号「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」採択の陳情、以上陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。これらの陳情3件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第63号、陳情第64号、陳情第70号の陳情3件については、委員長報告のとおり採択と決しました。

---

## 日程第2 市議案第35号

○議長（森光英二君） 日程第2、市議案第35号を議題といたします。

議案の説明を求めます。副市長。

〔副市長 高橋道雄君登壇〕

○副市長（高橋道雄君） 市議案第35号教育委員会委員の任命につきまして、御説明を申し上げます。

金堂幾雄委員が辞任されたことに伴いまして、その後任といたしまして教育委員会委員に坂本由香さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、履歴書を添付いたしておりますので、御参照の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森光英二君） 議題といたしました議案の説明は終わりました。

○議長（森光英二君） お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑、委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（森光英二君） これより市議案第35号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第35号は、原案に同意することに決しました。

---

日程第3 議会議案第1号から第5号まで

○議長（森光英二君） 日程第3、議会議案第1号から第5号までの5議案を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。堅田健一さん。

〔16番 堅田健一君登壇〕

○16番（堅田健一君） 議会議案第1号郵政民営化の抜本の見直しに関する意見書提出につきまして、御説明をいたします。

郵政三事業が民営、分社化されて2年、この間郵政三事業のサービスは著しく後退し、民営、分社化の弊害やむだも明らかになっています。

また、かんぼの宿問題など一連の不祥事は国民の怒りと不信を大きく広げました。そうした中、郵政事業は、利潤を目的とするものでなく、あまねく公平に公益を目的としたものであるよう、郵政民営化については、抜本の見直しが強く求められています。

高知県は山村へき地が多く、郵便局は地域住民のライフラインとしてなくてはならない存在です。国民の権利として、郵便や貯金、保険のサービスはどんな過疎地や離島でもあまねく保障されなければならないと考えます。

同時に、郵便局のネットワークは、生活弱者の権利を保障し、格差を是正するとともに、ワンストップ行政の拠点としての活用も期待されているところです。

政府は、金融のユニバーサルサービスを義務づけることとしていますが、利潤追及の株式会社では、収益の上がない山間へき地のサービスが真っ先に切り捨てられることが危ぐされ、ユニバーサルサービスとは両立できません。三事業一体経営の政府が責任を持つ特殊会社か、公社形態こそ金融と通信のユニバーサルサービスは守られると考えます。

よって、これまで培ってきた郵政事業の積極面をよく考慮し、山間へき地の振興と地域の支援に欠かすことのできないこの郵政事業を守るために、郵政民営化の抜本的な見直しを求めるよう、別紙の意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、金融・郵政改革担当大臣、財務大臣、内閣官房長官であります。

次に、議会議案第2号六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画の中止を求める意見書提出につきまして御説明をいたします。

プルトニウムをウランと混合したMOX燃料を通常原発で燃焼するプルサーマルを各地の原発で実施しようとしています。これらの原発は、老朽化し、安全対策等に数々の不安があります。

また、1995年にナトリウム漏えい火災事故を起こした「もんじゅ」を耐震性の安全確認を待たずに試運転再開を認めた国の姿勢は問題であり、徹底した安全性や業務の透明性の確保、情報公開等が担保されていないことから、高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開は中止すべきと考えます。

原発は送電ロスが約20%に及ぶこと、定期点検のたびごとに大量の被爆労働者が生み出されていること、六ヶ所再処理工場が本格操業すればおびただしい放射能が大気と海中に放出されること、核廃棄物の処理方法も定まらないまま原発等再処理工場の後始末費用等が約18兆円もかかることなどの事実から、脱原発と脱プルトニウムを選択すべきと考えます。

以上の理由により、六ヶ所再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止、プルサーマル計画を求める意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣でございます。

次に、議会議案第3号民法（選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃）改正の実現を求める意見書につきまして、案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

現行の民法が、夫婦同一姓を強制し、婚外子の法的相続分を差別的に規定していることは、明らかに日本国憲法が掲げる基本的人権や法の下での平等に反しています。

日本は、既に個人の権利と平等を求める女性差別撤廃条約、子どもの権利条約を批准しています。また、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1996年に選択制夫婦別姓制度の導入などを盛り込む民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申しています。しかしながら、政府はこの間、改正案の提出について前向きな取り組みをしてきませんでした。民法改正について、国連が繰り返し指摘し、特に昨年8月には女性差別撤廃委員会が日本政府に対して、即座に是正の行動を起こすべきであると勧告を出しています。

いまや、世界で夫婦同性を法律で強制している国は日本だけです。婚外子相続差別を法律で規定している国は、日本以外ほとんどありません。

諸外国では家族やライフスタイルの多様化に伴い、大胆に民法（家族法）の改変が行われています。日本においても早急に民法改正を行うことを求めます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、男女共同参画担当大臣でございます。

次に、議会議案第4号女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書提出について御説明をいたします。

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約が国連で採択されたのは、今から31年前の1979年です。日本は、1985年に批准しました。条約採択の20年後には同条約の選択議定書が国連総会で採択されました。

この中で、条約実施の効果を高める措置として、個人通報制度と調査制度という二つの制度が規定されました。選択議定書は条約から独立したものですが、条約を批准している国が改めて議定書を批准することで初めて効力を持ちます。現在までに98か国が批准しておりますが、日本は司法権の独立を侵すおそれを理由にいまだ批准していません。

また、世界経済フォーラムの世界男女格差報告2008年版によれば、日本の男女格差指数の

順位は130か国中98位と前年の91位より更に後退しており、女性差別の是正が国際的に見ても極めて遅れていることを示しています。政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。男女共同参画審議会答申でも、選択議定書について男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要があると、批准へ積極的な姿勢を示しています。

こうした現状に即し、本条約が真の実効性を持ち、男女の人権が共に保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められています。

よって、国会及び政府に対し、選択議定書を批准するよう強く求めるものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、総務大臣、男女共同参画担当大臣でございます。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森光英二君） 吉野寛招さん。

〔7番 吉野寛招君登壇〕

○7番（吉野寛招君） 議会議案第5号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明をいたします。

四国地方においては、河川のはんらん、高潮被害、土砂災害等の自然災害に対する対策や環境保全、安定的水利用対策が強く求められています。

また、道路網整備が遅れている地域では、人口や所得等の伸びに格差が見られるため地域間格差是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要となっています。更に、地震や津波などに対する防災対策や危機管理体制の拡充も急務となっています。

こうした国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備、管理は国が責任を持って実施することが憲法上の責務です。

しかし、現在進められている地方分権改革、道州制導入の動きは、憲法、地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地方分権の実現に向けたものではなく、国の役割、とりわけ憲法が保障する国民に対する責任を放棄するものであり、国土の均衡ある発展にも影響を及ぼしかねません。

よって、地方分権については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保、拡充を図ること。現在、直轄で整備、管理している道路、河川行政は、国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。以上を求め、意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、高知県知事であります。

全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（森光英二君） 以上で、議案の説明は終わりました。

○議長（森光英二君） これより議会議案第1号から第5号までの5議案について、一括して質疑に入ります。

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） ただいま議題となっております議会議案第1号から第5号までの5議案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、これらの議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

△討論

○議長（森光英二君） これより議会議案第1号から第5号までの5議案について、一括して討論に入ります。

○議長（森光英二君） 討論なしと認めます。

△議会議案第2号採決

○議長（森光英二君） まず、議会議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森光英二君） ありがとうございました。

起立多数であります。よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

△議会議案第3号採決

○議長（森光英二君） 次に、議会議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森光英二君） ありがとうございました。

起立多数であります。よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

△議会議案第1号、第4号、第5号採決

○議長（森光英二君） 続いて、議会議案第1号、第4号、第5号、以上3議案を一括して採決いたします。

これら3議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、議会議案第1号、第4号、第5号、以上3議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議会議案第6号

○議長（森光英二君） 日程第4、議会案第6号を議題といたします。

議案の説明を求めます。竹下雅典さん。

〔12番 竹下雅典君登壇〕

○12番（竹下雅典君） 議会議案第6号須崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明をいたします。

地方公共団体の議会の議員定数につきましては、地方自治法第91条に規定されているところでございます。現在、須崎市議会においては法定数26人のところを条例定数で18人としております。本議案は、更に2人削減し、議員定数を16人とする条例改正案を提出したものでございます。

須崎市におきましては、厳しい財政状況が続く中、退職者不補充や自主財源確保のための租税徴収管理機構の設置などの行政財政改革を行い、また高金利の公的資金補償金免除繰上償還制度の活用などにより、財政収支の健全化に取り組んでおります。こうした努力は、高く評価するところであります。

私ども議会といたしましても、現下のデフレ不況や雇用問題など厳しい社会経済状況を踏まえ、行財政改革の一翼を担う議員自らがなお一層の努力と減量化を図ることを多くの市民が注目し、期待していると認識しております。

また、議員は、地域代表から市民代表として、全市的課題を包括的にとらえた政策と理念を持ち、自己研さんを図り、更に議員の資質の向上をもって少数精鋭の議会を確立することが求められております。

また、定数削減により、市民の声が反映されにくくなるという考えには、行政が市民会議などを増やし、市民参加のまちづくりを進めていけば問題はございません。以上の理由により提案いたします。

なお、本条例は、次の一般選挙から施行いたします。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

提案者は、無会派3人、新緑会3人、公明党1人、海青会1人、清流1人の計9議員でございます。

○議長（森光英二君） これより質疑に入ります。

○議長（森光英二君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（森光英二君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第6号については、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討論

○議長（森光英二君） これより討論に入ります。高橋立一さん。

〔6番 高橋立一君登壇〕

○6番（高橋立一君） 私は、議会議案第6号須崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

同議会議案では、議員定数を現在の18から2減の16とすることとなっております。

その理由、論拠が本市の抱える財政的課題、近隣自治体との比較あるいは市民の皆さんの意見

ということから出発しているものであるとしても、定数を減ずるということは、定数を維持するというそれよりも、格段の論理的事由が必要であることは自明の理です。なぜならば、減ずること自体が、どのような議論過程であろうとも、そこに議員が痛みを負うという姿勢が見えるがゆえに、その理由や論拠よりも優先される可能性があるからです。そして、それは一たび機能していくと、永続的、恒常的に機能していくおそれがあるからです。

本市に限らず、議員数が多過ぎるという住民意見があるとすれば、それはひとえに議員に対する不信感ゆえではないかと考えます。その不信感を払拭するためには、定数を減らすことよりもまず私たち自身がその立場を自覚し、資質向上に努めることではないでしょうか。

今、私たち議員に課せられているのは、公職意識をより一層自覚し、地域での活動や世話役活動は言うに及ばず、徹底的に議会活動を尊重し実践していくことです。私たちに責務の放てきは許されません。

また、もしも定数減が不信感払拭のための第一義的な手段とするならば、それはむしろ市民の皆さんに対して礼を失することになりはしないかとも考えるところであります。

議会が多種多様な住民意思を反映する複数の議員から成る合議体であるということを考えると、その絶対的な機会を減らすことには慎重でなければなりません。

以上の理由から、私は議会議案第6号に反対をいたします。多くの皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（森光英二君） 大崎宏明さん。

〔3番 大崎宏明君登壇〕

○3番（大崎宏明君） 議会議案第6号須崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例、この議案は、現在議員定数18名を2名減し、議員定数を16名にするものであります。私は、賛成の立場から、新緑会を代表いたしまして討論させていただきます。

全国的に急激に進展する少子高齢化社会への対応として、須崎市におかれましても市民からの行政に対する要望が年々多くなる一方、長引く景気低迷の中、税収の伸びによる財政規模の拡大が望めない現在でございます。

このことにより、須崎市としましては、退職者不補充や公的資金補償金免除繰上償還制度の活用、各種団体への補助金のカットなどといったように、経費削減の行政改革に努力しているところでございます。このように取り組まれておる行政改革に対しまして、我々議員も貢献すべきと考えます。

今回の議案は2名削減することですが、このことにより、当市の財政が年間で約930万円以上もの年間経費が削減できます。

また、議員定数削減により、市民の声が行政に届きにくくなるとの御意見もあろうかと思われまますが、近年行政の取り組みは、市政懇談会の開催に始まり、各地域におかれまして組織づくりの増大や強化を図ることにより、一般市民の市政への参加への機会は増えていき、住民の意見、要望が反映できておるのではないのでしょうか。

また、前回の議員数削減により、議員が減って市民生活に支障を来した、まちづくりが後退した、あるいは行政へのチェック機能が低下してむだ遣いが増大したといったことなどはなかった

のではないかとと思われます。

むしろ減ったことにより、我々議員として、今以上に市民の身近な行政に対する窓口として、市民の思い、悩みを重んじ、そのことにますます精進し、市民の負託にこたえられる議員に成長していくべきだと私は思います。

今回の議案の議員削減は、私たち議員からしてみれば狭き門となります。しかし、あえて自ら厳しい選択をすることが、今まで以上に市民と我々議員との信頼関係を深めるきっかけになること、それこそが今回の議員定数削減の最大のテーマではないでしょうか。

よって、本市の議員定数を2名減し、16名とすることにつき、議員各位におかれましては、さまざまな御意見やお考えがあろうかと思われませんが、現在の須崎市の財政状況や厳しい社会経済状況、高知県下の他市の議員定数減の動向を念頭に、我々議員が先んじて痛みを受け、自らで改革すべきところは自らの意思で実行していくべきだと思います。

以上をもちまして、議員の皆様全員の賛同となりますようよろしくお願い申し上げ、議会議案第6号須崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（森光英二君） 豊島美代子さん。

〔17番 豊島美代子君登壇〕

○17番（豊島美代子君） 私は、日本共産党市議団を代表して、議会議案第6号市議会議員の定数を18議席から16議席に削減をする議案に反対の立場で討論を行います。

議員定数を削減することは、最近では4年に一度行われる市議会議員選挙の度に繰り返されてきました。平成14年の選挙時は22議席から20議席に、平成18年度の選挙時では20議席から18議席に、そして今回この秋に実施される選挙から18議席を16議席に2議席ずつ削減をするというような方向でございます。

日本国憲法が依拠する議会制民主主義は、社会生活の運営にその全員が参加することが原則であります。実際には全員参加が不可能ですから、自らの権力の行使を代弁する者として議員を選出することで間接的に行政に参加し、意思を反映させようとする制度であります。その代弁者を減らし続けることは、住民と市政を遠ざけ、また住民の声が市政に反映されにくいことになってまいります。

市民を取り巻く状況は厳しさを増し、市政の課題は山積をしています。世界経済の状況や日本の政治経済の行方を見渡しても明るい材料はなかなか見出し得ていないのが率直な状況ではないでしょうか。だからこそ議員の役割が更に重要性を増してくるのに、一体どこまで議員を削減すればよいと考えているのか、私は大変懸念をいたしております。

また、政府は地方分権一括法に基づき、地方分権を推し進めてきました。地方議会に関する地方自治法の改正を繰り返して、地方議会の権限を強化をいたしております。

鳩山民主党政権は、地域主権を基本方針に掲げました。地域主権とは、地域のことは地域に住む住民が決めるあり方へ、そしてその地域の将来に責任を負うあり方へ日本国家を転換させる。そのために国の権限や財源を地方へ移譲していく改革を推し進めるとしており、地方議会の権限を強化する法改正を進めています。これまでも増して地方議会の役割が求められているとき、議員定数の削減は、その方向に逆行しています。

今、全国各地の議会で議会改革への取り組みが熱心になされています。法律の改正や住民に求められる議会の活動や運営にするにはどうすればよいのか、住民に開かれ、分かりやすく信頼される議会にするためにどうすればよいのか、学習や研修会をみずから開催したり、住民の皆さんと意見交換などをしながら、議員が進めているところもたくさんございます。今、政策立案能力、チェック機能の強化、これらがますます求められています。

須崎市議会でも一定改革に取り組んでいますが、市民の皆さんの望むレベルに達していないのが現状ではないでしょうか。そのもどかしさ、やるせなさの思いが、議員の数が多いとか議員の給料、議員報酬とありますが、これが高いなどの言葉で表現をされているのではないのでしょうか。

議員定数削減については、昨年から議員の間で議論になっておりました。削減の理由の一つが「多くの市民の皆さんが議員の数が多過ぎると言っている」ということでした。私は意識的に市民の皆さんの考えをお聞きするよう努力いたしました。「削減すべき」という意見もありましたが、多くの方がそう思っているとは感じませんでした。

やはり今の議員に対する批判、そういうものが議員の数を減せということではなくて、議員の今の活動に対する批判、そのことが議員定数の削減とかいう言葉になって表れているのだなあとこのことを感じてまいりました。そのことにつきましては、高橋議員も言われたとおりでございます。

議員定数が少なくなると、一般的に新たな立候補者が出にくくなります。市民はむしろ多様な分野から多くの立候補があることを期待されているのではないのでしょうか。

また、須崎市は五つの村が合併してつくられましたゆえに、どうしても地理的、地域的に広大であるというこの状況からしても、地域代表ということが期待をされております。地域代表だから地域のことをやっておればよいという、そういうことではなくて、当然市政全般について把握をし、それらについて見識を高める、それは言わずもがなでございますが、しかし、少子高齢化が進んで、市民の要望が増えているというこういうときに、なかなか直接市民が物事に対処できない、交通の便がなくて、役所に出ていっていろんなことを言いたいけれども、議員が代わって言うてや、そういうことはよくある話でありますし、そういうことがむしろ増えている、そういった意味からも、地域の代表という期待は変わらずございます。

これまで、吾桑地域からは2名以上の議員が選出をされていた時代が長く続きました。現在、1名になりまして、「やっぱりもっと要るね」という声もあるわけでございます。

それ以外の浦ノ内や上分、そういったところには2名の議員の方が今もおられますけれども、これが定数が削減をされたならば、地域からの議員が少なくなっていく、場合によったらいなくなる、そういうことになる場合もあります。

私の知っている自治体では、そういうふうな状況もありまして、地域の人からは大変心配をされた、大変残念がられたということもございました。

私は、民主主義の根幹に係る市議会議員の定数削減案には、以上のような理由から反対をいたします。たくさんの方の賛同をお願いいたします。

○議長（森光英二君） ほかに討論はありませんか。これにて討論を終結いたします。

△採 決

○議長（森光英二君） これより議会議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森光英二君） ありがとうございました。

起立多数であります。よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 陳情の閉会中の審査について

○議長（森光英二君） 日程第5、陳情の閉会中の審査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、現在委員会において審査中の陳情については、会議規則第104条の規定により、お手もとにお配りいたしてあります閉会中継続審査申し出書のとおり、閉会中継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。本陳情は、総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり、本陳情は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

#### 日程第6 閉会中の事務調査について

○議長（森光英二君） 日程第6、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、所管部門について事務調査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、事務調査を行うことに決しました。

---

#### △字句等の整理

○議長（森光英二君） お諮りいたします。今会期中の発言取り消し等の字句の整理については、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森光英二君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理については、これを議長に委任することに決しました。

---

○議長（森光英二君） 以上で今期定例会に付議されました議件はすべて議了いたしました。  
市長。

〔市長 笹岡豊徳君登壇〕

○市長（笹岡豊徳君） 閉会前のごあいさつを申し上げます。

本議会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、まことにありがとうございました。本議会でちょうだいいたしました貴重な御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、南米チリで発生しました大地震に伴う津波対応につきましては、議員の皆様や市民の皆様さんより多くの御提言をいただきました。

今後は、この度の津波対応における経験や御提言をいただきました内容に基づきまして、再度津波や地震発生時の対応につきまして検証を行い、近い将来襲来が確実視されております東南海・南海地震への備えに万全を期してまいりたいと考えております。

また、一般質問の中でも御答弁申し上げましたけれども、市内全域に光ファイバー網の整備を行うための情報通信基盤整備事業につきましては、去る2月26日付で総務省から正式な交付決定をいただきました。

昨年夏の国からの内示後、正式な交付決定まで随分と時間を要しておりましたので心配もしておりましたけれども、やっと正式な通知がございましたので、平成22年度内の完成に向け取り組みを進めてまいります。

今後は、光ファイバー網の敷設設計や関係機関との調整、諸手続きを行った後、工事に着手することとしており、また効果的な活用方法等につきましても、よさこいケーブルネットと協議しながら検討していくことといたしております。

完成後は、市内全域で高速大容量通信が可能となり、懸案事項でありました市内地域間における情報格差が是正され、重要な社会基盤としてその利活用に大いに期待するところであります。

季節の変わりを知らせる春の風が舞い、桜の花もほころんでまいりました。市民の皆様の中には、この春から進学や就職など、新たな人生をスタートさせる方も数多くおいでになります。新生活への期待に胸を膨らませておられることと思います。

市民の皆様、並びに議員の皆様さんにおかれましては、くれぐれも健康には留意をされ、ますます御活躍されますように心から御祈念申し上げまして、閉会前のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森光英二君） 3月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、市長及び議員から提出されました議案、また市政の当面する行政施策全般にわたり、終始熱心に御審議をいただきまして、それぞれに適切な決定がなされ、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

この間、議員各位の格別な御協力と、市長はじめ執行部の皆様方の会期中の御協力に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

日ごとに春らしさを感じる今日このごろとなってまいりました。この季節に同調するような須

岐市の発展と、また市民の健康を願い、閉会に際してのごあいさつとさせていただきます。  
これもちまして第397回須崎市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

